

平成 25 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成25年
 第4回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 12月4日～12月20日（17日間）

月日（曜日）	本会議	委員会
12月 4日（水）	提案説明等	
5日（木）	休会	
6日（金）	〃	
7日（土）	〃	
8日（日）	〃	
9日（月）	会派代表質問	
10日（火）	会派代表質問	
11日（水）	一般質問	
12日（木）	休会	予算特別委員会（総括質疑）
13日（金）	〃	〃（総括質疑）
14日（土）	〃	
15日（日）	〃	
16日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
17日（火）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
18日（水）	〃	学校適正配置等調査特別委員会
19日（木）	〃	
20日（金）	討論・採決等	

平成25年
第4回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月4日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第23号	3
	○市長提案説明（議1～22）	3
	○提案説明（議23 北野議員）	5
1	日程第3 平成25年第3回定例会議案第22号	6
	予算及び自治基本条例特別委員長報告	7
	○討 論 前田議員	9
	○討 論 秋元議員	10
	○討 論 安斎議員	11
	○討 論 小貫議員	11
	採 決	12
1	日程第4 意見書案第1号	12
	○提案説明（意1 川畑議員）	12
	○討 論 山田議員	13
	○討 論 新谷議員	14
	○討 論 高橋議員	17
	採 決	18
1	日程第5 休会の決定	18
1	散 会	18

○ 12月9日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	21
---	------	----

1	欠席議員	21
1	出席説明員	21
1	議事参与事務局職員	22
1	開 議	23
1	会議録署名議員の指名	23
1	日程第1 議案第1号ないし第23号	23
	○会派代表質問 小貫議員	23
	○会派代表質問 鈴木議員	43
1	散 会	55

○ 12月10日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	57
1	欠席議員	57
1	出席説明員	57
1	議事参与事務局職員	58
1	開 議	59
1	会議録署名議員の指名	59
1	日程第1 議案第1号ないし第23号	59
	○会派代表質問 松田議員	59
	○会派代表質問 山口議員	72
	○会派代表質問 中村議員	77
1	散 会	90

○ 12月11日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	93
1	欠席議員	93
1	出席説明員	93
1	議事参与事務局職員	94
1	開 議	95
1	会議録署名議員の指名	95
1	日程第1 議案第1号ないし第23号	95
	○一般質問 秋元議員	95
	○一般質問 成田議員	103
	○一般質問 酒井議員	109

○一般質問	林下議員	115
○一般質問	川畑議員	122
○一般質問	新谷議員	128
○一般質問	安齋議員	137
	予算特別委員会設置・付託	138
	常任委員会付託	139
1	日程第2 陳情	139
	常任委員会付託	139
1	日程第3 休会の決定	139
1	散 会	139

○ 12月20日（金曜日） 第5日目

1	出席議員	141
1	欠席議員	141
1	出席説明員	141
1	議事参与事務局職員	142
1	開 議	143
1	会議録署名議員の指名	143
1	日程第1 議案第1号ないし第23号並びに平成25年第3回定例会議案第7号ないし 第21号並びに請願及び陳情並びに調査	143
	予算特別委員長報告	143
○討 論	小貫議員	147
採 決		148
	決算特別委員長報告	148
○討 論	川畑議員	153
○討 論	安齋議員	154
採 決		155
	総務常任委員長報告	155
○討 論	小貫議員	157
○討 論	佐々木（秩）議員	158
採 決		159
	経済常任委員長報告	159
○討 論	北野議員	161
採 決		161
	厚生常任委員長報告	162

○討 論	川畑議員	163
○討 論	上野議員	165
○討 論	斎藤（博）議員	165
○討 論	成田議員	166
採 決		166
建設常任委員長報告		167
○討 論	新谷議員	168
採 決		169
学校適正配置等調査特別委員長報告		170
○討 論	小貫議員	171
採 決		172
1 日程第 2	議案第 2 4 号	172
	○市長提案説明（議 2 4）	172
採 決		172
1 日程第 3	意見書案第 2 号ないし第 1 4 号	172
	○提案説明（意 2、5 中島議員）	172
	○提案説明（意 3、4 斎藤（博）議員）	173
○討 論	山田議員	174
○討 論	川畑議員	175
○討 論	秋元議員	179
○討 論	林下議員	179
採 決		180
1 閉 会		182

議事事件一覧表

議案

議案	案第1号	平成25年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第2号	平成25年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案第3号	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
議案	案第4号	小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第5号	小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
議案	案第6号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	案第7号	小樽市税外収入徴収条例等の一部を改正する条例案
議案	案第8号	小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案
議案	案第9号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第10号	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
議案	案第11号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案第12号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
議案	案第13号	小樽市入港料条例の一部を改正する条例案
議案	案第14号	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案	案第15号	小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案	案第16号	小樽市下水道条例の一部を改正する条例案
議案	案第17号	工事請負変更契約について [桜小学校校舎及び屋内運動場耐震補強ほか改修工事]
議案	案第18号	不動産の処分について
議案	案第19号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市いなきたコミュニティセンター]
議案	案第20号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場]
議案	案第21号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市若竹住宅集会所]
議案	案第22号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市事業内職業訓練センター]
議案	案第23号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第24号	人権擁護委員候補者の推薦について

意見書案

意見書案	案第1号	「特定秘密の保護に関する法律案」の慎重審議を求める意見書(案)
意見書案	案第2号	来年4月からの消費税増税見送りを求める意見書(案)
意見書案	案第3号	2014年度地方財政の確立を求める意見書(案)
意見書案	案第4号	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書(案)
意見書案	案第5号	秘密保護法の「廃止」を求める意見書(案)
意見書案	案第6号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)
意見書案	案第7号	ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書(案)
意見書案	案第8号	司法試験合格者数を年間1,000人程度まで段階的に減少させ、裁判官・検察官の適正な増員を図ることを求める意見書(案)
意見書案	案第9号	北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書(案)
意見書案	案第10号	2014年度及び2015年度の北海道後期高齢者医療保険料の負担軽減に関する意見書(案)
意見書案	案第11号	法務省札幌入国管理局小樽港出張所存続を求める意見書(案)
意見書案	案第12号	公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書(案)
意見書案	案第13号	積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書(案)
意見書案	案第14号	「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書(案)

陳情

陳情	案第322号	共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方について
陳情	案第323号	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方について
陳情	案第324号	「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書の提出方について
陳情	案第325号～第534号	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

小貫議員（12月9日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - (1) 消費税増税の影響について
 - (2) 来年度予算について
 - (3) 交付税の「別枠加算」について
- 2 福祉部のミスとふれあいパスについて
 - (1) 福祉部内でミスが続くことへの市長の見解
 - (2) 「特別地域加算」記入漏れによる利用者負担分は小樽市が責任をもって負担すべき
 - (3) ふれあいパスの値上げについて
 - (4) ふれあいパスの鉄道利用について
- 3 JR北海道の事故と並行在来線について
 - (1) JR事故と民営化の関係について
 - (2) JRの安全確保について
 - (3) 新幹線の札幌延伸について
- 4 カジノ誘致は撤回を
- 5 新・市民プール建設について
 - (1) 総合計画後期実施計画への位置づけについて
 - (2) 過疎計画との整合性について
- 6 その他

鈴木議員（12月9日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 本市財政と平成26年度予算編成について
 - (1) 自治体格付とそれを取り巻く状況について
 - (2) 第6次小樽市総合計画中間点検報告書について
 - (3) 平成26年度予算の考え方について
- 2 本市の一般職員の構成について
- 3 小樽港の冷雪貯蔵と港湾物流の機能分担について
 - (1) 冷雪貯蔵について
 - (2) 小樽港と石狩湾新港との機能分担について
 - (3) 小樽港の物流について
- 4 NHK連続テレビ小説「マッサン」観光について
 - (1) テレビ小説「マッサン」放映時の余市町との観光連携について
 - (2) 外国人観光客誘致における後志圏との観光連携について

- 5 特別地域加算の記入漏れによる所要額の補正について
- 6 介護保険制度改革について
 - (1) 市町村移管について
 - (2) 市内介護事業所への影響について
- 7 入札及び入札不成立案件への対応について
 - (1) 入札不成立案件のその後の対応について
 - (2) 不正入札防止について
- 8 全国学力・学習状況調査の結果公表について
- 9 その他

松田議員（12月10日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - (1) 平成25年度決算の見通しについて
 - (2) 平成26年度予算編成の考え方について
 - (3) 中期財政収支見通しについて
- 2 「障害福祉サービス受給者証」への「特別地域加算」記載漏れに伴う補正について
 - (1) 経過説明
 - (2) 補正額への財源措置について
 - (3) 自己負担額変更の受給者への周知
 - (4) 加算金未請求判明後の経過
 - (5) 事故発生の責任
 - (6) 再発防止への取組
- 3 空き家対策について
 - (1) 空き家に関連しての苦情
 - (2) 条例制定に向けた市の考え方
 - (3) 空き家の有効活用
- 4 北海道新幹線について
- 5 24時間健康・医療相談サービスについて
 - (1) 救急車の不適正利用
 - (2) 医療の電話相談窓口の設置について
- 6 小樽市非正規職員について
 - (1) 職員全体における非正規職員の割合
 - (2) 嘱託員の勤務形態
- 7 その他

山口議員（１２月１０日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 本市観光を中心としたまちづくりのあり方とその方向性について
 - (1) カジノ誘致について
 - (2) 旧国鉄手宮線跡地整備と北運河、旧手宮鉄道施設のあり方
 - (3) 天狗山リニューアル構想について
 - (4) 堺町通り商店街のあり方と屋外広告物条例について
 - (5) 総括展望
- 2 その他

中村議員（１２月１０日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 「小樽観光」について
 - (1) 新たな魅力づくり
 - ア 北運河
 - イ 祝津
 - ウ 天狗山
 - エ 朝里川温泉郷
 - (2) 観光客誘致について
 - ア クルーズ客船
 - イ 国際観光
- 2 企業誘致について
- 3 中心市街地における新たな医療・福祉ゾーン計画について
- 4 超高齢化社会に求められる医療等について
- 5 医師会看護高等専修学校と市立小樽病院高等看護学院の役割について
- 6 その他

○一般質問

秋元議員（１２月１１日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 不登校・ひきこもりについて
 - (1) 不登校数、学校復帰数
 - (2) ひきこもり調査の予算について
 - (3) 相談体制について
- 2 行政評価について
 - (1) 事業評価の基準の周知等について
 - (2) 平成２５年度対象事業の選定・評価結果について

- (3) 外部評価導入自治体の視察について
- 3 孤立死について
 - (1) 小樽市の防止対策について
 - (2) 今後の連絡体制について
- 4 就学時の健康診断について
 - (1) 就学時の健康診断状況について
 - (2) 脊柱検査のモアレ検査について
- 5 その他

成田議員（12月11日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 入札制度について
- 2 カジノ誘致について
 - (1) メリット、デメリットの検証方法は
 - (2) 市民への説明方法は
- 3 その他

酒井議員（12月11日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 防災計画について
- 2 除雪に関して
- 3 企業立地について
- 4 障害者雇用について
- 5 がん対策について
- 6 フッ化物洗口について
- 7 入学式・卒業式について
- 8 学力向上について
- 9 その他

林下議員（12月11日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 婚姻歴のないひとり親家庭の母（父）を税法上の「寡婦（夫）」とみなし、寡婦（夫）控除の適用を求める
- 2 介護保険制度改革に対する小樽市の対応方について
- 3 携10運動とスマートフォンの普及に伴う依存症対策について
- 4 国の景気対策と、小樽経済の現状と対策について
- 5 その他

川畑議員（１２月１１日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 介護保険について
- 2 福祉灯油について
- 3 市道餅屋沢通線拡幅について
- 4 その他

新谷議員（１２月１１日６番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 住宅問題
 - （１）市営桂岡住宅について
 - （２）その他
- 2 除排雪問題
 - （１）今年度の取組
 - （２）福祉除雪
 - （３）置き雪対策
- 3 防災問題
 - （１）要援護者の問題
 - （２）避難路の問題
 - （３）冬季の避難路の除雪
 - （４）広報の問題
 - （５）津波避難計画について
 - （６）ハザードマップについて
- 4 その他

安斎議員（１２月１１日７番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 公共データのオープン化について
- 2 その他

平成25年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成25年12月4日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之								
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義							
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	迫	俊	哉						
財	政	部	長	堀	江	雄	二	産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一			
生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一	医	療	保	險	部	長	藤	井	秀	喜	
福	祉	部	長	三	浦	波	人	建	設	部	長	工	藤	裕	司					
会	計	管	理	者	石	崎	留	子	消	防	長	青	山	光	司					
病	院	局	長	小	山	秀	昭	教	育	部	長	山	村	幹	雄					
経	営	管	理	部	長	中	田	克	浩	総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖	久
総	務	部	総	務	課	長														
企	画	政	策	室	長															
財	政	部	財	政	課	長	佐	々	木	真	一									

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 高 野 瑠 璃 子
書 記 佐 々 木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成25年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小貫元議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月20日までの17日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第23号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第22号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の平成25年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、手宮地区統合小学校の校舎等改築事業費で、資材の納入が遅れたことにより、今年度予定していた出来高の達成が困難な状況にあることから、事業費のうち3億円を減額するほか、北海道後期高齢者医療広域連合への平成24年度療養給付費の負担金額が確定したため、その精算として8,078万1,000円を減額するものであります。

また、北海道から追加の補助内示のありました起業支援型雇用創造事業として、観光型商店街活性化モデル事業及び小樽の街並み・景色を観光資源とした観光促進事業に係る経費や、保育士等の処遇改善に取り組む私立保育所に対する保育士等処遇改善事業費を計上したほか、夜間急病センター管理代行業務費の増額など、所要の経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、使用料、国・道支出金、寄附金、繰入金及び市債を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、旧夜間急病センター解体工事費負担金、いなきたコミュニティセンター及び事業内職業訓練センターの指定管理者の管理代行業務に係る経費や、スクールバス運行経費などを計上いたしました。

また、年度をまたぐ端境期対策として、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は1億8,928万8,000円の減となり、財政規模は594億1,684万6,000円となりました。

次に、企業会計では、水道事業において、工事の早期発注を図るため、配水管整備工事費について、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

続きまして、議案第3号から議案第22号について説明申し上げます。

議案第3号職員給与条例等の一部を改正する条例案のうち、職員給与条例の一部改正につきましては、国家公務員に準じ、55歳以上の職員、医療職給料表が適用される場合は57歳以上の職員は原則昇給しないこととし、並びに公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、今年度定年退職する職員から、

無年金となる期間における再任用職員の給料月額を14万7,500円から21万3,400円に改正し、及び当該再任用職員に対し期末勤勉手当を年間で給料月額の100分の210支給するとともに、引用条項の修正など所要の改正を行うものであります。

次に、水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、職員給与条例の適用を受ける職員に準じ、企業職員である再任用職員に対しても、支給する手当に期末勤勉手当を追加するものであります。

議案第4号職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、財団法人北海道都市職員福祉協会の解散に伴い、同協会の行う事業に係る掛金等の給与からの控除に関する規定を削除するものであります。

議案第5号職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、恩給法等の一部を改正する法律の一部改正に準じ、恩給年額が控除調整下限額を超えるときは、その年額に0.9を乗じて得た額とし、その乗じて得た額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とするものであります。

議案第6号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の利率を引き下げるほか、個人市民税について、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するなど、平成25年度税制改正等に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第7号税外収入徴収条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正により市税の延滞金の利率が引き下げられたことから、これに準じて税外収入等の延滞金の利率を引き下げるものであります。

次に、議案第8号から議案第16号までについて説明申し上げますが、議案第8号及び議案第9号並びに議案第11号から議案第16号までにつきましては、いずれも消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うものであります。

議案第8号夜間急病センター条例の一部を改正する条例案につきましては、診療に係る利用料金及び文書料を改定するものであります。

議案第9号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、産業廃棄物処分手数料及び廃棄土砂処分手数料を改定するものであります。

議案第10号公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、市場関係者の福利厚生の一環として市場内に設置している厨房施設の用途廃止に伴い、当該施設の使用料についての規定を削除するものであります。

議案第11号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、集会所の利用料金及び駐車場の使用料を改定するものであります。

議案第12号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、港湾施設の使用料を改定するものであります。

議案第13号入港料条例の一部を改正する条例案につきましては、入港料を改定するものであります。

議案第14号水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、給水装置工事に係る工事費、水道料金並びに給水装置の新設工事及び改造工事に係る加入金を改定するものであります。

議案第15号簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、簡易水道事業の水道料金を改定するものであります。

議案第16号下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、排水設備工事に要する工事費及び下水道使用料を改定するものであります。

議案第17号工事請負変更契約につきましては、桜小学校校舎及び屋内運動場耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第18号不動産の処分につきましては、港町ふ頭の土地を売払い処分するものであります。

議案第19号から議案第22号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。いなきたコミュニティセンターにつきましては株式会社小樽ビル管理を、駅前広場駐車場及び駅横駐車場につきましては小樽駅前ビル株式会社を、若竹住宅集会所につきましては若竹住宅集会所管理委員会を、事業内職業訓練センターにつきましては小樽地方職業訓練協会を、それぞれ指定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。
(拍手)

○議長（横田久俊） 次に、議案第23号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、議案第23号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明申し上げます。

日本共産党が非核港湾条例案を毎回提出するのは、小樽市にアメリカの核兵器搭載可能艦がたびたび入港していますが、不幸にして小樽港に入港しているときに誤って核兵器が爆発したら取り返しのつかない重大事故になるから、核兵器を搭載しているかどうかをアメリカ側に問い合わせ、積んでいないことが証明されない限り港湾施設使用を認めるなど主張しているわけです。

不測の事態を言うのは、大事故に至らないまでも、アメリカでは核兵器に関する事故が実際に引き起こされているからです。

海軍の事故では、1965年12月5日、米空母タイコンデロガが同年11月からのベトナム沖での任務を終えて横須賀へ帰還する途中、鹿児島県奄美群島の北東部に位置する喜界島の南東約150キロメートルで、水爆1発を装着した戦闘機がエレベーターから海中に転落する事故が発生し、戦闘機の機体は乗員とともに水没いたしました。核攻撃アラートにつくため飛行甲板に戦闘機を上げる作業中のことでした。現場の水深は約5,000メートルあり、回収は不可能であったとのこと。この事故は1981年の国防総省の報告書で明らかにされ、詳しい場所については1989年に明らかにされました。

空軍の事故では、スペインのパロマレス村で米軍機が墜落事故を起こしたことを指摘しなければなりません。1966年1月17日に、スペイン南部の上空で米軍機同士が衝突し、パロマレス集落に水爆4個が落下した事故です。当時は冷戦中で、アメリカは核爆弾を搭載した爆撃機を24時間体制でソ連近辺に飛ばし続けるという作戦を実行に移す、いわゆるクロームドーム作戦を展開していました。これは、ただでさえ危険な核兵器が24時間、世界の空を延々と飛び続けるという、現在から見れば常軌を逸した作戦でした。4発の水爆を積んだアメリカ空軍に属する爆撃機B-52と空中給油機が地中海の3万1,000フィート、約1万メートル上空での給油中に衝突、墜落した事故でありました。給油機の乗員4名は全員死亡、B-52の乗員は4名が脱出、4個の水爆のうち3個がパロマレス近くの地上に落下し、1個が海中に落下しました。地上に落下した水爆のうち2個で起爆用の通常火薬が爆発し、ウランとプルトニウムが飛散し、2平方キロメートルの土地が汚染されました。米軍は1,750トンの土を除去し、ノースカロライナ州の核施設に運び込みました。しかし、2011年現在でも、30ヘクタールの5万立方メートルに500グラムのプルトニウムが残っているとのことです。スペイン政府は事故から40年後の2006年か

ら2008年に660ヘクタールを調査した結果、30ヘクタールで規制値以上、最大で40倍のプルトニウムを検出し、場所によっては深さ5メートルに達していたため、41ヘクタールを鉄条網で囲わざるを得ず、現在に至っています。

もう一つ指摘しなければならないのは、1966年、ノースカロライナ州でB-52爆撃機から落下した水爆が爆発寸前に至った事故です。エネルギー省が管轄するサンディア国立研究所の核兵器の安全管理を専門とする技術者が、事故の8年後に報告書を作成し、公表しています。報告書によれば、1961年1月23日、ノースカロライナ州ゴールズボロの空軍基地を飛び立ったB-52が、空中できりもみ状態となり墜落し、水爆2個が落下、うち1個の起爆装置が作動し、四つの安全装置のうち三つまでが解除されたが、最後のスイッチが残り、辛うじて爆発を免れたというものです。この水爆は広島型原爆260個分に当たる4メガトンの威力があり、実際に爆発すれば、死の灰が首都ワシントン、フィラデルフィア、ニューヨークなど大都市まで及び、数百万の命が危険にさらされた可能性があったという事故であります。

これらはいずれも、その時々で、世界でも最新鋭を誇るアメリカ軍の事故です。アメリカ艦船による核兵器事故は起こらないという考えが不測の事態を引き起こすのです。今回の福島第一原発事故に見られるように、放射能汚染水だけ見ても手に負えない事態を引き起こすこととなります。だから、非核港湾条例を制定し、こういう危険な要因を取り除くことは当然のことです。

また、核兵器廃絶をめぐる世界の動きは、最近の事態を見ても大きく動いています。

2013年、今年ですが、アメリカなどが行おうとしたシリアへの軍事介入は、国際世論の包囲によって阻止され、問題解決は国連に委ねられたことは、皆さんの記憶にも新しいことと思います。国連安保理は、シリアに化学兵器廃棄を義務づけ、外交的解決に道を開く決議を満場一致で採択しました。この決議は、国連事務総長が述べているように、どんな大国といえども簡単には国連憲章を踏みにじった軍事力行使はできなくなっているという点で歴史的な決議です。同時に、核兵器廃絶という角度から見れば、今回のシリアをめぐる動きの中で、化学兵器の全面禁止・廃絶は実現できるのに、なぜ究極の破壊的・非人道的兵器である核兵器を廃絶できないのか、廃絶させるべきだという方向に世界世論が大きく動き始めています。

もう一つ、2013年10月、国連総会第1委員会が発表した、核兵器の人道上的影響に関する共同声明です。125か国の連名で発表された声明は、核兵器が無差別的な破壊力によって受け入れがたい人道的結果をもたらすと指摘し、いかなる状況の下でも決して再び使われないことが人類の生存にとって利益であると、それを保証する唯一の道は、その全面廃絶であると訴えています。

これが核兵器廃絶をめぐる世界の大きな流れです。アメリカ艦船が小樽港に入港するたびにアメリカ側は、核兵器を搭載しているかどうかを明らかにしないのが同国の方針であると、市長の問い合わせに回答しています。このアメリカの回答をもって港湾施設を使用させることは無理がありますから、外務省の、アメリカ側から事前協議の申入れがないから核兵器は積載していないと判断するとの回答を根拠に、港湾施設の使用を認めています。我が党がこの場で何回も指摘しているように、核密約で、艦船に核兵器を積載したままの寄港は事前協議の対象外となっています。密約であろうと、日本がアメリカに条約上の権利として核持込みを認めていることは重大なことです。だからこそ非核港湾条例を制定し、世論を高め、小樽港での施設使用を拒否し、市民の命と安全を守るためにも、全議員の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 日程第3「平成25年第3回定例会議案第22号」を議題といたします。

これより、予算及び自治基本条例特別委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 予算及び自治基本条例特別委員会の報告をいたします。

当委員会は、継続審査中の案件であります、平成25年第3回定例会議案第22号小樽市自治基本条例案について審査を行うため、閉会中、11月1日と11月22日の2回にわたり開催されました。

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、11月1日の委員会におきましては、理事者から提出された資料である「小樽市自治基本条例(案)の考え方」等について報告を受け、本条例案は市民自治の基本理念と基本原則を明らかにするものであるから、条例前文に「憲法が掲げる地方自治の本旨に基づき」という一文を入れるべきと思うが、市は、このことは地方自治法に規定があり、条例の前提となっているため、改めて記載するつもりはないという。補足資料として作成された「考え方」にも記載がないが、前提であるというのなら、せめて「考え方」にだけでも、この一文を加えた説明を記載すべきと思うがどうか。

また、市は、これまでの議会議論を受けてもなお、本条例案の内容を修正する考えはないというが、今後、市民周知を行う中で市民から意見が出た場合や、各党派が一致して変えたほうがよいという議論があった場合においても、同様の考えなのか。

本条例案が定義する「市民」には本市の住民でない者も含まれるが、第11条では、市長は住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるとしている。しかし、それでは、まちづくりは「市民」と協働で行うとあるにもかかわらず、市にとって重要な案件については住民だけの意見を聞くことになるが、市は、「市民」の住民投票への参加についてどのように考えているのか。

また、同条では、市は住民投票の結果を尊重するとしている。住民投票の結果が市の想定と異なることも予見されるが、「尊重する」とはどのように扱うことなのか。

ニセコ町では、まちづくり基本条例について、条文の内容だけでなく、条例に基づく町の運営もチェックし、直すべき点があれば改正していると聞く。本条例案においても、条例がまちづくりに適しているかどうかを検討し、必要に応じて見直すことが規定されている以上、制定後においては、定期的な見直しを通して条例をよりよいものに育ててほしいと思うがどうか。

市では、広報おたるに本条例案についての説明を掲載し、詳細については市のホームページを見るように、としているが、どのくらいの市民がホームページを見たかが把握できないことから、ホームページでの周知の程度を検証することは難しいという。そもそもパソコンを所有していない高齢者が多いことなどから、ホームページへの掲載をもって市民周知が図られたと判断することはできないのではないのか。

また、市は、これまで行われてきた取組により、どの程度市民周知が図られたのかを、どのような方法で検証するつもりなのか。

自治基本条例は、市民と協働によるまちづくりを進めることを目的とするものであるから、制定時には市民の中にまちづくりに対する参加意識が醸成されていてしかるべきと考えるが、市民からは、全く知らない、興味がないといった声を多く聞く。市は、これまでフォーラムの開催や広報おたるへの掲載など、周知に努めてきたと説明するが、まちづくりへの市民参加を促すのであれば、現状においても、市民が本条例について話題にする程度の周知が図られていることが必要と思うがどうか。

市は、本条例案の今後の市民周知として、まちづくり団体や町会等に対し説明会を開催していくというが、市からの説明だけではなく、アンケートなど、市民から意見を発してもらうような手法をとることとで、より一層の周知につながると思うがどうか。

また、市民向けフォーラムについても考えているとのことだが、開催は年明けになるという。しかし、周知については、現在、議会で盛んに議論が交わされているのであるから、間を置かず、できるだけ早期に開催してほしいと思うがどうか。

本条例案上程時の資料は、市が作成したものではなく、策定委員会の提言書だけであったが、市長が議会に提案するに際し、その考え方を説明するものとしてこのような資料を配付した市のやり方は、議会に対する丁寧さが欠けていたのではないか。

本条例案については、広報おたるやホームページにより周知に努めているというが、市は、何をもって市民周知ができたか判断するつもりなのか。

また、条例制定後については、市民参加を担保することが大事なことを考えるが、「まちづくり相談室」を設けて、そこで市民からの相談を受け、各担当部署へつなげる取組を行っている自治体もあると聞く。本市においても、新たに相談室を設けるのは難しいにせよ、現在ある案内窓口で同様の役割を担えるよう、体制を整えてほしいと思うがどうか。などの質疑があり、採決の結果、全会一致により継続審査となりました。

11月22日の委員会におきましては、「小樽市自治基本条例案の市民周知」について理事者から報告を受け、本条例案については、この間、条文の修正を提案してきたが、それができないということであれば、最低でも「考え方」の中において、前文では「市民自治の基本理念と基本原則を掲げ」とある部分をより明確にするため、「憲法が掲げる地方自治の本旨に基づいて」との文言を挿入すること、第8条では若年世代の市民参加について触れているが、より具体的に子供の意見表明権について記載すること、第36条では、条例の見直しに当たっては市民の意見を聞くことを明記することなどを検討してほしいと思うがどうか。

条例が制定された場合、多くの市民の理解が深まっていない状況で施行されることが予想される中、制定した側である市職員の意識が高まらなければ、市民からは、条例によりただ責務を押しつけられたとしか受け取られかねないと思うがどうか。

また、市は説明会などにより市民周知を図っていくというが、それだけでは市民の関心はその場限りで終わってしまい、数年後の見直し時期には、関係者以外は無関心になってしまうといった事態も想定される。そういったことのないよう、さまざまな機会を捉え、条例のあり方を市民と話し合い、みんなでまちづくりを行っていくという意識を醸成していく必要があると思うがどうか。

本条例案は、市民を取り込みながらまちづくりを進めるものであるから、市民が具体的なイメージを持てるよう市が示していく必要がある。そのためには、職員が条例に基づいた具体的なビジョンを持ち、市民の中に率先して入っていくよう意識改革が図られなければならない。市では、職員に対して条例を念頭に置きながら業務を進めるように周知するというが、研修などでは得られる効果に限りがあると思われることから、各部署において条例に基づいたスローガンを掲げるなど、目に見える取組も必要と思うがどうか。

条例制定後の職員への周知は、まちづくりにかかわる部署を優先し、職員研修などを活用して徹底していくというが、最終的には全職員の理解が深まるように取り組んでほしいと思うがどうか。

また、職員に意識づけを継続させていくためには、1度研修を行えばよいということではなく、機会あるごとに、自治基本条例にかかわる研修等を繰り返し行っていく必要があると思うがどうか。

本条例案第20条には、市の施策の基本的な方向を示す「総合的な計画」を策定するとあるが、その構成、形態については、今後、検討を行うこととしている。現行の第6次総合計画の目標年度が平成30年度であることから、以降については「総合的な計画」を策定することになると思うが、総合計画の策

定には3年程度要していたことを勘案すると、現段階で市として、どのような計画とするのか、考え方や方向性程度は示すべきであったと思うがどうか。

条例案の市民周知については、制定前の周知が不足していたものの、市は、前回の委員会以降、市民向け説明会の開催や冊子の作成など、迅速な取組を行い、周知に努めてきたと感じる。

引き続き、さらなる周知を進めるとともに、今後は、条例制定後にどのような取組を行っていくかについても、議論を深めていってほしいと思うがどうか。などの質疑がありました。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

平成25年第3回定例会議案第22号につきましては、継続審査を主張する会派がりましたが、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、全会一致により可決となりました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○27番（前田清貴議員） 自由民主党を代表し、第3回定例会議案第22号小樽市自治基本条例案について可決の立場で討論を行います。

横山純一教授をはじめ学識経験者やまちづくり団体、学生などで構成された小樽市自治基本条例策定委員会の皆様には、公私ともに大変お忙しい中を割いて、平成22年8月から24年9月まで合計26回、約2年間にわたり、自治基本条例について議論、検討を行っていただき、小樽市にとってあるべき自治基本条例の条文やその考え方、まちづくりの課題に対しての附帯意見を盛り込んだ小樽市自治基本条例に関する提言書をまとめ、市長に提言された御苦勞には最大の敬意を表するものであります。

また、本市が掲げる自治基本条例を制定する理由として、近年、地方分権が推進され、国と地方が対等な関係になり、地方自治体の役割と責任が増し、少子高齢化がますます進む中、限られた財源で市民の多種多様な要望に対応するためには、小樽らしいまちづくりを進め、市の役割やあるべき姿を定め、市民に適時的確な情報を提供し、さまざまな諸問題を市民と協働で解決し、まちづくりを進める規範としての同条例が必要であるとの認識には、市長公約でもあることから、会派としても異論はありません。

第3回定例会での討論でも述べましたが、同条例案をこれまで継続審査とした主な理由としては、定例会の質疑を通じて、住民投票と二元代表制との整合性や、住民投票の結果を尊重する記述、「市民」の定義などそれぞれの立場で都合のいい解釈が生まれる危険性をはらんでいること、「市民自治」や「約束」などという本来なじみの薄い字句や表現に対しての解釈が統一できていないこと、また本条例の中には、市民、議会及び市それぞれの役割や責務を定める部分が多く包含され、その表記に対して不十分な部分が見られること、質疑の中で逐条解説書などが整っていれば併用し、ある程度の問題は解決できたと思いますが、これまでの質疑だけでは理事者の解釈と議員の解釈に相違があること、策定段階でのパブリックコメントの少なさなど市民の関心が低いことに鑑み、理念条例とはいえ、この条例の目的とする市民、議会及び市が互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図るには、より一層の市民周知の徹底と議会審議による理解と合意が必要であるとの考えから、継続審査を主張してきたものであります。

その後、11月1日、11月22日と当委員会が2回開催され、課題となっていた補足資料としては、「小樽市自治基本条例（案）の考え方」が提出され、前述した主要な字句、表現に対する定義、解説などの

解釈が答弁とあわせ一定程度、理解・統一できたこと、市民周知に関しては、11月1日の広報おたるに条例案について掲載され、その新聞折り込みでの配布、複数回にわたる町会長と語る会などでの説明、市ホームページの条例制定についてのページへのリンクの市長写真との並列・新着情報最上段への記載位置の変更、複数のまちづくり団体への説明、市職員へのさらなる意識向上と周知、庁舎など公共施設内の条例概要版の配置、今後のさらなるまちづくり団体などへの説明と市民周知徹底に努めることについて具体的に報告されたことから、我が会派は、今後の同条例の市民周知を申し添え、第3回定例会議案第22号小樽市自治基本条例案の可決に議員各位の賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（発言する者あり）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、議案第22号小樽市自治基本条例案について、委員長報告に賛成し、可決の態度を表明し、討論いたします。

まず、本条例案策定に際しましては、多くの市民の皆様、また横山会長をはじめ策定委員会の皆様、担当職員の御努力に対しまして、心より敬意を表するものであります。

これまで我が党といたしまして、議案第22号小樽市自治基本条例案については継続審査の態度をとってきました。その理由は、本条例案を議論する上で、条文や文言の考え方、定義についての解説書の提出が遅れたことと、市民に対しての条例の内容等の周知が不十分であると考えたからであります。

本市では、平成21年1月に庁内研究会が設置され、その後、懇話会が発足、22年8月には小樽市自治基本条例策定委員会が発足し、学識経験者を含めた12名で構成され、策定委員会26回、策定部会15回、またワークショップ、フォーラムを開催し、24年10月には策定委員会より市長への提言書が提出されました。約3年9か月の議論を経て、市は、本年6月10日から7月10日の期間で小樽市自治基本条例（原案の概要）についてパブリックコメントを実施いたしました。この概要版については、ほぼ原案に近いものであり、市民にわかりやすいようにしたものであるとの説明でありましたが、今後、市民と協働する上で重要な条例であることを考えても、原案に近い条文形式の記載でパブリックコメントを行うべきではなかったのか。また、市民へのわかりやすさという点では、解説の掲載をするべきではなかったのではないのでしょうか。

市民周知については、他市では条例施行前に町会等へ出向き、時間をかけて説明する場を設けているところもあり、そのような丁寧な市民周知を参考とするべきであったと考えます。

今回可決の態度をとるに至った理由として、一つ目に、11月22日開催の当委員会で、冒頭、理事者より報告がありましたが、市民周知という面で市民団体へは4回、町会長へは1回説明する場をつくったことは評価するものであります。

二つ目の理由は、第3回定例会での集中審議、また閉会後の2度にわたる委員会審議を踏まえまして、当初我が党といたしまして疑問としていた条文、文言の考え方については、会派として委員会の中で「小樽市自治基本条例（案）の考え方」から条文の考え方、文言の定義、意味を質疑し、改めて市民の権利や責務、議会、議員、職員の責務など当初疑問としていた件については一定の理解ができたこと、この2点が可決の態度をとるに至った理由であります。

ただ、先ほど申し上げたとおり、市民への周知、説明という点では、今後さらに多くの市民に対して丁寧な説明を行い、また条例の見直し段階では、今回の課題や反省点を踏まえた取組についても検討を要望いたします。

以上の理由により、小樽市自治基本条例案については可決を主張し、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 一新小樽を代表し、平成25年第3回定例会議案第22号自治基本条例案の可決に賛成の討論を行います。

自治基本条例案については、第3回定例会でも繰り返し述べてきましたが、市民と協働のまちづくりを進めるための基本的なルールを定めた理念条例であるにもかかわらず、大半の市民の方々に周知されていない現状がありました。集まった意見だけで判断できるものではございませんが、パブリックコメントは2件と少なく、これまでの策定委員会のフォーラムの参加者も決して多いとは言えず、市民認識が不足していました。この条例は、策定までのプロセスの中でいかに市民の皆様が参加し、その理念を共有するかということが大事でありましたが、このプロセスが不十分であったと判断し、継続審査を主張いたしました。

第3回定例会閉会后、市民周知の部分を丁寧に行う旨御説明いただきましたが、その進行を見定めたいという理由で引き続き継続審査の判断をいたしました。

その後は、広報おたるへの再度の掲載、ラジオ出演による情報発信、ホームページのトップへのリンク設置、わかりやすい解説書の作成などの情報共有に努められ、市が今できる手段を講じたということは評価いたします。ただし、今後、施行まで時間がありますので、さらなる市民周知に取り組んでいただくことを要望いたします。

自治基本条例はあくまでも理念条例であり、市民参加のためのプロセスと策定後の進行管理を市民とともに協働で進めることが一番重要であることから、今後の検証、見直し、情報共有をしっかりといただくものと認識し、自治基本条例案は可決とすることを主張し、賛成の討論を終わります。（拍手）

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、平成25年第3回定例会議案第22号は継続審査を主張して、討論を行います。

日本共産党は、自治基本条例案について、主権は市民にあり、憲法に掲げる地方自治の本旨に基づく条例であることを明記することを求めてきました。そして、この条例は、つくり上げるプロセスも市民とともにという立場で、第3回定例会の代表質問で、千葉県流山市では市民と十分な対話を保障し、つくり上げてきたことを紹介して、条例案として市民周知を図ることを提案しました。予算及び自治基本条例特別委員会の中でも、小樽市自治基本条例案が市民と協働によりまちづくりを進める基本的なルールであるにもかかわらず、条例案が市民の間に浸透しているとはいえないとして、市民周知の実現として市内3か所ほどでの説明会を開催し、その意見も踏まえて議決すべきと主張してきました。

まちづくり基本条例の先進地であるニセコ町でも、策定に当たっては、条例試案完成後、まちづくりを考えるシンポジウム、まちづくり町民講座などを開催して議論し、町民説明会を開催して2000年12月に条例可決となりました。

市としても、ホームページでの周知や町会との懇談、まちづくり団体との懇談など手だてを講じたとして、11月22日の委員会で報告がありました。しかし、その時点で懇談したまちづくり3団体は、既に策定委員会のメンバーの団体であり、市とともに条例案をつくってきた側になります。新市立病院建設のと

きには、当時の山田市長が、築港での建設反対の声が上がる中、市内5か所での説明会を開いてきました。このように過去実施してきたことがなぜできないのか、疑問が残るばかりです。

現状では市民周知の努力が図られたとは思えません。よって、引き続き審議することを主張します。議員皆さんに御賛同を呼びかけます。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて着席のまま棄権いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより採決いたします。

平成25年第3回定例会議案第22号について採決いたします。

委員長報告は可決であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号」を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、「特定秘密の保護に関する法律案」の慎重審議を求める意見書（案）の提案説明を行います。

特定秘密保護法案は、外交、防衛、特定有害活動の防止、テロリズムの防止など、日本の安全保障に関する情報を保護するため、公務員や民間業者らが情報漏えいした場合、10年以下の懲役を科され、状況によってはあわせて1,000万円以下の罰金も科すことを柱にしています。

わずか2週間という短い国会審議を通じて明らかになったのは、行政機関の長が特定秘密を指定し、その特定秘密の範囲も首相、外務大臣、防衛大臣、警察庁長官らの判断で無制限に広げられること、国民から見て何が秘密かも秘密にされること、一般国民も監視、処罰対象となるなど、この秘密保護法案の目的が国民の目、耳、口をふさぎ、知る権利や取材・報道の自由を侵害するだけでなく、日本国憲法が掲げる国民主権、基本的人権、平和主義に反する大問題を抱えていることです。

特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、適性評価で秘密を漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、契約業者の役職員、又は都道府県警察の職員に限られています。このように秘密保護法の内容が知られるにつれて、国民の中に反対や慎重審議を求める声が大きなきらりをもって多数となってきています。

9月3日から17日までのわずか15日間の期間で行った政府の意見公募、パブリックコメントでは、9万480件の意見が寄せられ、そのうち反対が77%に上り、賛成はわずか13%にすぎません。反対の主な理由は、国民の知る権利が侵される、特定秘密の範囲が不明確であるなどで当然の指摘です。政府が法案などを閣議決定する前に行う意見公募でこれほどの意見が寄せられたのは極めて異例であり、この法案に対する国民の不安が浮き彫りになったと言えます。

特定秘密保護法案をめぐって国会情勢が緊迫する中で、11月21日に東京の日比谷野外音楽堂で行われた法案の反対集会は1万人の人々であふれました。

また、11月25日に福島市内の会場で開催された地方公聴会では、7人の公述人全員から、法案に対して反対の表明や、さらなる公聴会の開催など、慎重審議を求める意見が相次ぎました。

しかし、政府は、その翌日の26日に衆議院で採決を強行しました。今、参議院において議案審議されていますが、日本国民の暮らしと人権、平和、民主主義、国民主権にとって極めて重大な問題です。

全道の世論調査を見ても法案に反対が65%に達しており、「今国会にこだわらず慎重に議論すべき」、こういう声が70%、「廃案にすべき」が18%あり、9割近くの道民が慎重な審議、廃案を求めています。小樽市議会としても、全会派、全議員の総意として特定秘密に関する法律案の慎重な審議を求めるものです。全会派、全議員の皆さんの御賛同を期待しまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○24番（山田雅敏議員） 自由民主党を代表して、意見書案第1号「特定秘密の保護に関する法律案」の慎重審議を求める意見書（案）の可決に反対の討論を行います。

特定秘密保護法案の概要は、国民の安全の確保のため、防衛、外交など他国とのさらなる信頼関係の構築を目的に、外交など4分野23項目を特定秘密に指定し、一定期間は開示しないことと、公務員などの情報漏えいに対して、これまで以上の罰則を規定するものです。

例えば、自衛隊の保有する武器や性能、重大テロが発生した場合の対応要領といった国と国民の安全にかかわる重要な情報が、この法案の内容に当たります。

以前より日本では、他国のスパイ活動が盛んに行われ、やりたい放題と言われてきました。防衛上の機密や企業のテクノロジーを狙った犯罪がこれまで多数発生していることは、議員の皆さんも御承知のことと思います。

9月3日から15日間行われた、同法案に対するパブリックコメントの主な意見では、国民の知る権利や報道の自由が侵害される不安、現行制度で十分であり新たな法律を制定する必要はないなど反対意見が寄せられている一方で、我が国の安全保障のためには秘密を守ることは重要だ、秘密保護に関する罰則が軽すぎるので漏えい事件が後を絶たない、法律を成立させ、国内のスパイを早く取り締まれるようにしてほしいなどの賛成意見も寄せられています。

国にとって大事な情報、秘密は、しっかり守らなければいけない。

（発言する者あり）

御家庭でもクレジットカードの暗証番号は他人に知られないようしっかりと保護していることと同じです。

また、この情報の保護では熱心取材を行う新聞記者が処罰されてしまうのではないかとこの心配がありますが、例えば公務員に根気強く執拗に説得、要請を続けた場合でも、報道機関による正当な取材活動は処罰の対象になることはありません。

（発言する者あり）

また、広く国民が処罰の対象になるという心配については、この法案は特定秘密を取り扱う公務員等においてこれを漏えいした場合の罰則を規定しており、一般市民が知らない間に特定秘密を知ったとしても、この法案に違反することはありません。ただし、公務員以外の者について暴行や窃盗、うそをつ

いて特定秘密を取得した者は例外です。

(発言する者あり)

他国から寄せられた重要な情報や自衛隊の最新装備に関する秘密は、漏らしてはならない第一級の情報です。

自民党、公明党、みんなの党、日本維新の会の4党が、共同でまとめた特定秘密保護法案の修正案が衆議院特別委員会に提出、11月26日に賛成多数で可決され、現在、参議院に送られ、審議されています。特定秘密の保護に関する法律は、早期に成立させ、施行させなければなりません。議員各位の賛同をお願いするとともに、意見書案の可決に反対し、討論といたします。(拍手)

(「慎重審議にも反対するのか」と呼ぶ者あり)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○21番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいま提案された「特定秘密の保護に関する法律案」の慎重審議を求める意見書(案)の可決を主張する討論を行います。

提案説明にあったように、この法案は、国民の目、耳、口をふさぎ、知る権利、取材・報道の自由、言論の自由を侵害し、日本国憲法が掲げる国民主権、基本的人権、平和主義に反するものです。

法案の問題点の第1は、何が秘密かも秘密で、自分が接した情報が特定秘密かどうかわからないまま処罰されることです。

法案は、特定秘密の範囲として、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報を掲げています。防衛については自衛隊の運用、装備、施設など、あらゆる事項が対象となり、特定有害活動については核兵器、化学・細菌兵器、ロケットやミサイル、無人航空機などの輸出入活動までが秘密の範囲にされてしまいます。現在でも政府が保有する特別管理秘密等の文書は、42万件もあります。衆議院の審議の中で安倍首相は、新たに特定秘密の件数について、現時点で確たることは申し上げることは困難と申すだけです。ですから、先ほど山田議員が秘密の件数は23項目と言いましたが、その保証は何もないのであります。このように、秘密の範囲が極めて曖昧です。

自民党のホームページの特定秘密の保護に関する法律Q&Aで、原発事故やTPPに関する情報は特定秘密の指定の対象とはならないと書いてありますが、テロリズムの防止という口実で原発施設の配置や、原子力規制委員会、原子力規制庁が持つ原発情報は特定秘密の範囲となり、福島第一原発事故後、続いている汚染水漏れは、場所が特定されるという理由で隠されるおそれが十分あります。

実際、福島第一原発事故時、政府は、SPEEDIのデータを米軍にはすぐに提供したのに、周辺住民にはすぐに知らせなかったため、線量の高い地域に避難し、避けられたはずの被曝をした被災者もいました。このことは、11月25日に福島市で開かれた地方公聴会で、7人の公述人のうち4人がSPEEDIの情報を開示しなかったことを批判し、全員が福島第一原発事故をめぐる政府、東電の対応に怒りと不信を表し、自民党、公明党推薦の公述人も、法案には慎重審議を求め、賛成は一人もいませんでした。にもかかわらず、翌日、数の力で衆議院で採決したことは、この法案がより多くの国民の反対に遭わないうちに決めてしまおうという狙いが見え見えます。まさに民主主義を踏みじじる暴挙ではありませんか。公明新聞12月1日号に、SPEEDIは特定秘密に当たらないと書かれていますが、安倍首相が言うとおりの特定秘密の範囲が決まっていないのですから、断定できないではありませんか。

また、事前協議なしでアメリカが日本に核を持ち込める核密約の存在は、米公開文書や当時の外務省担当者の証言でも裏づけられているにもかかわらず、政府はいまだに密約は一切ないという過去の答弁

を撤回しようとしていません。先ほど北野議員が非核港湾条例案提案である述べたことは、日本では一切調べられないことになり、市民の安全を守ることもできなくなります。

原発事故でも日米密約でも情報隠しに何の反省も検証もなく、新たな秘密保護法制をつくれば、日本は暗黒社会になってしまいます。

第2に、秘密を指定するのが行政機関の長であることです。

外務大臣、防衛大臣、警察庁長官らの勝手な判断で秘密の範囲をいくらでも広げることができます。

第3に、秘密にしておく指定期間です。

法案では、5年を超えない範囲内で有効期間を定め、要件を満たすときは、さらに有効期間を延長し、その期間は30年とされていたものが、修正協議で60年にされました。日本は、さまざまな情報を隠して太平洋戦争に突入り、60年以上たっても従軍慰安婦の問題など、その責任がとられていません。

このように、秘密の下で内外に多大な損害を与えて、誰がどのようにその責任をとるのでしょうか。それについては何も記述されておりません。しかも、法案を担当する内閣情報調査室は、文書の廃棄や秘密指定の更新も秘密にすると説明しています。

第4に、適性評価の問題です。

秘密として指定された情報を取り扱う公務員や民間企業社員が情報を漏えいするおそれがないか、適性評価という名目で住所や生年月日だけでなく、犯罪歴や懲戒歴、外国への渡航歴、精神疾患、飲酒、信用状態や経済状況など徹底的に調査されます。さらに、身辺調査は、本人だけでなく、配偶者や子、父母、兄弟姉妹、配偶者の親族、同居人も対象になり、まさしく人権侵害そのものです。

第5に、罰則は一般国民も対象になることです。

先ほど山田議員は、対象は公務員と言いましたけれども、法案第23条で、特定秘密を保有する者の管理を害する行為により特定秘密を取得した者、また未遂でも罰することが明記されており、第24条にも教唆、扇動した者も懲役に処すると書かれており、その範囲は書かれていませんから、処罰の対象にならないという保証は何もありません。恫喝などという文言は一言もありません。

公務員や民間業者らが情報漏えいした場合、10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役とあわせて1,000万円以下の罰金も科せられるほか、省庁間のやりとりで特定秘密を知った人が情報漏えいした場合も5年以下の懲役と、状況によっては罰金500万円以下の懲役が科せられ、漏えい未遂や過失でも処罰されます。裁判にかかっても肝心なことが秘密ですから、弁護士も裁判官も十分な審議ができないということになります。

法案が成立したら、偶然ある情報に接触したというだけで逮捕されたり、家宅捜査されたりする可能性があります。例えば、地方行事で展示されていた自衛隊の地对空誘導弾の詳細な装備をブログなどに写真つきで詳しく書き込んだ場合、特定秘密保護法の特定秘密取得行為で処罰される可能性があり、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為として、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられます。日本には既に不正アクセス禁止法があるにもかかわらず、新たにこの処罰規定を設けたのは、特定秘密に近づく行為を広く処罰する狙いがあるからです。不正アクセス行為の定義も曖昧で、何が不正アクセス行為かの判定は、行政機関や捜査当局によって決められます。

また、法案では、特定秘密を持つ人に情報を求めることも、特定秘密を保有する者の管理を害する行為として処罰対象です。集会の訴えや取材の指示まで罪になるのです。

公明党は法案に国民の知る権利、報道の自由を盛り込んだと言いますが、法案の第21条第1項は「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」という文言で、報道・取材の自由は保障ではなく、あくまで配慮にすぎません。知る権利は、報道・取材の自由さ確保

されれば保障されるというのではなく、秘密の必要な情報に自由にアクセスできる、国民一人一人が持つ権利です。秘密保護法案は、この知る権利の行使自体を犯罪扱いし、警察に日常的に国民を監視させる仕組みをつくるものです。

第21条第2項に出版・報道業務の従事者の取材行為について「法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」という条文が加えられましたが、取材を処罰しないとどこにもありません。正当な業務による取材でも処罰され得る曖昧さを残しています。特定秘密を得ようとする行為そのものが犯罪となり、たとえ最終的に正当な取材と認められても、家宅捜査で記者のパソコンや携帯電話を押収されるだけで、メディアにとっては大打撃となります。「知る権利の保障に資する」とは書いても「知る権利を保障する」と書けないところに、知る権利とは両立しない法案の仕組みが凝縮されているのではありませんか。

公明新聞12月1日号にQ&A特定秘密保護法案が載っていますが、それだけ支持者の皆さんが懸念しているということではありませんか。

このように、何が秘密かも秘密で、集会の訴えなども厳罰化されては、憲法に保障されている知る権利、報道の自由、権利が侵され、国民は物を言えなくなってしまいます。

さらに、国権の最高機関であるはずの国会が行政の監視下に置かれ、安全保障委員会の秘密会で明らかにされた情報の是非を、自分の所属する政党に持ち帰って議論することも、専門家に意見を聞くこともできなくなり、当たり前の議会政治ができなくなります。国会は、主権者・国民の代表機関であり、行政を監視する立場にあるのに、国政調査権も形骸化され、行政と官僚の下に置かれることとなります。

また、第三者機関の設置については、参議院の審議の中で、森担当大臣は法律の施行まで第三者機関を設置すると述べましたが、自民党のQ&Aには「特定秘密の性質から行政機関以外の第三者が扱うことは適当でない」と書かれており、磯崎首相補佐官も「行政からの完全な独立ではない」と述べています。第三者機関を設置すればよいという軽いものではないのです。

特定秘密保護法案での広範な秘密指定、共謀、教唆、扇動などで処罰される国民威嚇の仕組みは、日本が太平洋戦争に突入した1941年に施行された国防保安法に酷似していると、特定秘密保護法の制定に反対する刑事法研究者の声明で指摘されています。特定秘密保護法案との共通点の一つは、秘密の範囲が広く曖昧で、何が秘密かも秘密なことです。内容について否定するのが行政機関の長であるのも同様です。知らぬ間に犯罪者とされ、処罰される仕組みも同様です。開戦前夜、国民を統制し、戦争へ導いた国防保安法とうり二つの特定秘密保護法案を認めるわけにはいきません。

特定秘密保護法案は、その危険性が知れるにつれ、国民各界各分野から廃案を求める声が広がっています。

日本弁護士連合会、日本民間放送連盟、メディア総合研究所、日本ペンクラブ、29の劇団、日本雑誌協会、国連人権理事会、日本外国特派員協会など多数に加え、11月28日にはノーベル賞受賞者や学者らが分野を超え、特定秘密保護法案に反対する学者の会を結成し、憲法の定める基本的人権と平和主義を脅かす立法で、直ちに廃案すべきと声明を発表し、賛同者も増え、内外の学者2,000人を超えました。

12月2日には、特定秘密保護法案に反対する音楽・美術・演劇・映像・出版など表現に関わる人の会が立ち上げられ、法案に反対する声明を発表、坂本龍一氏、ピーター・バラカン氏、村上龍氏ら91人が発起人に名を連ね、衆議院での強行採決に強く抗議し、速やかに廃案とするよう求めています。

12月3日には、特定秘密保護法案に反対する映画人の会が発足、高畑勲氏、山田洋次氏、宮崎駿氏、大林宣彦氏、大竹しのぶ氏ら264人の賛同が寄せられています。

このように、反対は空前の規模で広がっています。12月3日の北海道新聞に、同社が実施した全道世

論調査の結果が報道されていました。法案に反対が65%に達し、賛成の26%を大きく上回り、「今国会で成立させるべきかについては、今国会にこだわらず慎重に議論すべきだ」が70%、「今国会で成立させるべき」の12%を大きく上回っています。

自民党の石破幹事長は、ブログで法案反対の市民のデモをテロと同列視したことに對し、国民の批判を浴び、ブログにおわびと訂正を掲載したものの、依然として本来あるべき民主主義とは相入れないと発言しています。特定秘密保護法案では、政治上その他の主義主張に基づく国家、若しくは他人に強要する行為をテロと列挙していることは、この発言は失言ではなく、秘密保護法案と軌を一にした発言であって、法案の弾圧法としての危険な本質をあらわにしているものです。

国民世論に押され、参議院では、衆議院で法案を共同提案した日本維新の会、賛成したみんなの党も徹底審議に回り、7野党一致しております。日本共産党は、政党間で連携し、院外の国民の闘いとスクラムを組み、法案の廃案を求めるものですが、少なくとも世論調査の慎重審議を求める声に応えることでは一致できると考えます。

自民党、公明党、無所属議員の皆さん、今、市民の意見・要望を聞くために市民の中に入る努力をしている小樽市議会が、慎重審議を求める世論に背くことができるでしょうか。今こそ一致した議会意思を示そうではありませんか。このことを呼びかけて、討論を終わります。（拍手）

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 公明党を代表し、意見書案第1号「特定秘密の保護に関する法律案」の慎重審議を求める意見書（案）について、否決の討論を行います。

現在、臨時国会の参議院の中で審議されている特定秘密保護法案とは、安全保障に関する情報のうち防衛、外交、特定有害活動防止、テロ防止の4分野に限って、行政機関の長は特定秘密に指定できるものであります。この特定秘密保護法案の必要性についてであります。大量破壊兵器や国際テロ活動に適切に対処するためには、安全保障に関する重要な情報を入手し、その漏えいを防止し、国民の安全や国益を守ることは、喫緊の課題であります。

現在、国家公務員法や自衛隊法などにも秘密を漏えいした公務員を処罰する規定はありますが、量刑の問題や情報の対象が限定されており、我が国の安全保障に関する重要な情報漏えいを防ぐ法整備は万全とは言えない状況にあります。情報管理が万全でなければ、諸外国は重要な情報を我が国と共有しようとはしないわけであり。特定秘密を守るための法整備は、国際基準となっております。

さて、臨時国会で審議されてきた主な内容を見ますと、懸念されている第三者機関についてですが、特定秘密指定の妥当性をチェックする第三者機関を設置すべきとの指摘に、森内閣府特命担当大臣から、国民のための情報なので、なるべく明らかにしていくことは重要であり、指摘を謙虚に受け止め検討したいとの政府答弁がありました。

また、知る権利について、報道機関の萎縮で国民の知る権利が制約を受けるとの指摘に安倍総理大臣は、知る権利は十分尊重されるべきである、捜査機関も取材の自由に十分配慮した法の運用が行われると認識していると答弁しました。この件については、法案では特定秘密を対象にした取材について刑法第35条が処罰しないと定める正当な業務と明記され、これにより特定秘密の報道は脅迫など法令違反や著しい不当な方法による取材以外は正当な業務とされ、処罰対象とならないわけであり。また、国会審議の中で参考人の意見として、首都大学東京法科大学院の前田雅英教授からは、特定秘

密保護法案は、世界の秘密保護の標準からいってごくごく常識的で、しかも秘密保護と報道の自由のバランスも非常によくとれている、また東京大学大学院の長谷部恭男教授からは、特別な保護に値する秘密を政府が保有している場合には、みだりに漏えい等が起こらないよう対処することには高度の緊要性が認められるし、それに必要な制度を整備することも十分に合理的であるなど、こういう賛成、また反対の両方の立場から、さまざまな識者の意見が述べられ、いろいろな角度から審議が進められてきたと認識しております。

このような中、国会審議の中で衆議院での審議時間は約46時間であり、秘密指定の範囲や期間などが修正され、可決となったところであります。現在、良識の府である参議院で審議中ですが、さらに深めた議論が行われるものと思っているところであり、審議時間もしっかりととられているものと思っております。

(発言する者あり)

したがって、相応の審議が進められており、一定の審議経過の後には採決に至るのは議会制民主主義においてやむを得ないものと考えます。ただ、政府に対しては、国民の不安ができるだけないようにしっかりと説明責任を果たすことを要望するものであります。(拍手)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより採決いたします。

意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において可否を裁決いたします。

本件につきましては、議長は否決と裁決いたします。

(発言する者あり)

日程第5「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月5日から12月8日まで4日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時32分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 小 貫 元

議 員 山 田 雅 敏

平成25年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成25年12月9日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	5番	成	田	祐	樹
6番	安	斎	哲	也	7番	小	貫		元
8番	川	畑	正	美	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	上	野	智	真	15番	濱	本		進
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々	木		秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々	木		茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（1名）

4番 吹 田 友三郎

出席説明員

市 長	中松義治	副 市 長	貞村英之
教 育 長	上林 猛	病 院 局 長	並木昭義
水 道 局 長	飯田俊哉	総 務 部 長	迫 俊哉
財 政 部 長	堀江雄二	産 業 港 湾 部 長	佐藤誠一
生 活 環 境 部 長	前田孝一	医 療 保 險 部 長	藤井秀喜
福 祉 部 長	三浦波人	保 健 所 長	秋野恵美子
建 設 部 長	工藤裕司	会 計 管 理 者	石崎留子
消 防 長	青山光司	病 院 局 長	小 山 秀 昭
教 育 部 長	山村幹雄	経 営 管 理 部 長	
総務部総務課長	佐藤靖久	総 務 部 長	中田克浩
		企 画 政 策 室 長	
		財 政 部 財 政 課 長	佐々木 真一

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	伝里純也
調査係長	沼田晃司
書記	木戸智恵子
書記	深田友和

事務局次長	中崎岳史
議事係長	柳谷昌和
書記	高野瑠璃子
書記	佐々木昌之
書記	伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第23号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

あらかじめ申し上げます。

代表質問に当たっては、質問通告の大項目の順で質問を行い、再質問、再々質問がある場合は、それぞれ一括質問で行うことといたします。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して質問します。

最初に、消費税増税に関連して伺います。

地方財政や地域経済に大きな影響を及ぼす消費税増税について、安倍首相は、来年度から3パーセント増税し、8パーセントとすることを閣議決定しました。しかし、消費税増税は当初全額を社会保障に言いながら、介護保険の要支援外しや年金の引下げ、生活保護基準の引下げなど、社会保障解体を進めています。しかも、増税の8兆円のうち、法人税の復興増税の廃止を含め、6兆円の経済対策を行うと表明しました。8兆円の大増税で景気を悪化させ、6兆円もばらまくということは、経済対策、財政施策としても支離滅裂な話です。社会保障に回すお金が生まれてきません。

市長は、これまでの経過から、消費税が社会保障の拡充に使われてきたと考えているのでしょうか。考えを聞かせてください。

また、今度の増税も社会保障拡充に使われるとお考えなのか、お聞かせください。

政府は、東日本大震災の復興のために、所得税の復興増税は25年間、個人住民税の増税は来年度から10年間続け、法人税の復興増税は3年間の増税さえ1年前倒して廃止にするとすることに、被災地から怒りの声が上がっています。1997年に消費税が3パーセントから5パーセントに引き上げられたときの国の税収は、1999年度には消費税収が5.4兆円増えましたが、消費税以外の税収が11.4兆円減収となり、差引きで6兆円の減少となりました。

このように、消費税の増税は、より国家財政を悪化させることは、歴史的に見ても明らかです。増税翌年の1998年度の政府の年次経済報告も、1993年秋からの景気回復が、1997年度に入って消費税率引上げ等によって、景気は停滞状態となったと述べています。小樽市においては、1996年度の市民税収入は74億6,150万円、1999年度の市民税収入は65億5,890万円であり、約9億200万円の減収です。また、昨年度決算と比較しても、1996年度比で15億1,600万円の減収となっています。

生活保護との関係で言えば、月平均受給者数は、増税前1985年度に保護率3.05パーセントでしたが、その後減少傾向となり、1996年度には3,702人、保護率2.36パーセントとなりました。増税後一転し、1999年度には4,024人、2.62パーセントに上がり、その後も増え続けています。同じように、1996年度の準要保護認定人数は12.1パーセントでしたが、1997年度には13.1パーセント、1999年度には16.2パーセントに引き上がっています。

小樽市内においても、経済を冷え込ませ、貧困を拡大してきた原因の一つが消費税増税です。3パーセントから5パーセントへの増税のときを見ても明らかのように、消費税増税によって市民生活への影

響は避けられません。1997年度の消費税増税が市民生活を苦しくさせ、税収の減少や生活保護受給者の増加につながったと思いませんか。また、今後の消費税の増税は市内経済の悪化を招くと思いませんか。市長の見解を示してください。

次に、来年度消費税が増税された場合の小樽市財政に及ぼす影響についてお伺いします。

小樽市一般会計歳出における消費税増税の影響額について、2013年度当初予算を基に示してください。

また、消費税の増税に伴う国からの財源はどうなっているのか、あわせて示してください。

新年度予算編成における消費税増税による歳出増に対する小樽市の基本的方針はどのようになっていますか、説明してください。

本定例会に、消費税増税の閣議決定に伴って、八つの条例を改定する議案が提出されています。その中で、特に市民負担が増額する条例に水道と下水道があります。日本共産党は、消費税転嫁により水道料金の引上げになる場合は、小樽市水道料金等審議会を開き、決定することが必要だと、過去の消費税導入時期にも主張をしてきました。市民には値上げになることから、審議会を開くべきではありませんか。

日本共産党は、毎年の議会で、水道料金などの公共料金に消費税を転嫁することをやめるように指摘してきました。これは、憲法の原則や近代税制の原則から、生計費非課税という立場に立った税制の確立が必要だからです。来年度消費税が増税された場合、2012年度決算を基にすれば、水道料金や下水道使用料への消費税増税転嫁分は幾らになりますか。

また、市民生活を応援し、住みやすい小樽を目指す上でも、公共料金の消費税増税転嫁を中止することを検討できませんか。お答えください。

消費税を増税すること自体、日本共産党は反対をしています。ただ、将来的には消費税の増税は必要だろうとする人たちの中にも、今の経済状況の中で、来年4月の消費税増税は行うべきではないとする人たちもいます。日本共産党はこのような人たちとも協力し、来年4月の消費税増税撤回という一点での共同を広げているところです。小樽市民に負担をかぶせる来年4月の消費税増税を撤回することが市民生活と営業を守る道です。市長の見解を示してください。

次に、新年度予算にかかわってお伺いいたします。

2013年度当初予算は、他会計などからの借入れなしに財政調整基金を取り崩し、収支均衡予算を編成しました。今後も予算編成には10億円前後の財源不足が生じるとの説明でした。新年度当初予算では財源不足はどの程度になりますか、お示してください。

小樽市中期財政収支見通しでは、来年度で財政調整基金を使いきってしまう見通しでしたが、現時点での来年度末の残高見込みは幾らになりますか。

政府の経済財政諮問会議の民間議員は、地方交付税の別枠加算を廃止するよう提言する方針を固めたと報道がありました。このことに対して、11月27日、全国知事会など地方六団体は別枠加算の堅持を求めています。報道によると、民間議員は、地方財政の健全化を図るためには歳入歳出両面の改革に取り組む必要があると指摘しているといえます。しかし、この議論は地方自治体の実態を顧みないものです。別枠加算はどのような事業に活用されてきて、小樽市財政にどのような効果があったのか、説明してください。

市長は別枠加算を廃止する動きについて加算堅持を求め、積極的役割を發揮していただきたいと思えます。御意見をお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) 小貫議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、消費税の使途についてですが、平成11年度以降、その使途が基礎年金、老人医療、介護の高齢者3経費に限定されており、このたびの消費税率引上げに伴う社会保障制度改革は、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するために、総合的かつ集中的に推進するとしております。

引上げによる消費税収については、持続可能な社会保障制度確立のため、年金、医療、介護、少子化対策に用いるとされておりますので、社会保障の財源として活用されるものと考えております。

次に、平成9年度の消費税引上げが市税収入の減収や生活保護受給者数の増加につながったのではないかとのことですが、平成11年度の市民税収入が減少しているのは、個人市民税の減税の上限額の引上げや法人税の税率が引き下げられたことに伴う法人市民税への影響などが大きいものと考えております。また、生活保護受給者数は平成9年度から増加しておりますが、これが消費税の引上げの影響だけによるものとは考えておりません。

次に、消費税増税による市内経済への影響につきましては、消費税率の引上げに伴って、駆け込み需要やその反動減、さらに消費マインドの冷え込みが予想されますが、政府はその対応として、消費税率の引上げの影響緩和と持続的な経済成長につなげることを目的に、経済政策パッケージや国費ベースで5兆円を上回る規模のさまざまな取組を閣議決定しております。これらの施策は地域経済への波及効果も見込まれるものであり、今後、国が予算化とともに具体的な事業内容を示す予定でありますので、それらの動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、一般会計歳出における消費税増税の影響額につきましては、平成25年度当初予算で試算した場合、約2億6,700万円となります。また、消費税の増税に伴う国からの財源につきましては、引上げとなる消費税率3パーセントのうち、0.92パーセントが地方への配分となり、0.7パーセントは地方消費税交付金として、0.22パーセントは地方交付税の原資となり、地方交付税として交付されます。

次に、新年度予算編成における消費税増税による歳出増に対する基本的方針とのことですが、平成26年度予算編成方針において、行政サービスのコストの低減や質の向上を進め、物価の上昇や消費税の増税分については安易な歳出の増とならないよう留意する、この旨各部に通知しております。

次に、水道料金等審議会の開催につきましては、審議会は私の諮問に応じ、水道料金及び下水道使用料の額について審議するため設置するものであります。このたびの改正は消費税法等の法律に基づく税率に合わせたものであり、選択できる余地がないことから、審議会への諮問は行っておりません。

次に、水道料金と下水道使用料への消費税増税転嫁分につきましては、平成24年度決算を基に税率8パーセントで試算しますと、水道料金で約7,540万円、下水道使用料で約5,980万円となります。

次に、公共料金の消費税増税転嫁についてですが、平成26年4月1日から消費税率引上げに合わせて改定を予定している使用料等につきましては、港湾関係などの一部を除き、水道料金や下水道使用料、産業廃棄物処理手数料など、いずれも消費税の課税対象となる企業会計や特別会計における公共料金であります。各会計は消費税の納税義務を負うものであり、条例等で規定している料率は消費税の税率に合わせるべきものと考えております。

次に、来年4月の消費税増税についてですが、政府は低所得者対策として、簡素な給付措置などの対策のほか、食料品など生活必需品の税率を低くする軽減税率も検討しておりますが、家計や市民生活、

さらには市内経済に一定程度の影響があるものと考えております。しかしながら、真に国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を国が責任を持って確立していく必要があり、その財源を安定的に確保するためには欠かせないものと考えております。

次に、来年度予算についてですが、まず新年度当初予算の財源不足はどの程度かとのことですが、25年度当初予算では約12億円の財源不足が生じたこと、歳入では、人口減等により市税収入の増加が見込めないことや地方交付税の動向も不透明であること、歳出では、扶助費などの自然増や消費税増税の影響、さらには新たな財政需要にも対応しなければならないことなど、具体的な不足額を現段階でお示しすることはできませんが、新年度予算編成においても多額の財源不足が見込まれるものと考えております。

次に、中期財政収支見通しにおける来年度末の財政調整基金残高の見込みについてですが、現在、平成24年度決算及び平成25年度補正予算を考慮した中期財政収支見通しの見直し作業を行っているところであります。

次に、交付税の別枠加算についてですが、まず地方交付税の別枠加算の活用と効果とのことですが、別枠加算は国が法定率分とは別枠で交付税総額に加算しているものであり、地方交付税として交付され、一般財源として活用しております。また、その効果としては、加算による本市の地方交付税総額の一定水準が確保されているものと考えております。

次に、別枠加算の堅持に向けた取組につきましては、地方交付税の減額は本市の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、これまでも北海道市長会や全国市長会を通じて別枠加算の堅持を要望してきております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）

○7番（小貫 元議員） 次に、障害者福祉の特別地域加算の問題とふれあいパスについてお伺いいたします。

最初に、特別地域加算についてです。

経過については各会派には説明が行われ、既に新聞報道がされています。近年、業務上のミスが多発しています。2010年2月に福祉医療助成事業にかかわる高額療養費の立替金について、長期にわたり未請求があり、6,750万円の損害を市財政に与え、しかも時効となっている1,020万円も北海道に返還しました。この時点で業務事故防止の指針を作成し、再発防止策を講じたといいます。この指針では、市民からの苦情、相談や問い合わせについて情報を共有するとして、次のように記載しています。「簡単な問い合わせは別にして、業務や制度に係る苦情や相談、問い合わせについては、てん末を含めて、係内で情報を共有するとともに、疑問点があれば業務に問題がないかを調べて内容を整理しておきましょう」と、このようにあります。今回の特別地域加算の問題では、昨年12月に事業所から指摘を受けたにもかかわらず十分調査していなかったということですが、指針で述べられている情報の共有は図られていたのでしょうか、説明してください。

特に、福祉部で業務ミスが続いていることについて、担当者の問題ではなく、ミスを生じさせないシステムが機能していないからではないでしょうか。業務ミスが続く原因について、市長の見解をお聞かせください。

小樽市にはコンプライアンス推進室が設置されています。今回の件について、コンプライアンス推進

室はどのような役割を果たすのでしょうか。

また、一連の業務ミスにおいて、コンプライアンス推進室の役割についてもお示してください。

特別地域加算について、市民税課税世帯は1割の自己負担に15パーセントが加算され、負担となりますが、福祉部の説明では、2010年度から2012年度の3か年の利用者負担約22万円について、事業所が利用者に負担させるわけにはいかないということで、事業所が負担する予定だと聞いています。しかし、このたびの支給漏れは、小樽市の制度に対する認識不足で起こったことです。市の責任をどのように考えているのでしょうか、市長の考えをお聞かせください。

また、利用者分の負担は事業所負担ではなく市が負担すべきと考えますが、お答えください。

次に、市内バスでのふれあいパスについて伺います。

1997年度から、市民の強い要望を受けてふれあいパス事業が始まり、2004年度には有料化となりました。地域福祉課によれば、消費税増税になれば、中央バスの料金改定で現行210円が220円に上がり、中央バスは、市内路線が赤字となって収支の悪化傾向が続いているということを理由に、ふれあいパスの事業者負担の軽減がなければ新年度からの契約に応じることは難しいと、市に申し入れてきました。これを受けて、市は利用者負担を20円引き上げることを検討しているといえます。消費税が増税されたとしても、現行の運賃が210円ですから、税抜き運賃は200円となります。それが消費税の増税分8パーセントを掛ければ216円となり、消費税増税分は6円となります。それがなぜ20円の値上げにつながるのでしょうか、説明してください。

中央バスは赤字の原因をどのように説明していますか。

また、路線としては、どの路線が赤字の原因となっているのでしょうか、主な路線名を示してください。

ふれあいパス利用者は回数券によって精算をしています。しかし、回数券をちぎるのが大変、なくしてしまう、一度にお金を払うことが大変など、回数券方式を不便に感じている利用者の声をよく聞きます。回数券方式をやめて現金でのやりとりに切り替えるには、どのような問題が生まれてくるのでしょうか。現金での取扱いに切り替えるよう、バス事業者と交渉してはいかがでしょうか。

70歳以上の人口比率は、1997年度13.70パーセントから、今年10月末の数字では25.39パーセントとなり、小樽市民の4分の1がふれあいパスの対象者となります。1997年の第1回定例会で当時の新谷昌明市長は、「生きがい健康対策といたしまして、これまで懸案でありましたふれあいパス事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加を支援してまいります」と提案理由を説明しています。ふれあいパスが果たしている役割について、市長はどのようにお考えですか。

値上げにより、利用者数が減少すれば、バスが減便になることが考えられます。このことによる市民生活への影響を市長はどのようにお考えですか。

市は、消費税増税に伴うバス料金の値上げが行われ、市の説明する負担割合にした場合、ふれあいパス事業の現状維持では市の負担が約4,400万円の増、100円のワンコインに戻すならば約6,600万円の増になるといいます。2012年度のふれあいパス事業の対象者数と事業費を基に試算しますと、対象者1人当たりの事業費でいえば、2012年度は4,274円、市民負担が100円となった2004年度は5,498円であり、1,224円下がっています。対象者を2012年度並みとすれば、事業費が約1億8,758万円で、2012年度比4,200万円のプラスとなります。高齢者の積極的な社会参加を支援する目的ならば、対象者が増えている実態からも、事業費の引上げが必要ではないでしょうか。消費税増税によるふれあいパス利用者の負担引上げ撤回を求めます。お答えください。

次に、ふれあいパスの鉄道利用について伺います。

ふれあいパスの鉄道利用は、扶助費では1997年度には約290万円でしたが、2012年度には903万円と、約3倍に上がっています。鉄道利用への扶助費が増えている理由を説明してください。

ほしみ駅と小樽駅間は1年度20枚で、塩谷駅と南小樽駅間は30枚の交付となっています。ほしみ駅と小樽駅間の料金は350円で、蘭島駅と南小樽駅間の料金も350円です。なぜ蘭島駅まで延長していないのでしょうか。

また、小樽駅と小樽築港駅間など、利用客が多い区間について、年間枚数を増やして交付することなどは検討してこられなかったのでしょうか、説明してください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、福祉部のミスとふれあいパスについて御質問がありました。

初めに、福祉部内でミスが続くことへの見解についてですが、まず昨年12月に事業所から指摘があった段階で情報の共有をしていたかということにつきましては、事業所から指摘があった段階で、関係職員は小樽市が特別地域加算の対象になることを知りましたが、受給者証に特別地域加算の対象となる旨を記載して事業所に周知を行うことが最初の作業になるという認識がありませんでした。業務事故防止の指針にあるような作業ができていなかったものであります。

次に、福祉部において業務ミスが続く原因につきましては、福祉に係る業務は特に制度改正が多く、短い期間の中でそれに応じた対応をしていくために、情報を共有することが肝要であります。そうしたことができなかったところに原因があったと考えております。

次に、今回及び一連の業務事故におけるコンプライアンス推進室の役割につきましては、いずれの場合も業務事故が発生した部署との連携を図りながら、原因究明及び再発防止策についての検討を行ってきております。

また、発生した業務事故の原因がその業務に特有のものである場合を除き、他の部署や全庁的に再発防止についての周知徹底が必要なものについては、コンプライアンス推進室から再発防止のための方策を示すことにしております。

なお、これまでも風通しのよい職場づくりの一環として、職場ミーティングの実施を機会あるごとに呼びかけるとともに、業務事故防止等の観点から、マニュアル作成研修や業務改善研修を実施するなど、職員の意識改革にも取り組んでおります。

次に、特別地域加算記入漏れによる利用者負担分は市が責任を持って負担すべきということですが、まず事業所の皆様には、平成22年度以降、本来請求できた加算分の支払をできていなかったことにつきましては申しわけなく思っているところであります。

次に、利用者の自己負担増額分は市が負担すべきとのことですが、事業所に対しましては、利用者の自己負担増額分については、平成26年1月利用分から利用者の皆様に請求していただくよう御協力をお願いし、御理解をいただいたところであります。

次に、ふれあいパスの値上げについてですが、まず利用者負担の20円引上げにつきましては、内訳から申し上げますと、運賃改定予定分の10円とバス事業者の負担軽減分の10円、合わせて20円となります。改定予定の10円は主に消費税増税によるものですが、端数を出さないための調整分4円が含まれており、これにつきましては、国からの通達により、事業者の利益とすることはできないため、他の乗車券等の割引率の拡大などで調整することとあります。バス事業者の負担軽減分の10円につきまして

は、来年度の契約に向け、事業者から申入れがあったものであります。

次に、バス事業者の赤字の原因についてですが、事業者によりますと、市内人口の減少などにより、市内線の利用者数減少に歯止めがかからなかったこと、また、これまでさまざまな経営合理化策に努めてきましたが、燃料費の高騰等により、これ以上のコスト削減は限界に来ていることなどであります。

また、赤字となっている個々の路線名は、経営上の問題でもあり、情報としては得られませんでした。

次に、回数券方式から現金方式に切り替えることによる問題につきましては、本事業は利用者、事業者、市の三者それぞれが利用実績に基づき事業費を負担して実施しております。現金方式にしますとこの利用実績の把握が困難となることから、回数券方式は継続してまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスが果たしている役割につきましては、高齢者が積極的に社会参加し触れ合うことにより、心身の健康が保持されること、また、生きがいの創出などであると考えております。

次に、値上げにより利用客が減少し、バスが減便になるのではないかとありますが、値上げによる利用客数への影響は推測できかねますが、減便となることのないよう、公共交通機関の利用促進を図っていくことは必要であると考えております。

次に、対象者が増えている実態から、事業費を引き上げることが必要ではないかとありますが、本事業は市単独の事業であり、財政状況を鑑みますと、これ以上の予算の拡大は難しいものと考えております。

次に、ふれあいバス利用者の負担引上げの撤回を求めるとのことですが、先ほども申し上げましたが、本市の財政状況ではこれ以上の負担増は困難であり、事業者からも負担軽減を求められている中、市としてふれあいバスを継続するためには、方向性としてはやむを得ないものと考えております。

次に、ふれあいバスの鉄道利用についてですが、まず鉄道利用への扶助費が増加している理由につきましては正確な分析はしておりませんが、銭函地区においてはバスよりも鉄道の利便性が高いことが要因の一つではないかと考えております。

次に、南小樽駅からのJR乗車券を塩谷駅までとしている理由につきましては、ふれあいバスはバスの利用を基本としており、蘭島地区はバス利用が十分に可能であります。塩谷地区は鉄道のほうが利便性が高い地域があるため、鉄道の利用も選択できるようにしているものであります。

また、利用客が多い区間に交付枚数を多くすることにつきましては、本事業の公平性が失われることになるため、これまで検討したことはありません。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）

○7番（小貫 元議員） 次に、JR北海道の事故と並行在来線の確保についてお伺いします。

JR北海道では、2011年5月に石勝線のトンネル内で脱線火災事故が発生しました。幸いに亡くなった方はいませんでしたが、一步間違えば大惨事になっていたところ。その後、国から特別保安監査が入り、国土交通省としては業務改善命令を出しました。しかし、それ以後も事故や故障が続いています。今年に入ってから、車両からの出火や線路下の砂利流出で貨物列車が脱線、運転手によるATS装置の破壊、レールの異常を放置など、とても安心して利用できる状況ではありません。さらには、木製枕木の交換基準などの安全基準の不整備や不徹底、レール検査データ改ざんなど、安全軽視の実態が明らかになっています。JR北海道には鉄道事業者としての資格が問われています。民営化後、JR北海道の社員は1万3,000人から7,000人に削減、JR北海道の検査周期の緩和などに象徴されるように、

安全軽視の経営が続けられてきました。

市長は、一連のJRの事故について、分割民営化との関係での影響はどのようにあると考えていますか。

次に、北海道新幹線の札幌延伸との関係で伺います。

小樽市は並行在来線の経営分離に同意し、9月19日の総務常任委員会では地元負担についての報告もありました。このように北海道新幹線の札幌延伸について進めています。新幹線・高速道路推進室の資料によれば、新幹線は大量輸送に適しているとされています。だとすれば、なおさら事故を起こさない体制が求められています。特に札幌延伸の場合、76パーセントがトンネルであり、石勝線のような事故があれば大惨事です。市長は、事故やデータ改ざんを行うJR北海道の現状で北海道新幹線を運営することについて、どのようにお考えでしょうか。

日本共産党は、並行在来線についてJRからの経営分離に反対し、JRと国が責任を持って住民の足を確保することを求めています。そもそも整備新幹線を進めていく条件の経営分離は、法律では何も規定がない条件です。しかし、市長は並行在来線の経営分離に同意をしました。それならば経営分離に同意した首長は、住民の足の確保、とりわけ鉄道の維持、安全に取り組むことが求められています。仮に経営分離されて、第三セクターによる鉄道の運営という形になったとき、JR北海道の現状を見れば、事故が多発するような線路、維持・管理がまともにされていない線路を沿線自治体に丸投げされることになりかねません。いい迷惑です。並行在来線はもとより、鉄道の安全、施設の更新をJR北海道に求めるべきではありませんか。

一連のJR北海道の事故続きには、国の責任もあります。2005年、兵庫県尼崎市の福知山線で起きた脱線事故では100名を超える人が亡くなりました。このような事故があり、安全統括官の設置が義務づけられました。しかし、10月4日に国がJR北海道に出した改善指示では、業務を統括管理する体制が不十分であることが認められたとしています。つまり、国は、何度も監査に入っておきながら、安全統括管理が不十分なことを指摘してこなかったということです。現在、国は特別保安監査などを行っていますが、鉄道事業者に安全を守らせる責任は国にあります。JR北海道は、独立行政法人が全株を保有し、国が実質的に保有する鉄道事業会社です。その意味からも、JR北海道の安全軽視の経営を放置してきた政府の責任は重大です。

このJR北海道の体制に対して、小樽市議会としても、さきの第3回定例会で、「JR北海道の重要事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書」を全会一致で可決しました。小樽市長として、国が鉄道の安全対策、原因解明と再発防止策を講じて輸送の安全を確保するため、責任を果たすように求めることを要望します。

国では1970年代に大規模な公共事業が続き、そのような施設の老朽化対策などに、国土交通省の管轄だけでも190兆円がかかると言われています。老朽化対策ですから、新規事業が含まれていません。新規事業の中の整備新幹線だけでも3兆7,600億円かかります。消費税の増税で財政再建も行うと言っていますが、増税のそばから大型公共事業にお金をつぎ込んでいったら、幾らあっても足りません。公共工事を生活密着型に切り替えていくことが求められています。

被災地との関係でいえば、いまだに仮設住宅から出る当てもない被災者が多くいる中、被災地の復興が急がなければなりません。予算編成でも大幅な財源不足が生じている小樽市財政において、今後、北海道新幹線建設費用をどのように捻出しているのでしょうか。

公共工事は老朽化対策優先、被災地優先の原則から、札幌延伸は凍結することを求めます。お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、J R北海道の事故と並行在来線について御質問がありました。

初めに、J R事故と民営化との関係についてですが、旧国鉄分割民営化後、これまでJ R北海道は多くの過疎地域を抱える道内において、国が設けた経営安定基金による運用益を活用しながら、地域の足の維持に貢献してきたものと認識しておりますが、このたびの一連のトラブルは、同社内部での安全基準の不徹底など、組織運営上のさまざまな要因が絡み合っただけで発生したものと思われまので、分割民営化という組織形態との関係だけで論じることは難しいと考えております。

次に、J Rの安全確保についてですが、事故やデータの改ざんを行うJ R北海道が北海道新幹線を運営することにつきましては、事故の多発やデータの改ざんなどは、安全運行に大きな責任を負う公共交通機関として決してあってはならないことと考えております。今後、J R北海道が鉄道事業者としての原点に立ち返り、抜本的な再発防止策の確立など、安全体制の再構築に総力を挙げて取り組むことが北海道新幹線の安心で信頼できる運営につながるものと考えております。

次に、並行在来線はもとより、鉄道の安全、施設の更新をJ R北海道に求めるべきではないかとの御質問ですが、J R北海道に対する要望については、北海道市長会として10月17日に文書により、安全対策に万全を尽くし、一日も早い信頼回復に努めるよう要請を行っております。また、今月には北海道市長会会長が同社を訪問して、直接口頭での要請を行う予定となっております。

次に、国に輸送の安全を確保するため、責任を果たすよう求めることについてですが、これまで国は二度の特別保安監査を通じて、J R北海道に対して改善指示を出してきましたが、さらに新たにレール検査数値改ざん問題を受けて、11月14日より無期限の特別保安監査を引き続き実施中ですので、市としては、国がJ R北海道に対して今後どのような措置を行うのか注視していきたいと考えております。

また、国としての鉄道の安全対策に係る要望につきましては、北海道市長会とも連携をとりながら、対応を検討したいと思っております。

次に、新幹線の札幌延伸についてですが、まず新幹線建設費用の財源につきましては、市の負担金は地方債の対象となり、元利償還金の50パーセントが普通交付税で措置されるものであり、他の公共事業などの地方債と同様に将来的な公債費の負担を勘案し、中・長期的な収支を見通す中で対応してまいりたいと考えております。

次に、公共工事は老朽化対策優先、被災地優先の原則から、札幌延伸は凍結すべきではないかとの御質問ですが、老朽化対策などは重要課題ではありますが、札幌延伸を含む新規着工区間については、国において収支採算性や投資効果などを確認した上で、認可されたものであります。新幹線の札幌までの延伸により、北日本全体の経済が活性化され、被災地復興についても後押しできるものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）

○7番（小貫 元議員） 次に、カジノ誘致について伺います。

第3回定例会で、中松市長はカジノという賭博について、誘致に積極的に乗り出す姿勢を明確にしま

した。そのことを受けて、市民の間でも批判の声が広がっています。日本共産党が行った市民アンケートは、12月7日現在で1,180通の返信が寄せられ、カジノについては「小樽の景観や環境にふさわしくない」「マイカルと同じになりかねない」「我々の生活を守るならカジノというものは必要ない」など、反対とする人が54.3パーセント、よく市民討論すべきだという人が21.8パーセントとなっています。市長は賭博が刑法で禁じられていることについてどのような見解をお持ちでしょうか、聞かせてください。

小樽市が20万円の補助金をつけた第8回日本カジノ創設サミットin小樽では、ばくち場を小樽に持ち込みたい人たちが賭博による影響について、内閣総理大臣が査察官を任命して、カジノにかかわる犯罪につき、特別司法警察官として職務を担って不正行為や違法行為などを摘発するとか、暴力団は厳重な入場規制で排除できるといいます。このような特別体制をとらなければカジノによる犯罪の被害を防げないということ自体がカジノの有害性を物語っているのではないのでしょうか。市長の見解を示してください。

また、対策を講じれば賭博にかかわる犯罪が防げるとお思いですか、お答えください。

小樽国際観光リゾート推進協議会の相談役として、小樽市総連合町会の会長と小樽市PTA連合会会長の名が連ねてあります。総連合町会やPTA連合会は、この小樽国際観光リゾート推進協議会の相談役になることについて、組織内でどのような手続を経て相談役についているのでしょうか、説明してください。

2008年第4回定例会では、当時の山田市長は、行政の立場で申し上げますと、まず合法化され、誘致について市民の合意が得られるならば、今後、官民一体となって積極的に誘致を進めていきたいと答えています。つまり、手順として第1段階が合法化で、第2段階が市民合意、そして第3段階が誘致ということでした。ところが、第3回定例会後の市長の動きを見ていると、一気に誘致という動きを行っています。なぜ合法化されていないのにいきなり誘致に動き出したのでしょうか、市民の合意はとれていると考えていたのでしょうか、説明してください。

市民の運動で運河を保存し、観光都市として発展してきた小樽の名前を賭博に利用することは許されるものではありません。市民からは「お金を巻き上げ、そのお金で地域経済の活性化を図ろうとする魂胆が浅ましい」という声も聞きます。小樽を賭博のまちにしないため、カジノ誘致を撤回することを求めます。市長の見解を示してください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、カジノ誘致について御質問がありました。

まず、賭博が刑法で禁じられていることについての見解につきましては、賭博罪の保護法益は公序良俗、すなわち健全な経済活動及び勤労であり、また、副次的犯罪を防止することであるという趣旨の昭和25年11月22日最高裁判決があることは承知しております。しかし、IR推進法が成立すると、刑法の賭博罪の違法性を阻却する特別法の位置づけとなりますので、現在、法律により認められている競馬や競輪などと同様の取扱いとなり、健全な社会目的を有せず、法的規制も行われていない賭博行為と同列には論じ得ないものと理解しております。

次に、カジノの有害性、いわゆる悪影響と言われる部分につきましては、カジノの合法化とIRの導入にはマイナスの要素があることは承知しております。しかしながら、地域振興や雇用の創出、新たな

税財源の確保などのプラスの効果もあると考えておりますので、法制化によりプラスの面を最大限に引き出しながら、マイナスの面を最小化していくことが重要なことと考えております。

また、対策を講じることにより犯罪が防げるのかとのことにつきましては、これまでIRを導入した他国の先進事例などを取り入れて、国が法により規制していくことで十分対応していけるものと考えております。

次に、小樽国際観光リゾート推進協議会の相談役につきましては、それぞれの組織の就任に当たっての手續に関することですので、市としては承知しておりません。

次に、合法化前に誘致に動き出したことにつきましては、国会にIR推進法案が提出される動きがあったことや、道内他都市でも誘致に向けた取組が加速される中、「第8回日本カジノ創設サミット in 小樽」が開催される前に、北海道に対して候補地としての位置づけについて意思表示を行う必要があると判断したためであります。

また、現段階では市民合意を得たとは考えておりませんので、今後、IR推進法案が成立した後、説明会を開催するなど、市民の皆さんにIRに対する理解を深めていただく取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、カジノを含むIRの誘致に対する見解につきましては、私といたしましては、現段階ではカジノを含むIRの誘致活動を進めてまいりますが、最終的な決定をしたとは考えておりません。今後も議会や市民の皆さんにIRに対する理解を深めていただくため、北海道などの関係行政機関や関連団体などと連携して、IRに関する情報を積極的に提供してまいります。

また、今臨時国会に提出されたIR推進法案の内容を十分に精査していくとともに、法案の審議過程等について注視してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）

○7番（小貫 元議員） 最後に、新・市民プールの建設に関連してお伺いいたします。

第6次総合計画の後期実施計画についてです。先日、企画政策室より、後期実施計画2013年12月現在案を総務常任委員会に報告することが総務常任委員と各会派代表者に示されました。そこで、新・市民プールについてお伺いいたします。

駅前にあった市営プールを廃止することには存続を求める陳情が署名3万6,000筆を添えて提出されていましたが、その声に耳を貸さず、補償金6億8,000万円を流用して駅前開発を進めました。

本来なら、この補償金を活用して新・市民プールを建設することが市長としての責任でした。現時点での後期実施計画の案では、「市民プールの整備に向け、建設場所や建設形態、ランニングコストなど、引き続き検討」と表現が後退しています。例えば、前期実施計画では事業概要に掲載していた基本設計、実施設計について、一言も触れられていません。今年度中に予定どおり予算を計上するとしたからなのでしょう。表現が後退した理由をお答えください。

2009年12月15日の総務常任委員会に総合計画の前期実施計画が報告されました。そのときの議論を議事録で読みますと、菊地葉子前市議会議員が学校給食センターの建設地について質問しています。そして、その答弁では、建設地の関係については現時点では確定に至っておりませんと答えています。それでも、学校給食センター建設は前期計画に掲載されました。このように、学校給食センター建設は建設地未定でも建設すると前期計画にのせたのだから、建設地が未定でプール建設という表現が抜けたこ

とは理由になりません。納得のいく説明をしてください。

第3回定例会の新谷議員の代表質問に対し、総合計画後期実施計画の議論を進める中で、設置形態やスケジュールを含め、教育委員会と相談しながら検討してまいりたいと答えています。その後、市長部局と教育委員会は、いつ、どこで、どんな相談を重ねてきたのか、具体的に詳しく説明してください。

総合計画では、プール以外にも体育施設の整備が計画されています。後期実施計画にも総合体育館の設備整備が予定されています。総合体育館に代表されるように、耐震性の問題などを抱えている施設が多い中で、既存施設の改築にあわせ、プールの建設を考えているのでしょうか。

また、総合体育館の設備整備とはどの程度の内容を意味するのでしょうか、説明してください。

2010年9月には、小樽市過疎地域自立促進市町村計画を全会一致で可決しました。この中には、2015年度までに新・市民プール整備事業として、基本設計、実施設計が位置づけられています。今回示されている案は議決に反することです。議会意思を無視することではないでしょうか。お答えください。

2006年度から小樽市財政健全化計画では、2012年度までに赤字額の改善を図るとしていました。このような財政健全化への取組の中、2009年に前期計画がつくられているように、前期計画は市財政が困難な中、策定したものであり、財政難でもつくることを前提につくられました。しかし、前期の最終年にある今年度の当初予算にプールだけが見送りにになりました。後期計画でその内容から後退することは、早期建設を求める市民に対して説明がつかいません。少なくとも、前期実施計画で計画した基本設計、実施設計を過疎計画とも整合性を持たせ、掲載し、5年間で建設することを示す内容を加え、第1回定例会までに後期実施計画を書き直すことを求めます。お答えください。

再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、新・市民プールの建設について御質問がありました。

初めに、過疎計画との整合性について、まず後期実施計画の現在案が過疎計画との整合性において議決に反するとのことですが、新・市民プール整備事業につきましては総合計画と過疎計画に位置づけられ、また、多くの市民の皆様からの要望のある事業でありますので、取り組まなければならない事業の一つであると認識しております。

しかしながら、適地が見つからないことのほか、計画策定後に東日本大震災が発生したことにより、小・中学校など公共施設の耐震化への取組や、道路などの既存インフラ施設の整備など、市民生活の安全・安心を守るための取組をはじめとして、優先的に取り組まなければならない課題に対応していかななければならない状況にあります。

一方、本市の財政構造は、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない厳しい状況にあることから、後期実施計画の案においては、新・市民プール整備に向け、引き続き検討するとしたものであります。

次に、5年間で建設することを示す内容を加え、第1回定例会までに後期実施計画を書き直すことについてですが、ただいま答弁いたしましたとおり、整備に向けて引き続き検討を進めますが、現時点においては整備着手のめどを立てることができないことから、その内容を書き直すことは難しいものと考えております。

（発言する者あり）

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 小貫議員の質問にお答えいたします。

ただいま、新・市民プールの建設についての御質問がありました。

初めに、総合計画後期実施計画への位置づけについてであります。まず後期実施計画案において、新・市民プール整備事業が引き続き検討となった理由につきましては、新・市民プールの整備につきましては後期実施計画5か年の計画事業として掲載いたしました。現時点で建設場所や建設形態、建設コストなどについては具体的な計画をお示しできるまでに至っていないことから、引き続き検討としたものであります。

次に、学校給食センターの建設地は未定でも、前期実施計画に掲載し、建設を進めたということにつきましては、学校給食センターはオタモイ共同調理場と新光共同調理場を統合し、新規施設として建設を行ったものであります。前期計画策定時においては、建設場所については現在の場所を想定していなかったものの、新光共同調理場用地での建設も視野に入れ検討されていたため、掲載したものと承知しております。

新・市民プール整備計画につきましては、現状では建築場所が見つからないことや、災害を契機として学校の耐震化に早期に取り組まなければならないことや、本市の財政が大変厳しい状況にあることなどの事情から、建設形態や建設コスト、ランニングコストなどについても検討する必要があり、後期実施計画においても引き続き検討としたものであります。

次に、新・市民プール整備事業についての市長部局との協議につきましては、教育委員会としては、新・市民プール整備事業については、建設場所や建設形態、建設コストなどについて具体的な計画を示すことができないことや、本市の財政が大変厳しい状況にあることなどから、引き続き検討することとし、後期実施計画の計画シートを作成し、市長部局へ提出したものであります。これに基づき、市長部局と文言の修正を行い、10月下旬開催の市長ヒアリングの中で、教育委員会の考え方を引き続き検討する方向で合意を得、教育委員会議において考えを説明し、了承されたものであります。最終的に11月下旬開催の総合計画策定会議において、後期実施計画案が決定されたものであります。

次に、後期実施計画案の体育施設整備事業に掲載している総合体育館の設備整備の内容につきましては、一つは総合体育館の耐震診断の実施であります。これは建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、平成27年末までに耐震診断が義務づけられたことによるものであります。

次に、現施設は建築後39年が経過し、施設設備の老朽化が進行していることから、施設の内部改修や体育施設設備の更新などを想定したものであります。したがって、後期実施計画期間中において、総合体育館の改築にあわせた新・市民プールの建設は想定しておりません。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

○7番(小貫 元議員) 再質問をいたします。

まず、財政問題についてなのですが、消費税に対する認識が市長と大分違うというのを実感しました。消費税が社会保障のために使われるというのはずと言われてきたことで、ただ消費税ができる前、例えば健康保険の本人負担は1割でしたが、今は3割になっていると。高齢者の医療費も、月800円というところから、1割から3割というふうになっています。年金についても、開始年齢が60歳から65歳だとか、国民年金の保険料が7,700円から1万5,040円というふうになっているところで、社会保障が悪くなってきているというのが実態だと思うのです。これはちょっと国政の問題ですけれども、た

だそのことと地域経済に対する関連性が、市長はこの1997年のときに現場の第一線にいたわけですから、そういう実感からどうだったのかというところをお聞かせ願えたらよかったと思うわけです。

あと、次に水道料金との関係なのですけれども、小樽市水道料金等審議会条例の第2条を見ますと、水道料金及び下水道使用料の額について、「条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめその額について審議会の意見を聞くものとする」とあります。料金の改定は審議会の意見を聞くのだということです。小樽市水道事業給水条例第27条には、「料金は、別表第1号の基本料金と超過料金との合計に100分の105を乗じて得た額とする」とあります。つまり料金イコール別表掛ける1.05だと、こういうのが国語の読み取り方だと私は思うのです。これを先ほどの審議会条例第2条に当てはめれば、水道料金というのは水道事業給水条例の別表掛ける1.05と読み取ることができると思います。つまりこの二つの条例を合わせるならば、100分の105を100分の108にすることは料金の改定になるとみなすべきだと私は思います。だから、審議会を開くべきだということです。

もう一つの審議会を開くべきだと思う理由は、実際に水道事業が大きく変わってきていると思うのです。2011年度と2010年度の水道局の消費税の納税額を比較すると、水道で750万円減っています。こういった変化も加味して、水道料金そのものを引き下げて、市民負担を減らすべきだと私は思うわけです。

そして、水道事業会計や下水道事業会計の決算の状況を見ても、近年、単年度決算で黒字という状況にもなっているわけですから、この辺も踏まえて、審議会を開いてしっかり市民負担を軽減していくことを考えるべきではないかと思えます。

あと、別枠加算については、市長が重要なものだということだと思っているというような感じだと思うので、それについてはいいです。

次に、特別地域加算の問題なのですけれども、22万円を事業所にお願ひするということなのだけれども、先ほど市長はやはり申しわけなく思っているということをおっしゃっています。そのとおりで思うのです。それで、それなら市がその分を負担しますということをやまず事業者に提案したのかどうか、このことをお聞きしたいと思うわけです。

あと、ふれあいパスにかかわってなのですけれども、人口減だとか燃料費の高騰だということなのですが、ちゃんとやはりこれは中央バスから状況を聞くべきではないかと思うのですよ。中央バスの決算をホームページで見ますと、2012年度決算では、確かに当期純利益はこのとき減少しているのです。ただ、売上げは連結会計年度前年度比0.7パーセント減と、ほんのごくわずかです。その中で突出して営業損失が多いのは、建設業2億5,200万円の営業損失というふうになっていますし、観光業2,700万円の営業損失というふうになっています。あと、今年度の四半期ごとの決算で4月から6月を見ていくと、同じように建設業で1億7,800万円の営業損失、7月から9月の四半期では1億1,200万円の営業損失というふうに、本当にこの路線事業だけが赤字なのか、ここをしっかりと突き詰める必要があると思うのですよ。売上高でいくとそれほど減少がないわけで、ちゃんとそういった話し合いを進めるべきではないかと私は思います。それについてお伺いしたいと思います。

現金利用についてなのですけれども、これは実態を把握するためということなのですけれども、今後の課題としては、バスカードでの利用や、やはり*K i t a c a*との連携というのも視野に入れて、事業所と話し合いを進めるべきではないかと思えますので、これについてもお聞かせください。

あと、1人当たりの事業費で拡大すべきだということを質問しました。ふれあいパスの果たしている役割については、市長も社会参加や生きがい創出という点で役割を認めているところでもあります。先ほど、1人当たりの事業費では減っているというお話をしました。今、ふれあいパスは過疎計画の事業で

もあるわけですから、導入のときよりも明らかに財源的にはしっかり確保できている話ではないかと思えます。

そして、なぜ値上げをしないことを求めるかということも言えば、近年交付人数は減っているのですが、無料のときはずっと上がっていったわけですよ。有料化になった途端に交付人数が減ったというところで、これがやはり本質問で取り上げたように、結果的に減便につながってしまうのではないかと。そのことになれば、やはり地域公共交通の確保というのはどうやって図っていくのか。その辺、地域公共交通の確保を市長は答弁していましたが、そうしたらどうやって確保していくのか、この辺をお聞かせ願いたいと思います。

あとJR北海道については、現状で、とてもではないけれども新幹線を運営するのは無理だと思うのです。それならば、順番としては、今、事業を着々と進めるというのではなくて、まず1回待って、それで本当に安全に運行できるような会社なのかということを見極めていく必要があるのではないかと思うのですよ。

市長は、市内の事業については、いろいろと未来的なところを、負担などもちゃんと出してから事業を決めるように今進めていますけれども、それと同じように、ちゃんと担保するだけのことを確認してから進めていっていただきたいというふうに思います。

あと、カジノについてなのですが、これは賭博が結果的に競馬や競輪と同様になるというような答弁でしたけれども、プラスやマイナスで果たして考えていいのかと。税財源上プラスの効果があるから一定程度の犯罪はやむを得ないと、そういうようなことではないと思うのですよ。

(発言する者あり)

やはり賭博による社会的影響というのは、先ほど市長が最高裁の判例を示しているとおおり、それが消えるものではないと私は思います。このことについて、プラス・マイナスで本当に考えていいのかというところについて市長の考えをお聞きかせ願いたいのと、もう一つカジノの誘致については市民からの合意を得たとは考えていないということと、前回誘致を言ったのは、合法化の動きがあって、そういう流れがあって言ったのだというところなのですから、これは市の進め方としては、以前山田前市長が答弁していたとおりの手順が本来ふさわしいと考えている、そういうつもりでいるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

あと問題はプールなのですが、市長答弁で新学校給食共同調理場との関係でどうもやはり納得がいかないのは、このとき、まず流れとして、2007年2月27日の北野議員の代表質問ですけれども、まずこの時点でも、現在、赤字決算という厳しい財政の状況の中、新たな予算措置が必要になりますので、今後検討していくことになりそうですというふうに答えている。そして、「水泳は、市民の健康増進やスポーツの振興はもとより、介護や病気予防に適した生涯スポーツであることは十分認識しております。このことから、新たな総合計画策定の中で検討していくこととしております」と言っているように、赤字で厳しいのだけれども、新たな総合計画でちゃんと検討するというのを議会で答弁しているわけです。

そして、続く2007年3月2日の予算特別委員会で、市長は新しい総合計画にのせて、やはり早期実現に向けてということになると、こういうふうに答弁しているのです。

そして、2009年12月15日、これは総合計画の前期実施計画を総務常任委員会に報告したときですけれども、このとき担当の主幹は、新・市民プール建設整備事業につきましては、前期計画から着手できるということで基本設計、実施設計を位置づけさせていただきました。そして、「さらに早期供用開始ができるよう要望していきたい」と、こういうことを答えているのです。この早期実施計画を担当した当時の企画政策室に大変失礼なことを今行っているのだというふうに私は思うわけですよ、副市長。

そして、2008年の過疎計画の中で報告があったときに、事業内容として基本計画、実施設計を記載しているけれども、基本設計については過疎債の対象にならないけれども、実施設計や本体工については過疎債の対象になるということで、この間説明してきたわけです。こういう議論を議会で行ってきて、今回、今行っていることというのは、まさに議会をないがしろにしていると私は思わざるを得ないわけです。

耐震化の話が今ありましたけれども、それならば、後期実施計画の案の段階でどれだけ耐震化の話が盛り込まれているのか、具体的に示してください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 小貫議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、消費税の増税における社会保障制度、これにつきましては国も、やはり持続可能な制度を進めるということであれば、今の消費税率の見直しの中で取り組んでいくということですから、私どもとしてはそのように取り組んでいただけるものと、そして注視をしていきたいというふうに思います。

それから、地域経済の問題については先ほども御答弁しましたけれども、国費ベースで5兆円規模の経済対策をするということですので、具体的なことはまだこれからだと思いますけれども、そちらには期待していきたいというふうには思っております。

それから、水道料金の件につきましては、これは料金の増ということではなくて、あくまでも消費税法の改正に伴うものでありますので、これについては選択の余地がないということですので、審議会を開かないと、こういうことですので御理解いただきたいとします。

それから、ふれあいパスの問題につきましては、経営の内容につきましては、これはなかなか私どももあだこうだ、そうだこうだということは事業主にお話しできる筋のものではありませんので、事業主から説明をいただいた内容について、私どもはそれを理解することしかすべはないのではないかと、このように思っているところでございます。

それから、回数券から現金方式、これにつきましては先ほども御答弁したとおり、事業者と、それから利用者と市と、そしてどれぐらいの事業費がかかるのかということにつきましては、現金ではなかなかそれがチェックできないということですので、回数券での利用、これでこれからも事業としては続けていきたいというふうに思っております。

それから、値上げにつきましては、それぞれ事業者も経営内容が厳しいということですから、値上げをしたい。これは唐突に出てきたことではなくて、以前から、事業者からはやはりこの事業の内容の見直しをしていただきたいという、こういう要望があった中で、現在までお願いをしてきたわけでありまして、ここに至って消費税の問題等々を含めて、やはり事業者としても値上げをしなければ経営が成り立たないということですので、御理解いただきたいとします。

それから、利用者が減るということ、あるいは公共交通の確保ということについては、これは引き続き事業者にも要請はしていきますけれども、私ども利用する側もやはりできるだけ公共交通機関を利用して、少しでも事業者が、先ほども答弁しましたように人口が減少して利用者が減ってきているという状況でありますので、何とか皆さんで、市民みんなで利用することを心がけていく、こういう啓蒙もしていきたいと思っております。

それから、JR北海道に関連しまして新幹線の問題でございますけれども、これは新幹線の期成会をつくって40年に初めて札幌延伸が認可されたということですから、この40年間何をやってきたかとい

うと、やはり新幹線が札幌まで延伸することによって、北海道の経済あるいは観光振興、いろいろなものがプラスになるということで取り組んできたわけでございます、認可されたからここでさあやめましょうというようなことにはならないというふうに思っておりますので、理解をしていただきたいと思っております。

それから、いろいろな問題につきましては、まだ国も、鉄道建設・運輸施設整備支援機構も22年というような言い方をしておりますので、その間にいろいろな問題があったときには、解決に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、先ほどカジノの問題につきましては、犯罪はやむを得ないなどということを私は一言も言っておりませんですから、犯罪をなくするというふうに申し上げているのです。

(発言する者あり)

ですから、カジノイコール犯罪、カジノがなければ犯罪がないかという、そういうことではないというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、カジノの問題について、手続について、前市長の言っていることと違うという話ですけれども、当時はIR推進法については、国会の中で上程するというようなことが議論されていなかったわけです。議連の中ではいろいろな議論はあったと思いますけれども、国会に上程するという話がなかったのですが、今回、この臨時国会の中で上程をするというような動きがありましたので、何とかカジノ誘致ということについて取り組んできたわけでございます、前市長と違うということは、これは状況が違うというふうに理解をしていただきたいと思っております。

それから、プールの問題については、今、小貫議員から、あのときこのときそのときということでいろいろと答弁の話がありましたけれども、私はそのとき一つ一つの答弁についてはチェックしておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

(発言する者あり)

ただ、申し上げているのは、総合計画と過疎計画に位置づけられており、また多くの市民の皆さんから要望のある事業でございますので、取り組まなければならない事業だということは、私は今も承知をしているところであります。しかし、いろいろな状況の変化の中で、変化というのは先ほども答弁しましたけれども、その後に東日本大震災があって、そして子供たちの安心・安全を守るためにはやはり耐震化の問題だとか、それから財政の問題なども大変厳しい状況にあるということでございますので、要するに適地の問題、財政の問題、そういった社会的な問題を踏まえた上で取り組んでいきたいというふうに思っているところであります、決してプールはつくりませんという、こんなふうには一言も申し上げておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私からは障害福祉サービスの特別地域加算に関連しまして、利用者の負担額の増額分の取扱いのことで、市が負担するというを事業者に最初に話したのかということでございますけれども、今回私どもでは、平成22年度にさかのぼって事業者から利用者の方々に請求することはやはり大変難しいということがございましたが、小樽市として負担をいたしますということは申し上げておりませんけれども、今申し上げたような事情を説明いたしまして、事業者の皆様には御理解をいただいているということでございます。

(「答弁漏れがあるぞ」と呼ぶ者あり)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

○7番(小貫 元議員) 答弁漏れについて指摘させていただきますけれども、耐震化が大事だという点で、後期実施計画でその部分はどこにどう位置づけられたのかというところを、それらを具体的に示してくださいという旨言ったと思うのですが、それについてまずお願いいたします。私も自分で質問したことがいっぱいあったので、済みません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 再質問にお答えさせていただきます。

新・市民プールの建設に当たりまして、後期実施計画の中に耐震化の問題がどの程度見込まれるかということのお尋ねでございますけれども、私どもといたしましては、実際に金額等はこれからその中に盛り込んでいくことになるわけですが、具体的に申し上げられる部分といたしましては、例えば、今、市長も答弁させていただきましたけれども、東日本大震災以降におけます学校を中心とした耐震化への対応というのが一つございます。

それからもう一つは、やはり笹子トンネル天井板落下事故以降、高度成長期に整備された社会資本が耐用年数とされる50年に近づいているというようなこともございまして、社会資本を中心とした維持補修費、更新費用が必要になってくるということで、後期の中に盛り込んでいくということで考えております。

また、あわせて、御質問の中にもございましたけれども、改正耐震改修促進法によります耐震診断の実施の義務化ということが位置づけられておりますので、そういったものが各項目の中にそれぞれ位置づけられていくことになっておりまして、こういった形で市民の安全・安心のための施策を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

○7番(小貫 元議員) 再々質問を行わせていただきます。

まず、ふれあいパスとの関係で、公共交通の確保という点で、市長は先ほど事業者に要請していくというふうにお答えしたわけですね。そして、利用者の拡大が必要だということを述べているわけですが、やはり値上げをして利用者の拡大を図ろうということは、商業的に考えて非常に難しいことではないかと私は思うのですよ。事業者に要請してこの間値上げが決定されてきているわけだから、利用者の拡大を求めるのならば、やはり高齢者が積極的にバスを利用していただく、鉄道を利用していただく施策が必要なのではないかというふうに私は思います。

あと、消費税の増税に対する影響との関係なのですが、このふれあいパスもそうですけれども、水道の話も、私、公共料金の消費税増税転嫁という点で言いましたけれども、水道・下水道で約1億3,500万円、ふれあいパスで4,400万円、要は合わせれば1億8,000万円もの市民負担が増えるわけですよ。これを逆に言えば、行わなければ、それだけ市民の消費能力というか、消費向上につながる。そのこと自体がやはり経済政策としても重要なのではないかと私は思うわけです。特に水道料金については、1世帯当たりの負担率というのは非常に低いでしょうけれども、これが全市民に影響していることから、それが軽減される又は消費税増税転嫁がされないということになれば大きな経済効果を生むと。これは、経済対策としても、今、検討していくべきだと私は思います。

市長は消費税増税について、先ほど国からの財源についても述べられていました。閣議決定されて地域経済に波及効果があるということと、地方消費税のことと、地方交付税として交付されると、このよ

うに言ってきたわけですが。これは、要は消費税増税によってそれだけ影響があるから、ちゃんと地方自治体として対応しなさいということで、国が示しているわけだと思うのですよ。それだったら、やはりこういうお金もちゃんと使って、市民負担軽減を図って、地域経済活性化を図っていくと。国のやることに対して、もう市民としては頼るところは市長しかないわけですよ。地方自治体としては、市長が市民の生活の守り手に、やはり前に立ってほしいと私は思うわけです。

あと、福祉部のミスにおける負担を事業者をお願いして、しかもそのことについて提案していないということを今福祉部長がおっしゃいました。業務事故防止の指針にもあるように、制度の改正に対応するという項目があります。担当者が制度改正の内容を理解したとっていても、それが正しく理解されているか、また業務に正しく反映されているかについて、そもそも上司である係長や課長が改正内容を理解していなければ、チェック機能が働く状況すらなくなります。こうやってもう事前に指摘をされているわけです。そして、第3回定例会で、市長は第8回カジノサミットに20万円つけたのですよ。こう言ってカジノに対してはぼんと20万円出すけれども、みずからのミスについては一言も責任を持たないという、こういう市政運営で果たしていいのかというふうに私は思います。

あとプールの建設についてですけれども、取り組まなければならないことだと思っているということは何度もおっしゃっていますけれども、それならばやはり建設とまともに書くのが筋ではないかと私は思います。

総務部長、先ほど後期実施計画について、そうやって記載されている旨言っていましたけれども、例えば防災の項目で、事業名として新たに追加されていることは何一つありませんよ。事業概要の中で、耐震診断を計画的に実施だとか、住民組織による津波避難訓練の実施促進だとか、これがプール建設を阻害するほどの費用がかかるというのでしょうか。

また、道路のところでも、確かに1項目、そのことについて書かれている部分がありましたけれども、それについてもプール建設を阻害するほどの財政負担があるのかどうか、それをちょっと具体的に示していただきたいと思います。私はそれは理由にならないと、建てないための、つくらないための理由を述べているにしかすぎないのではないかと、私は思います。

そして、このプール建設という点でいえば、この間の議会議論とやはり主権者である市民の意見を無視しているということで、単なる事業をやるやらないという話ではなくて、議会制民主主義と地方自治という、そのものが今問われている問題だと思うのですよ。今、笑った議員がいらっしゃいますけれども、議会に対して正式に述べていることを、反したことを行っているのに、チェック機能を果たすべき議会が何も物を言わないと、そのままやっても笑っているだけと。

(「言っているぞ、ほかの議員も。」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それだったら陳情にちゃんと賛成するべきではないですか、私はそう思いますよ。そういうことで、こういう大きな問題が今問われているのだということをおっしゃせてもらいます。

あと、市長が今、詳しい議論はわかりませんがと言ったけれども、前期実施計画をつくったのはそこにいる副市長ですよ。そうでしょう。それが何でわかりませんかと言うのですか。そんな無責任な話はないと私は思うのです。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 小貫議員の再々質問にお答えします。

まず一つは、ふれあいパスの問題について、公共交通の確保ということでお話がありました。これはやはり事業者と利用者双方が努力していくことではないかというふうに思っておりますので、市といたしましては、事業者にも、公共交通の今の路線の確保ということについてはしっかりお願いしていきたいというふうに思いますし、また、利用する側、これはふれあいパスだけではなくて、市民全体に利用しましょうと、こういうような啓蒙も必要なのかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、消費税の増税について幾つか質問がありましたけれども、地域経済の問題については、これから地域の活性化にどうつながっていくのか、そういったことをやはり注視していく必要があるだろうというふうに思いますし、それから水道料金の問題、下水道使用料の問題、これについては先ほども答弁したとおり、決して値上げということではなくて、消費税の改正の中でそうするというございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、市民の安心・安全を守るというのはこれはもう当然のことです。この件だけではなくて、いろいろな形でやはり市民の安心・安全は守っていききたいというふうに思っております。

それから、プールの問題ですが、先ほど答弁しましたように、適地の問題とか社会情勢の問題とか、いろいろなことがあります。やはり一番大きいのは財政の問題なのかなというふうに私は思っているのです。ですから、当初、小貫議員がいろいろとあの議会ではこういうことがあった、こういうことがあったというふうにお話ししましたけれども、それはそのときの状況とずいぶん違って来よう、違って来ようというふうに思っておりますので、ですからそこは理解をしていただきたいと思うのですが、今何といっても一般会計の累積赤字が解消したと言っていますけれども、私もいろいろところでお話ししていますように、やはり企業会計であるとか、あるいは他会計からの借入れというのが相変わらず大変大きな負担になっているわけですよ。これを何とか早く解消しなければ、なかなか本当の真の財政の健全化ということは申し上げられないというふうに思います。ただ、これもそう簡単に短期間でできることではありませんけれども、いろいろな状況の中でこのプールの問題については取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと前後しますが、福祉部の事業所の負担といいますか、自己負担の増額分を事業所に負担させるのはいかなものかと、こういうお話でございました。これはそれぞれ事業所の皆さんに説明をさせていただいた中で、事業所から御理解をいただいていると、このように私は報告を聞いておりますので、こういう形でとりあえず進めていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 再々質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

プールの関係でいわゆる状況が変わったということで、防災関係のことを答弁させていただきましたけれども、確かに今、小貫議員がおっしゃられたとおり、防災そのものという観点からいいますと、ある程度事業を平準化いたしまして、何年か計画でやるということで検討しておりますので、それそのものが大きくプールを建設するための障害になっているというふうには考えておりませんが、それ以外に先ほど再質問でもお答えさせていただいたとおり、道路ですとか橋ですとか、いわゆる耐用年数に近づきつつある社会資本の整備というものが今後求められて来ようというふうに考えられておまして、それにかかわる、長寿命化にかかわる、いわゆる多額の更新費用がかかってくるというふうに考えているところでございます。それぞれ道路なり橋梁の中の項に記載をされているものでございまして、学校につきましては教育の部分に記載をされているというふうに考えているところでございます。

○議長（横田久俊） 小貫議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時15分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 平成25年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問を行います。

「情報漏えいに関する脅威が高まっている状況や、各国との情報共有は情報が各国において保全されることを前提に行われていることに鑑みると、秘密保全に関する法制を整備することは喫緊の課題だ」との我が党の安倍首相の見解の下、政府は特定秘密保護法を6日に成立させました。

一番よくある誤解は、戦前の治安維持法のように言論統制を行う法律だというものです。治安維持法は全ての国民を対象にする法律でしたが、特定秘密保護法は第1条では我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるとあり、その対象は一般国民ではありません。

政府は、来年12月ごろの施行に当たり、年明けにも有識者による情報保全諮問会議を発足させ、運用基準の策定に着手します。知る権利が侵害されるとして反対論が強い同法だけに、同会議が示す運用基準が広く国民に理解されるものになることを、まず望むものであります。

我が党が一にも二にも気を使っております景気については、9月の政府の経済報告から引き続き緩やかに回復基調とあり、「着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きもみられる」とあります。

後志管内に目を移せば、日本銀行札幌支店が発表した金融経済概況では、9月の景気判断について「持ち直している」とされました。小樽市内では、小樽商工会議所が調査した経済指標にも、持ち直しの傾向が徐々にではあるが見られています。しかしながら、本市の市税の減少傾向には歯止めがかからず、依然厳しい財政運営が続いているのが現状です。

そこでまず、本市財政と平成26年度予算編成についてお聞きします。

平成25年度一般会計当初予算は577億700万円、前年比11億6,100万円、2.1パーセントの増を計上し、一般会計の歳入総額に対する市税の割合は約22.8パーセントで、平成24年度市税収入決算では135億5,324万9,000円、予算比1,264万円、0.1パーセントの増と報告を受けました。

平成25年度一般会計歳入歳出予算額によると、平成24年度予算額と比較して、歳入では市税は9,960万円の減額、地方交付税は3億800万円の減額、国庫支出金1億600万円増額、道支出金1億1,500万円減額、繰入金5億4,700万円増額、諸収入3,200万円の減額、市債10億5,200万円の増額となっています。

また、歳出では、総務費1億8,600万円増額、民生費2億4,200万円増額、商工費2億7,600万円増額、消防費4億8,500万円減額、教育費14億300万円増額、公債費2億1,200万円減額、職員給与費2億5,100万円減額となっています。

平成26年度の予算を考える上で参考になりますので、この中身について主なものを御説明ください。

本市の普通会計の決算状況によると、市税は平成20年度約153億円で、歳入の構成比は28.0パーセントでした。平成21年度は約145億円、25.2パーセント、平成22年度、約142億円、24.0パーセント、平成23年度、約139億円の23.5パーセント、平成24年度は前述の数字です。経常一般財源等の構成比

においても、平成20年度の46.3パーセントから23年度の42.0パーセントへと低下し続けています。

市税の落ち込みは、当市の自主財源の低下を意味し、新たな行政課題が持ち上がっても、対応に苦慮する状態、すなわち財政の硬直化を示す指標である経常収支比率は、適正が80パーセント以下ですが、全市平均で90.2パーセントと増加を招いています。実際、本市の経常収支比率は、平成20年度98.6パーセントから22年度93.8パーセントと少し改善したものの、再び平成23年度97.8パーセントとなりました。平成24年度決算における経常一般財源等の市税構成比と経常収支比率をお聞かせください。

並びに、この財政状態を市長はどのようにお感じになり、今後どのように改善していくかをお聞かせください。

また、以前からの健全化判断比率の公表、総務省方式の地方公会計にのっとりた貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書という財務4表の提出など、自治体財政を指標化する動きは厳しく、そうした中、公募地方債を発行する自治体が格付を取得する事例が増えております。その格付の地方自治体の信用力を評価する大きな四つの基準は、1、税収を左右する域内の経済力と動向、2、債務の規模と返済に回せる資金のバランス、3、財政収支の構造と状況、4、財政運営の能力とあります。格付を判断するための財務指標としては、債務償還可能年数と実質債務月収倍率がありますが、これらの指標の本市の状況についてお聞かせください。

また、それぞれの指標の類似団体の状況などについてもお聞かせください。

このたび、第6次小樽市総合計画中間点検報告書が出されました。

中間点検は、平成21年度から25年度までの前期実施計画期間中の点検として主な事業である33の施策に成果指標を用いて掲載しており、平成26年度から30年度の後期実施計画策定へとつなげるためのものです。今回の中間点検の成果指標において、順調に推移していると考える主な施策と、順調ではないと考える主な施策を理由とともにお答えください。

また、このたびの中間点検報告で後期実施計画につなげることは、どのようなものですか。お答えください。

後期実施計画で、現時点はまだ予算づけされてはいないが予定されている新規事業があれば、お示してください。その上で、後期実施計画の初年度となる平成26年度の予算編成に当たり、基本的な考え方や重点項目のお考えをお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、本市財政と平成26年度予算編成について御質問がありました。

初めに、自治体格付とそれを取り巻く状況についてですが、まず25年度予算で前年度予算と比べて増減額の大きい項目の主な概要につきましては、歳入では、市税で固定資産税の評価替えや地方交付税で地方公務員給与の削減などの影響を考慮して減額と見込んだ一方、繰入金で財政調整基金の取崩しによる財源対策や普通建設事業費の増加により、市債を増額で予算計上したものです。

また、歳出については、消防費で高機能消防指令センター事業費により減、教育費で新共同調理場建設事業費や学校校舎等改築事業費により増となっております。

次に、市税の構成比などにつきましては、24年度普通会計決算における市税の経常一般財源等の構成比は40.4パーセントで、前年度と比べ1.6ポイント下がり、経常収支比率は前年度と同じ97.8パーセ

ントとなっております。市税の構成比の減少は自主財源の比率低下につながっており、地方交付税や国・道支出金、市債など、依存財源の比率が高い財政構造となっております。

また、経常収支比率は90パーセントを大きく上回る状況が続いており、新たな財政需要が生じた場合、対応のできない硬直した財政構造になっていると認識しております。

そうした中、今後どう改善していくのかのことですが、自主財源である市税の増収につなげるには、地域経済を活性化させることが重要なことから、今年度の予算編成においても経済・雇用対策を重点事業として優先的に取り組んできたところであります。今後とも、中小企業の振興や市内産業を活性化させるとともに、企業立地の促進にもなお一層努力してまいります。

次に、債務償還可能年数などにつきましては、本市では算出しておりませんが、北海道財務局による平成22年度決算の試算では、債務償還可能年数は14.5年、実質債務月収倍率は14.4月とお聞きしております。

また、類似団体の平均値は、それぞれ8.6年、13.4月で、本市は債務償還可能年数は長く、実質債務は大きい状況にあります。

次に、第6次小樽市総合計画中間点検報告書についてですが、まず中間点検における成果指標につきましては、順調に推移している主な施策としては、子供たちの安全・安心な教育環境を確保する小・中学校の耐震化や子育て環境の充実を図る延長保育の拡大など、学校教育、子育て支援の施策が挙げられます。

また、これまで力を入れて取り組んできた企業誘致の実績として、操業を開始した企業数や新規雇用者数が着実に増えている工業・企業立地、雇用・労働の施策のほか、海外からの観光客誘致の取組により、外国人宿泊客数が増加している国内・国際交流の施策が挙げられます。

一方、市街地整備や商業の施策における成果指標では、中心市街地の居住人口や年間商品販売額が減少していることから、まちなかのにぎわい創出や市内経済への影響が大きいものと考えております。

次に、総合計画の中間点検を後期実施計画につなげることについてですが、中間点検においては、前期実施計画に掲載した各事業について、これまでの実績のほか市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえた必要性や有効性と事業を実施する上での課題について点検を行い、今後の方向性について整理いたしました。後期実施計画は、その中間点検での結果や本市の政策課題を踏まえ、平成26年度以降の後期計画期間に取り組む事業を取りまとめたものであります。

次に、後期実施計画で予定している新規事業についてですが、老朽化が進む道路やトンネルなどの修繕や更新を行う道路ストック修繕更新事業や水産物の消費拡大とブランド化を図る水産物ブランド化推進事業、大型クルーズ客船への対応を含めた第3号ふ頭及び周辺再開発事業を予定しているほか、北海道新幹線の札幌までの延伸認可に伴う北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業などがあります。

次に、平成26年度予算の考え方についてですが、予算編成の基本的な考え方などにつきましては、地方交付税において別枠加算の廃止による減額が検討される中、消費税増税に伴う経費の増や扶助費などの義務的経費の自然増、さらには新たな財政需要にも対応していかなければならず、引き続き厳しい予算編成になるものと考えております。

そのような状況を踏まえ、既存の全ての事務事業について、ゼロベースでの視点で必要性、有効性を厳しく検証し、スクラップ・アンド・ビルドによりメリハリをつけるとともに、行政サービスのコストの低減や質の向上を進めることなどを基本方針として、10月に通知したところであります。

そうした中であっても、小・中学校をはじめとした公共施設の耐震化への取組や、道路などの既存インフラ施設の整備など、安全・安心なまちづくりに向けた取組のほか、企業誘致や大型クルーズ客船の

受入れ対応など、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るため、経済・雇用対策については引き続きしっかりと取り組まなければならないと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 次に、2項目めの質問をいたします。

本市の一般職員の構成についてお聞きします。

平成19年度は、本市普通会計の一般職員等総数1,128名、内訳は一般職員873名で技能労務員164名を含む、その他教育公務員6名、消防職員249名。平成24年度は一般職員等総数1,017名、内訳は一般職員1,011名で消防職員240名及び技能労務員87名を含む、その他教育公務員6名とあります。

一般職員の仕事の効率化による減少傾向は、当市においても喫緊の課題と思いますが、平成19年度から23年度までの一般職員等の減少分111名の大部分が技能労務員の減少分77名で占められております。技能労務員の主たる職種は何でしょうか。また、大部分を占めている理由はなぜですか。技能労務員が減少することで影響が生じることはありませんか、お答えください。

また、このたびの議案第3号として、小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案が提出されました。国家公務員に準じ55歳以上、医療職給料表が適用される場合は57歳以上の職員は原則昇給しないこととし、並びに公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、今年度定年退職する職員から無年金となる期間における再任用職員の給与月額と期末勤勉手当に所定の改定を小樽市水道事業等企業職員及び小樽市病院事業企業職員ともに行うとのこととです。

この議案は、無年金期間が生じるという社会情勢に鑑みて理解はいたします。反面、長期的な考えでは、退職者再任用により、新卒採用者及び中途採用者が制限され、今後の職員年齢構成や技術職の育成など、バランスがとれた職員構成に支障が出ることがないのかを危惧するところでもあります。

市長は、職員年齢構成並びに技術職の必要性などをどのようにお考えですか。御所見をお伺いいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、本市の一般職員の構成について御質問がありました。

初めに、技能労務員の主な職種につきましては、清掃作業員、運転手、学校や保育所の給食調理員や用務員などとなっております。

また、一般職員等の減少分の大部分を技能労務員が占めているのは、行政改革の一環として退職者を補充せずに民間委託などで対応してきたためであります。

次に、技能労務員が減少することによる影響についてですが、減少分について業務の民間委託や公用車運転を専任職員から一般職員に振り替えるなどにより対応してきているため、支障は生じていないものと考えております。

次に、再任用職員の任用による職員の年齢構成などについてですが、本市では平成20年度に再任用制度を再開しており、本年度で6年目となりますが、定年以外の退職者や再任用を希望しない職員もいるため、この間も事務職をはじめ、土木・建築などの技術職を業務の必要性に応じ採用してきております。

さらに、職員の年齢構成を考慮し、平成21年度の職員採用試験からは学校卒業後7年までの年齢制限を10年までに見直しており、今後につきましても、年齢構成にも配慮しつつ、業務量に見合った人員配置をしていきたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 3項目めの質問をいたします。

小樽港の冷雪貯蔵と港湾物流の機能分担についてお聞きします。

小樽港第3号ふ頭の再開発素案がまとまり、国際旅客ターミナルビルの建設やイベント広場の整備など、港のにぎわいの創出プランが発表されました。再開発は、クルーズ客船の寄港増加に合わせ、埠頭全体を整備するのが目的です。その意味では、順調に計画が進行していると感じますし、期待を寄せるところです。

一方で、今後検討される港湾のもう一つの柱である物流港としての課題です。前回は、ロシア極東の好景気を背景に、道や旭川市を中心とする企業の積極的な極東貿易策を見習ってはいかがですかとの質問に時期尚早とのお答えでしたが、今回は冷雪貯蔵のための雪氷倉庫建設についてです。

道内の農産物の多くは収穫期にホクレンを通じ、首都圏の冷蔵倉庫に出荷されるバルク販売が中心です。これを道内の雪氷倉庫で貯蔵することによって、農産物の糖度を高めるなど付加価値をつけ、端境期で高い値段がつく時期に出荷できるようにするなど、雪氷による冷気を利用して道産の農産物を貯蔵し、付加価値をつけて首都圏など消費地に通年出荷することを目的とした食料流通備蓄推進協議会の設立総会が今年4月25日、北海道経済センターで行われました。3月末に解散した大規模長期食糧備蓄基地構想推進協議会の主要メンバーが流通に特化した雪氷倉庫を3年以内に建設することを目的に新たに設立したもので、民間主導による社会資本整備事業と位置づけられています。

設立総会には、美唄市や釧路市の食料基地構想協議会のメンバーや行政関係者、民間会社社長のほか、金融界から北海道銀行頭取ら23人が参加しました。会長には美唄市大規模冷温食糧備蓄基地構想推進協議会会長で美唄商工会議所会頭の岸本邦宏氏、理事長には森田哲明北海道国際経済交流会会長が選ばれたほか、理事には高橋幹夫美唄市長ら8人が就任しました。

新しく発足した食料流通備蓄推進協議会では、3から5年の時限組織とし、道内の産地と輸送拠点の港湾に雪氷倉庫を複数建設することを事業目的として、3年後をめどに産地で2万トン、港湾拠点に5万トンの貯蔵ができる雪氷倉庫建設を進める計画です。そして、流通備蓄だけでなく災害時にも役に立てられるように考えられました。同協議会では、農林水産省とも連携をとりながら、6月から札幌、釧路、石狩、美唄などでプロモーションを行い、雪氷倉庫建設の機運を高めていくとのことです。

平成25年4月に提出された美唄市食糧備蓄拠点構想の中では、備蓄した支援物資を輸送する際にはトラック輸送が主たる手段であり、道外への輸送にはフェリーや貨物船などの海路が使用され、道央圏には国際拠点港湾である苫小牧港、重要港湾である石狩湾新港の名前が挙がっております。

今年3月の第1回石狩湾新港長期構想検討委員会・幹事会資料の産業の動向の章で、「雪氷冷熱の導入施設は全国で140施設のうち、北海道が65施設を占め、主に自治体や農業団体などにおいて公共施設の冷房や農産物貯蔵などに利用されている。新港地域では、雪氷等の冷熱をデータセンターの誘致や食料倉庫の利用に結び付けようとする取組が行われている」とあります。

そこでお聞きしますが、当市において小樽港の物流構想の中で、雪氷倉庫建設など食料流通備蓄推進

協議会が示すような検討をしたことがあるかどうかをお聞かせください。検討しなかったとしたら、理由をお知らせください。

また、この雪氷冷熱の利用について、小樽港と石狩湾新港の機能分担に関係があれば、あわせてお知らせください。

前述は一例ですが、そもそもこの2港で機能分担とはどのように決められていたのか、今後はどのように進めていくのかお答えください。

本市は、小樽港の新港湾計画を策定中で、その中で石狩湾新港との機能分担は確かに必要と考えますが、本市の石狩湾新港管理組合への影響力がどうも弱く、このままでは小樽港はフェリー及びクルーズ客船に特化した港になり、物流港としてはもはや役目を終えた、石狩湾新港のみが物流の港になるのではという港湾関係者や市民の声が多く寄せられています。

市長の新港湾計画策定中の小樽港と石狩湾新港の機能についてのお考えを改めてお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、小樽港の冷雪貯蔵と港湾物流の機能分担について御質問がありました。

初めに、冷雪貯蔵についてですが、まず小樽港における雪氷冷熱を利用した倉庫建設などにつきましては、これまでは具体的に検討をしたことはありません。雪氷冷熱を利用する場合は、積雪寒冷地において大規模な雪の堆積場を確保できることが前提条件になるものと考えておりますが、小樽港の背後地は狭隘であり敷地の面で余裕がないことから、導入は難しいものと考えております。

また、雪氷冷熱の利用に関しては、積雪寒冷地の特徴を生かしながら、省エネルギー化を図る取組であり、小樽港と石狩湾新港との機能分担の問題とは違うものと考えております。

次に、小樽港と石狩湾新港の機能分担がどのように決められてきたかについてですが、機能分担については石狩湾新港の建設に際し、小樽港が持っている特殊な施設・機能と競合するような過大な二重投資を避けることを前提に整理された考え方で、貨物の配分の形で表されており、昭和47年11月の石狩湾新港の港湾計画策定時にその考えが示され、その後、計画改訂時などにおいて新港管理組合、北海道、小樽市、石狩市の4者間で協議し、確認を行っております。

新港管理組合では、平成26年度に石狩湾新港の港湾計画改訂を行いたいとしておりますが、今後も過大な二重投資を避け、それぞれの港の特性を生かすためにも、機能分担については必要に応じて4者間での協議を行っていかねばならないと考えております。

次に、小樽港の物流につきましては、現状の小樽港を取り巻く環境は大変厳しい状況ではありますが、フェリーやコンテナの定期航路をはじめ、輸入穀物基地としての既存機能やロシアとの既存航路などを最大限に生かしながら、一層の貿易の拡大につなげることが重要であると考えております。現在、港湾計画の改訂に向け、港湾関係者と今後の物流振興施策について検討を進めているところであり、今後とも港湾業界と連携しながら取扱科目の拡大に向けた取組に努めてまいりたいと考えております。

また、石狩湾新港については、石油製品、LNGなどのエネルギー供給拠点、リサイクル資材の取扱い等の特性がありますが、いずれにいたしましても、それぞれの港の特性を生かしつつ、相互に連携して道央圏日本海側の物流拠点としての役割を担っていくべきものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に移ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 4項目めの質問にまいります。

NHK連続テレビ小説「マッサン」観光についてお聞きします。

「『2020年東京オリンピック決定』に沸いた日本。”ワクワクする時代の到来”を求め、”日本人としての誇りを持ち夢に生きること”に今ほど飢えている時代もないと日々感じています。そんな今こそ、夢を生きた”日本人の原点”を描くドラマをお届けします。」とのキャッチフレーズで、隣町余市町を舞台とした、日本ウイスキー誕生を支えた竹鶴政孝氏とその妻リタがモデルとなる、平成26年度後期NHK連続テレビ小説「マッサン」の制作が発表されました。

皆様おなじみの今年の流行語大賞も受賞した「じぇじぇじぇ」で有名なNHKの連続テレビ小説「あまちゃん」による経済効果、アマノミクスが大旋風を起こしています。まずは、ドラマの主な舞台である岩手県、岩手経済研究所は8月、「あまちゃん」による岩手県内の経済波及効果が本年度だけで32億8,400万円に上ると発表しました。試算に用いたのは今年的大型連休の実績で、北三陸市のモデルである久慈市、メインロケ地の小袖海岸には、連休中だけで通常の年間観光客数の2倍が訪れました。あまちゃん関連のグッズやウニ丼が売れに売れたとのことでした。

今も久慈市のまちは、じぇじぇじぇバブルに沸いています。あまちゃんブームを見て、じぇじぇじぇスタンプはお盆に1日100個も売れ、じぇじぇじぇTシャツが最低でも1日20枚、週末には100枚も売れた日があったといいます。

劇中の第三セクター北三陸鉄道のモデルとなっている三陸鉄道も、あまちゃん効果で乗降客が急増しています。北リアス線の久慈―田野畑駅間の7月から9月の総乗降客数が前年比5割増し、特別運行しているお座敷列車は、人気のため当初9月までの運行予定を10月までに延長したというほどです。もちろん、経済波及効果は岩手県内にとどまりません。

このように、NHK連続ドラマロケ地とその周辺の知名度は上がり、ブームの大小はありますが、舞台となる余市町はもとよりですが、隣市である我が小樽市にも経済効果が確実にあります。半年以上先のこととはいえ、より経済波及効果を高めるために、当市は「マッサン」観光のベース地として利用してもらうため、何か余市町とのタイアップ企画等の取組を持ちかけたりする考えはありますか。この機会を利用して、北後志観光の振興へとつなげる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、前述のドラマ観光は一例ですが、観光入込客数が前年同期比4.3パーセント増の391万9,300人になり、中でも外国人宿泊客が円安傾向などにより同68.5パーセント増の3万4,000人と過去最高を記録した本市は、観光客の滞在時間の延長を目指し、国内観光客はもとより外国人観光客の滞在日数の長期化に取り組み、オーストラリアをはじめ世界各地からスキーリゾート観光や夏場の長期体験型観光を外国人旅行者対象に推し進めているニセコ町や倶知安町との観光施策の連携が必須と考えます。広くは後志圏の各町村との観光連携について、今後のお考えをお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、NHK連続テレビ小説「マッサン」観光について御質問がありました。

初めに、余市町との観光連携についてですが、まず、余市町とのタイアップ企画などの取組につきましては、余市町から先週設立されました「マッサン」応援推進協議会への参画についての依頼がありま

したので、本市としても協議会に参画し、撮影協力や観光客誘致、受入れ態勢の整備等について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、この機会を利用して北後志の観光振興へとつなげる必要性につきましては、「マッサン」応援推進協議会には本市のほか、北後志の各町村、観光協会なども参画する予定と聞いておりますので、地域内の経済効果が高まるように連携し、ドラマを活用した観光振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客誘致における後志圏との観光連携についてですが、ニセコ町や倶知安町を含む後志圏の各町村との観光連携につきましては、これまでもニセコ町や倶知安町とは札幌市も含めたMICE事業等により、共同で外国人観光客誘致を進めてきております。

また、今年8月に本市を含む北後志6市町村で北後志広域インパウンド推進協議会を組織し、9月中旬に中国、台湾、タイの旅行関係者との意見交換会を実施したほか、来年2月にはタイ・バンコクでの国際旅行博への出展に向けて、現在、準備を進めております。今後とも各町村と連携を深め、後志広域観光の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 5項目めの質問に参ります。

特別地域加算の記入漏れによる所要額の補正についてお聞きします。

本市が、障害者福祉サービスを利用する障害児・者に交付する障害福祉サービス受給者証に、2009年度の厚生労働省の報酬改定により、過疎地域指定の公示を受け、特別地域加算の対象となる旨の記載をしていなかったために、サービスを提供する事業所が本市に障害福祉サービス費を請求する際に、特別地域加算分15パーセントを上乗せして請求していない状況となりました。対象の30事業所は今後それぞれ3万円から800万円の不支給分を本市に請求すると聞きます。

また、昨年12月に事業所の指摘を受けたにもかかわらず放置していたことが報道されました。制度が複雑とはいえ、改定に当たっては、当然、新制度の研究や勉強会を通じて担当者に周知徹底していると思いますが、なぜこのようなことが起こったのか説明してください。今後、必要な事務処理と対象事業所の種別をお答えください。

また、本市に対する請求額は幾らとなりますか。そして、小樽市が本来支出すべき額以外に負担が生じることはないのですか、お答えください。

公文書流出及び国庫負担金超過交付額返還金支払遅延の発生など、市役所内で不祥事が続いた今から約1年前の11月8日の市職員を集めた訓辞の中で中松市長は、いずれも当事者本人の公務に対する意識の希薄さに起因するとして、不適切な文書管理を見過ごし、日常の業務における決裁書類の確認の甘さなどがあり、管理監督する者のチェック機能が果たされていれば未然に防げたものであると述べられました。

今回の記入漏れも担当者の勉強不足、認識不足からと考えますが、上司のチェック機能も果たされておらず、残念ながらそのときの訓辞が今回生かされませんでした。二度とあってはならないとお考えだと思います。今後の福祉部の再発防止策と関係職員の処分についてお考えがあればお知らせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、特別地域加算の記入漏れによる所要額の補正について御質問がありました。

初めに、このようなことが起きた経過につきましては、平成21年4月に国により特別地域加算が新設された際、小樽市は加算の対象地域でなかったことから、平成22年4月に過疎地域になった以降、小樽市が特別地域加算に該当しているということに気づかないまま経過いたしました。

昨年12月、事業所から問い合わせがあり、関係職員はそのときの小樽市が特別地域加算の対象になることを知ったわけでありますが、受給者証に特別地域加算の対象となる旨を記載して事業所に周知を行うことが最初の作業となるという認識がなく、本年7月、別の事業所から問い合わせがあり、再確認の結果、誤りに気づいたものであります。

次に、対象事業所の種別につきましては、ヘルパーが利用者の自宅を訪問し、身体介護や家事援助等を提供する居宅介護事業所、ヘルパーが目の不自由な方の外出を支援する同行援護事業所、利用者からの相談を受けてサービス等利用計画を作成する相談支援事業所であります。

次に、本市に対する事業所からの請求額につきましては、過年度分となる平成22年度から24年度までは4,199万4,000円であり、平成25年度の額につきましては、年度末に確定いたします。

なお、このたびの補正額に平成25年度の所要額として1,956万2,000円を計上させていただきましたが、この額は対象となる事業費の当初予算額に15パーセントを乗じたものであります。

次に、本来支出すべき額以外に負担が生じないのかとのことでありますが、今回の所要額の補正はそもそも事業所が市に請求できる特別地域加算分の額であり、市が事業所に対して支払った額に対しては通常の障害福祉サービス費用に対するものと同様に、国から2分の1、北海道から4分の1が負担金として入ってくるため、小樽市が本来支出すべき額以外に市の負担が生じることはないものであります。

次に、福祉部の業務についての今後の再発防止策につきましては、福祉にかかわる業務はさまざまな法令を基にして行われており、制度改正があれば短い期間の中でそれに応じた対応をしていくことが必要になります。来年4月には障害者総合支援法など、福祉部所管にかかわる新たな改正も予定されておりますので、制度の改正等を間違いなく業務に反映させるためにも、職員が制度等の改正内容を十分に確認し、職員間の勉強会を実施しながら取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、今回の特別地域加算にかかわる関係職員への対応についてですが、今後開催される分限懲戒審査委員会の審査結果を受け、厳正に対処してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 次に、介護保険制度改革についてお聞きします。

厚生労働省は、11月27日、2015年度から実施する介護保険制度改革の意見書素案を社会保険審議会介護保険部会に提示しました。一律1割となっているサービス利用時の自己負担割合を年収に加算して、年金収入だけの単身者の場合で280万円以上など、一定の所得のある人は2割に引き上げ、また介護の必要度が低い要介護1、2の人向けの介護予防サービスのうち、予防給付費全体の約6割を占める訪問介護と通所介護を3年間かけて段階的に17年度末までに市町村事業に移管することとし、特別養護老人ホームへの入所を原則、介護の必要性が高い中・重度者に限定する内容でした。

現状の介護保険制度は、報道によりますと、引上げ対象は全国で40万から50万人程度、うち道内は数万人と見られるとありました。訪問介護や通所介護サービスの内容が自治体みずからに任せられ、市町村事業に移管する上で懸念されることはどのようなことがありますか。

市内には52か所のデイサービス事業所があり、定員数は1,010人となり、事業所間の競争が激化していると聞きます。デイサービスの利用料の自己負担は現在1割負担で、どの事業所を利用するかは要介護者が家族や担当のケアマネジャーと相談して決めることとなっています。稼働率は現在低下中で、今後、市内高齢者数が減少に転じる2015年以降、経営が成り立たなくなる事業所も出てくるのが懸念されています。

このたびの介護保険制度改革のうち、通所介護サービスが市町村事業に移管となることで、市内デイサービス事業所に与える影響をお知らせください。

さらに、今回の改正では、特別養護老人ホームの入所要件を中・重度者に限定するとしています。特別養護老人ホームに与える影響も、あわせてお知らせください。

また、市内介護施設及び関連産業に従事される方はかなりの数と認識していますが、訪問・通所介護の市町村移管をした場合、当市のサービス提供によっては事業者やそこに従事する従業員にも大きな影響を与えることになります。一部の専門家から、市の財政力や介護人材などによって地域間格差が生じるなどの指摘もありますが、小樽市として移管された場合、今後どのような対応をされるのかお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、介護保険制度改革について御質問がありました。

初めに、市町村移管についてですが、訪問介護と通所介護を市町村事業に移管する上での懸念につきましては、国は移管の受皿を既存の介護事業所に加えて、NPOやボランティアの活用によるサービス提供を想定しておりますが、ボランティア団体等の受皿の確保や提供されるサービスの質の担保のほか、財源の確保など、さまざまな課題があるものと認識しております。

次に、市内介護事業所への影響についてですが、まず介護保険制度改革がデイサービス事業所に与える影響につきましては、市町村に移管となった場合、仮に新たなNPOやボランティア団体などが参入することになれば、既存の介護事業所の利用者数に影響を及ぼすことが考えられます。

次に、特別養護老人ホームの入所要件を見直すことの影響につきましては、現在、特別養護老人ホームの待機者が、平成23年の調査では市内に800人ほど待機者がおり、特養の入所については各施設の入所判定会議において緊急度の高い方を優先的に入所しております。

今回の見直しは、特養の入所要件が要介護3以上を基本とし、虐待や認知症などのやむを得ない事情がある場合は要介護2以下でも特例的に入所を可能とするものですが、本市は待機者が多いため、既に要介護2以下の方はやむを得ない事情がなければ入所できない状況にありますので、特別養護老人ホームに与える影響はないものと考えております。

次に、訪問介護や通所介護を市町村に移管した場合の対応につきましては、今後、国は事業の円滑な実施を推進するため、市町村向けに事業の留意点や先行事例などを示したガイドラインを作成することとしておりますので、それらを参考に検討を進めることになると考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第7項目めの質問に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇)

○12番(鈴木喜明議員) 次に、入札及び入札不成立案件への対応についてお聞きします。

本市の本年4月から10月に発注した公共工事で、応札する業者がないなどの理由で不成立になった入札が全体の1割を超す12件に上っています。消費税増税前の駆け込み需要などによる人材や建設資材の不足が原因と見られ、参加資格を変更するなどして再入札を実施していると聞いていますが、今年度、今まで再入札を繰り返し、不調のままにある工事は何ですか、お知らせください。11月の入札不成立がありましたらお知らせください。

入札不成立は、いつまでもそのままというわけにはいきませんので、当然入札価格のかさ上げ、設計仕様のグレード変更などが考えられますが、設計などの変更を余儀なくされた事例は何件ありますか。そして、その影響をどのようにお考えですか。

今期の今までの入札状況で特異な点がありましたらお知らせください。

人材や建設資材の調達困難という点では、このたびの補正予算案の手宮地区統合小学校校舎等改築事業費が平成25年度予定事業から一部26年度事業へ変更になったのは、資材調達が間に合わなかったためとお聞きしましたが、もう少し詳しく理由をお示してください。

また、校舎の完成遅れは生じますか。その影響もお示してください。

前述の入札不成立の12件の中には、水道局発注の3件の工事も含まれていました。今回の補正予算に恒例の民間業者の受注端境期対策として、平成26年度予算の前倒し工事としてゼロ市債で配水管整備工事費1億円、臨時市道整備事業費1億円が計上されました。計上することには我が党としては賛成します。しかし、今年のように入札不成立が続いておりますので、せっかく端境期対策の前倒し工事が入札不成立など起こさないか心配ですが、その懸念はありませんか、お答えください。

また、先月上旬、旭川市で土木工事入札をめぐる、贈収賄事件として同市課長らが逮捕、送検されました。旭川市の入札制度は、一般競争入札や郵便入札などを取り入れた本市と同様の入札制度とお聞きします。

本市はかねてより入札改革を進め、職員による情報漏えいなど官製談合の可能性を極力排除してきたと報告を受けています。同じ制度の導入状況で他市において不祥事が起きたことは、今後の警鐘として受け止め、より一層の不正防止を求めますが、我が党としてはあくまでも市の公共工事の利益を地元還元し、市中景気の呼び水になることを念頭に、現状の予定価格7,000万円以上の土木工事や同1億円以上の建築工事などは指名競争入札を引き続き実施し、地元企業が単体で受注が困難な大規模な工事では、地元企業との共同企業体を優先指名することを望みますが、市長の今後の不正防止策や入札制度についてのお考えをお示してください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) ただいま、入札及び入札不成立案件への対応についての御質問がありました。

初めに、入札不成立案件のその後の対応についてですが、まず今年度、今まで再入札を繰り返し、不調のまま執行していない工事につきましては、於古発川改良工事の1件であります。また、11月での入札不成立の工事は於古発川改良工事と市営住宅排水管改修工事の2件であります。

次に、入札不成立で設計などの変更を行った工事の件数についてですが、今年度入札不成立となった工事は11月末現在で14件あり、そのうち設計変更を行った工事は4件、受注業者のランクの変更などを行った工事は6件、再入札を行っていない工事や新年度での執行を予定している工事は4件となっております。

次に、入札不成立の工事の影響についてですが、再入札を行うことにより工事の完成時期が遅れ、当初予定していた供用開始が遅れるなど、市民サービスの低下につながるものと考えております。

次に、今年度の入札での特異な点についてですが、入札不成立14件のうち、応札者がいないため入札不調になったケースが13件あり、このように多くの件数となったことは過去にはなかったところであります。

次に、手宮地区小学校校舎等改築事業費が平成25年度から26年度に一部変更になった理由につきましては、道内での大型工事の急増に伴い、建物の基礎に使用するコンクリート杭の製造工場での生産が間に合わず、現場での基礎工事が約2か月遅れたことから、当初予定していた年度内の出来高が確保できなくなったためであります。

また、その影響による校舎の完成の遅れにつきましては、下請業者の増員確保等により、工期内に完成できることを請負業者と確認しております。

次に、ゼロ市債での工事が入札不成立にならないかについてですが、入札不成立の原因として一番大きい理由は、工事受注のふくそうなどによる型枠工や大工などの技術者の不足と聞いております。ゼロ市債は工事の端境期対策として実施していることから、入札時期は来年2月から3月を予定しており、この時期は公共工事の施工が少ないことや現場には雪解け時期から早く入れるという利点などがあり、また人員の確保がしやすいこともあり、入札不成立の可能性は低いものと考えております。

次に、不正入札防止についてであります。これまでも本市におきましては適正な入札制度についての検討や職員に対する公務員倫理等の研修を行ってきたところであり、今後とも国や他の地方自治体における入札制度の取組などの研究を行うとともに、職員へのコンプライアンスの徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第8項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 最後に、全国学力・学習状況調査の結果公表についてお聞きします。

10月上旬、本市教育委員会は、今年4月に実施された本年度の全国学力・学習状況調査の結果を発表いたしました。

今回、初めて我が党が求めていた全国・全道との比較を容易にするため、各教科の平均正答率を明らかにし、小学校算数Aでは全道平均を0.2ポイント上回ったものの、それ以外の教科はいずれも平均を下回ったとあります。

また、昨年度の結果報告では、本市は改善傾向にあるとおっしゃいましたが、今年度このような結果の要因をどうお考えですか、お聞かせください。

先月末に文部科学省は、小学校6年生と中学校3年生を対象に行っている同調査について、これまで禁じていた市町村教育委員会による学校別の結果公表を来年度から認めると発表しました。

我が党は、かねてより同調査の学校別の結果公表を認めるべきだと主張してまいりました。

理由としては、同調査内容は確かにテストの教科は国語、算数・数学のみで、児童・生徒の学力の全

てを調査できるわけではありません。しかし、テスト内容としては、基礎学力としての重要な部分が多く含まれ、現在の習熟度や今後の授業理解度の目安になると考え、学校別での結果公表は、PTA及び地域の人々がその学校の学習の習熟度の現状をある程度正しく認識でき、保護者間で交わされる、あの学校がよいみたいだというような根拠のない風評や、うちの学校はまあまあよいほうですなどという学校側の抽象的な表現に振り回されず、問題意識を共有できると考えるからです。

確かに反面、序列化などの懸念により、公表に関して今まで本市教育委員会は慎重な姿勢を示してきました。我が党としては、都道府県教育委員会による市町村別の結果公表も控えている中、保護者が各学校の状況や我が子が通う学校の教育施策の成果を知りたいと思うのは当然のことで、本市での学校別の結果公表を早期に求めるものです。

教育委員会として、猶予期間として二、三年程度必要というお考えであれば、公表は何年度からと公表年度を発表し、懸念のある学校には早期に学習体制の改善をこの機会に求めるべきと考えますが、学校別の結果公表について教育長のお考えをお示ください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、全国学力・学習状況調査の結果公表について御質問がありました。

まず、小樽市内における今年度の全国学力・学習状況調査結果の要因についてであります。教科ごとの調査結果では、国語において小・中学生ともに自分の考えを書く力や文章を読む力に課題が見られました。算数や数学では、数量の関係を読み取ったりする力や道筋を立てて考える、表現する力に課題が見られました。これは、毎日の授業の中で、子供たち自身が自分の考えを持って説明する力が引き出されていないことが要因の一つであろうと考えております。

また、児童生徒質問紙調査結果によると、本市の子供たちは全国と比べて1日当たり1時間以上勉強する子供の割合が低く、1日当たり3時間以上ゲームをする子供の割合が高いなど、家庭での学習習慣が確立されていないことも要因の一つであると考えております。

私としては、今後とも教職員の実践的な研修を行い、力量を高めるとともに、音読の取組などを通じ家庭学習の習慣化を図り、学力の向上に向け、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校別の結果の公表についてであります。本市では、今年度初めて教科の調査結果を数値で公表しましたが、これは小樽市の学力の状況を保護者や教職員に正しく認識してもらうことで学力向上に向けた意識の啓発を狙いとしたものであります。

私としては、学校別の平均正答率を公表することが直ちに学力の向上につながるとは考えておりません。大切なのは、教職員が子供たちに魅力ある授業を展開し、基礎・基本の力をしっかりと定着させるという意識を持つことであり、一方で家庭では保護者の方々が子供たちに学習習慣をしっかりと身につけさせることであり、そのことが結果として学力の向上に結びつくものであると考えております。

しかしながら、各学校が子供たちの学力の状況を保護者に説明することは必要なことと考えておりますので、今後、教育委員会として、公表内容などについて十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時31分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 千 葉 美 幸

議 員 新 谷 と し

平成25年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成25年12月10日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	5番	成	田	祐	樹
6番	安	斎	哲	也	7番	小	貫		元
8番	川	畑	正	美	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	上	野	智	真	15番	濱	本		進
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々	木		秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々	木		茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（1名）

4番 吹 田 友 三 郎

出席説明員

市 長	中 松 義 治	副 市 長	貞 村 英 之
教 育 長	上 林 猛	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	飯 田 俊 哉	総 務 部 長	迫 俊 哉
財 政 部 長	堀 江 雄 二	産 業 港 湾 部 長	佐 藤 誠 一
生 活 環 境 部 長	前 田 孝 一	医 療 保 險 部 長	藤 井 秀 喜
福 祉 部 長	三 浦 波 人	保 健 所 長	秋 野 恵 美 子
建 設 部 長	工 藤 裕 司	会 計 管 理 者	石 崎 留 子
消 防 長	青 山 光 司	病 院 局 長	小 山 秀 昭
教 育 部 長	山 村 幹 雄	経 営 管 理 部 長	中 田 克 浩
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 靖 久	総 務 部 企 画 政 策 室 長	中 田 克 浩
		財 政 部 財 政 課 長	佐 々 木 真 一

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 深田友和

事務局次長 中崎岳史
議事係長 柳谷昌和
書記 高野瑠璃子
書記 佐々木昌之
書記 伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、林下孤芳議員、久末恵子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第23号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 平成25年第4回定例会に当たり、公明党を代表して、質問させていただきます。市長、理事者の皆様、よろしくお願ひいたします。

最初に、財政問題について伺います。

本市財政は、歳入においてはやはり市税収入の減少には歯止めがかかっておりません。平成24年度決算では、個人・法人市民税は年少扶養控除の廃止や一部企業の業績回復などにより増収となりましたが、固定資産税、都市計画税は評価替えや地価の下落により6億1,100万円も減収となったため、市税総体として対前年度比で3億4,200万円もの減収となっております。

また、市税収入率も平成12年度から低下し続け、24年度は73.8パーセントと、これも全く歯止めがかかっていないようです。市税の収入率向上につきましては日々努力されていると思いますが、平成25年度の市税収入の見通しについて、24年度決算との比較でお示してください。

また、いま一度、収入率向上対策についてもお示ください。

次に、歳出についてですが、目的別決算状況で見ると、除雪費や共同調理場建設事業費の増により、土木費や教育費も増加しているようですが、やはり一番多いのは民生費です。平成20年度に200億円を突破して以来、増加し続けていますが、25年度の決算見込みと今後の推移についてお示してください。

また、性質別決算状況でも、平成23年度と比較すると増加は横ばいになったものの、扶助費が一番多くなっております。その中で、生活保護費は平成15年度に80億円を超えて以来、年々増加し、24年度には90億円に迫るのではないかと感じておりましたが、対前年度比約2億円の減額となっております。この減少要因についてお聞かせください。

また、障害者福祉費は対前年度比4億8,500万円増加となっております。こちらは増加要因についてお聞かせください。

全体として、平成24年度決算においては実質収支は1億5,700万円の黒字となり、22年度から3年連続の黒字となり、実質単年度収支も5年連続で黒字とはいえ、25年度決算においても楽観を許さない状況であることは否めません。平成25年度決算の収支見通しについての御見解をお示してください。

なお、平成23年度までは当初予算における収支不足を補うため、下水道事業会計など他会計からの借入れによる対策を行っていましたが、24年度は他会計などからの借入れは行いませんでした。しかしながら、平成24年度末で下水道事業会計の28億500万円をはじめ、53億8,600万円もの借入残高があります。今後この他会計などからの借入金の償還めどについてお示してください。

次に、以上のような財政状況を踏まえ、平成26年度予算編成の基本的な考え方について伺います。

市は10月末に財政部長名で庁内各部局に対し、平成26年度の予算編成方針を示したとのことですが、それによると、人口減などで市税収入増加が見込めない上、扶助費の増加傾向は依然として続き、多額の財源不足が見込まれると想定し、全ての事業についてゼロベースの視点で必要性、有効性を厳しく検

証するよう求めたということです。

そこで、お聞きいたします。

現在、市では平成26年度の財源不足はどのぐらいになると見込んでいるのか、お示してください。

そして、事業の必要性、有効性をどのような観点から判断するのか、お聞かせください。

また、来春の消費税増税に伴う歳出増影響も懸念されますが、平成25年度一般会計の当初予算の歳出で消費税率の引上げ分を見込んだ場合、どの程度の影響があるのか、お示してください。

市長は、昨年第4回定例会において、平成25年度予算編成とあわせ、25年度を初年度とする中・長期的な収支を見通すものとして、財政健全化に向けた新たな計画の策定作業を進める旨の答弁をされました。そして、本年3月、今後の財政運営を検討する手がかりとして、現在見込まれる一定の状況の下、平成25年度から29年度まで5年間の財政収支見通しの試算を行い、毎年度見直すこととしておりましたが、試算から半年が過ぎ、見直しについてどのように考えているか、お示してください。

また、財政健全化への取組として、各年度収支改善目標6億円を達成し、実質収支の黒字を達成するため、歳出削減対策として人件費の抑制や事務事業及び経費等の見直しを行い、歳入増加策としては使用料・手数料の改定や広告収入の確保、資産の有効活用等を挙げられておりますが、現在の取組状況をお示してください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 松田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、平成25年度決算の見通しについてですが、まず24年度決算との比較による25年度の市税収入の見通しにつきましては、今後の法人市民税などの収入状況にもよりますが、現時点の見込みは、たばこ税が税率改正に伴い増収が見込まれますが、個人市民税で納税義務者数や所得の減少により、法人市民税では納税額が大きく減少した法人もあることにより、市税全体の収入額は減少するものと考えております。

また、収入対策についてですが、電話や文書による催告、臨戸訪問のほか、預貯金などの差押えを行うとともに、差押物件のインターネット公売による換価、さらには北海道との共同催告や他都市との合同公売会を実施するなど、今後とも引き続き収入率向上に向け、努力してまいります。

次に、民生費の決算見込みと今後の推移につきましては、民生費は生活保護費や身体障害者に対する支援費など扶助費の占める割合が高いことから、現時点で決算見込みをお示しすることは困難であります。また、今後の推移につきましては、扶助費の自然増に加え、国の税と社会保障の一体改革の中で、社会保障の充実・安定化がうたわれていることなどから、負担の見直しなども検討されてはおりますが、今後も増加が続いていくものと想定しております。

次に、生活保護費が平成23年度と比べ、24年度で約2億円減少した主な要因につきましては、医療扶助費が約1億8,200万円減少したことによるものであります。また、障害者福祉費が増加した要因につきましては、利用者が増加した生活介護事業費や、重症心身障害児施設に入所している18歳以上の方の費用が、北海道から市に給付主体が変更したことによる療養介護事業費の増加などによるものであります。

次に、平成25年度決算の収支見通しにつきましては、まず歳入では法人市民税など、今後の景気の動

向により収入の確保が不透明であることや、歳出では冬期間における除雪費や電気料金の値上げに係る影響など、不確定な要素も多く、現時点で具体的な収支見通しを示すことができる状況にはありません。

いずれにいたしましても、残された期間、引き続き歳入の確保と事業の効率的な執行等に最大限努めてまいりたいと考えております。

次に、他会計などからの借入金の償還めどについてですが、他会計や基金からの借入残高は、今年度、土地開発基金の廃止により、同基金からの借入れ5億1,000万円を繰上償還したことなどにより、平成25年度末では約46億3,800万円となる見込みであります。借入金の償還につきましては、借入時に立てた償還計画に基づき償還していく予定であり、他会計からの借入金については平成38年度、また、基金からの借入金につきましては、平成35年度での完済を予定しております。

次に、平成26年度予算編成の考え方についてですが、まず26年度予算の財源不足の見込みにつきましては、25年度当初予算で約12億円の財源不足が生じたこと、歳入では、人口減等により市税収入の増加が見込めないことや、地方交付税の動向も不透明であること、歳出では、扶助費などの自然増や、消費税増税の影響、さらには新たな財政需要にも対応しなければならないことなど、具体的な不足額を現段階で示すことはできませんが、新年度予算編成においても多額の財源不足が見込まれるものと考えております。

次に、事業の必要性、有効性の判断につきましては、必要性については事業の目的が市民ニーズや社会情勢の変化などに対応しているかどうか、有効性については成果指標などを参考にしながら、目的達成にどの程度の効果があるかなどの観点で、検証が必要であると考えております。

次に、消費税増税による一般会計の歳出への影響額につきましては、平成25年度当初予算ベースで試算した場合、影響額は約2億6,700万円となります。

次に、中期財政収支見通しについてですが、まず財政収支見通しの見直しにつきましては、各年度の予算編成や決算の状況を踏まえ、毎年度見直すこととしており、現在、平成24年度決算及び25年度補正予算を考慮した収支試算の作業を行っているところであります。

次に、財政健全化に向けた取組状況についてですが、今年度実施した主なものとしては、歳出削減対策では、人件費の抑制として、職員給与の独自削減を継続していること、事務事業の見直しとして、行政評価の試行実施や、本年10月に存続意義の薄れた土地開発基金を廃止したことなどであります。

そのほか、第三セクターの見直しとして、第3回定例会において土地開発公社解散の議決をいただき、現在、清算手続を進めているところであります。また、歳入増加策では、4年ごとに見直しを行っている使用料・手数料の改定を本年4月1日に行ったほか、資産の活用として、今定例会に議案を提出しておりますが、港町ふ頭の土地を売却することなどであります。今後とも真の財政健全化に向けて引き続き最大限努力してまいります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 2項目め、障害福祉サービス受給者証への特別地域加算記載漏れに伴う補正について伺います。

理事者からの説明によれば、補正をしなければならなくなった原因は、障害福祉サービスを利用する障害児、障害者に交付する障害福祉サービス受給者証に、特別地域加算の対象になる旨の記載をしなかったことにより、サービスを提供する事業者が加算分の障害福祉サービス費を市に請求していなかった

ためという内容でした。

そこで確認のため、何点かお聞きいたします。

最初に、過疎地域として公示されると、なぜ特別地域加算の対象になるのか、制度そのものについて御説明願います。

次に、小樽市が過疎地域になったことの周知についてお聞きいたします。

市の担当者は、平成24年4月に小樽市が過疎地域として公示されたことは承知していたのでしょうか。説明では、平成21年4月より特別地域加算が新設されたことについては、市は厚生労働省の通知について北海道から情報提供があり、その通知には特別地域加算についての説明が記載されていたが、その時点では小樽市は過疎地域の公示を受けておらず、障害福祉サービス費には影響がなかったことから、深く認識できていなかったとのことでした。

そこで、お聞きいたします。

小樽市が過疎地域になったことは承知していたが、特別地域加算をしなければならないことを時間の経過により失念してしまったのか、小樽市が過疎地域として公示されたこと自体も知らなかったのでしょうか、伺います。

また、小樽市が過疎地域として公示されたことにより、この特別地域加算以外に何らかの影響が生ずる部局はほかになかったのでしょうか。あったとしても、その部局はきちんと対応していたため、このような問題が生じなかったということでしょうか。

そこで、お聞きいたします。

小樽市が過疎地域として公示されたことについての各関係部局への周知は、どこの部署がどのようにされたのか、その経過についてお示してください。

さらに、資料の内容伝達についてお聞きいたします。

過疎地域として公示された場合、特別地域加算が発生することについて、職場内での資料等の供覧等はしなかったのでしょうか、お聞かせください。

次に、事業者への制度改正説明についてお聞きいたします。

サービスを提供する事業者は、制度改正により特別地域加算があることは知っていたが、小樽市が過疎地域として公示されたことを知らなかったのか、加算しないまま請求したのか、特別地域加算制度そのものを知らなかったのか、お聞きします。

制度そのものを知らなかったとしたら、あらゆる制度改正があった場合、事業者への制度改正の周知は本来誰がすべきだったのでしょうか。

制度変更の説明責任は市にあるのか、国にあるのか、お聞かせください。

補正額の財源ですが、補正額6,155万6,000円のうち、一般財源で措置する1,538万9,000円の残額4,616万7,000円は、いったん市が事業者を支払った後、国や道からの負担金で措置することになると思いますが、市が事業者を支払ったものについては必ず負担してもらえるのか、再度確認いたします。

なお、この制度改正により、市が事業者に加算金額を支払うと同時に、サービスの提供を受けた利用者についても事業者を支払う自己負担額が増加することになりますが、市はこのことについて利用者への制度改正の周知を図るとともに、障害福祉サービス受給者証の差し替えは終了したのでしょうか。

また、平成22年度から今日までの、制度改正に伴う利用者の自己負担増額分について、その金額を年度別でお示してください。

なお、その自己負担増額分については、サービス利用者からは追加徴収せず、事業者に請求放棄などをお願いしたいということですが、事業者はこのことを承知しているのか、お聞かせください。

このたびの加算金未請求についてですが、残念でならないのは、昨年12月に事業者から指摘があったのに担当者は十分調査せず放置し、本年7月になって別の事業者から再度指摘され調査した結果、未請求が判明したということですが、最初に指摘されたときは、どのような調査をしたのか疑問です。最初に指摘を受けたときに十分調査していれば補正額も今回の補正額より下回っていたはずですが。最初の調査内容と今回の調査内容など、判明経過について詳しくお聞かせください。

なお、この未請求については小樽市だけでなく、管内10町村でも発覚したということですが、それほど制度が複雑だったのでしょうか。

北海道では、143市町村が過疎地域として公示されていますが、特別地域加算を行っていた自治体が大半だとすれば、制度が複雑という理由は当てはまらないと思いますが、御見解をお聞かせください。

このたびの特別地域加算未請求の責任はどこにあると考えているのか、御見解をお聞かせいたします。

平成22年2月に公表した職員の業務懈怠による高額療養費未請求問題の発生を契機に、市では業務上の事故発生防止に向けた取組として、業務事故防止の指針を策定しておりますが、今回の問題では、この取組が全然生かされていないことを痛感いたします。

この指針の6ページでは、制度の改正に伴う対応について事細かく記載されておりますが、まさしく今回の業務事故はびたりと当てはまります。指針を抜粋すれば、市の業務は、さまざまな法令を基にして行われており、法令など国の制度が変われば、当然それに応じた対応が必要になる、制度の改正などがあった場合には、事故防止の観点からも職場内での情報共有が重要なポイントになり、係内で情報共有を図ることで、チェック機能が働くとあります。さらに、特に補助金請求など基礎になる数値、区分などに関する制度改正については、文章だけではなく、視覚的にわかりやすいイメージ図やフロー図など、思い込みや勘違いが生じないように工夫していただきとまで示されております。この地域加算制度が適用になったのは平成22年4月であり、この指針が出されたのは22年7月です。その後、指針の内容に従って事務を行っていれば、事故は早めに防げたと考えられますが、このことについてどう認識されておりますか、御見解をお聞かせください。

業務事故が起きるたびに言われるのが再発防止ですが、いつも同じことの繰り返しです。再発防止に向けて今後どのように取り組んでいくのか、お考えをお示しください。

そして、同じ過ちが二度と発生しないよう御努力をお願いいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、障害福祉サービス受給者証への特別地域加算記載漏れに伴う補正について御質問がありました。

初めに、経過説明についてですが、まず、過疎地域の公示と特別地域加算の関係につきましては、障害福祉サービス事業所が、過疎地域などの厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービスを提供した場合に、1回につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算するもので、厚生労働省告示に基づいた制度であります。

次に、本市が過疎地域として公示されたことへの担当者の認識につきましては、過疎地域として公示された当時、部長会議や庶務担当課長会議を通して職員への周知がなされていたものと考えております。

次に、過疎地域として公示されたことについての各関係部局への周知についてですが、平成22年4月の過疎法の一部改正の施行により、本市が過疎地域として公示されることとなったため、まず22年3月

に開催した全部局の庶務担当課長が出席する庶務担当課長会議において、過疎地域として公示されることによる担当業務への影響について確認を行うよう、財政課から依頼を行ったところであります。

また、公示後の平成22年5月には、過疎地域自立促進市町村計画、いわゆる過疎計画の策定作業に取り組んでいたことから、全部長などが出席する部長会議において、過疎地域として公示されたことや、過疎計画を策定することなどについて、企画政策室から報告を行っております。

次に、職場内での資料等の供覧につきましては、平成21年4月に新設された特別地域加算に係る国の資料等をその当時、職場内で供覧しておりましたが、小樽市は過疎地域になっていなかったこともあり、加算の内容について職場内で確認をする作業をしていなかったものであります。

次に、サービスを提供する事業所が特別地域加算を知らなかったのかということではありますが、利用者の受給者証に特別地域加算に該当する旨を記載して交付することにより、事業所がその内容を知る仕組みになっておりますので、事業所は承知していなかったものと考えております。

次に、制度改正があった場合の事業所への周知につきましては、都道府県が行うこととなっておりますが、特別地域加算については、市町村が受給者証に記載して事業所に周知する仕組みとなっておりますので、このたびの加算にかかわる説明責任は市にあるものと考えているところであります。

次に、補正額の財源措置についてであります。市の支出額に対する国と道の負担につきましては、今回の所要額の補正はそもそも事業所が市に請求できる特別地域加算分の額であり、市が事業所に支払った額に対して、通常の障害福祉サービス費用に対するものと同様に、国から2分の1、北海道から4分の1の負担金として入ってくるものであります。

次に、自己負担額変更の利用者への周知についてであります。まず利用者への周知及び受給者証の差し替えにつきましては、自己負担が変更になる利用者の皆様には、今月中に特別地域加算の対象である旨を記載した新たな受給者証を持参し、個別に説明してまいります。

次に、利用者の自己負担増額分につきましては、平成22年度は5万6,484円、23年度は7万5,940円、24年度は8万7,894円であります。また、平成25年度につきましては、4月から9月までの実績として3万4,657円であります。

次に、利用者の自己負担増額分に関する事業所への対応につきましては、平成26年1月利用分から利用者の皆様に請求していただくよう、事業所に御協力をお願いし、御理解をいただいたところであります。

次に、加算金未請求が判明した後の経過についてですが、まず昨年からの経過につきましては、12月に事業所からの問い合わせがあり、関係職員は小樽市が特別地域加算の対象になることを知りましたが、受給者証に特別地域加算の対象となる旨を記載して事業所に周知を行うことが最初の作業になるという認識がなく、本年7月に別の事業所から問い合わせがあり、再確認の結果、誤りに気づいたものであります。

次に、本制度への認識につきましては、北海道の発表では、道内で全額又は一部未支給が73市町村、全体の約4割に上るというもので、各自治体の担当職員が、みずからの地域が特別地域加算の対象地域になっていることに気づかず経過したものであり、基本的には関係職員の認識不足が主な要因であると考えております。

次に、事故発生の責任についてですが、業務事故防止の指針との関係につきましては、指針に示されていることがまさしく基本となるものであります。特に、福祉にかかわる業務は、制度改正があれば短い期間の中でそれに応じて対応していくことや、情報を共有することが肝要であり、この姿勢が事故防止につながっていくものと考えております。

次に、再発防止に向けての今後の取組についてですが、平成22年度に制度の改正に対応することなどを盛り込んだ業務事故防止の指針を全職員に配付し、職員へはその内容が浸透しているものと考えておりましたが、残念ながら今回の事故には生かされませんでした。

今後の再発防止に向けては、業務事故防止の指針を職員に配付してから3年ほど経過しているということもありますので、改めて職員への周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 3項目め、空き家対策について伺います。

空き家等の適正管理に関する条例化の促進につきましては、私は機会あるごとに述べさせていただいてまいりました。なぜ空き家等の適正管理に関する条例が必要かといえば、近隣からの苦情があったとしても、今までは所有者に対し行政指導しかできなかったものが、法的根拠に基づいた措置ができるようになるからです。先月行われた小樽市と町会長との定例連絡会議では、複数の町会長より空き家の現状について報告、要望が出され、それに対し市は、現在、条例制定に向けた検討を進めていると説明しました。

かつて市に対し、空き家に関連した苦情の中で、市で何とか対処してほしいなどの要望が寄せられたことはあったでしょうか。あったとしたら、その内容をお聞かせください。

先般、私が所属している建設常任委員会では、空き家等の適正管理の条例制定市の中で最初に行政代執行まで踏み込んだ内容の条例を制定した秋田県大仙市に行政視察に行つてまいりましたので、そのことも踏まえ、条例制定に向けた市の考えをお聞きいたします。

大仙市は豪雪地域で、平成18年、22年の豪雪に際し、市民の安全・安心を守るため、危険な状態にある空き家の対策に本腰を入れざるを得ない状況になったことが条例策定のきっかけでしたが、条例化促進への重要な働きをしたのが自治会長や町内会長でした。市内全域の自治会長や町内会長にアンケートを実施し、地域における空き家の実態や管理について意見を求めたところ、危険な空き家に対しては市が積極的に解体してほしいとの意見が非常に多く、通常はこのような条例を策定するときはパブリックコメントを実施して、市民から意見を広く聞くという手法をとりますが、自治会長は地域のリーダーなのでリーダーの意見を集約させるという考え方で、パブリックコメント的な要素を引き当てたという説明を受けました。

そこで、伺います。

今後、小樽市でも大仙市と同様、空き家に特化したアンケートを実施するお考えはないか、お聞きいたします。

アンケート調査後、大仙市では臨時職員10人を雇用し、空き家の場所を確認しては1戸1戸の状態を把握した実態調査票を作成し、その上で、空き家の危険度判定調査を行い、建物の危険度に応じて危険度大、危険度小、危険度なしの色分けをした空き家マップを作成し、それを各自治会長に配付し、空き家の情報を共有したとのこと。条例に行政代執行を盛り込んでも、なかなか実行しない自治体がある中、今まで3件実施したのも、危険度が代執行の判定基準であり、住民の安全を守るという防災という観点からだったと聞いています。ですから、空き家の担当も防災担当で行っているということでした。このような取組についてどうお考えか、御見解をお聞かせください。

また、解体したい意思があっても費用が捻出できず苦慮している方には、撤去費用を助成する制度も

条例に盛り込み、これにより解体できた事例が21件もあるとのこと。個人財産に税金を使用することに批判もありますが、国土交通省の社会資本整備総合交付金で2分の1の補助を受けて対応しており、市の負担も軽減されています。小樽でも条例化した場合、このような助成制度はできないのか、この点についてもお考えをお聞かせください。

国土交通省による都道府県への聞き取り調査によれば、10月1日時点で空き家条例が制定、施行済みの自治体は270以上あります。本年第2回定例会の一般質問での御答弁で、市長は、条例を制定とした場合の必要な規定として、適正管理義務の規定のほか、職員の立入調査、所有者への助言・指導・勧告、勧告に応じない場合の命令、命令に従わない場合の氏名等の公表、罰則は、危険な空き家に対する手続、手順として必要なものとして考えているとの認識を述べられておりましたが、まずは市としてできることから始めるべきではないでしょうか。

昨年大雪により倒壊した建物が4軒あり、現在、倒壊の危険性がある空き家は38軒あると聞いております。他の自治体は国の動向を探って制定するのではなく、市民の安全・安心を図るために既に条例を制定しております。後からできる条例ほど精度が高いのは当然です。元北海道職員で、現在、北海学園大学法学部の秦教授も、条例は1回つくれば終わりではないですから、いくらかでも改正すればいいわけで、不備があればどんどんつけていくことが必要なのではないかと思っておりますと述べています。

行政代執行については、撤去した費用を回収できない可能性や行政任せにされる懸念などの課題があるといいますが、条例を制定している自治体の約半数が行政代執行まで条例に盛り込んでおり、道内では来春施行の函館市を含め、12市町に達したと聞いています。

また、所有者を割り出す方法として、札幌市では、第三者機関の情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、固定資産税の納税者情報から割り出すことを全国に先駆けて導入したといっています。

このように、どこの自治体も、それぞれ一つ一つ課題を克服しながら取り組んでいます。その上、条例制定による市民へのアナウンス効果により、所有者が自主的な解体を行う成果も期待できます。大仙市では、条例制定後の波及効果として、自主的な除却が71件あったといっています。財政的な問題もあるかもしれませんが、それでは市民の安全を保つことはできません。一日も早く条例を制定していただきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

危険な空き家は解体、除却し、空き家をなくすことが空き家対策の根幹ですが、単に使っていない空き家を有効活用することも大事です。その一例が空き家バンク制度ですが、神奈川県横須賀市では、空き家をリフォームして大学生に貸し出すモデル事業が行われていると伺いました。家賃1万円で賃貸し、そのかわり大学生は格安で住む条件として、高齢者の資源ごみの回収の手伝いや地域の清掃など軽作業のボランティア活動を行っているそうです。また、長崎市では、傾斜地に建つ空き家を寄附することを条件に、市が全額負担して撤去し、跡地は公園や駐輪場に行っているといます。このように先進的な取組を始めた自治体も数多くあります。小樽市としても有効利用等についてお考えがあればお聞かせください。

とにかく、時間がたてばたつほど空き家が増加するのは目に見えており、所有者の特定も困難になります。一日も早い空き家条例の策定を要望いたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、空き家対策について御質問がありました。

初めに、空き家に関連する苦情の内容についてですが、これまでに寄せられたものとしましては「自然倒壊の危険がある」「台風や強風時に建築材が飛散して危険である」「ごみが不法投棄されている」「不審者や非行少年のたまり場などになっている」「建物の屋根から落雪し、道路をふさいだ」などの苦情がありました。

次に、条例制定に向けた市の考え方についてですが、まず町会長などへの空き家に関するアンケートの実施につきましては、危険な空き家についての情報は、関係部署が日々の業務の中で行っているパトロールや、市民からの相談や通報などにより把握しておりますが、それぞれの地域における空き家に関する情報や空き家対策についての意見の把握については、今後どのような方法がよいのか検討してまいりたいと考えております。

次に、防災の観点からの空き家対策への取組につきましては、空き家に関する対策は、雪害などからの防災の観点のみならず、周辺住民の生命、身体、財産のほか、衛生環境の保全や防犯、不審火などによる火災予防など、市民の安全・安心な生活環境の保全のため、さまざまな観点からの取組が必要であるとと考えております。

次に、空き家の撤去費用への助成制度につきましては、空き家であっても個人所有の財産であることや、公平性の観点から、その撤去に当たっては基本的には所有者みずからの責任において対応すべきものと考えております。しかしながら、所有者にとっては撤去費用の捻出が大きな課題であると考えられることから、解決手段の一つとして引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家対策に係る条例の制定につきましては、空き家の所有者に適正な管理を促し、市民の安全・安心を確保するための一つの有効な方策であると考えておりますが、体制整備や、自主的な解体に対する助成制度を設けた場合の財源確保などの課題を解決しながら、引き続き条例の制定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家の有効活用についてですが、本市における定住の促進を図るため、移住促進施策とも関連させながら、空き家・空き地バンク制度を利用した有効活用を進めるほか、他都市の事例なども参考にしたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 4項目め、北海道新幹線について伺います。

先ごろの新聞報道によれば、平成47年度までに開通予定の北海道新幹線の札幌延伸で駅が設置される5市町に、駅舎などの整備に係る事業費の一部負担を、北海道が正式に要請したとありました。

最初に、北海道からの具体的な協議内容について、いま一度確認のため御説明願います。

なお、北海道の試算によれば、この事業費の小樽市負担分については7億円から8億円で、発注事業終了ごとに支払うと聞いております。そして、この負担割合を受け入れる可否については12月10日までに回答を求められておりましたが、小樽市は11月27日にこの負担を受け入れる旨、文書で回答したとのことですが、新幹線の札幌までの開業はまだ20年も先のことです。工期が長いだけに、今の試算による事業費に比べ、最終的な小樽市の負担総額が大幅に増えないのか心配です。このことについてお考えをお示してください。

また、北海道新幹線建設で懸念されるのが、最近のJR北海道の事故多発と、レール幅検査データ改ざんなど、連続している不祥事問題です。レール幅データの改ざんは安全性の根幹を揺るがすものであ

り、それも一つの保線管理室だけではなく、複数の保線管理室で、それも過去から行われていたことが判明し、最も重視されるべき安全性をないがしろにしたことは到底許されるべきではありません。今JR北海道では中堅の技術職員が極端に少なく、技術の継承にひずみが出ているとの指摘もありますが、このようなことが今後の新幹線の札幌延伸に伴う運行管理に影響が出ないのか大変心配です。この点について御見解をお示しください。

ともあれ、JR北海道は早く問題解決に取り組み、一日も早く私たちの信頼を取り戻すため、努力を惜しまないでいただきたいと願うばかりです。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、北海道新幹線について御質問がありました。

初めに、北海道からの協議内容についてですが、全国新幹線鉄道整備法第13条第2項の規定に基づき、北海道が負担する建設費用のうち、本市が一部負担することとなる対象範囲及び割合についての協議がありました。負担の対象となる範囲につきましては、駅部及び整備区間の用途地域となっており、本市におきましては、天神や朝里川温泉など、4か所の整備区間で計1,000メートルが負担対象範囲となっております。

また、本市の負担割合につきましては、対象範囲の工事で北海道が負担すべき負担金の10分の1となっております。

次に、工期が長いと試算よりも小樽市の負担金が大幅に増える心配はないのかとの御質問ですが、北海道からは小樽市が負担する範囲の建設費用は、消費税率のアップ、一定程度の物価の上昇などを見込んだ概算額であると聞いておりますので、大幅な増加はないものと考えております。

次に、JR北海道における事故多発などによる新幹線の札幌延伸に伴う運行管理への影響についてですが、事故の多発やデータの改ざんなどは、安全運行に大きな責任を負う公共交通機関として決してあってはならないことであります。今後、JR北海道が鉄道事業者としての原点に立ち返り、抜本的な再発防止策の確立など、安全体制の再構築に総力を挙げることで、新幹線の安心で信頼できる運行管理につながるものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 5項目め、24時間健康・医療相談サービスの導入について伺います。

現在、各自治体で頭を悩ませているのが、救急車の不適正利用です。そこで各自治体では、救急車適正利用促進リーフレットを作成したり、人目につく場所にステッカーを張り出したりするなど、救急車の適正利用促進に取り組んでおります。

小樽市も例外ではありません。昨年9月28日の決算特別委員会で小樽市における救急車の不適正利用について質問したところ、平成23年度の全搬送人員5,478人中155人が不適正利用の搬送人員であり、全体の約3パーセントが不適正利用だとの御答弁をいただきました。119番通報を受けた時点で救急搬送が本当に必要か否かの判断ができれば、不適正利用は減少すると思われませんが、通報を受けた段階では救急出動の必要性の判断は行わず、通報を受ければ全て出動するとのことでした。

そこで、伺います。

平成24年と本年11月末までの救急車の搬送人員と、その中で不適正利用に該当すると思われる人数割合についてお示してください。

また、通報により救急出動したものの不適正利用と判断された場合は、どのような対処をしているのかもお聞かせください。

一昨年10月、山形市では、救急車の出動要請があったとき、職員と通報者のやりとりで緊急性がないと判断し、タクシーで病院へ行くことを勧めた結果、10日後に自宅で死亡しているのが発見されたという事案がありました。消防本部の対応と死亡の因果関係は不明とのことですが、損害賠償請求訴訟にまでなっていると聞いています。

その山形市では、本年5月から2,175万円の予算を計上し、近隣3市町で民間の電話健康相談事業会社に業務委託して24時間健康・医療相談サービスを開始し、その会社のサービスを利用している全国65市町村の中で唯一、緊急度によっては相談者の電話を直接119番へ転送しており、導入1か月で948件の相談が寄せられ、うち5件が119番へ転送されるなど、住民からは、気軽に相談できるサービスがあるのは安心すると大変に喜ばれているといます。

このようなサービス事業の導入は、山形市だけではなく、全国各地の自治体で行っており、救急車の不適正利用の防止を含め、市民生活における安全・安心の実現を図るため、医療のみならず、健康、育児、介護、そして心の悩みまで幅広く、24時間・年中無休、通話料・相談料無料で受け付けるといった内容で自殺予防対策にも一役買っているとのこと。

確かに、この種の事業として北海道では子供の急病やけがに対応する小児救急電話相談があり、小樽市民も多く利用しておりますが、残念ながら24時間の受付体制にはなっておらず、限られた時間のみの対応となっております。

健康の不安は、大人も子供も関係ありません。そこで、ぜひ我が小樽市でも、全市民を対象に24時間対応での健康医療相談サービスの導入をしていただきたいと思います。御見解をお聞かせください。

また、札幌市でも、救急医療のみで、さらに通話料はかかりますが、本年10月1日より救急安心センターさっぽろを開設したと聞いております。24時間365日受け付け、看護師が聞いた症状から緊急度を判断し、緊急性が高いと判定した場合は、山形市と同様に緊急搬送に引き継ぎ、緊急性が低い場合は医療機関を案内するなどの助言をし、多いときは1日80件、平均50件の利用があるとのこと。少子高齢化や核家族化など社会構造の変化により、育児や介護など、家族の負担が増えています。

また、救急体制を維持していくためには、軽症患者が夜間や休日に救急外来を利用するコンビニ受診や緊急性の認められない救急出動の減少が求められています。もし小樽市単独事業での対応が困難であれば、後志管内市町村の広域での対応や、また当面は小樽市単独で札幌市同様、救急医療相談のみでもよいですから、実現に向けての検討を要望するものです。市長の御見解を伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、24時間健康・医療サービスの導入について御質問がありました。

初めに、救急車の不適正利用についてですが、まず救急搬送における不適正利用の状況につきましては、平成24年が搬送人員5,557人に対して112人、2.0パーセント、本年11月末まででは、搬送人員5,309人に対して103人、1.9パーセントとなっております。

次に、不適正利用者への対処についてですが、救急出動により傷病者と接触した段階では、その傷病の程度を救急隊員が正確に判断することは困難なことから、全ての傷病者について医療機関へ搬送することとしております。

次に、医療の電話相談窓口の設置についてですが、まず全市民を対象とした24時間対応での健康医療相談サービスの導入につきましては、本市での導入は考えておりませんが、現在、医療機関や各種相談機関が対応できない夜間や休日等の時間帯について、北海道では小児救急電話相談事業、こころの健康電話相談などを実施しております。本市といたしましては、これらの事業の利用促進について周知を図ってまいります。

次に、本市単独事業での対応が困難な場合の、後志管内町村との広域による対応の検討につきましては、特に医療相談の場合、受入れ医療機関との関係が発生しますので、二次医療圏の体制整備を担っている北海道が事業主体となるべきものと考えております。

また、本市単独での救急医療相談に限定したサービス導入の検討につきましては、本年10月から開始した札幌市が、今後、札幌医療圏や本市を含む道央医療圏の希望する自治体に拡大していく考えがあるとの報道がありましたので、本市といたしましては、今後、札幌市の動向を注視してまいりたいと思います。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 最後に、小樽市非正規職員について伺います。

総務省が4年ぶりに行った、平成24年4月1日時点における全国自治体の非正規職員数を調べた、臨時非常勤職員に関する調査のデータを基に、北海学園大学川村准教授が集計した結果、道内自治体職員全体に占める非正規職員の割合が15パーセントを超えているとの新聞報道が先日ありました。それによると、道内179市町村の中で、非正規職員の割合が一番高かったのは、上川管内東川町で58.4パーセント、正職員より非正規職員のほうが多かったのは4町あったといえます。

そこでお聞きいたします。

小樽市が総務省に報告した平成24年4月1日時点での非正規職員の人数と全職員数に占める割合を、前回は行った4年前の調査の数値との比較でお示しください。

また、嘱託員の勤務形態も各自治体によってさまざまようです。

そこで、さらにお聞きいたします。

小樽市における嘱託員の勤務形態をお示しください。

なお、嘱託員の報酬には月額報酬の方と日額報酬の方がおりますが、これはどういったことによる区別なのかもお示しください。

日額報酬が適用されているある嘱託員の方が語っておりました。今年度の年末年始は暦の関係で例年より休みが多いため、日額報酬の方には影響がかなりあります。例年休みが多い5月と1月は給料が少なく困ると語っておりました。同じ日数休んで報酬が少なくなる嘱託員とそうでない嘱託員がいるのは違和感があります。嘱託員の報酬を全員月額報酬にはできないのか、お聞きいたします。

また、小樽市では嘱託員の任期は大体1年更新です。先ほどの嘱託員の方も、年度末の更新時期になると、来年度もまだこの仕事があるのだろうか不安になるといいます。しかし、この任用条件を承知した上で採用されているのだからと自分を納得させているといえます。

現在、小樽市における嘱託員の中で、在職年数が最長の方はどのくらいになりますか。

小樽市でも嘱託員が配置されている職場は数多くあり、在職年数が長くなれば正職員より仕事に精通しており、その職場でなくてはならない存在になっています。とにかく、どこの自治体も非正規職員なしでは成り立たないのが現状です。今後、市は一人一人のモチベーションを高めさせながら、いかにして職への誇りを持っていかせられるかが問われていると考えます。このことについて市長の御見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、小樽市非正規職員について御質問がありました。

初めに、職員全体における非正規職員の割合についてですが、平成24年4月1日の総務省の調査における本市の非正規職員数は、前回の20年4月1日の調査との比較では、同数の487人でありましたが、全職員に占める割合は、正職員の数が前回に比べて減少したため、前回の20.5パーセントから1.4ポイント増加し、21.9パーセントとなっております。

次に、嘱託員の勤務形態についてですが、本市嘱託員の雇用形態は、週29時間の範囲内で、それぞれの職場における業務実態等により、週の勤務日数や1日の勤務時間が多岐にわたっておりますが、雇用者数の多い事務補助の例で申し上げますと、勤務日数は週5日、週の労働時間は29時間であり、更新は年度ごとで行っております。

次に、嘱託員の報酬の支給区分につきましては、嘱託員の報酬は日額での支給を基本としておりますが、医師、外国語指導助手、各種相談員など、特殊な業務に従事する場合は、月額としているものであります。

次に、嘱託員の報酬につきましては、月額報酬の算定に当たっては、日額報酬と同じ年間の稼働日数を12か月で除したものをベースとしております。したがって、日額報酬の場合、月の稼働日数によって支給額の増減があるとは思いますが、年間の総支給額では、月額報酬者に比べ、不利なものではなく、これまでどおり日額報酬を基本としたいと考えております。

次に、最も長く勤務している嘱託員の年数につきましては、交通指導員として勤務されている方で35年となっております。

次に、嘱託員の職への誇りの見解につきましては、市に勤務する嘱託員は本市の市政運営のための大切な人材として日々業務に従事していただいていると認識しており、スキルアップのために市の内部研修に加え、必要に応じ外部の研修にも参加させているほか、処遇面においては嘱託員の組合とも協議しながら改善を図ってきております。

今後とも、本市の市政運営の一翼を担う職員としてモチベーションを持って業務を遂行できるよう、環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

○9番（松田優子議員） 2項目めの特別地域加算の記載漏れに伴う補正額について再度確認させていただきたい点がありますので、お聞きいたします。

先ほど、過疎地域として公示されることにより、影響があるところはなかったのかということでお聞

きましたけれども、この特別地域加算制度以外のところで、公示になったことによって影響があった部署はなかったのかということと、それからもう一点、事業者から指摘があったときに、特別地域加算制度があるということは知っていたが、受給者証に表示しなかったからと、先ほど御答弁がありましたけれども、それは受給者証に表示しなかったということ、それから特別地域加算があるということは事業者には説明したのでしょうか。ただ単に受給者証に記載されなかったことによって事業者は1回目の指摘があったときに請求しなかったのでしょうか、この点についてお聞きいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 特別地域加算に関して事業所から指摘があったときのことでございますけれども、私どもとしては、事業者からの問い合わせによりまして、特別地域加算に関する請求があれば支払うというような理解はそのときに持ったのですが、そもそもこの仕組みとして、最初に受給者証に特別地域加算である旨を記載して事業所に周知する、それがあって初めて事業所が市に請求できるという全体像への理解が足りなかったということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 松田議員の再質問にお答えいたします。

今の特別地域加算との関係で他への影響はなかったのかというお尋ねでございますけれども、当時の企画政策室から、財政課も通じて、各部局に過疎地域として公示されたことについて周知いたしました。この問題以外に特に影響があったという事実はございません。

○議長（横田久俊） 松田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時45分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

○18番（山口 保議員） 民主党・市民連合を代表して、質問をいたします。

今年9月の第3回定例会では、カジノ誘致の是非をめぐる各会派から質問がなされ、理事者や賛同される方々はおおむね本市観光の新たな魅力の創出につながり、特に海外からの来訪者の増加や宿泊客の増加につながり、本市経済の活性化に資するとの御意見と承りました。一方で、カジノ誘致に疑念を持たれる方々は、未成年への悪影響、周辺で予想される犯罪の多発、ギャンブル依存症など、市民社会への悪影響を指摘されていたと記憶しております。

私は、平成20年第4回定例会一般質問において、次のように述べさせていただいております。

「私はなぜ私たちのまち小樽でカジノ誘致なのか理解ができません。小樽運河保存運動以来、市民の手によるまちづくりを旗印に、先人の残された貴重な歴史遺産を再生し、その落ちついたたたずまいを資源とし、全国有数の観光都市へと変貌を遂げ、水と緑と歴史のまちづくりを真つすぐに突き進み完成させていくことが、このまちを再生させる唯一の道だと信じて、今もその活動の中に身を置かせていただいている私にとっては、断じて認めがたいものであります。先般の本市観光都市宣言もそうした理念

を推し進め、都市としての品格をより高め、多くの小樽ファンともいえる訪れる観光客と小樽市民が、このまちの歴史や自然や文化を通して交流をしていただくことが、小樽観光の質を高め、ひいては目指すべき滞在型観光につながっていく、そうした本市観光の目指すべき道を全国に向かって高らかに示したものでなかったでしょうか。こう述べさせていただいております。理念なき観光は早晚見放され、破綻すると申し述べたわけであります。

本市の観光は小樽ファンともいべき多くのリピーターに支えられてきたことは、皆さん御承知のとおりであります。そうした方々の多くは、本市のカジノ誘致の動きをお知りになれば、驚き、失望されるに違いありません。

また、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例による基金に、これまで総額で1億円にも上る寄附を寄せていただいた多くの市民や市外、道外の方々も同様の思いでおられると思います。

市長も平成23年第2回定例会、市長の任につかれるに当たり、所信をこのように述べられております。「本市は、北海道の開拓とともに発展する中で、昭和の初期までに築かれた貴重な歴史的文化遺産を有し、豊かな自然環境とともに情緒あふれるまち並みは、そこに住む人はもとより、訪れる人々を魅了してきました。このような小樽特有の財産を守り育み、市民一人一人が一層、愛着を深め、さらに誇りを持って暮らすことができるまちづくりを進めるとともに、他の都市にはない小樽の魅力を幅広く効果的に情報発信していくことにより、小樽を訪れる人、さらには新しく移り住む人々を増やすなどし、『魅力ある生活都市の創造』を進め」、本市の活性化にそしてつなげると表明されております。

また、今定例会冒頭、御提案されておりました小樽市自治基本条例が可決、成立いたしました。この条例の前文には、このように書かれております。「私たちのまち小樽は、四季の豊かな自然と、海、山、坂の変化のある地形を有しております。また、市内には北海道開拓の玄関口として栄えた小樽港を中心に、小樽運河、旧国鉄手宮線及び北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物があり、情緒あるまちなみを形成しています。小樽では、北海道の開拓期から先人たちによってまちの礎が築かれてきました。さらに、小樽運河をめぐる議論やまちなみを保全する取組など、市民を中心としたまちづくり活動が行われ、小樽を変える大きな力となりました。私たちは、こうしたまちづくりに対して努力された方々の、郷土に対する思いや誇りを大切に後世に伝えていかななくてはなりません。そしてこれから、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるためには、将来の世代に対する責任と自覚の下、私たち一人一人が世代を超えて、知恵を出し、お互いに支え合い、小樽への郷土愛を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。ここに私たちは、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、小樽市自治基本条例を制定します。」と宣言をいたしております。

このように市長が所信で述べられ、また、小樽市自治基本条例の前文で述べられているように、本市の特質を市民とともに守り育んできた数十年のまちづくりの努力が今日の小樽ブランドの形成につながり、また本市の観光を支え続けてきているのではないのでしょうか。観光とは、その国の光を見るということでもあります。私は、カジノ誘致はそうした本市の積み重ねてきたブランド力をおとしめ、また本市のイメージを傷つけ、本市観光にも大きなダメージを与えるものとして認めることができないのであります。

先般、開催されました小樽市議会主催の市民と語る会においても、銭函、稲穂の2会場とも市民の皆さんから熱心な質問がなされましたが、銭函では約半数が、また稲穂ではほぼ9割がカジノ誘致にかかわるもので、そのほとんどが見識を疑うといったものでありました。大きな反対運動が巻き起こる予感がいたしております。私からも、この場をおかりしまして、くれぐれも市長の慎重な対応をお願いするものであります。

先般の市民と語る会では、本市の観光も年々魅力が乏しくなっているのではないかと、色内通りの電柱の地中化による環境整備とか、予算を集中してやるべきことがある、将来に向けてもっと大きなビジョンに立った議論をしてほしい、そうした意見を述べられた方もいらっしゃいました。本市の特質を生かしたまちづくりが目に見えて進展していないことへのいら立ちが感じ取られた次第であります。

当議会でも、本市のまちづくりについて、これまでさまざまな議論や提案がなされ、平成16年以降、例えば小樽市緑の基本計画、小樽市観光基本計画、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例、小樽港将来ビジョン、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の特別景観形成地区の範囲の拡大、小樽市屋外広告物条例の制定など、行政の皆さんと議会が一体となり、計画や条例となって結実をいたしております。そして、今後こうした計画をどう実効性のあるものにしていくのが課題となっております。

いずれにしても、市民の皆さんには目に見える形での変化が全てであります。そうした中でも、本市の代表的な都市遺産でもある幌内鉄道旧国鉄手宮線跡地整備については、一昨年の文学館・美術館の改修にあわせて前庭と手宮線との一体化や旧色内駅舎の復元に続き、本年7月から跡地整備事業に着手され、これまで中央通から臨港線までの約400メートル及び臨港線から手宮側約200メートルの整備は完了されました。私も先日歩いて見させていただきましたが、大変シンプルでレトロな雰囲気を感じさせる、よい整備をしていただいたと評価いたしております。今後、樹木の配置など課題が残されていると感じました。花壇や樹木などについては、市民の皆さんに働きかけをされ、ぜひ協働事業としてさらなる整備を要望したいと思います。

残り国指定重要文化財旧手宮鉄道施設までの約500メートルにつきましては、平成26年度、27年度の2か年で整備を完了すると伺っております。この区間は、北運河や国指定重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店、運河公園、また市指定歴史的建造物の石造倉庫等に隣接し、また何よりも旧手宮鉄道施設につながる重要な整備事業となります。この事業が沿線の再生につながり、本市観光の新たな魅力づくりにつながることを願うばかりであります。

私は、かねてより北運河や北小樽地区の核となるべき施設は、旧日本郵船小樽支店と運河公園はもちろんでありますが、旧手宮鉄道施設だと考えてまいりました。周知のように、この施設は北海道鉄道発祥の地であり、国指定重要文化財旧手宮鉄道施設があります。屋外に多くの鉄道車両が展示されておりますけれども、傷みがひどく、ボランティア市民の皆さんの手でペンキ塗りなど補修が行われていることは承知をいたしております。私は、いずれ展示車両の入替えの時期が来るものと考えております。一つ一つの車両の保存状態や鉄道車両としての史料的価値の評価、整理など、必要になってきているのではないのでしょうか。

私は、平成16年第2回定例会代表質問で、こう述べさせていただいております。私はかねてよりこの鉄道歴史遺構が小樽の新たな観光拠点に蘇生させられるのではないかと、幾つかの提案を関係理事者の方々にさせていただいております。一つには、ホームにある客車を寝台車に入れ替え、宿泊施設として生まれ変わらせるというものであります。新幹線が函館まで延伸されれば、ブルートレインが廃止されることも考えられます。それを譲り受け導入できれば、なお魅力的な宿泊施設になるだろうと思います。小・中学校の宿泊体験やフェリーで来られる旅行者の新たな宿泊のニーズを引き出すものと確信をいたします。また、敷地内には意外なほど広い緑地があります。そこは都市型のキャンプサイトとして活用できると考えました。幸い手宮地区には、多くの銭湯や大型入浴施設などがあり、また、市場やスーパーマーケットなどが数多くあります。また、今は閉館されている札幌側の入り口の建物で、喫茶店などを営業しながら、レンタサイクルの貸出しなどをすれば、手宮地区や北運河一円をキャンパーや宿泊者

が周遊するでありましょう。そして、旧国鉄手宮線が鉄路を生かした散策路として当時は交通記念館と言っておりましたが、交通記念館まで整備されれば、人力車が往来するばかりでなく、キャンパーや宿泊者や市民が行き交う交流の場が変わるのではないのでしょうか。いずれにせよ、このような構想が実現していけば、旧国鉄手宮線沿線が堺町かいわいとは趣の異なる、地域住民と観光客が交流する新たな観光拠点として生まれ変わる可能性を信じて疑わないものであります。

以上、長々と引用させていただきましたが、この中で述べられておりますブルートレインのカシオペアや北斗星は、平成27年度末の北海道新幹線の開業に合わせて全面廃止が決まると聞いております。北斗星の各車両は、JR東日本とJR北海道のそれぞれの所有と伺っております。カシオペアや北斗星の一部は、海外に売却の予定ともお聞きいたしました。これらのブルートレインは鉄道ファンにも大変人気があり、先ほど引用させていただきました構想とは別に展示車両としても魅力があります。また、北海道鉄道の発祥の地であり、ゼロマイル地点でもあるこの旧手宮鉄道施設にふさわしい車両であり、また残されるべき車両でもあるのではないのでしょうか。譲受けが可能であるなら、ぜひ導入に向け御検討いただけますよう要望いたします。

また、折しも商工会議所を中心に本市も参加されている北運河および周辺地域観光戦略プラン策定委員会が発足され、精力的に議論が重ねられていると伺っております。こうした私どもの議会での議論もぜひ生かしていただきますよう、お願いをいたします。

代表質問としては少し細部の話で恐縮であります。運河公園の整備について気になっている点がありますので、お尋ねいたします。

平成20年、21年と運河公園の札幌側遊歩道部分の改修工事が行われております。市の費用負担が発生しない業者の新たな製品のサンプル工事ということで行われたと工事後お聞きした記憶があります。素材は廃プラスチックを圧縮した平板ブロックとお聞きをいたしております。周囲の景観と比べて素材も色合いも大変奇異で、違和感があります。

運河公園は、本市景観条例の歴史景観区域にあり、公園の整備も運河の遊歩道と同じく石材や鋳物など、重厚な素材で行われたすばらしい公園であります。問題の歩道部分も、改修前は旧国鉄手宮線跡地整備で行われているような土を固める工法で行われていたと記憶いたしております。この公園は建設部の所管ではなく、当時の港湾部で景観条例を所管するまちづくり推進室との協議はなく、工事が進められたと推察いたしております。平成15年に市民の手により植樹をされたソメイヨシノも10年を経て木陰をつくるまでに成長し、近年は遠方からも子供を連れて自転車や水遊びをされている姿を目にするようになりました。近所の高齢者の方などもベンチでくつろいでいらっしやいます。また、観光客の方々が写真を撮っておられる姿も目にいたします。本市を代表する歴史公園にふさわしい整備に戻していただきますよう要望いたしますが、御検討いただけないのでしょうか。

これまでの経緯とお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、天狗山のリニューアルについてであります。

天狗山は本市観光基本計画の中で小樽観光の重点地域の一つとして位置づけられ、近年、夜景眺望スポットとしてミシュランの一つ星として評価もされ、本市の滞在型観光を担う切り札としてその再生が注目されてまいりました。スキー場やロープウエーを運営する中央バス観光商事株式会社もロープウエーの更新を迫られていることにあわせて、リニューアルに向け本市及び小樽観光協会とともに天狗山観光推進検討委員会を立ち上げられ、平成23年、天狗山観光推進に向けた提言として再整備の基本構想をまとめ上げられ、議会にも報告をいただき、私も平成23年第4回定例会の代表質問において、基本構想について大変斬新で集客が十分期待できるものであり、早期の実現に期待する旨申し上げました。

先般、さきの基本構想を具現化し、事業化を視野に入れた「小樽の森」事業実現化検討報告書がまとめられたと伺っております。山麓エリア、山頂エリア、自然の村エリアを一つの事業会社でさまざまな事業を展開することが計画されております。主体はあくまで北海道中央バスでありますけれども、副市長が理事長として統括されていらっしゃる自然の村公社も計画に組み込まれていることから、本市観光振興室とともに計画策定に参加、尽力されているとお伺いいたしております。

この報告書に書かれておりますように、さまざまな屋外での体験メニューやツリートレッキングなど、私は自然の村公社の優秀な人材が1年を通して活躍していただけるものと期待するものであります。

市長は、平成23年第4回定例会における私の質問に対して、「この地域の活性化は、今後の小樽観光の振興に大きな役割を果たすものと考えておりますので、観光事業者だけでなく、本市も連携して事業を進めていかなければならないものと認識しております」と、大変前向きな答弁をされております。今後は事業者であります北海道中央バスの会社としての決断にかかっていると思います。私は、もうそろそろ市長の出番ではないかと感じております。トップ会談でぜひ実現への道筋をつけていただきたいと思いますが、市長の御決意をお聞かせいただきたいと思っております。

さて、さきの市民と語る会でも、本市の景観の荒廃を指摘される意見を拝聴いたしました。特に、堺町かいわいのお話ではありませんでしたけれども、近年の堺町通りの屋外広告が写真製版されたカラー写真看板であふれ、落ちついたまち並みのたたずまいであった、かつての面影が消え失せております。

本市では昨年、それまで適用されてまいりました北海道屋外広告物条例よりも厳しく規定された小樽市屋外広告物条例を定め、昨年7月1日をもって施行されました。今後、新しく設置若しくは更新される看板は条例に従っての設置が義務づけられますが、既存の看板については既存不適合のまま設置し続けられることとなります。現在、市まちづくり推進課では、条例に照らして違反と見なされる既存不適合の看板がどの程度あるのか現況調査を行っているとお聞きしております。

堺町通り商店街は、本市と観光協会などの働きかけが実り、昨年7月5日、正式に商店街組合を発足されております。事業者全体の約3分の2の組織化にとどまっておりますが、本市商業労政課とも連携をされ、堺町ゆかた風鈴まつりなど、さまざまな催しが行われております。私は、まち並み景観の維持・保全は、結局は事業者自身の意思と努力にかかっているものと認識いたしております。しかし、本市観光はまだ日が浅く、まして自然発生的に形成され、共通の認識が醸成されるまでには時間を要するものと考えます。私は商店街組合が組織されたのを機に、まちづくり推進課が屋外広告物条例の理念や規則など普及版のパンフレットなどにまとめられ、現況調査の報告などを兼ねて堺町商店街組合の皆さんに粘り強く説明されるなどしていただければ、景観に対する認識が醸成される契機になると考えます。

また、私は、こうしたことは一度きりではなく、繰り返し行われてこそ効果が生まれるものとも考えております。そうした取組を検討していただきたいと思っております。本市観光の中心地である堺町がかつての上品なまち並みのたたずまいを取り戻す努力がなされないまま放置されれば、悪貨が良貨を駆逐するとの格言のように、ますます景観は荒廃し、心ある観光客から見放され、衰退する、そうした事態は避けねばなりません。本市観光にとっても見過ごすことができない課題であります。御所見をお伺いいたします。

これまで述べさせていただきましたように、旧国鉄手宮線やその沿線、北運河やその周辺地区が環境整備され、天狗山の再生が実現し、あわせて計画されている小樽港第3号ふ頭の客船ターミナルとしての整備やその基部の環境整備が実現すれば、私は再び小樽観光は光を取り戻す、そのことができると確信する次第であります。

いずれにしても、市長が就任冒頭で述べられましたように、本市の有する貴重な歴史的文化遺産

や豊かな自然環境、情緒あふれるまち並みなど、本市特有の財産を守り育み、市民が誇りを持って暮らせるまちづくりを進める、このことこそ本市発展の王道であり、ようやく目に見える形で実現されようとしている本市の市民協働のまちづくりをカジノ誘致などという邪道にくみすることなく、真っすぐに進めていただけますよう、お願い申し上げます、私の質問を終えさせていただきます。

なお、再質問は留保をいたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 山口議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、本市観光を中心としたまちづくりの戦略とその方向性について御質問がありました。

初めに、旧国鉄手宮線跡地整備と北運河、旧手宮鉄道施設のあり方についてですが、まず運河公園の歩道部の改修につきましては、運河公園は平成10年に供用を開始し、その後、歩道部に採用した土系舗装の劣化が進み、補修を検討していたところ、平成20年に市内リサイクル企業から樹脂製平板ブロック寄贈の話があったものです。本ブロックは耐久性が高く石畳模様で、石づくりを基調とした運河公園に使用が可能であると判断し、平成20年、21年の2か年でこのブロックを使用して市で補修いたしました。他の舗装材への置き替えについては、補修後間もないことや費用的なこともあり、当面考えておりませんが、運河公園が歴史景観区域内にあり、小樽港の歴史を伝える重要な施設でありますことから、今後とも歩道も含めて施設の補修が必要になった際には、使用する材料等について十分景観に配慮したものを選定したいと考えております。

次に、天狗山リニューアル構想につきましては、以前の御質問に対し、観光事業者だけではなく、市も連携して事業を進めていかなければならないと答弁しており、今もその認識は変わっておりません。

このたびの検討委員会からの報告は、小樽観光の振興策を広い視野から提案されているものであり、将来に向けた本市のまちづくりの観点からも重要であるものと捉えておりますので、その実現に向けて、私といたしましても、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、堺町通り商店街のあり方と屋外広告物条例についてですが、本市では、これまで主に建築物を対象とする景観条例によりまち並み景観の誘導を行ってきたところでありますが、これに加えて、昨年7月に屋外広告物を対象とする市独自の条例を施行し、より実効的なまち並みの景観の誘導が可能となったところであります。

しかし、屋外広告物が多い堺町通りのような商店街のまち並み保全を図るには、商店街組合などの事業者の皆さんとの協働が不可欠でありますので、まずは現地の実態を把握した上で、景観まちづくりに関する周知、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 山口議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時40分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○3番（中村岩雄議員） 第4回定例会に当たり、一新小樽を代表して質問させていただきます。

まず、小樽観光について伺います。

本市経済の活性化を呼び起こす起爆剤は何か。常日ごろより各地域の方々と触れ合ってきた中で思うこと、私が行き着いたのがやはり小樽観光のますますの発展こそが幾つかある大きなキーワードの最たる一つであるとの強い思いに立って何点かお尋ねしていきます。

平成24年度の観光入込客数の状況をはじめ、今シーズンに入り、最近に至る観光客の動向に注目してきました。東日本大震災後、国内外からの観光客の入り込み状況は、ここ小樽においても順調な回復基調にあることは、とりわけアジア圏を中心とした外国人観光客のにぎわいぶりを見て明らかと言えます。運河かいわいや堺町通りはもとより、まちなかの商店街においても、際立って目立つほどの増加傾向にあることを実感してきました。

こうした喜ばしい状況の中、これまで市長をはじめ、あらゆる関係者、皆さんによるさまざまな精力的な誘致活動が実になってきたたまものと改めて敬意を表したいと思います。と同時に、先人が築いた小樽ならではの数々の魅力を今日に至るまでしっかりと守り続け、また、こつこつと磨き上げてこられた実に心ある多くの方々の御尽力があってこそと深く感謝の念でいっぱいであります。こうした礎があって、今日の小樽観光は我がまち小樽にとって、今や押しも押されもせぬ基幹産業に位置づけられることに何ら異論を挟む余地は見当たらないでしょう。小樽観光が、今後ますます前進していくべきと考えます。

そこで、観光の新たな魅力づくりについてですが、全国の自治体が観光振興でまちを活性化させようとさまざまな施策に取り組む中、競争に打ち勝ち、多くの観光客を誘致していくためには、常にまちの魅力を発信していく必要があるものと考えます。新たな魅力がなければ、いつかは飽きられ、観光客の減少にもつながってしまいます。また、現状のように、小樽運河や堺町周辺中心の短時間の観光であれば、小樽のよさを実感できないままとなり、消費にもつながらないのではないのでしょうか。さらには旅行形態が団体周遊型から個人や家族連れ、グループ単位へと変化してきており、今後はますますその傾向が強くなるものと予想されています。これに伴い観光客の目的も多様化し、さまざまなニーズへの対応が求められており、特に国際観光を推進する小樽市にとっては、重要な課題であると考えています。観光客の多様なニーズに応えていくためにも、小樽運河や堺町だけではなく、新たな魅力ある観光エリアの創出や今までにはない切り口での観光資源の発掘が必要だと考えています。

小樽観光の象徴である小樽運河に昨シーズンより待望の運河クルーズが運航され、今期は利用客数が倍増以上になり、すこぶる好評であったとのこと。こうした実績は、大変多くの方々に今なお小樽にしかないまち並み風情を残す北運河の認知度をかなり高める結果を残したものと思うところで。それが来期に向けて一層その相乗効果が増すものと期待感を膨らませているところでもあります。

また、去る10月末には、小樽駅前中央通から北に向かう旧国鉄手宮線沿いに新たな散策路が一部オープンされたことにより、北運河周辺への回遊性が一段と高まる弾みがつくものと思いを強くしております。この散策路は、2年後には北海道鉄道発祥の地へと結ばれます。まさしく小樽栄華を極めた小樽本物づくめの手宮北運河かいわい、ここからまた新たな小樽が始まる、新たなビジネスチャンスが生まれる、こんな予感がしてなりません。今眠っている近隣の歴史的倉庫群も生き生きとよみがえってくるのではないのでしょうか。そうしたことにより、北運河周辺一帯の時間消費型観光が大々的にクローズアップされることに伴い、宿泊施設の誘致といった新たな展開にまで動きが出てくることを切に願うものです。この北運河周辺地域に新たな滞在型観光の光があると信じてやみません。

そこで、お尋ねします。

今年度に入ってNPO法人OBMが北運河周辺の観光戦略プランづくりに着手したと承知しています

が、どのような方向性を持った議論がなされているのか、その進捗状況とまとめ上げられる時期についてまずお聞かせ願うものです。

そして、何よりも小樽観光まちづくりのトップリーダーたる市長から、北運河周辺一帯の観光振興に向けての御所見を伺うものです。

次に、今話題とした北運河から北西方面へと少し足を伸ばすと、積丹ブルーにも遜色のない祝津海岸線を目にします。ここ祝津は、ニシン漁で開けた往時を忍ばせる独特のまち並みが連なる、いわゆる番屋通り沿い一帯は、かつての北前船から綿々とした小樽のまちの発展のそもそもの原風景として今日なお物語っております。この番屋通り沿いのすぐ間近には、この春閉校となった祝津小学校があります。今後この小学校の跡利用はどのような方向性をたどるのか、非常に関心があるところです。歴史ある祝津の地にあるこの建物の利活用について、これまでの間、地域関係者の方々からはどのような声が上がってきているのでしょうか、お知らせください。

この地域の歴史性から見て、祝津ならではの利活用策はないものだろうかと思案するところです。例えば、児童・生徒から大学生などに向けた、広く海洋体験型の宿泊施設に適しているのではないかと、漁業に関する学習やマリンスポーツなどの拠点として絶好の場所ではないでしょうか。あえて御提案を申し上げました。ぜひとも早急に有効活用策を見いだす必要があるものと考えます。小樽市としてどのようなお考えを持っておられるのか、お尋ねいたします。

さらに、まちめぐりを進めます。

小樽のまち並みを俯瞰する天狗山に向かいます。天狗山、おたる自然の村周辺一帯の再開発を目指す新たな「小樽の森」構想についてお伺いいたします。

これまで小樽市や中央バスなど関係者により、るる協議が進められてきたと承知しております。この構想について、このたび私としては時期的にもそろそろ全体像が見えてきたのではと質問するやさきに報告書が提出され、しかも新聞報道もなされ、いささか驚いているところです。そのため、質問内容を一部変更せざるを得なくなったわけですが、この際ですから、さらに詳しく内容を理解いたしたく、丁寧な御答弁をお願いするものであります。あえて申し上げます。

報告書を受けて、今後の具体的な作業の進め方や最終決定される時期など、その見通しについて最初にお伺いいたします。

かつては全国のスキーのメッカとして名をはせた天狗山スキー場です。しかしながら、少子高齢化社会が進む中、今後ますますスキー人口の減少化はこのままいくと避けられない厳しい状況下にあるだけに、このたび上げられた「小樽の森」構想に、なおさらのこと注目するところであります。

こうした社会背景の中にあって何よりも知りたいことは、通年型観光の集客拠点として成り立っていくのかという点です。いかに人を呼び込む魅力を有するか、お示し願うものです。

現在、小樽市の施設である自然の村は、指定管理者によって運営されていますが、今後どのような位置づけとなるのか、その方向性について、あわせて専門学校誘致のことがうたわれていますが、その実現性についてもお聞かせ願います。

報告書によると、経営主体が見えてきません。最も重要と思われるその本体の姿はどこにあるのでしょうか。誰が担っていくかがこの構想の現実性を色濃くし、広く市民への説得力も増すものと考えられます。ぜひともお聞きいたします。

また、報告書では、公的資金の導入も検討する必要があると示されています。このことは小樽市としても経営参画するといったことが想定されているのかどうか、やはりこの場面でお聞きしておかなければなりません。

この項の最後としますが、このたびの報告書は、経営上の採算性があると見越して公表されたものと受け止めました。最も肝心な今後の経営計画です。この点についても伺っておきます。

いずれの項目についても、わかりやすくお知らせください。

さて、小樽のまちめぐり、いよいよ最後のエリア、小樽の奥座敷として位置する朝里川温泉郷に到着しました。小樽にとってなくてはならない四季折々の絶好のアウトドア志向派のリゾート地であり、閑静なたたずまいにあって広い年齢層にとって身も心も癒やされる保養地でもあります。まちなかからこれほどまでに近い温泉郷はそうざらにはないと言っても過言ではありません。この優位性をもっともつと訴えるべきではないかと考えます。そして、ずばり札幌圏からも極めて至近距離にあるこの朝里川温泉エリアを今後どのようにさらなる活性化を目指すお考えか、地元温泉組合の御意向もあわせ、御所見を伺うものです。

次に、国内外からの観光客誘致にかかわってお伺いします。

大きく2点に絞ります。

クルーズ客船と国際観光についてです。

最初に、クルーズ客船への対応についてお尋ねします。

小樽港がクルーズ部門で日本海側拠点港として国に指定された中、実に多くの観光客が小樽のまちへと次々にタラップをおりてくる姿は圧巻で、小樽市内、まちなかへの経済波及効果も目にする以上にあったのではと推測するところでもあります。さらに、来シーズンは小樽港に寄港するクルーズが相次いで商品化される中、小樽観光がますます世界各国にクローズアップされていくことに間違いありません。これまでも増して、絶好のビジネスチャンスです。来シーズン小樽港に寄港するクルーズ客船はどれほどの回数が決まっているのでしょうか、最初にお知らせください。

さらに、小樽を訪れる多くのクルーズ乗船客に小樽観光を楽しんでもらえる取組が必要と思われるます。それには何よりもまず、埠頭での歓迎やオール小樽による受入れ態勢に取り組む必要があるものと考えますが、どのような対策を練っておられるのか、ぜひともお伺いするものです。

続いて、国際観光に質問を移します。

海外から訪れる観光客が増加傾向にあり、順調に推移しているとのこと、特に東南アジア圏からの来道客数が飛躍的に伸びている状況にあると連日のように新聞などで報じられています。そうした中であって、先般、本年度上半期における本市への観光入込客数が公表されました。外国人観光客の状況については、やはりすこぶる増加したとの喜ばしい報告ですが、この追い風傾向は今後とも引き続き伸びていくのか、どう捉まえているのか、お考えをお聞きいたします。

次に、あえて投げかけいたしますが、市内の観光スポットや商店街での飲食店、土産屋の対応で、気にかかっている点についてであります。

それは、飲食メニューや商品の案内などで、外国語が表示されていない店が見受けられることです。これだけ海外から訪れてくれるまでになった小樽観光です。今や外国語表記のみならず、国際観光都市としての受入れ態勢をより進めていく取組が求められると思われるますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

この項最後の質問とします。

外国人観光客の誘致活動については、今後さらなる精力的な展開が望まれるところですが、来年度に向け、どのような戦略を組み立てていくのか、そのお考えを伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 中村議員の御質問にお答えします。

ただいま、小樽観光について御質問がありました。

初めに、新たな魅力づくりについてですが、北運河に関して、まず今年度NPO法人OBMが着手している「北運河および周辺地域観光戦略プラン」につきましては、本年6月に本市がその策定業務を委託したもので、市民と観光客の交流をキーワードとしてエリアの基本戦略のほか、ゾーンごとのプランなどについてOBMが組織した策定協議会で議論しており、現在、部会での検討を終え、まとめの協議を進めている段階と聞いております。来年3月末には成果品として報告書の冊子と映像DVDが市に提出されることになっております。

次に、北運河周辺地域の観光振興につきましては、北運河周辺地域は建設当時の幅40メートルの運河水面や旧日本郵船株式会社小樽支店をはじめ、石造倉庫などの歴史的建造物が現存し、昔ながらの風情が残っている本市観光にとって貴重なエリアであると認識しております。

また、運河クルーズの運航や平成27年度完成予定の旧国鉄手宮線などのエリアの動線整備も進んでいることから、北運河周辺の観光振興を図ることにより、観光客の回遊性を向上させ、本市の目指す時間消費型観光を一層推進してまいりたいと考えております。

次に、祝津に関して、まず旧祝津小学校の利活用に対する地域関係者からの声につきましては、祝津が持つ地域資源を生かした新たな観光ビジネスモデルの構築を検討しているプロジェクトチームやNPO法人おたる祝津たなげ会が祝津地区の活性化に取り組んでいることから、市といたしましても、これまで何度か御意見を伺ってまいりました。その際、地域の活性化につながるような利活用を検討してほしい、また市の管理の下で利活用する際には、建物の一部を地域コミュニティ活動の場とすることも考慮してほしいといった意見が出されております。

次に、旧祝津小学校の活用策に対する市の考え方につきましては、現在、平成24年3月に策定いたしました学校跡利用の基本的な考え方に沿って、旧祝津小学校の活用策の検討を進めておりますが、祝津地域は海に面し、小樽市鯉御殿やおたる水族館などの観光資源を有しており、小樽市観光基本計画では、これらの地域特性を生かし、観光の振興を図っていく地域としております。市といたしましては、今後とも関係者の御意見を参考にしながら、地域の活性化につながるような利活用を検討してまいります。

次に、天狗山に関して、まず「小樽の森」事業実現化検討報告書を受けた今後の具体的な作業の進め方や最終決定される時期などの見通しにつきましては、引き続き「小樽の森」構想実現化に向けた検討委員会で協議していくこととなりますので、現時点では具体的な内容や時期などについて示すことはできません。

次に、「小樽の森」構想における人を呼び込む魅力につきましては、報告書によりますと、今までにない新たな魅力を持つ天狗山地域というイメージの下、遊ぶ、学ぶ、感じるをキーワードとした事業を山麓、山頂、自然の村の三つのエリアで展開することにより、市民や観光客を呼び込もうというものであります。

具体的には、特に山頂エリアに力を入れ、レストランや売店をデザイン性や質を高めてリニューアルするほか、人気が高まっているツリートレッキングやジップラインなどの野外活動施設を新設し、さらには小樽の森らしい宿泊事業として、豊かな自然の中でゆったりと時間を過ごすテントリゾートを設けるなどのプランが提案されております。

次に、「小樽の森」構想におけるおたる自然の村の運営につきましては、報告書によりますと今後も

本市が施設を保有し、小樽の森全体の事業展開を行う新たな経営主体が指定管理者となり、天狗山事業と一体的に運営することが提案されております。

また、専門学校誘致の実現性につきましては、将来的に小樽の森でアウトドアの指導者を育成することを目的としており、その際、新たに学校を設立するよりも国内のアウトドア専門学校や道内にある専門学校を運営する学校法人などと提携するほうがより実現性が高いと報告されております。

次に、「小樽の森」構想における経営主体につきましては、報告書によりますと、新たな経営主体が想定されており、今のところ具体的には特定されておられません。

次に、小樽の森への市の経営参画につきましては、報告書によりますと、公的な事業資金融資制度の活用などを検討するということであり、現在のところ市が小樽の森の経営に直接参画するということは考えておりません。

次に、「小樽の森」構想の今後の経営計画につきましては、報告書ではロープウエーやレストラン、宿泊などの各事業についてさまざまな項目の収支を試算し、採算性があると分析されておりますが、経営計画は新たな経営主体が報告書などを基にして策定すべきものと考えておりますので、現段階でお答えできるものではありません。

次に、朝里川温泉に関して朝里川温泉エリアのさらなる活性化につきましては、平成17年3月に産学官で小樽経済の活性化について検討した観光クラスター研究会「小樽ゆらぎの里」がまとめた朝里川温泉地域観光振興プランに基づき、朝里川温泉組合と協力しながら、健康をテーマとした振興策に取り組んでいるところであります。温泉組合としては、マラソン大会の開催やスキー合宿の誘致を行うほか、観光協会などと連携して乳酸菌入りリキュール酒を開発しており、各ホテルでは乳酸菌を活用した宿泊プランを展開しております。市といたしましても、札幌圏の至近距離にあるという利点を生かしながら温泉郷の活性化につながるよう健康分野での取組を支援してまいりたいと考えております。

次に、観光客誘致についてですが、まず来年の小樽港へのクルーズ客船の寄港回数は、現在、発表されているものでプリンセス・クルーズ社のサン・プリンセスが13回、ダイヤモンド・プリンセスが7回と同社だけで20回の寄港が決定されております。これに加え、現在、他の国内外船社からも寄港打診が寄せられておりますので、寄港回数は合計として30回台の後半になるものと見込んでおります。

次に、クルーズ乗船客の歓迎体制や受入れ態勢につきましては、これまでクルーズ客船の寄港に合わせて、埠頭では小樽クルーズ客船歓迎クラブによる出迎えや関係者による歓迎セレモニーのほか、臨時開設した観光案内所や物産販売所ではボランティアによる観光案内やクーポンの配布、観光協会などによる小樽商品の販売、さらには潮太鼓保存会の打演による見送りなども実施してまいりました。また、本年4月に設立した小樽港クルーズ推進協議会での議論を踏まえ、観光協会を通じ、市内観光事業者に寄港情報の提供を行ったことから、店頭にクルーズ客船歓迎の表示を掲げるといった動きが見られたほか、8月には東京において、地元旅行代理店が作成した小樽・北後志の魅力を盛り込んだ着地型旅行プランを在京の船会社や旅行会社などにPRしたところであります。

いずれにいたしましても、来年度は過去最高のクルーズ客船の寄港が予定されておりますので、官民一体となり、一層の歓迎体制、受入れ態勢の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、国際観光に関して、まず今年度上期において大幅に増加した外国人宿泊客の今後の見通しにつきましては、為替相場の変動や外交関係などといった不確定な要素はありますが、10月から新千歳空港とバンコクとの直行便が毎日運航となったことや、来年2月から新たに中国広州との直行便就航も予定されていること、さらには台湾や香港からの観光客も依然として好調なことから、来道外国人は全体として増加する傾向にあると言えます。したがって、本市の外国人宿泊客も現時点では増加傾向にあ

るものと考えております。

次に、国際観光都市としての受入れ態勢を進める取組につきましては、今年度新たにタイ語のマップを作成したほか、昨年度運河プラザ内に設置した国際インフォメーションセンターでは、英語、中国語、韓国語での問い合わせに対応するとともに、市内観光施設等からの飲食メニューや商品の案内表示などの翻訳を行っているところであります。

また、観光協会では、一昨年から観光事業者などを対象として、直接接客に役立つ外国語講座を開催しており、今後とも観光協会と連携して外国人受入れ態勢の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、来年度に向けた外国人観光客誘致の戦略につきましては、バンコクとの直行便が毎日運航となり、今後ますます観光客の増加が期待されるタイに向けて今年度に引き続き、プロモーション活動に力を入れるとともに、後志の町村や札幌市などとの連携を一層強めながら、MICE事業への取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）

○3番（中村岩雄議員） 本市経済の活性化を呼び起こす起爆剤としてのキーワード、中松市長も重点施策の一つとして力を入れている企業誘致についてお聞きします。

昨今の企業立地トップセミナーの開催や企業立地促進条例の改正など、新規の進出企業の発掘のみならず、誘致促進策に加えて、既存企業に対する支援策を盛り込むなど、小樽市の産業振興に結びつく施策に積極的に取り組んでおられます。こうした施策の実施が、近年、大手企業の新工場などの建設や操業、さらには本市への新たな工場立地計画の発表など、企業誘致と既存企業の規模拡大という成果を生んでいるものと考えております。このような企業立地は新たな雇用が生まれるとともに、税収効果や他の企業への波及効果など、さまざまな好影響が本市にもたらされるものであり、また中松市長の企業誘致における積極的な姿勢は対外的なアピールにもつながっているものと考えております。

まず、企業立地トップセミナーについてお伺いいたします。

小樽市で初めての試みとして昨年度には東京でトップセミナーを開催し、今年度は大阪においてセミナーを開催されております。新聞報道などでもセミナーでは市長みずからが先頭に立ち、小樽の魅力を存分にPRされたと報道されており、大変に心強く感じております。

そこで、今回、大阪で開催したトップセミナーの概要と何か特筆すべき事項があればお知らせください。

また、企業の参加状況や参加企業の感想などについてお聞かせください。

さらには、今後の企業誘致に向けての戦略感などをお聞かせください。

次に、小樽市企業立地促進条例についてお聞きいたします。

本年4月には企業立地促進条例を一部改正し、企業の誘致対策の強化も実施され、積極的に取り組んでおられます。近年、新たな工場の建設や新規企業の小樽進出のニュースをたびたび耳にしており、私も大変うれしく思っておりますし、今後も大いに期待しているところであります。

そこで、こうした企業誘致策における成果と今後の展望について市長のお考えをお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長（中松義治） ただいま、企業誘致について御質問がありました。

まず、今年の11月15日に大阪で開催した企業立地トップセミナーの概要につきましては、第1部のセミナーでは兵庫県立大学の秋山准教授からの基調講演に始まり、その後、私のプレゼンテーション、最後に伊藤ハムデイリー株式会社の福来小樽工場長から立地企業プレゼンテーションがありました。また、第2部の名刺交換会では、小樽の地酒やワイン、あんかけ焼きそば、そして小樽ニシン漬けなどの小樽産品をはじめとした試飲・試食コーナーを設ける中で、参加企業の方々と和やかに歓談をさせていただきました。特に特筆すべきことにつきましては、道内の主要都市が東京でのセミナーを開催する中で、本市のように大阪での単独開催は少ないと聞いており、関西圏の企業に対し、本市の魅力をPRする大きな足がかりになったものと考えております。

次に、企業の参加状況や参加企業の感想などにつきましては、製造関連や物流関連を中心に40社の参加があり、本市が道内最大都市である札幌市に隣接する地理的優位性や交通アクセスの利便性、そして今後も大きな地震に見舞われる確率が極めて低いことに関心を示す声が多く聞かれました。

次に、今後の企業誘致に向けての戦略感につきましては、近年、本市に集積の進む食品関連企業や、この業種から波及効果が期待できる物流関連企業の誘致を中心に組み組みでまいりたいと考えております。企業立地は地道で粘り強い取組が必要でありますので、今回のトップセミナーを契機として新たにつながりができた企業に対し、今後ともできる限り私みずからが訪問し、直接お会いする中で、本市への企業誘致の可能性を高め、1社でも多くの企業が本市に立地していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、小樽市企業立地促進条例の改正に伴う企業誘致策の成果につきましては、本年4月の条例改正により工場等の新增設における固定資産税等の課税免除を拡充したことが追い風となり、銭函5丁目に横浜冷凍株式会社が冷凍冷蔵倉庫の新設を、北海道漁業協同組合連合会が製造工場の増設をそれぞれ決定され、現在、建設中であります。

さらには、現在、札幌市で立地操業している琴似製麺株式会社が銭函3丁目に工場の移転新設計画を決定しており、このことは同様に企業誘致政策の成果が着実に現れてきているものと考えております。

次に、今後の展望につきましては、この条例改正により、本市の優遇制度が道央圏において最も手厚くなり、また、その成果も目に見えてきていることから、今後においても積極的に企業誘致に取り組んでいく中で、さらに本市への企業立地が促進されるものと期待しているところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇)

○3番（中村岩雄議員） それでは、中心市街地における新たな医療・福祉ゾーン計画についてお尋ねします。

公的新病院の誕生が続々と始まりました。済生会小樽病院、小樽市立病院、小樽掖済会病院です。その中でも、小樽掖済会病院は北海道の消化器センターとしての中心的役割を担っており、このたびサンモール一番街、旧丸井今井小樽店跡に新築される予定です。小樽市中心部の新たな医療・福祉ゾーンの担い手として生まれ変わります。

平成25年11月4日の北海道新聞からの引用です。「小樽市中心部の旧丸井今井小樽店などが入っていた商業ビルが解体され、2015年夏に病院とサービス付き高齢者住宅(サ高住)が開業する。まちなか

で閉店した商業施設を医療・福祉ゾーンとして再生する試みは、高齢化が進む他都市のモデルケースにもなり得る。成功例とするために小樽市や経済界、商店街は、にぎわい復活に向けた周辺の環境整備に積極的に関与すべきだ」という記事が載っておりました。

以前より、こうした問題を取り上げ続けてまいりました。つまり高齢化率の非常に高い小樽市が再活性化し、市民の方々が生きがいや楽しみを持って生活できるまちづくり、地域と行政が手に手を取り、慢性疾患や認知症を持つ高齢者が安心して楽しく生きていくことができ、家族も幸せになれるまちづくりです。

旧丸井今井小樽店の商業ビルが開業した1990年に比べて、現在の小樽市の人口は約3万7,000人減り12万8,000人、高齢化率は34.1パーセントであり、18.4ポイント急激に上昇し、今後も高齢化率は上がり続けていきます。高齢化と空洞化は、全国の地方都市が抱える共通の課題です。空き店舗の増加など疲弊が進む商店街や商業施設の空き地を小樽市のように医療・福祉の観点から再開発するのは現実的な判断と言えます。小樽の事例を本当の意味で他都市のモデルとするためには、さらなる知恵が必要です。

札幌国際大学の都市社会学教授の飯田俊郎氏は、サ高住の入居者が近隣住民や商店街と交流するような仕掛けづくりなど、まちなかならではのアイデアが必要、行政の責任は大きいと指摘しています。東京の巣鴨の商店街がおばあちゃん原宿と呼ばれるように、工夫次第で高齢者をターゲットにしたまちなのにぎわい創出も期待できると言っております。

さらに、医療・福祉ゾーンの整備を進めることにより、最も大切な課題である高齢者の生きる喜びや楽しみ、また、高齢者同士のきずなやつながりを広げることができるでしょう。

ここに、前回私がお話しさせていただいた「認知症ハウス」の考え方が生きてくると思われます。これは認知症患者に限った考えではなく、高齢者全般に当てはまると考えております。高齢者に優しく、生活していて楽しい空間づくりを行政が前に立って行うべきであると考えます。

ここで大切なことは、健康な高齢者から慢性疾患や急性期医療を必要とする患者、認知症の高齢者を一つの相談窓口で交通整理をしながら受入先をわかりやすく導いていくことです。また、これらは日常生活自立支援や生活困窮者自立支援を必要とする方々の悩み相談から指導、自立のための適切なアドバイスや実際のバックアップなどについても、行政と民間が包括的に支援することを進めていくことが大事です。そして、これは年齢や病気の進行により状態が変化するため、今通っている施設や病院などからスムーズに移行できるシステムが大切であり、行政としての大きな介入が必要であると思えます。

また、4か所ある公的病院の特色を生かしたネットワーク化、病診連携の重要性を考える必要があります。小樽のプライマリーケアを担う診療所と2次病院、専門病院との連携をさらに強め、診療分野や治療ステージごとの役割分担を行い、効果的な医療を行うことも必要でしょう。

そこで、最も注目されるのは、新たな医療・福祉ゾーンとしてのモデルケースとなる旧丸井今井小樽店の商業跡地です。ここには2次病院、専門病院としての小樽掖済会病院、サービス付き高齢者住宅、1次病院、療養型病床を有した病院としての三ツ山病院、地域自治体としてのサンモール一番街、都通り商店街、花園銀座通り、商業施設として長崎屋や各商店が一体となり活性化を進めることが必要です。そのために行政の力が必要なのです。

そこで質問ですが、まず1点目、中心市街地におけるこの掖済会病院とサービス付き高齢者住宅を併設した新たな医療・福祉ゾーンについては、超高齢化社会におけるモデルケースになり得ると思っております。高齢化が進む本市において、中心市街地にこのような計画が進むことは、まちづくりの観点からも重要だと思えますが、市長の御見解を伺います。

順調に建設が進めば、平成27年夏には完成の予定と聞いています。現在、解体が進められていますが、建設計画の概要について承知している範囲でお聞かせください。

このサービス付き高齢者住宅の中には、一般の方が利用でき、コンサートなども可能なレストランがつけられる予定と報道されています。サ高住の入居者が近隣住民や市民、商店街と交流するためには、具体的にどのような仕掛けが効果的とお考えですか、御提示ください。

これらの事業により、中心市街地の中核部に医療・福祉ゾーンが形成されることとなりますが、一方、周辺の商店街では空き店舗が増加しております。中心市街地のにぎわいづくりのため、行政としてどのように関与していくのか、市長のお考えをお示しください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、中心市街地における新たな医療・福祉ゾーン計画について御質問がありました。

初めに、今回の中心市街地における医療と福祉が一体となった計画につきましては、人口の減少や少子高齢化が進む本市にとって、利便性の向上による来街者の増加や高齢者のまちなか居住といった高齢化時代に対応したまちづくりを進めていく上からも重要なことと捉えております。

次に、建設計画の概要につきましては、これまで報道されておりますとおり、稲一再開発ビルは来春までに解体工事を終え、更地となった旧小樽ランドホテルと旧丸井今井小樽店の跡地には、小樽掖済会病院が現在地から移転し、地上7階地下1階建て、病床数138床で新築され、平成27年夏に開院の予定と伺っております。また、旧マルサ棟の跡地には株式会社日本レーベンにより、地上9階建て72戸のサービス付き高齢者向け住宅が建設される予定と承知しております。

次に、サービス付き高齢者向け住宅の入居者と近隣等との交流のための効果的な仕掛けにつきましては、施設設置者が一般客も利用可能なレストランを施設内に設けるとのことであり、入居者の理解を得た上でレストランを会場とするコンサートなど、一般市民向けの催しが行われると伺っております。さらに、周辺商店街のイベント、町会の行事など身近なところへの参画を入居者の方々に呼びかけると聞いておりますので、市といたしましても、設置者と協力して入居者と市民との積極的な交流を促し、にぎわいのあるまちづくりにつなげていくことが大切と考えております。

次に、中心市街地のにぎわいづくりにつきましては、稲一再開発ビル跡地が医療・福祉ゾーンとして再生されることに対し、周辺の商店街は大変期待しており、各商店街では国の地域商店街活性化事業助成などを活用し、活性化に向けたさまざまな事業に取り組み始めております。市といたしましては、稲一再開発ビル跡地が医療・福祉ゾーンとして再生されることによる来街者の増加や観光集客ゾーンである堺町通りとの交流人口の増大を図るため、商店街や商工会議所などの関係機関と十分に話し合いながら、中心市街地の活性化に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）

○3番（中村岩雄議員） それでは、超高齢化社会に求められる医療等について質問いたします。

超高齢化医療のパラダイムシフトは、次のようなことです。急性期医療から終末期医療へ。長寿から

天寿へ。キュアからケアへ。病院から地域へ。専門医から総合医へ。根治医療から緩和医療へ。

超高齢化社会では、支える医療が主体となり、その人のQOL、生活の質を高めることがとても重要です。こうしたパラダイムシフトをスムーズに行うために、前述した中心市街地の医療・福祉ゾーンに必要なことがあると考えます。

一つは、病気の人だけではなく、日常生活自立サポートを必要としている人など、さまざまな支援が必要な市民に対応するための共通窓口「サポートの窓」といった相談室の設置、もう一つは「認知症ハウス」として「みんなのケアスペース」といった認知症の人や家族の方々が自由に出入りできる場所を運営することです。互いの悩みを打ち明けたり、困っていることを相談したり、互いの状態を話して支え合える場所とすること、認知症や高齢者に優しいまち小樽の推進役を担ってもらえます。病院・介護施設や自治体と行政など、地域との協力関係は地道に築いていくことが大切です。認知症になっても安心して暮らせる社会づくりをしなくてはなりません。

また、市と病院の地域医療連携室との情報共有や連携も必要です。小樽の各公的病院には地域医療連携室が設置されています。それは地域医療連携の充実による地域完結型医療の推進のために、さまざまな業務を行っています。患者が病院での治療を終えた後、病気や障害を抱えながらも地域で安心して暮らしていけるように、退院支援などを行い、継続治療、経過観察、リハビリが必要な方に転院施設の紹介もしています。また、自宅に帰っても治療、看護や介護が必要な方には在宅医の紹介、介護保険サービス、障害福祉サービスなどを利用できるように、患者や御家族と一緒に相談しながら支援をします。

ここで、お伺いいたします。

こうした地域医療連携機能は病院だけに任せておくべきものではないと考えます。前述していた医療・福祉ゾーンにも設置され、病気の人だけではなく、健康に不安を持っている人や、その御家族の方々の相談に適切に対処してあげることが大切です。

また、認知症や生活習慣病の発症初期や境界域にいる人たちの病状悪化を防ぐためには、行政と病院の地域連携室が連携を深め、患者や家族に対して温かく丁寧な対応をしていくことも重要です。それにより認知症患者や生活習慣病患者の増加や悪化の防止にもつながると考えられますが、予防医学的な見地も含め、行政のかかわり方についてお考えをお聞かせください。

2点目、車椅子の人のための段差解消がベビーカーにとってもよいように、認知症の人が歩きやすければ誰にとってもわかりやすいまちになります。こうしたバリアフリー化、また道にれんがを埋め込みでの誘導サインや交差点に模様を描くなどの工夫はいかがでしょう。認知症対策についてお考えをお示してください。

3点目、施設の入居者や病院に通院している患者について、かかりつけ医と2次病院との連携を密にし、病態が急に増悪したときの対応を市でも把握することにより、まず、どうすればよいのかというアドバイスができるようになります。つまり、かかりつけ医に連絡しましょうとか、救急車を呼びましょうとか、少し安静にして家族に連絡してくださいというアドバイスです。そうした情報共有型のシステムづくりに関してどのようにお考えですか、お聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、超高齢化社会に求められる医療等について御質問がありました。

まず、地域医療連携機能への行政のかかわり方につきましては、既に医療、介護、福祉の各関係機関

が連携しながら地域で生活している認知症患者や生活習慣病患者に対応しております。今後は、超高齢化社会に対応するため、国や北海道がさらにさまざまな施策を展開するものと考えております。

次に、認知症に対するハード面の整備につきましては、国は昨年9月に「認知症施策推進5か年計画」、いわゆるオレンジプランを策定し、認知症の人とその家族の支援体制を計画的に整備することとしております。これを受けて本市では、今後の介護保険事業計画において、ソフト面の整備を優先して進めていくこととなりますが、道路整備等のハード面の必要性もあることから、将来的な検討課題として考えてまいります。

次に、施設入居者や通院患者の病態急変に対応するための本市と医療機関との情報共有型のシステムづくりについてですが、国においては超高齢化社会に向けて情報共有型のシステムについて検討し始めていると聞いております。本市といたしましては、国の動向を注視してまいりたいと思います。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）

○3番（中村岩雄議員） それでは、医師会看護高等専修学校と市立小樽病院高等看護学院の役割についてお尋ねいたします。

小樽市では、医師会の看護師養成学校を卒業した准看護師が高い割合で市内に就業しています。今後も、新病院の誕生にあわせ医療・看護職が増加し、良質の医療を行うとともに、小樽市の就業人口を支えてくれるようになることが理想的と考えます。

また、女性の働く場を広げることも大切であり、出産や育児などで離職した看護師や保育士の復帰を支えるために、復帰研修の必要性を申し上げてきました。

その方策として、出産・育児のため離職した看護師の復帰研修について、市立小樽病院高等看護学院で講義を受け、公的病院での研修を受けられるようにすることです。復帰に必要な講義や研修のために、以前勤務していた病院での標榜科の講義を現看護学生とともに受けられるようにするという案です。これにより多くの予算をかけることなく、看護学生たちと一緒に学ぶことができ、学ぶ意欲も強まるに違いないと思います。ここには、やはり公的病院の役割が必要とされます。再研修施設として看護学校を利用するという案は、恐らく日本中のどこの市町村でも行っていないと思われれます。こうしたモデルケースにもなり得る看護学校の運営は、小樽市の医療の質を大きく向上させてくれるのではないかと思います。

小樽に定着する看護師の育成を第一に考え、看護学校の教育・研修システムを充実させることが大切です。それにより、他の地域からの小樽看護学校への入学希望者が増えるようになり、また病院研修のために小樽を訪れるようになります。結果として、卒業後や研修後は小樽で働きたいと考える看護師が増えることにつながります。こうした未来を見据えたシステムづくりが必要です。

現在、小樽の医療や看護は、医師会の看護学校卒業生たちに支えられています。小樽市の全ての病院・診療所・介護施設では、市全体として看護師の約40パーセントが医師会看護学校の卒業生です。これだけの定着率を誇り、小樽の医療を支えている事実を基に考えると、行政としてもっとバックアップをすべきであり、国家百年の計を持って人材育成に当たるべきであると考えます。

最近では、脱ゆとり教育により、日本の学力が向上してきたとの新聞記事がありました。また、近年、私立の医学部でも学費を大幅に下げたところ、優秀な学生が入学するようになり、偏差値は国公立の医学部と変わらない状態になってきています。

道内医師会が運営する准看護学校への市からの補助金ですが、9都市で1人当たりの年間補助金の平均額は3万4,078円であり、小樽市は6,000円と不十分な額であり、道内で最低額です。優秀な講師を招き学費の補助をすることにより優秀な看護師が育っていくことは、私立医学部の例からも明らかです。それにより、小樽の医療や介護の質も向上するでしょう。それには少なくとも道内平均レベルの補助金が必要であり、道内医師会の運営する准看護学校への市からの補助金額の平均値260万8,817円をこれからの看護医療の教育に充てる必要があると思われます。市立小樽病院高等看護学院の年間授業料が18万円に対し、医師会看護高等専修学校の授業料は39万6,000円となっています。医師会看護学校卒業後の看護師の小樽への定着率や貢献度を考えても、やはり補助金の増額が必要と思われます。

そこで、この項に関し、お伺いいたします。

まず、看護師不足の現状を改善するために、行政としては具体的にどのような方策をお考えですか。

2、出産・育児により離職した看護師の現場復帰にはやはり講習や実地研修が必要と考えますが、具体的にどのような支援策をお考えでしょうか。

3、既存の施設の有効利用こそ大切だと思いますが、先ほどお話しいたしました看護学校と連携した内科や外科や小児科など、本人の必要とする単位制研修などをどのようにお考えですか。

4、小樽市の未来を見据え、より充実した小樽に定着する看護師の育成のため、医療教育活動は非常に重要です。そのためには、医師会と連携し、医師会看護学校の補助金額の増額が必要と考えますが、いかがお考えですか。

5、さらには、公的病院での研修システムも小樽市の看護学校生だけではなく、他の市町村からの再就職者にも行政が窓口となり、受皿を広げることが大切と考えますが、御意見を御提示ください。

再質問を留保し、終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、小樽市医師会看護高等専修学校と市立小樽病院高等看護学院の役割について御質問がありました。

まず、看護師不足の現状を改善するための行政としての具体的な方策につきましては、北海道医療計画に基づき、道が北海道医師会や北海道看護協会と連携しながら、看護師の確保対策に取り組むべきものと考えております。

次に、離職した看護師の現場復帰に対する具体的支援策につきましては、北海道が再就職支援事業としてナースバンク事業を実施しており、その中で最新の知識・技術を学ぶ研修会を実施しております。

次に、看護学校と連携した内科や外科や小児科などの本人が必要とする単位制研修などにつきましては、北海道のナースバンク事業の委託先である北海道看護協会によりますと、再就職先の医療機関における実践的な研修が有効とのことであります。

次に、小樽市医師会の看護学校の補助金額の増額につきましては、昨年10月に小樽市医師会から増額の要望書が提出されておりますが、看護学校の経営は原則学生からの授業料収入により維持されるべきものと考えております。本市といたしましては、今後、補助額について道内他都市の状況を調査し、学生負担も含め、どの程度が適切なのか検討してまいりたいと思います。

次に、他の市町村からの再就職者に対する公的病院での研修システムの受入れにつきましては、現在、北海道がナースバンク事業の事業主体として実施しておりますので、本市の公的医療機関への受入れ拡

大についても、その事業の中で行われていくべきものと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

○2番(中村岩雄議員) それでは、再質問をさせていただきます。

小樽観光について、新たな魅力づくり、天狗山に関することです。私も、ぜひこの「小樽の森」構想を前進させていただきたいという応援団の一人としてエールを送りたいと思います。

それで、2点ほど再質問させていただきます。

今後、構想を実現するためには、経営主体を決定することが何よりも重要だと思います。それが決まらなければ、市民に対する説得力もやはりなくなってしまうおそれがあると危惧しております。この点についてどのようにお考えでしょうか。これが1点目です。

2点目として、新聞報道などでは関係機関と今後の方向性を考えたいというコメントが書かれておりましたが、ここで言う関係機関とはどこになるのか、これを明らかにしていただきたいと思います。この2点について、再質問させていただきます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 中村議員の再質問にお答えいたします。

今、天狗山の「小樽の森」構想、観光について新たな魅力づくりということで御質問があったわけですが、その経営主体がどこになるかというのは、これは大変重要な問題だというふうには私も同様に認識しております。ただ、今回の報告書は経営主体を特定せずにプランとして作成をしたということでございますので、引き続き検討委員会で協議を進めていくものと思っておりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

それから、二つ目の問題でございますけれども、関係機関ということで御質問がありました。今後の方向性については検討委員会で協議をしていくということでございますので、この関係機関につきましては、検討委員会のメンバー、団体、組織、こういったものが関係機関ということになるかというふうに思いますので、そのように御理解をいただければと思います。

○議長(横田久俊) 以上をもって会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時46分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 林 下 孤 芳

議 員 久 末 恵 子

平成25年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成25年12月11日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	5番	成	田	祐	樹
6番	安	斎	哲	也	7番	小	貫		元
8番	川	畑	正	美	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	上	野	智	真	15番	濱	本		進
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々木			秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々木			茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（1名）

4番 吹 田 友 三 郎

出席説明員

市 長	中 松 義 治	副 市 長	貞 村 英 之
教 育 長	上 林 猛	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	飯 田 俊 哉	総 務 部 長	迫 俊 哉
財 政 部 長	堀 江 雄 二	産 業 港 湾 部 長	佐 藤 誠 一
生 活 環 境 部 長	前 田 孝 一	医 療 保 険 部 長	藤 井 秀 喜
福 祉 部 長	三 浦 波 人	保 健 所 長	秋 野 恵 美 子
建 設 部 長	工 藤 裕 司	会 計 管 理 者	石 崎 留 子
消 防 長	青 山 光 司	病 院 局 長	小 山 秀 昭
教 育 部 長	山 村 幹 雄	経 営 管 理 部 長	
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 靖 久	総 務 部 長	中 田 克 浩
		企 画 政 策 室 長	
		財 政 部 財 政 課 長	佐 々 木 真 一

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次長 中 崎 岳 史
議事係 長 柳 谷 昌 和
書 記 高 野 瑠 璃 子
書 記 佐々木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村岩雄議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第23号」を一括議題とし、これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 一般質問をいたします。

初めに、不登校・ひきこもりについてです。

我が国のひきこもりに関する調査については、平成18年度のこころの健康についての疫学調査に関する研究によると、ひきこもり状態にある子供のいる世帯は0.56パーセントであり、全国では約26万世帯であると推計されています。現在では、ひきこもりの長期化や本人、家族の高齢化も深刻な状態と言えます。

このような状況から、国においては、平成21年7月に子ども・若者育成支援推進法が制定され、ひきこもりの方々への支援に関する法的根拠が確立しました。子ども・若者育成支援推進法の目的は、子供、若者を取り巻くさまざまな環境の悪化に伴い、社会生活を送る上で困難を有する問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子供、若者の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにすることであり、支援の取組について、基本理念、国と地方公共団体の責務及び施策の基本事項が定められました。

ひきこもりのケースとしては、大きく三つに分かれると言われており、第1に思春期、青年期での「豊かなひきこもり」で、このケースは、精神発達過程による健全性を有したものであり、数年で社会参加をすることもあるもので、第2は、精神疾患のために社会参加できない「精神病的ひきこもり」、第3は、この問題の中核とされています「社会的ひきこもり」で、明確な精神疾患や障害などの理由がなく、社会参加のきっかけを失い、ひきこもり状態が長期化しているケースです。

私はこれまで若年者の就労支援についてさまざまな施設や団体からお話を伺ってきましたが、若者を取り巻く問題の一つとして、不登校・ひきこもりについては、解決に向け力を入れなければならないと認識を強くしたところであります。

そこで、まず、本市での不登校の人数についてですが、10月の決算特別委員会で、私の質問に対し教育委員会は、本市での平成24年度の小・中学校における不登校者数は小学校6名、中学校52名であり、学校復帰を促す適応指導教室への通級者は小学校5名、中学校19名だったと答弁しました。また、適応指導教室からの学校復帰は平成24年度で小学校1名、中学校4名でした。高校進学時には進路相談を行っていると聞きますが、やはり中学校を卒業してしまうと、個人の状況を把握するのは困難であります。

そこで伺いますが、直近3年間の不登校児童・生徒数と、指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の数をお知らせください。

ひきこもりの入り口となり得る不登校は、学齢期での早期発見と早期での対応が必要であると感じます。実際、不登校だった方々の話を聞くと、小学校、中学校、高校といわゆる不登校で、その後ひきこもりになったという話も聞きますし、不登校、ひきこもりが長期化し、私が相談を受けたケースでは、60歳を超えている方もいらっしゃいました。

ただ、本市にはひきこもっている方々の人数を把握できない、把握できていないという問題があると思っております。最初に紹介したこころの健康についての疫学調査に関する研究では、ひきこもり状態に

ある子供のいる世帯は0.56パーセントであり、全国推計では約26万世帯とのことで、この統計で出た数値を平成22年国勢調査の小樽市の5万7,711世帯に当てはめると、小樽市のひきこもりの状態にある子供のいる世帯は323世帯程度と推定されます。このことから、まず本市の実態を把握するため、ひきこもり者数の調査を行うことが重要だと思います。

そこで、調査に関連し質問しますが、市内小・中学校の保護者を対象に調査するとした場合、どれぐらいの予算が見込まれるのか、また、それは可能なのか、そして、市民に対して、無作為抽出などの方法により調査を行う場合に予想される予算について、同様の方法により行った高齢者保健福祉計画策定の際のアンケート調査の実績でお答えください。

次に、相談体制の現状についてです。

ひきこもりの長期化、高齢化や、それに伴うひきこもりを抱える家族や本人からの多様な相談にきめ細かく対応できる体制を整えることが重要であると感じます。本市では、現在、これらの相談窓口は保健所のこころの健康相談が該当すると思いますが、保健所によれば、平成24年度こころの健康相談利用者のうち、15歳から34歳までのいわゆる若年者層の相談は38名であり、相談内容で多いものが、親からの子供のひきこもり、不登校であるといえます。状況によってはカウンセリング等を行っているものの、場合によってはひきこもり経験者、ニート青年などを対象にしている札幌のジョブカフェ北海道や関係機関を紹介し、適切に対応しているとのことですが、保健所から他施設などを紹介した際のその後の状況など、把握されていましてらお答えください。

そもそも私は、このような相談はできる限り地域完結型が望ましいと思いますし、不登校・ひきこもりの当事者や保護者、家族も小樽市内での相談体制の充実を願っております。

そこで伺いますが、小樽市内では、小樽不登校・ひきこもり家族交流会が活動しております。地域の団体との定期的な連携は必要不可欠であると考えますが、これまで地元団体との連携はどのように図ってきたのか伺います。

次に、不登校・ひきこもりに関連し活動している団体に対する支援についての考え方について伺います。

これまででは、不登校・ひきこもりと言われる本人への相談体制などについて質問してきましたが、実際、この問題の解決に取り組まれているのは、多くが保護者であります。さきにも質問したとおり、自治体としてこの問題をどう捉えるか、また、どうかわっていくかが大切な点であり、社会的には、不登校やひきこもりはまだまだ怠けと捉えられています。このような状況では、自分の子供が不登校・ひきこもりであることを近所や周りに知られたくないと考える親は多いと思われます。親の会が講演会や交流会のポスターなどの市内施設への掲示をお願いしても断られることも多く、たくさんの人に会の存在と活動内容などを知ってほしいと思っても、それすらままならないと言うのです。

そこで、市として、広報誌や、市が管理する施設でのポスター掲示やチラシ配布など、広報活動に最大限協力してほしいと思いますが、市長のお考えを伺います。

また、以前から提案していました地域若者サポートステーションは、今、申し上げました不登校・ひきこもり支援や就労支援など、地域の若者支援には欠かせないものであります。今年度の選定には残念ながら漏れてしまいましたが、今後の選定に向けた考え方について伺い、この項の質問を終わります。

次に、行政評価について伺います。

これまで行政評価については、我が党としても議会の中で行政評価先進地での視察の例も紹介しながら議論してきました。本市では、これまでの試行での結果を生かして、昨年度、そして今年度と試行し、来年度からは本格実施を行うとしております。

初めに、平成24年度行政評価結果では、事業の今後の方向性として「現状維持」「要改善」「休廃止・終了」といった判定の文言の定義が各部署で統一されていなかったために、誤解、勘違いが生じ、判定結果と予算に矛盾が起きていましたが、25年度行政評価での文言の定義は怎么样了のか、また各部署へはどのように周知徹底されたのか伺います。

平成24年度行政評価で「要改善」「拡大」となった42事業のうち、検討を継続とした27事業について、26年度予算編成へ向けての考え方について説明をお願いいたします。

次に、平成25年度行政評価についてです。

私は、これまでの本市の行政評価試行の状況などを伺い、平成24年度での対象事業数が134事業であったことについて、小樽市の行政評価が職員の中に、一定程度の理解と浸透があるまでは、事業数を絞り込んだほうが、スムーズに評価作業が行えるのではないかとという点を提案してまいりました。

平成25年度事業評価では、対象事業数も18事業と大幅に減っております。まず、18事業に絞った理由と、対象とする事業について選定の説明をお願いします。

今回の評価結果は、休廃止・終了が1事業、要改善は7事業、現状維持は10事業であったとの資料が配付されました。そこで、一次評価で拡大とされた2事業と現状維持とされた事業のうち、3事業が二次評価では要改善となっています。その理由についてお知らせください。

外部評価についても、これまで、有識者や市民の視点を取り入れるべきであり、ぜひ他市の視察も行うべきであると提案してきましたが、本市では外部評価を取り入れている自治体の視察を行ったと伺いました。そこで、どこの市を視察したのか、また、選んだ理由と、それぞれの市にはどのような特徴があったのかも、あわせてお知らせください。

私も幾つかの市の行政評価を視察してきましたが、評価の手法自体が定着するまでに数年、また外部評価を導入しても、すぐには財政的な効果が現れにくいことから、今後、どのような検討、議論をされ、本格導入をするお考えなのか、市長の御見解を伺います。

この項の最後に、評価結果のホームページでの公表についてです。

平成24年度評価結果は、既に本市ホームページに掲載されていますが、市民の意見や感想などを聞くようなことは考えていないのでしょうか。市が行うさまざまな事業に対する認識を深めていただくためにも重要だと考えます。ただ、市民から寄せられた意見がすぐに事業に反映されることはないと思いますが、評価に対する意見が直接聞ける絶好の機会だと思います。御見解をお聞かせください。

次に、孤立死に関連し、質問します。

現在、孤立死は、高齢者のみならず、若年層の中にも広がってきており、昨年、札幌市で40代の姉妹が亡くなった事故は大変痛ましいものでした。しかし、それ以後も孤立死で亡くなる方は後を絶ちません。

2009年、内閣府が高齢者のみを対象にした調査では、孤独死を身近に感じるとの答えが42.9パーセント、感じないとの答えが55.8パーセントであり、孤独死を身近に感じているとの割合はかなり高い数値を示しており、国はもちろんですが、本市においても、孤独死、孤立死の防止の対策を強化すべきです。昨年の札幌での事故を踏まえ、各自治体でも高齢者や障害を持っている方のお宅を訪問し調査を開始し、それぞれ地域に合った支援策などを話し合ったと思いますが、その後、小樽市でいわゆる孤立死と見られるケースは何件あったのか、また小樽市の行っている対策は、孤立死防止との観点からどのように機能しているのか、効果や未然に防止できたケースなどあればお知らせください。

最近、ある町会の役員をしている方から電話があり、近所のお宅に新聞がたまっていて、心配だという連絡がありました。その方は既に民生・児童委員に連絡していましたが、あいにく留守で、役員で話

し合い、警察に連絡したとのことでした。警察が到着後、窓の鍵があいていて、窓から声をかけたようですが、反応がなく、警察は民事不介入とのこと帰っていったそうです。これだけ孤立死が社会問題になっているにもかかわらず、ましてや一刻を争う状況かもしれない中で、その対応に相談者の方は大変憤慨しておりました。私の認識としても、最後はやはり警察しかないと思っていたのですが、今回のケースから、警察が対応できない場合は、市としてどのように対応すべきとお考えですか。

市としても、現在、市内の町会やさまざまな団体などと連携し、特に高齢者の見守りなどを行い、孤立死を防ごうという活動が行われているだけに、今回のようなケースでは、今後、どのように対応すべきか伺います。

次に、就学時の健康診断について質問します。

就学時の健康診断は、小学校などへの就学予定者を対象に行われており、学校保健安全法に基づき、その実施が市町村教育委員会に義務づけられています。市町村の教育委員会が就学予定者の心身の状況を把握し、小学校などへの初めての就学に当たって、治療の勧告、保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学を図ることを目的とし、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、視力及び聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無並びにその他の疾病及び異常の有無の7項目の検査を実施し、必要により担当医師の所見に照らして、治療の勧告や助言、特別支援学校への就学に関する指導を行うことなど、適切な措置をとるようになっていきます。

本市の出生数は、昭和42年の3,268人をピークに、平成に入り、11年に1,000人を割り、24年では657人と、大幅な減少に伴い、児童数の減少も続く中で、本市にとっても大切な未来の宝を守り、育てるということは重要な仕事であり、心身ともに健康な状態で学校生活を送ることは、児童はもちろん保護者にとっても子育てをする環境としてなくてはならないものです。

近年、全国的には、この就学時の健康診断が適切に行われずに重い障害が残ったことにより裁判になったり、発達障害や知的障害といった症状が発見されても、親が受け入れずに普通学級に通うことによりいじめの対象になったりするケースがあると聞きます。

そこで、本市の就学時の健康診断の実施状況と受診者数、再診断や異常ありと診断されたケースがあったかについて伺います。

また、ケースごとの対応はどう行われているのか、特に発達障害や知的障害の場合、保護者への対応はどのように行っているか伺います。

他の自治体では、健診項目にある脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無で、特に脊柱検査にモアレ検査を導入し、脊柱側弯症の早期発見へ向けて努力する自治体が増えていると聞きます。脊柱検査にかかわるモアレ検査とはどのようなものか、また他市でモアレ検査を導入され始めていることについての見解と、本市での導入について伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、不登校・ひきこもりについて御質問がありました。

まず、ひきこもり調査の予算についてですが、平成23年度に実施いたしました高齢者保健福祉計画策定の際のアンケート調査の実績で申し上げますと、65歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定者を

除いた1,000人に対して調査票を郵送しましたが、通信運搬費や紙代など合わせて約20万円程度となっております。

次に、相談体制についてですが、まず、こころの健康相談から他施設などを紹介した方の状況把握につきましても、必要に応じて把握しておりますが、全件については把握しておりません。医学的な配慮が必要であると考えられる場合など、必要に応じて御家族や施設などへ状況を確認しております。

次に、これまでの地元団体との連携につきましても、小樽市保健所の精神保健福祉事業の社会復帰支援・家族支援事業として、平成16年4月から開始した子供のひきこもりを考える家族セミナーの参加者が中心になって、17年4月に結成された家族会である小樽不登校・ひきこもり家族交流会を設立当初から継続支援しております。

支援内容としては、活動の会場として保健所を活用していただくことや、年6回、奇数月に保健所主催の家族セミナーを開催し、学習の機会を設けております。また、関連事業などを通して活動の周知、啓発を行うなど、連携に努めております。

次に、市としての親の会に対する広報活動への協力につきましても、ポスターやチラシ等の広報活動等をはじめ、最大限協力してまいりたいと考えております。

次に、地域若者サポートステーションにつきましても、本年4月に厚生労働省から追加募集があり、市内で協議した結果、市として道内で運営実績のあるNPO法人を推薦団体に決定し、道を通じ国に企画書を提出したところであります。残念ながらこのたびの追加募集では選定されませんでした。市といたしましても、生活困窮者や不登校、ひきこもり、中途退学者等の若者の自立支援施設として、地域若者サポートステーションが必要なものと認識しておりますので、今後の追加募集の有無など、国の動向を注視し、関係団体と協議の上、前向きに検討したいと考えております。

次に、行政評価について御質問がありました。

初めに、事業評価の基準の周知等についてですが、まず評価内容における今後の方向性に係る判定区分の定義とその周知方法につきましても、例えば要改善とする事業は、その手段や内容を見直し、成果の向上や効率化を目指す事業とし、休廃止・終了とする事業は、その目的が達成されたことなどにより、暫定的に休止する又は廃止、終了とする事業とし、現状維持とする事業は、その手段や内容の見直しを行わず、今後も同様に実施する事業とし、見直しを伴わない単なる経費増についても現状維持とするなど、今年度の事業評価マニュアルから判定区分の定義を明示し、一次評価を行う際に全ての部局に配付いたしました。

次に、平成24年度の行政評価において、今後も検討を継続するとして27事業についてですが、今年度において、既に7事業については、評価内容に基づき、事業内容の見直し等を行っておりますが、その他の事業については、施設の民営化など見直しに時間を要するものもありますので、引き続き26年度予算への反映を含め、評価結果による事業内容の見直しを検討するよう各部局へ指示しているところであります。

次に、平成25年度対象事業の選定及び評価結果についてですが、まず、評価対象事業を18事業に絞った理由につきましても、今年度は24年度に引き続き、試行の位置づけとして実施し、事業評価調書の作成などを含めた評価手法の浸透を図ることに主眼を置き、基本的に企業会計を担当する部局を除く全ての部局において、1ないし2事業の評価を行うこととしたためであります。

また、各部局での対象事業の選定に当たっては、平成24年度に評価を行った事業や一般管理経費、人件費等の義務的経費などを除き、25年度当初予算において、一般財源の額が大きいものから所管課が重複しないように選定いたしました。

次に、一次評価で拡大とした2事業と現状維持とした事業のうち3事業を、二次評価では要改善とした理由につきましては、例えば一次評価で拡大とした事業のうち、空き店舗対策支援事業費については、人口減少対策や移住促進施策の推進にも資するような制度運用の見直しや事業内容の充実に向けた施策の検討を進めるよう、二次評価で要改善としました。

また、一次評価で現状維持としたふるさとまちづくり協働事業推進経費については、本事業による成果検証の一つとして、助成終了後の活動継続状況を把握することなどのほか、市の助成事業としての高い公益性が担保される制度運用となるよう、点検や改善に努めることとし、二次評価において要改善としました。

同様にそのほかの3事業におきましても、その事業目的などに照らし、より有効で効率的な実施を図るため、内容等の見直しについて検討するよう、要改善としたところであります。

次に、外部評価導入自治体の視察についてですが、11月15日に東京都台東区と埼玉県川口市を視察しました。いずれも関連する個々の事務事業によって構成される施策の評価を実施していることや、人件費を含むフルコストでの点検を行っていることのほか、外部評価の実施実績があったことから、視察先として選定したものです。

また、それぞれの特徴につきましては、台東区では事務事業評価の新たな手法を検討するため、従来の事務事業の個別評価に加えて、事務事業の改善を図ることを目的に、他部局が行っている同種の事業との比較を行う比較評価を試行しておりました。一方、川口市では、庁内での総合評価、いわゆる2次評価にかえて、各部局による自己評価の結果を基に、外部評価委員会が各部局へのヒアリングと評価を行い、結果を公表しているなどの特徴が見られました。

次に、行政評価の本格導入に向けての見解についてですが、今年度までの試行の結果を踏まえ、評価調書の作成を含めた事業評価の実施方法や内容について再度点検を行い、評価対象とする事業の選定方法や事業数、実施のスケジュールなど、来年度の本格導入に向け、その内容を検討してまいりたいと考えております。

次に、評価結果の公表に関して、市民の意見や感想などを聞くことについてですが、今後、事業評価に係る手法の確立を図っていく中で、外部評価の導入を含め、市民の意見などを聞く手法などについても引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、孤立死について御質問がありました。

初めに、小樽市の防止対策についてですが、市内での孤立死と見られる件数につきましては、孤立死にはその定義がなく、統計数値はありません。

また、小樽市が行っている対策につきましては、平成21年度に高齢者見守りネットワークを立ち上げ、異変があった際の通報に係るルールづくりをいたしました。これまで新聞がたまっていたり、しばらく姿が見えないなどの通報により、未然に孤立死を防ぐことができたケースはありますが、ふだんからの見守りについては依然として課題となっておりますので、関係機関や関係団体など今後も協議しながら、連携方法等について検討してまいります。

次に、今後の連絡体制についてですが、御質問にありました事例につきましては、詳細はわかりかねますが、警察が声かけに反応がなかったにもかかわらず帰ることは通常は考えられず、何かほかの要因があったものと思われます。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、孤立死を少しでも防ぐ努力をしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、直近3年間の不登校児童・生徒数と、指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒数について質問がありました。

平成22年度から24年度までの文部科学省の調査における本市の状況についてお答えいたします。

まず、不登校児童・生徒数は、平成22年度は、小学生が9名、中学生が81名、合計90名、23年度は、小学生が10名、中学生が64名、合計74名、24年度は、小学生が6名、中学生が52名、合計58名となっております。

次に、指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒数は、平成22年度は、小学生が2名、中学生が10名、合計12名、23年度は、小学生が3名、中学生が20名、合計23名、24年度は、小学生が1名、中学生が6名、合計7名となっております。

次に、市内小・中学校の保護者に、ひきこもり調査をすることした場合の予算や実施の可能性についてでございますが、教育委員会といたしましては、市内の小・中学校において、毎年、不登校調査を実施しておりますので、改めてひきこもり調査を行うことは考えておりませんが、市の関係部局において、市民に対し、ひきこもり調査を行う場合には、その内容、対象者の範囲などに応じ、できるだけ協力してまいりたいと考えております。

なお、所要の経費については、既決予算の範囲内で対応可能と考えております。

次に、就学時の健康診断について御質問がありました。

初めに、就学時の健康診断の実施状況等についてでございますが、今年度の就学時健診は10月上旬から11月下旬にかけて、市内の各小学校において実施いたしました。入学予定者745名のうち734名が受診しており、疾病などの所見があったものは416件で、そのうちの9割近くは歯科疾患であり、その他、皮膚疾患や眼の疾病、不整脈などでありました。これらの症状を持つ子供の保護者に対しては、医師や歯科医師から医療機関への受診を含めた指導・助言を行っております。

なお、発達障害や知的障害につきましては、就学時健診とは別に就学相談を実施しており、就学指導委員会が保護者との面談や知能検査などを通して、その子供の特性に応じた教育的支援について指導・助言を行っております。

次に、脊柱検査にかかわるモアレ検査についてでございますが、モアレ検査とは、脊柱側彎症の検査の一つで、格子を通した光を背中に当てて、そのしま模様の左右非対称から脊柱の変形を検査するものと承知しております。現在、小樽市では学校保健安全法施行規則に定める技術的基準に基づいて脊柱検査を行っておりますが、今後、モアレ検査を実施している他都市の状況などを調査してまいりたいというふうに考えております。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 詳細については予算特別委員会等で質問しますが、まず、ひきこもりの調査についてなのですが、先ほど、高齢者保健福祉計画策定時の状況について、1,000人を対象に予算額としても大体20万円だったということで、昨日、我が党の松田優子議員が空き家のアンケート調査と申しますか、実態調査の話もしていましたけれども、多分いろいろな意味でこういう調査というのは、必要なものというのは出てくるのだろうと思うのです。私としては、ひきこもりの調査を別にやるということではなく、例えばそのような小樽市が現在行っている調査と一緒に、札幌市はそういう形でひきこもりの調査を行っていたと思いますので、そういうことも考えられるでしょうし、先ほど教育長が答

弁したように、学校での不登校の調査もありますけれども、実際、その数を聞いて、中学校を卒業すると教育委員会としてかかわれないわけですから、その後、不登校だった方々が一体どのような状況なのかを非常に心配しているのです。不登校・ひきこもり家族交流会の方々も、実数がどれだけいるのかわからないということが一つ非常に不安に思っていることですので、先ほどの予算の額からいっても、私は不可能ではないというふうに思うのですけれども、まず、ひきこもりの実態調査ができるのか、できないのか伺います。

それで、この質問をさせていただいたときに、ひきこもりの問題と申しますか、課題について対応できる課がないというので、どこの課で答弁するかというような話もあったのですが、確かにそのとおりでとは思うのですが、小樽市の問題として、これはぜひ取り組んでいかなければならない問題として、まずは調査の件、そして先ほど支援のことも伺いましたけれども、いろいろな要望などもございますので、それも1回聞いていただいて、対応できるのかどうなのか、伺います。

それと、就学時の健康診断を受けた半数以上に歯科、歯について所見があったということで、それも適切に指導はしているかと思えますけれども、詳細については予算特別委員会、総務常任委員会の中で質問させていただきたいと思いますが、他市では、脊柱側弯症の検査がたしか小学校5年生とか、中学校2年生とかで行っているという話もあったのですが、実際に小樽市でこれまで脊柱側弯症のような相談や問題がなかったのか、もし今わかれれば、過去にあったのか、なかったのかということについて伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 秋元議員の再質問にお答えいたします。

ひきこもり調査の件につきましては、今後ともその調査はどういう形が一番いいのか、そういったことも含めて取り組んでまいりたいと思います。

それから、先ほど団体、地元団体との関係についての答弁をさせていただきました。特に現在、小樽不登校・ひきこもり家族交流会の設立当初から、私どもとしては支援を継続して進めておりますので、これからも積極的に伺いますか、活動の周知・啓発を含めて取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育部長。

○教育部長（山村幹雄） 小・中学生の健康診断にかかわる脊柱側弯症の現状でございますけれども、小・中学校においては、それぞれ定期的な健康診断を毎年行っております。その中で、平成24年度の健診結果をまとめた表がございますけれども、その中では脊柱状況の中の側弯症ということで学校医が判断している児童・生徒については、小・中学校合わせて12名という報告は上がってきております。

それについては、家庭へその状態について通知しておりますので、それぞれ家庭でその状況については把握しているという状況でございます。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 再質問で1点聞き忘れてまして、孤立死に関連することなのですが、先ほど警察の方が対応しているという話だったのですが、実際、私に連絡をいただいたのが、まさにその警察の方が帰ったその場で携帯電話から連絡をいただきまして、そういう説明をいただいたのです。こ

の質問を書き終わりました、後日、その方もう一度お会いしたのですが、親戚の方が家に来て家の中に入られたそうなのですが、やはり家の中で倒れていたといいますか、動けないような状況だったということで、少し心配なのだというお話をされていたのです。

先ほど市長からも、通常であれば警察の方が対応できているということで、私もまさにそのとおりだとは思ったのですが、実際にこのようなケースがあったので、もう一度その日にちなどを確認させていただいて、どのような状況があったのかというのを、委員会までに私自身もまた調べておきたいと思います。こういう問題があったということで、市長にも知っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（横田久俊） 秋元議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○5番（成田祐樹議員） 通告に従い、一般質問を行います。

まず、本市の入札制度について伺います。

本年11月から12月にかけて、旭川市の土木建設課長が複数件にわたる収賄容疑で逮捕される事態が起こったのは、まだ記憶に新しいところです。大変残念な事件であったことは言うまでもありません。小樽市においても、市民の信頼を取り戻すためには十分な注意を払わなければならない案件かと思われます。

しかしながら、北海道新聞の報道においては、本市と旭川市の公共工事入札の制度はほぼ一緒である旨の記述がされておりました。

ここで、まず伺います。本市と旭川市の入札制度を見比べた場合、制度にどのような差異があるのかお知らせください。

旭川市の事件においては、割りつけがなされたとの報道がされています。課長が業者と頻りに会合を重ねたという話も出てきておりました。あつてはならない話ではありますが、官製による割りつけなどが行われないようにするには、業者との関係はある程度の距離を置かなければならないと考えます。しかしながら、業者の方がもともと友人関係であったりする場合には、会うこと自体を制限するというわけにもいかず、市にとっても取扱いが難しい案件かと思われます。どのようにして業者とのいわゆる間合いをとっているのか、非常に気になるところです。

本市においては、公平な入札を実施するに当たり、旭川市と比べて、市職員に対してどのような取決めや規定が存在するのかお答えください。

また、取決め、規定が遵守されているかどうかの確認作業については、本市ではどのように行われているかもあわせてお答えください。

また、旭川市と本市の入札制度を見比べて、今後、本市の公共工事の入札制度において、同様の事態を防ぐために、さらなる防止策を打つ考えはあるのか、市長の考えをお聞かせください。

次に、カジノ誘致について伺います。

カジノについては、これまで中立的な立場で推移を見てきておりましたが、そのさなかで、小樽市はカジノ推進へ方向性を打ち出し、誘致する方向へ大きくかじを切りました。しかし、カジノについては、メリット・デメリットがともに多く存在し、本市にとって誘致することが利益になるのかどうか、この点についてはしっかりと検証しなければならないと私は考えておりました。

ところが、本年10月24日に、グランドパーク小樽で開催された日本カジノ創設サミットでの講演会

では、雇用などメリットに関する説明はある程度の根拠やデータなどを用いた話がされておりましたが、カジノのデメリットに関する話は皆無といってもよく、しまいには一切の質疑応答などが行われませんでした。デメリットにかかわる話として唯一触れられたのが、ある研究員と国会議員が、カジノができれば裏カジノは淘汰されるという根拠も何にも基づかない発言がされただけで、サミット自体が非常に低レベルだったと言わざるを得ません。結局、デメリットにおいては、他都市の先進事例の報告など、客観的な判断要素が一切提示されず、カジノを誘致すべきかどうか判断するには、非常に物足りないものになりました。

そういった状況の中で、本市はカジノ推進にかじを切ったのですから、提示されなかったデメリットの情報について、不足する分を御説明願いたいと思います。

まずは、犯罪についてです。

一般的に、カジノが設置された場合は、犯罪の数が増えるという報告がされています。しかしながら、それがどの程度なのか、現状では全くわかりかねます。ここで、諸外国のカジノを有する都市の犯罪発生率について、カジノの設置前と設置後でどのように推移したか、変化したのか、その設置された都市名とともに犯罪発生率の客観的な数字をお示してください。

また、当然ながら、犯罪が増える予兆があれば、その都市に配置される警察官の数は増えるはずですが、先ほど伺いましたカジノを設置した都市におきまして、警察官の配置人数はどのように推移したか、犯罪発生率の年度とあわせてお示してください。

これは、ある警察関係者から聞いた話ですが、カジノが設置されれば、間違いなく小樽市に配属される警察官は多くなるとの話をされていました。また、たとえ犯罪発生率が大きく上がらずとも、警察官を多く配置することによって、犯罪発生率が上がらなかったというのであれば、当然ながらまちの中には、この警察官の数が増えるわけです。まちの中に警察官やパトカーが増えるという物々しい雰囲気変わってしまうおそれがあります。

それでも、市長は本市の観光には影響がないと考えるのか見解をお聞かせください。

次に、教育への影響について伺います。

カジノが設置されれば、当然ながらそこにかかわる青少年教育などを行わねばならず、従来では必要のない部分に教育資源を使わなければならなくなります。また、産業構造が変化することにより、住民の変化がどう教育に影響をもたらすかも考えなくてはなりません。

さらに言うのであれば、カジノを設置してしまえば、近隣に学校などの教育施設を建てることが非常に懸念されてしまうことから、ハードの面でも影響が出ると思われます。

ここで伺います。カジノを設置した場合に、諸外国のカジノを有する都市の教育の環境や影響が設置前と設置後でどのように変化したか、その設置された都市名とともに具体的な例をお示してください。

もう一点、教育と観光という話を含めた話で懸念されるのが、カジノというイメージが先行してしまうと、当然ながら教育にかかわる宿泊などに影響が出る可能性があります。なぜなら、カジノはギャンブルだからです。

よくカジノはギャンブルではないという説明をされる方がいますが、言葉の意味、定義をよくわかっていらっしゃるかと思います。どの国語辞典を見ても、ギャンブルの意味はかけごとと記述されています。そして、かけごととは金品をかけて争うことと記述されているのです。カジノは金品をかけなければ成り立たない以上、かけごとであり、ギャンブルであるわけです。IRという言葉を利用して全体をソフトなイメージにしても、その中にはしっかりとギャンブルというものが存在し得るわけです。この大きな存在であるギャンブル施設があるがゆえに、修学旅行や部活動の合宿、大会などの際の宿泊

がこれを機に敬遠される可能性があるかと考えます。

市長は、カジノを誘致しても、修学旅行など教育にかかわる観光や宿泊には全く影響がないと胸を張って言えるのか見解をお示してください。

少し話を変えて、カジノの運営について伺います。

本市は、カジノ法案の成立を見通して推進しているのですから、当然ながらカジノの運営まで考えて賛成されているのかと思われます。

ここで伺います。現在、日本においてカジノ運営のノウハウがある会社は、どこが存在するのか、見解をお聞かせください。

少なくとも、私の調べでは、日本においてカジノ運営のノウハウを持っている会社はないと言っている状態です。つまりノウハウ全くなしにカジノなど運営できるはずがないのは当然のことで、そうなれば外資系企業が必ず運営に絡んでくることとなります。本市は、公営、公の運営ではなく民営を掲げている以上、運営にかかわる収益はその母体となる外資系企業に吸収される可能性が強く、本市には雇用以外の大きなメリットはないと考えますが、その意見に対する見解をお聞かせください。

また、海外でカジノのノウハウを持っている外資系企業が運営に絡むということは、海外のマフィアとの関係も注視しなければなりません。カジノによっては、マフィアとの密接な関係があるところも報告されています。また、そういう実態がないカジノであっても、マフィアとの関係や対応策がどう行われてきたのかも調査しなければなりません。諸外国のカジノとマフィアの関係について、本市はどの程度把握しているかお答えください。

カジノについて、諸外国の例をいろいろ調べていたところ、カジノのライセンスについては、厳格な審査があることがわかりました。一つ例を挙げますと、アメリカのニュージャージー州においては、カジノのライセンスについて、州の民事政策、刑事政策に違反した形で経済的利益を追求してきた者をカジノ経営及びそれに付随する産業から極力排除しなければならないとされているそうです。また、カジノを管理している人や働く人に逮捕歴がないか調べることが義務づけられているそうです。

ここで1点、懸念材料になり得るのが、小樽市のカジノを誘致されている組織についてです。この組織には、残念ながら過去に刑事事件で逮捕され、公民権を持たれない方がおられ、アメリカ・ニュージャージー州のライセンス規定から考えると、本市は誘致をしても、その団体にライセンスすら交付されない可能性があると思われますが、市長はどのように考えているか見解をお聞かせください。

このカジノ誘致に関しては、大きな効果も期待できますが、その反動もしっかりと見極めなければなりません。メリットとデメリットをてんびんにつけ、市民にとってどちらを選択したほうが利益が高いのか、市はしっかりと明示する必要があるかと思えます。しかしながら、現在、市民にとっては、カジノのメリットやデメリットを見比べて選択する機会が全くない状態です。議会や市民に対して、このまま説明らしい説明をせずにカジノ誘致を進めていくのか、市長の見解をお聞かせください。

もしカジノ誘致に対する説明等を市で行うのであれば、どの時期にどのように行うのかも、あわせて見解をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 成田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、入札制度について御質問がありました。

まず、本市と旭川市の入札制度についてですが、両市とも条件付き一般競争入札を既に取り入れていることなど、特に差異はないものと認識しております。

次に、公平な入札の実施に当たって、職員に対しての取決めや規定についてですが、本市では職員倫理条例を昨年4月1日に施行しておりますが、旭川市においても利害関係者との禁止行為などが条例で規定されております。また、取決めや規定が遵守されているかの確認作業については、特に行っておりません。

次に、旭川市と同様の事態を防ぐためのさらなる防止策についてですが、これまでも本市におきましては、適正な入札制度についての検討や職員に対する公務員倫理等の研修を行ってきたところであり、今後とも国や他の地方自治体における入札制度の取組などの研究を行うとともに、職員へのコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

次に、カジノ誘致について御質問がありました。

まず、メリットとデメリットの検証方法についてですが、カジノを有する都市の犯罪発生率の推移につきましては、シンガポールの犯罪白書によると、人口10万人当たりの犯罪発生件数は、設置前の2009年は665件、設置された2010年は653件、設置後の2011年は608件、2012年は581件と推移しておりますが、他都市の犯罪発生状況は把握しておりません。

なお、警察官の配置人数の推移については承知しておりません。

次に、カジノ開設により、市内に警察官やパトカーが大幅に増えることにつきましては、現段階ではわかりません。たとえ、地域の警察官の人数が増えたとしても、本市の観光に影響を与えることはないものと考えております。

次に、修学旅行などへの影響につきましては、現段階では把握できませんが、本市において修学旅行の誘致も大切であると考えておりますので、修学旅行に影響が出ないよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日本でのカジノ運営ノウハウのある会社の有無と本市の雇用以外でのメリットにつきましては、現段階で国内には海外のカジノ運営に参画している会社はあると承知しておりますが、全ての運営ノウハウを有するかはわかりません。

また、本市の雇用以外でのメリットにつきましては、通常の企業誘致と同様に固定資産税や法人市民税の収入のほか、IR推進法案によりますと、地方公共団体が納付金と入場料の一部を徴収できることとなっております。

次に、諸外国のカジノとマフィアとの関係につきましては、平成24年11月の北海道の調査報告書によれば、現在、カジノを合法とする世界の先進的な国や地域では、反社会的組織を排除する対策として、厳格なライセンス制度を採用しているが、制度が採用されていないマカオなど一部の国や地域では、反社会的組織の関与が防止できていない例も存在するとの記載があることは承知しております。

次に、アメリカ・ニュージャージー州のライセンス規定とのかかわりにつきましては、カジノのライセンスは運営する民間会社に交付されるものであり、誘致を行っている組織との関係はないものと考えております。

次に、市民への説明方法ですが、IR推進法案が成立した後、IR推進法の説明をはじめ、メリット・デメリットなどについて市民の皆さんを対象とした説明会などを開催したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長（上林 猛） 成田議員の御質問にお答えいたします。

カジノ誘致に関するメリット・デメリットについて御質問がありました。

カジノを有する諸外国での教育環境につきましては、市教委として独自に調査したことはありませんが、平成24年度に北海道が行った調査報告書によりますと、米国ネバダ州、シンガポール、マカオ、韓国のアンケート調査に対する回答が掲載されております。

それによりますと、各国それぞれで年齢制限を定めておりますが、入場時のチェック体制が甘いネバダ州では、青少年が入場することで、2パーセントがギャンブル依存症、その他10パーセントがその発生リスクを抱えているという報告がなされております。

また、マカオやラスベガスの一部の専門家からは、カジノ産業では、高等教育を受けなくても、高額な賃金を得られる職につくことができるといった状況などから、結果として青少年の進学への意欲が低下していくとの指摘があると報告されております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

○5番（成田祐樹議員） 再質問させていただきます。カジノについてです。

今、市長からも御答弁がありましたけれども、内容によってはわからないといったような答弁が何か所かあったと思います。正直言うと、想定していた答弁です。わからないことが多すぎるのです。

では、なぜわからないまま推進してしまうのか、進めてしまうのか、ここがやはり一番心配な点であるわけです。当然ながら、デメリットについてわからないものがあれば、やはりそれは調べて市民に提示する、それを見比べて判断してもらおう、こういう作業を行わなければ、どのようなリスクがあるのかわからないのに、わからないまま進めるというのは、市民にとっても不安なままなわけです。

当然、諸外国の事例については、外国の例ですから、なかなか情報も、文献も含めてデータも出てくるかといったら難しいと思います。そのような中で、こういった形で、推進という形でかじを切られたというのは、非常に納得しにくい、理解しにくいという方が市民の中にもやはりいらっしゃるのです。

それで、市長からは、そういったメリットとデメリットを説明する機会を設けたいと、今、御答弁がありましたので、ぜひそこに関してはしっかりと、本市もデメリットに関して調べられるものは調べる、そして、当然ながら私は、デメリットだけを言うのではなく、メリットもあるのだったらどちらも提示してくださいと、その中で、市民の皆さんに判断を仰いでいく、そういう形の方向性をぜひ持っていたきたい。

一番まずいのは、反対している人と賛成している人が、わだかまりを持ってしまい、全く分かれてしまったまま、お互いのことを全く見ないで進んでしまうというのは、市を二分してしまう話になるわけです。そういったところで、しっかりと判断材料を市民に提示するということはとても大切なことだと思いますので、ぜひそこについては、中松市長になるべく早く、当然法案等の制定、日本の法律制定ともかかわってはきますが、ただ諸外国の先進事例というのは、日本の法律にかかわらずわかるわけですから、そういったところの情報をぜひ示していただきたいと思います。

そこについて、1点だけお答えいただければと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 成田議員の再質問にお答えいたします。

カジノの問題については、この臨時国会で、初めて法案というか、案という形で提案されて、恐らく

来年以降の通常国会を含めて、このIRの推進については、いろいろと議論されていくのだろうと思っております。ですから、まだ法律ができていない段階の中でどういうふうになるのかわかりませんので、なかなか私は説明申し上げられませんというふうに申し上げたのです。

成田議員の話を聞いていると、何かカジノイコール全て悪いというふうな意味にどうしても聞こえてしまうのですが、今、問題があるとすれば、その問題をどうやってその法律の中できちんと整備していくかということが一番大事なことだろうと思っております。ですから、先ほども答弁させていただきましたように、観光問題や雇用問題などいろいろな中で、できるだけカジノ、IR法案がプラスになるような形で国会で議論していただきたいと思います。

それから、この議論は何か月かで決まるわけではないと思います。恐らく、今、こういった通常国会以降の議論の中でいっても、何年もかかるだろうと私は思っておりますので、そういった中で、今、いろいろと成田議員が懸念しておられますことを一つ一つやはり解決して、そしてみんなでそのIRが社交場として楽しめるような施設になってくれると私はありがたいと期待しているところでございます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

○5番(成田祐樹議員) 私の話の趣旨がちょっと伝わっていないのかなと。私は反対と言ったことは一度もございません。メリットとデメリットをしっかりと出してほしいと。その中で、メリットが前回のサミットでは出てきたけれども、デメリットの話は全くなかったわけです。だから、それをしっかりと出してくださいと言っただけです。

そして、日本の法律が決まらなければわからないという話ですけれども、私が言いたいのは、そのようなことではなく、もう先例としてある諸外国の状況をお知らせしてほしいと。もう既に諸外国では行われていて、実際にどういった形で教育や犯罪といったところに影響があるのか、そういうデータがあるはずなのです。だから、それを教えてくださいと言っているだけで、わからないものを出してくれと言っているわけではないのです。そういう先進事例の数字、客観的な根拠のある数字というものを市民に開示してほしいと、そこを求めたわけなので、そこについてお答えいただければと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 繰り返しになります。日本では今、IR法については案がようやく出された状況でありまして、これがどういうふうに進んでいくかというのはよくわかりません。ですから、先ほど言いましたように、みんなが楽しめるような、そういう懸念がされることのないような形で法律ができていくとよろしいのではないかと考えて報告しております。

それから、海外の問題については、私が市長になる前でありまして、5か所ぐらいカジノに行って視察もしてきております。先ほど成田議員がいろいろと質問された、特にデメリットの部分については私は感じておりません。むしろメリットのほうが大きいと思っているところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

ですから、IR法ができ上がったときには、メリット・デメリットを含めて、市民の皆様にもきちんと話をいたしますし、市民の皆さんがそれについて反対だということであれば、私はそれを推進していくつもりは全くございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 成田議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時30分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 一般質問をいたします。

初めに、防災計画について質問いたします。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被災地ばかりではなく、他の自治体においてもさまざまな形で経験と防災対策の教訓を与えました。

小樽市においても、町会単位の避難訓練や非常食の準備、民間企業の協力による携帯電話でのエリアメールなどの整備も進められてきました。

また、平成24年度には、防災行政デジタル無線の設置により、市庁舎と各避難所の通信確保の手段が整い、今年度においては、町会や自治会などで防災ラジオの配置も進められており、災害が発生した際には、市民一人一人が正しい情報を入手し、適切な行動をとれる機会が従前以上に増し、整いました。

一般的には、テレビ、ラジオ、携帯電話による放送やメールによるもの、広報車や消防車などによる伝達、交通網が遮断された場合には、人力による広報活動などが挙げられておりますが、1分1秒を争う災害想定時には、多くの市民に避難を呼びかける手段として、同報系無線野外スピーカー若しくはサイレンによる警戒信号が、より多くの人により早く伝わる手段、手法ではないでしょうか。

現在、サイレンによる警戒信号は、例えば銭函の海岸沿いにおいては、全く機能していない状況にあります。銭函に隣接している石狩市では、海岸に近い地域において、平成25年度から4か年計画でサイレンが整備されます。

小樽市民の安全・安心の確保のために、海岸線近くのサイレンの聞こえない地域の市民にいち早く危険が迫っていることを知らせる手段として、同報系無線の整備は必要不可欠と思っておりますが、他都市の整備状況と市長の御所見についてお聞かせください。

次に、平成25年度の除雪体制について質問いたします。

平成25年度の除雪予算は総額9億4,500万円と、例年とほぼ同水準となっております。毎年度のことでありますが、降雪量によって同予算も不足する場合があります、補正予算を組み、対応してきたところでもあります。

近年、大雪に見舞われており、今冬の降雪量が気にかかる時期となりました。

そこで伺いますが、昨年度、市民から寄せられた除排雪依頼、除排雪後の苦情、砂まきなどの凍結路面管理の苦情件数と今年度に向けた要望の主な内容についてお聞かせください。

また、これら苦情、要望について、昨年度はどのような対策を講じ、今年度はどのような施策をする予定であるか、お聞かせください。

次に、関連して高齢者の冬道対策について質問いたします。

先日、障害を持った高齢者から相談を受けました。この方は、清水町のバス通りから急坂を通り、中道に入ったところにお住まいがあるそうです。相談者は足が不自由なようですが、夏季には積極的に趣味や買物で中心部へ外出されるそうです。しかし、冬季になると、急坂路面は凍結し、つるつるとなり、趣味も買物もできなくなるとのことでした。万が一転倒でもして骨折したら、寝たきりになってしまうのではないかと心配した相談内容でした。

現在、ロードヒーティングの新設は難しく、つるつる路面対策は砂まきボランティアの皆様の御協力に対応しているとのことではありますが、このような足が不自由な市民の人たちの外出機会を増やすためにも、道路の冬季の対策が必要と考えます。歩行は健康のもと、健康第一の観点から、冬季の道路管理には従前以上の対策が必要と考えます。今冬の高齢者への配慮を含めた急坂に対する道路管理についてお聞かせください。

次に、企業立地について質問いたします。

中松市長は、市長就任以来、企業誘致については、企業立地トップセミナーの開催や企業立地促進条例の改正など、大変力を注がれてきました。これまでも東洋水産株式会社北海道工場の札幌からの移転に伴う新工場の建設、一正蒲鉾株式会社の新工場建設、さらには現在建設中ですが、横浜冷凍株式会社の冷凍倉庫やぎょれんの新工場の建設など、実績を数々上げられております。

先日、市長の記者会見で、琴似製麺株式会社が札幌から銭函工業団地に工場を移転するとの発表がありました。今回の同工場移転では、100人ほどの従業員の求人が必要とのことで、大変心強く感じております。

直近では、北洋銀行との連携協力協定も結ばれて、小樽市内の経済活性化が期待できるものと思っております。

そこで、11月に大阪で開催された企業立地トップセミナーにおいては、当初見込んでいた30社を大きく上回る参加があったとのことでしたが、参加企業を増やすためにどのような取組をされたのか、また昨年の東京開催との違いで特徴的なことがあればお聞かせください。

さらに、今回のトップセミナーでの基調講演、市長のプレゼンテーション、立地企業のプレゼンテーションの主な内容や参加企業の反応などをお知らせください。

特に、東日本大震災以降、大手企業では災害リスク分散の観点から、新設工場や支社を災害の少ない地域に選定する傾向があります。小樽市は地震などの災害が少ない地域としてもセールスポイントになるかと思いますが、市長のプレゼンテーションの中で、このことについての説明や、それに対する参加企業の反応があれば、あわせてお聞かせください。

この項目の最後に、今回のトップセミナーの感触や企業立地の見通しを踏まえ、今後、どのような方針で取り組んでいくのか、御見解を伺います。

次に、障害者雇用について質問いたします。

障害者の雇用について、法定雇用率が15年ぶりに改正されました。本年4月から、民間企業においては、法定雇用率が1.8パーセントから2.0パーセントへ引き上げられ、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員56人以上から50人以上となり、障害者の雇用義務が増しました。近年、障害者の就労意識が高まる中、企業にはさらなる障害者雇用に対する取組が期待されております。

そこで、小樽管内民間企業の就業者数と雇用率及び本市の任命権者ごとの職員数と雇用率についてお聞かせください。

また、民間企業における今後の障害者雇用の推進に向け、どのように取り組んでいこうとしているのか、御所見をお聞かせください。

次に、がん対策について質問いたします。

今年度から、小樽市の健康づくりを進める指針として、第2次健康おたる21がスタートいたしました。本市の死因の第1位は、がんであります。市民一人一人が充実した毎日を過ごし、健康で楽しい人生を過ごすためにも、健康づくり推進は非常に大切だと考えます。

そこでお聞きいたします。本市のがん対策について、保健所で実施している各種がん検診の種類と受

診率について、最近の傾向も含め、お聞かせください。

次に、関連して質問いたします。北海道では、学校や地域において、年齢の低い時期から健康のために望ましい生活習慣やがんに関する正しい知識を身につけることができるよう、さまざまな取組を児童・生徒を対象に行っております。また、がんの予防や早期発見などに関する講義を通じて、若い世代や親世代ががんに関する正しい知識を身につけ、がんに負けない健康づくりに積極的に取り組むきっかけとなっております。

現在、北海道教育委員会、札幌市教育委員会及びがん診療連携拠点病院などの協力の下、学校現場において出前講座形式による授業を実施し、予防、早期発見、治療など、がんに関する正しい知識の普及啓発を実施していますが、本市の小学生に対しての取組状況はどのようになっているのかお聞かせください。

次に、フッ化物洗口について質問いたします。

平成25年4月に新たに改定された、北海道が推進している北海道歯科保健医療推進計画は、保育所や小学校などでのフッ化物洗口を推進し、全ての市町村で実施することとしておりますが、教育委員会では実施に向け、どのような取組をされているのか、その内容についてお聞かせください。

本市近郊の石狩市、札幌市、当別町、余市町などで既に普及啓発が推し進められておりますが、展望と今後の取組についてお聞かせください。

次に、小・中学校での卒業式、入学式の国歌・国旗について質問いたします。

今春の卒業式、入学式について、国歌斉唱時の状況は、全児童、全職員が起立して斉唱し、国旗についても、全ての学校において掲揚されたとのこと。全校児童・生徒及び教員が一堂に会して挙行される卒業式、入学式は、我が国の国旗及び国歌の意義を理解させ、尊重する態度を育み、所属感を深める上で貴重な教育の機会であります。今年度においても当たり前に行われている卒業式、入学式ではありますが、本市の各学校における卒業式や入学式の形式は、これまで統一されたものではありませんでした。今春の卒業式及び入学式のように、今後も引き続きステージを使用し、儀式的な行事を行うにふさわしい厳粛なものにしていきたいと思いますが、今後の取組、指導について、教育長の御所見をお聞かせください。

次に、学力向上について質問いたします。

平成25年度の全国学力・学習状況調査結果については、おおむね昨年度と同様、全道で下位とのことでした。まずは、今年度の全国学力・学習状況調査の結果をどのように受け止めているのか、改めて教育長にお聞きいたします。

また、これまで厳密に守られてきた学力テストの結果公表禁止が、他府県では一部公表されるようになってきました。学力向上を図るためには、結果を公表し、課題に基づき、教育委員会、学校、家庭、地域で改善に向けた取組をすることが大切です。特に、学校は保護者に対し調査結果をより正確に伝え、協働して学力向上に取り組むべきと考えますが、本調査結果を受け、教育長は各学校に対し、保護者に向けた公表の方法についてどのような指導をしたのか、その内容についてお聞かせください。

また、教育委員会は結果を踏まえ、学校ごとの分析結果を基に、学力以外の課題解決に向けた取組を進める必要があると聞きます。児童・生徒の自助努力はもちろんですが、教員側の改革も必要です。一例ですが、均衡ある指導体制を整えるための適切な人事異動を実施することも大切な要素かと思えます。

そこで、教育長に、教員の適正な同一学校での勤務期間についてお聞きいたします。

あわせて、市内各学校の実態についてお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、防災計画について御質問がありました。

まず、同報系無線によるスピーカーの整備状況についてですが、国の調査によりますと、平成25年9月末時点で、道内179市町村のうち93市町村が整備をしており、整備率は52パーセントとなっております。

また、災害時における市民への情報伝達につきましては、複数の手段が必要と考えており、同報系無線による情報伝達も有効な手段の一つであります。本市は長い海岸線を有し、整備に係る事業規模が膨大となることなど、導入にはさまざまな課題があることから、他の伝達手段も含め、有効性や事業手法などについて、今後、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、除雪について御質問がありました。

まず、昨年度、市民から寄せられた苦情件数についてですが、除排雪依頼につきましては2,108件、除排雪後の苦情につきましては597件、砂まきなどの凍結路面管理の苦情につきましては368件となっております。

また、今年度に向けた要望の主な内容につきましては、「交差点の見通しを確保してほしい」「通学路の歩道の除排雪対応をしてほしい」「高齢者が増えており間口の置き雪に配慮してほしい」などの要望がありました。

次に、苦情、要望の昨年度の対策につきましては、除排雪や砂まき依頼があった場合に、その地域の道路状況を確認した上で、道路の安全が保てないと判断したときには、必要に応じて作業を実施し、道路の安全確保に努めたところであります。

今年度の施策につきましては、市民の皆さんからの御要望が特に多い、主要な交差点の見通しの確保や主要通学路における歩行路の確保に重点を置いて作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、今冬の高齢者への配慮を含めた急坂に対する道路管理につきましては、市内で639か所の砂箱を設置して対応しているほか、個人でも砂まきボランティアに御登録いただき、皆さんの砂まきの御協力により、急坂な歩行路の安全確保に努めているところであります。今後とも砂まきボランティアの御協力をお願いするとともに、急坂路面の効果的な道路管理について研究してまいりたいと考えております。

次に、企業立地について御質問がありました。

まず、大阪で開催した企業立地トップセミナーにおける参加企業を増やすための取組につきましては、本市に立地する企業と関連のある在阪企業に案内するとともに、関西小樽会や北海道、さらには関西圏を拠点とする市内企業の協力と連携により、当初の予定を上回る40社の参加があったものであります。

また、大阪開催における特徴につきましては、道内の主要都市が東京でのセミナーを開催する中で、本市のように大阪での単独開催は少ないと聞いており、関西圏の企業に対し、本市の魅力をPRする大きな足がかりになったものと考えております。

次に、トップセミナーの主な内容につきましては、基調講演として、兵庫県立大学の秋山准教授から、北海道のビジネス環境とブランド力をテーマにお話をいただきました。

私のプレゼンテーションでは、本市が道内最大都市である札幌市に隣接する地理的優位性や交通アク

セスの利便性、観光都市小樽の知名度、さらには地震など災害リスクの低い地域であることなどを最大限にアピールいたしました。

また、立地企業プレゼンテーションでは、伊藤ハムデイリー株式会社の福来小樽工場長から、同社が早くから企業進出に至った経緯や、本市の良好な立地、操業環境についてお話をいただきました。

次に、参加企業の反応につきましては、全体的に好感触であり、とりわけ第2部の名刺交換会では、参加企業の皆様と大変友好的に話をさせていただきました。その中で、本市を含む札幌圏については、地理的、地形的な条件の優位性や、今後も大きな地震に見舞われる確率が極めて低いことに関心を示す声が多く聞かれました。

次に、今回のトップセミナーを踏まえた今後の企業誘致の方針や取組につきましては、近年、本市に集積の進む食品関連企業や、この業種から波及効果が期待できる物流関連企業の誘致を中心に取組んでまいりたいと考えております。企業立地は地道で粘り強い取組が必要でありますので、今回のトップセミナーを契機として新たにつながりができた企業に対し、今後ともできる限り私みずからが訪問し、直接お会いする中で、本市への企業誘致の可能性を高め、1社でも多くの企業が本市に立地していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、障害者雇用について御質問がありました。

まず、平成25年6月1日現在の小樽管内の民間企業における障害者の就業者数と雇用率につきましては、ハローワーク小樽によりますと、215名で1.77パーセントとなっております。

また、同様に、6月1日現在の本市の任命権者ごとの職員数と雇用率につきましては、市長部局は17.5名で2.24パーセント、教育委員会は4名で2.02パーセント、水道局は2名で2.44パーセント、病院局は3.5名で1.04パーセントとなっております。

次に、今後の障害者雇用の推進につきましては、市内企業に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用制度の周知を進めるとともに、ハローワーク小樽などの関係機関と連携し、障害者を雇い入れる際の支援・助成制度の周知や職業相談、求人開拓などにおいて協力を深めながら、障害者の雇用拡大に努めていかなければならないと考えております。

次に、がん対策について御質問がありました。

まず、保健所で実施しているがん検診の種類と過去3年間の受診率につきましては、胃がん検診が平成22年度8.0パーセント、23年度8.0パーセント、24年度7.5パーセント、同様に肺がん検診が11.3パーセント、10.6パーセント、9.6パーセント、子宮がん検診が45.6パーセント、41.0パーセント、39.5パーセント、乳がん検診が39.5パーセント、34.8パーセント、32.3パーセント、大腸がん検診が16.5パーセント、19.4パーセント、18.9パーセントとなっております。

また、受診率につきましては、減少傾向にあります。

次に、がんに対する正しい知識の普及啓発について、本市の小学生に対する取組につきましては、小学校からの要請に応じて実施している保健所の健康教育のうち、たばこに関するテーマの中で、たばこがんに関して普及啓発をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、フッ化物洗口について御質問がありました。

まず、フッ化物洗口に関するこれまでの取組についてでございますが、本年1月、フッ化物洗口を行っている幼稚園の保護者を対象にアンケート調査を行いました。小学校でも引き続きフッ化物洗口を

行ってほしいと回答した割合が6割ほどであったことから、該当する小学校にその旨を伝え、実施に向けて協議を進めていたところであり、学校としては、一部にそのような声があるものの、全体としては要望が多くなかったことや、教職員や保護者の間に安全性に対する危惧の声があること、業務分担に対する懸念などの課題があり、現在まで実施に至らず、引き続き検討しているところであり、

その後、市教委としては、教職員や保護者にフッ化物洗口の安全性や効果を十分説明する必要があることから、保健所や小樽市歯科医師会と今後の啓蒙活動などについて協議を進めており、12月4日には歯科医師会から講師を招き、校長に対するフッ化物洗口の有効性についての研修会を開催するなど、実施に向けての取組を進めているところであり、

次に、フッ化物洗口についての展望と今後の取組ですが、先ほども述べましたとおり、フッ化物洗口が進まない理由として、教職員や保護者がフッ化物洗口の安全性に疑問を持っていることや業務分担への懸念、さらには使用薬剤について小樽薬剤師会との調整が進んでいないことなどがありますことから、今後、保健所や歯科医師会のお力添えをいただきながら、課題解決に努め、早期に実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、卒業式、入学式について御質問がありました。

本市においては、今年の卒業式、入学式はステージを使用して行われ、国旗の掲揚はもとより、子供や教職員の起立、体育館の放送機器の活用など、全ての学校で同じように実施することができました。このことは地域、保護者の長年の願いでもあり、校長会が一致団結して取り組んだ成果であると考えております。

私としては、卒業式や入学式は子供たちが成長した姿を祝う厳粛な儀式的行事であり、今年と同様の実施ができるよう、校長会とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えており、特に今年は子供たちが大きな声で国歌を斉唱できるよう、指導を行っているところであり、

次に、学力向上について御質問がありました。

まず、小樽市における今年度の全国学力・学習状況調査の結果についての受止めについてであります。小学校では算数Aで全道の平均正答率を上回っているものの、他の教科では全て全道、全国の平均正答率を下回っており、中学校ではいずれの教科においても全道、全国の平均正答率を下回っているという状況であります。特に、中学校では国語・数学のBの問題において、全国との差が大きく、伝えたい事実や事柄について、自分の考えや理由などを明確に説明する力などに課題が見られました。

また、児童・生徒質問紙調査結果においては、1日に1時間以上勉強する児童・生徒の割合が全国に比べ低い状況にあり、テレビゲームやコンピュータゲーム、携帯式のゲームをする時間が全国と比べて長いという状況が見られ、望ましい生活習慣の確立が必要であると考えております。

私としては、全国学力・学習状況調査において結果を出すことの難しさを痛感しております。全体としての平均正答率を上げることはもちろんであります。何よりも本市の子供たち一人一人が自分の将来に夢と希望を持ち、それを実現するためには、小学校においてしっかりと基礎基本の学力を身につけることが大切であると考えております。今後も学校、地域、保護者と連携を図りながら、各種研修会を通して教員の資質能力の向上を図るとともに、音読をはじめとする家庭学習習慣の定着に向け、粘り強く取り組んでいくことが重要だと考えております。

次に、本調査結果の保護者への公表方法についてであります。今年度、本市では、子供や保護者、地域の人たちが本市の学力の状況をより正確にわかるよう、具体的な課題や改善点なども盛り込みながら、各教科の平均正答率を数値で公表いたしました。また、学習時間や読書量などの学習状況の課題についても、全道、全国と比べ、特徴的な点を示しました。さらに、これまでは統一されていなかった各

学校の教科の調査結果については、単に「課題がある」や「成果が上がった」という表現ではなく、「全国より上回っている」「全道より下回っている」などの表現にすることや、教科ごとの改善策や生活面での課題なども踏まえ、10月末までに学校だよりなどで地域、保護者に説明するよう、校長会議において指導し、全ての学校で公表を終えております。

次に、教職員の適正な同一校での勤務期間と各学校の実態についてであります。後志管内の教職員の人事異動につきましては、後志教育局が定める後志管内小中学校教職員人事異動実施要領に基づき、同一校6年を基準勤務年数として人事異動を行い、学校の活性化に努めているところであります。しかしながら、学級担任の持ち上がりの関係、研究指定校などの学校経営上の事情などにより、7年以上在籍する教職員が全体で約5パーセントといった状況もありますので、今後とも道教委と連携し、本市と後志管内の他町村との人事交流を積極的に進めるなど、人事の刷新に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) あとは、予算特別委員会で詳しくお聞きしていきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 酒井議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○16番(林下孤芳議員) 一般質問を行います。

まずは、寡婦控除のみなし控除適用の導入について質問をいたします。

婚姻歴のないひとり親家庭の母(父)を税法上の寡婦(夫)とみなし、寡婦(夫)控除を適用することを求める意見は、さきの第3回定例会でも取り上げられ、また同様の意見書は全会一致で可決され、小樽市議会の意思として関係機関に送付されました。この間、市長並びに関係理事者からも、婚姻歴だけで税法上の差別があることの合理性の疑問や、小樽市がみなし適用に該当すると思われる項目の検討結果など、回答はいただいたものの、国の制度にかかわる問題との認識から、みなし控除に対する前向きな判断は示されませんでした。

趣旨については、第3回定例会で、公明党の代表質問で詳しく質問されておりますので、重複は避けませんが、本年9月4日の、婚外子の相続権をめぐる、法の下での平等に反するとして違憲とした最高裁決定を受けて、国においては民法の一部改正の手续が進められ、11月21日には衆議院で婚外子の相続分を嫡出子の半分とする規定の削除が可決されたものの、政府が準備した戸籍法の改正案は見送られ、63年前に舞い戻るような議論も再び繰り返されていることから、今日の厳しい経済環境の中で懸命に子育てをしている未婚の親に救済の手が及ぶまでには、まだ時間がかかることが想定されております。

そもそも未婚の親の寡婦控除は、最高裁の判断や国の動きを待たず、市町村や都道府県が独自の判断で救済に乗り出していることが以前から知られておりますが、大都市を中心とした調査によりますと、保育料では12自治体で、公営住宅の家賃では4自治体で実施済みと言われており、最近では拡大傾向が続いているとのことであります。また、学童保育など他の事業と併用する形で実施している自治体も多くあるとのことです。

八王子市では、年収201万円、子供2歳のシングルマザーのモデルケースで試算したところ、婚姻歴のありとなしでは、所得税で1万7,500円、住民税で6万3,100円、保育料で12万8,400円、合計で20万9,000円となり、今年度から児童扶養手当を受給している未婚のひとり親家庭の保育料を無料化し

たとのことでもあります。

既に実施している自治体は、婚姻歴の有無は生まれてくる子供の責任ではない、子供は親を選べないということを根拠に踏み切った、離婚したひとり親世帯と状況は何ら変わるものではないとして、現行制度の矛盾を指摘しています。

租税法の専門家は、同じ所得水準なら、税金を担う能力は変わらない、税制は公平・中立であることが基本原則であり、特定の価値観に誘導するためのものではない、未婚のひとり親が不利に扱われる合理的理由はないとコメントしています。

私は、今、少ない所得で懸命に子育てをしている未婚のひとり親に対する支援は極めて緊急性の高い事業であると思いますし、婚姻歴で差別を受けている、社会的に一番弱い立場にいる親子の支援に踏み切れることは、行政のトップである市長の決断であり、私たち議会の責任であるとも考えます。

以上の観点から、小樽市の厳しい財政を踏まえたとしても、できることは必ずあると思いますので、市長の見解を求めます。

また、対象項目は全国平均で11項目と言われており、全ての項目に寡婦控除のみなし適用を行っても、財政的な影響はそれほど大きくないと考えますが、先ほどの八王子市のモデルケース、給与収入201万円、2歳児1人の世帯の場合、寡婦控除の有無により、保育料や市営住宅の家賃はどのようになるのか、お知らせください。

次に、介護保険制度に対する小樽市の対応方について伺います。

厚生労働省は、2013年9月25日の社会保障審議会の介護保険部会の中で、サービス利用時の自己負担割合を、現行の1割負担から、一定の年収がある人は2割負担とするなど、現役世代並みの所得のある人、貯金や有価証券がある人、固定資産評価額が2,000万円以上の不動産を所有する人の自己負担の見直しなどを提案し、介護総費用の拡大に歯止めをかけるとしています。

また、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施することも議論されているとのこと。厚生労働省は、要支援1、2の軽度者向けのサービスを市町村の事業に移し、特別養護老人ホームへ新たに入所できる人を要介護3から5、中重度者に絞ることを狙いとしていることを明らかにしていますが、介護保険制度は、創設以来、所得に応じて保険料を支払い、利用は平等というのが原則で維持されてきました。

また、これまで自治体が担ってきた介護制度を、サービスの充実と平準化を目的に、介護保険制度によって事業は民間に移行されてきましたが、介護報酬の不正受給や介護福祉士の待遇改善など、多くの課題を抱えながらも、介護保険制度は老後の安心を確保するための施策として定着しつつあると思っております。私たちも、少子高齢化が進む中で、社会保障の維持と機能の充実、財源やサービス提供の確保が重要な課題となるとの認識に基づき、消費税率引上げの3党の合意がなされたことと確信いたしております。

社会保障制度改革国民会議の提言は、こうした経過を全く無視したもので、改革の名にも全く値しないものであります。しかし、政府は持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案を国会に提出し、年明けの通常国会で成立させ、2015年から実施すると報じられています。早速、専門的な立場から、サービスの利用を控えさせ症状が重度化してしまえば、結果的に財政を圧迫するのではないか、介護サービスが減っても病院の受診が増えて、社会保障財源の健全化にはつながらない、高齢者の自立した生活を長く続けていくための介護保険制度なのに理念に逆行するものだ、などとの指摘があります。

私たちも影響の重大さを憂慮する立場で全国的な自治体アンケートを実施しておりますが、圧倒的に

多くの自治体から、要支援を自治体に移管することと、さらなる新たな財政負担に懸念の声が寄せられております。

市長は、社会保障制度改革国民会議の介護保険の提言について、どのような問題点があると認識されておりますか。

また、こうした動きにどのように対応されるつもりなのか、所見を伺います。

次に、携10運動とスマートフォンの普及に伴う依存症対策について伺います。

内閣府が2012年11月に行った調査によると、スマートフォンの所有率は、高校生が56パーセント、中学生25パーセント、小学生は8パーセントとなっており、この1年間で所有率はさらに高まっているとも言われています。これに伴い、LINEなどを使いたいじめや依存症の問題が最近、大変クローズアップされてきております。厚生労働省が本年8月に発表した推計値では、ネット依存症と見られる中高生は全国で52万人もの数値となっています。

小樽市教育委員会は、学力向上の観点から携10運動に取り組んできましたが、スマートフォンの急速な普及によって、学力向上以前の問題として対策を求められているのではないかと推察いたしております。私は、基本的に親が依存症や犯罪に巻き込まれる危険性を認識して子供に教育すべき問題と捉えてまいりましたが、最近、電車の中でも終始画面をさわっている場面や、移動中や人との会話ですら画面をさわっている大人が実に多いことに気づきました。これでは、自分も使っているからと子供に甘くなるのは当然であります。

道教委は北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動の取組を各市町村の教育委員会に指示していると聞いておりますが、市教委では小樽市小中学校情報モラル対策委員会を設置して、児童・生徒の正しい判断や危機回避能力を育てる効果的な指導や調査研究を行い、情報モラル教育に取り組んでいると伺っております。多くの専門家が指摘しているように、児童・生徒が置かれている状況は極めて深刻さを増しており、対策委員会のメンバーも努力が報われず、苦悩されていることと思います。

最近の新聞報道を見ても、知らぬ相手や不特定多数との交流で性犯罪に巻き込まれるケースや、いわゆるリベンジポルノ被害も増えていると報じられていますし、大人や高校生が勤務先やアルバイト先で食品冷蔵庫の中に入った写真を投稿したり、売り物のピザを顔に張りつけている写真を投稿したり、パトカーの上に乗って騒いでいる写真を投稿したり、万引きに成功したこと、無免許運転などの告白を投稿したりするなど、全く切りがなく、不用意な発言や写真の投稿が続き、逮捕者が出たり、大きな店が閉店に追い込まれたりするなど、大きな社会問題を引き起こしております。また、とても見るにたえられないような写真の投稿に、群がるようにアクセスが殺到し、子供たちにどのような影響を及ぼしているのか、大人が考えて社会的に大きく規制しなければ、子供への影響はますます深刻さを増すものと思われまます。

学校現場ではそうした厳しい環境の中で葛藤が続いていると思いますが、教育長は現状の携10運動の対策の効果が期待できるとお考えでしょうか。

また、子供への影響を少しでもなくするためには、今後、どのような対策が望ましいと考えているのか、所見を伺います。

次に、国の景気対策と小樽経済の現状について伺います。

私どもは第2回定例会の代表質問で、地方交付税の削減の対応やアベノミクスに対する小樽経済への影響について、市長の見解を求めてまいりましたが、政権発足から半年余りで評価することは時期尚早、雇用と所得の増加を伴う経済成長を実現できるよう、日本経済再生に向けた政策を着実に実施していただきたいとの見解を示されました。

私どもも実体経済を上向かせ、大企業や大都市に偏ることなく、日本全体の成長につなげるのが重要であるとの判断から、期待もしてきたところですが、安倍政権が発足してまもなく1年を迎えようとしている今日、大企業や大都市の好景気が報じられても、相変わらず地方への経済効果はほとんど現れていないのが現実ではないかと考えます。

しかし一方では、10月下旬に取りまとめられた、7月から9月の道内の経済動向の調査では、売上高、利益で建設業は高水準とされ、官公庁の発注増、つまり公共事業が圧倒的に多く90パーセントで、利益率も前年比39.1パーセントとなっています。

北海道財務局は、4月から6月、7月から9月と好況感が続いているのは、大幅に増えた公共事業がこの時期に多く発注され、景気の牽引役となり、観光需要のピークとも重なって、外国人観光客が増えた影響が強く出ている、格安航空の相次ぐ就航や国際線の増便もあり、消費動向によい影響を及ぼしている、売上高では卸・小売業のプラス幅が大きく、消費者の志向をよく研究して工夫して売っているところが支持されているとの見解を示し、景気が回復していることを強調する一方で、懸念材料として、売上げが伸びても利益が減少した要因として、原材料コストの値上げや電気料金の値上げ、所得の改善が進んでいないことが挙げられております。来年4月の消費税増税までは駆け込み需要が続き、景気はよいが、増税後の反動を考えて、今から官民が連携して知恵を絞らなければならないと報告いたしております。

小樽市の経済状況は、建設業や観光業以外は、原材料の値上げの影響を受けて、景気対策の効果が見られていないとの指摘があります。これは道内の平均的な傾向でもありますが、今、何らかの対策をとらなければ、地方は取り残されるという危機感が各界からあります。市長は小樽経済の現状をどのように捉え、どのような対策を考えておられるのか、所見を伺います。

小樽商科大学地域研究会の江頭教授の研究グループは、見えぬアベノミクス効果について、北海道は1兆5,000億円を超える交付金を受けているが、地域収支では1兆円の赤字となっている、北海道の資金は循環して道内経済を十分に潤すことなく道外へ流出する、公共事業をもとにした開発型経済では、道内産業を育成するどころか現状維持すら怪しい、多くの事業は補助金という形で投下されているが、その大半は中央の政策によって使途が決まっており、道内市場の発達状況とは無関係に行われている、などと指摘しています。

政府は経済対策にこれまで大量の税金を投入してきましたが、経済効果は大都市や大企業にとどまっています。来年4月の消費税増税に向けて、経済の腰折れを防ぐために、政府は5兆円を上回る規模の経済対策を閣議決定いたしました。今度こそ地方経済に目を向けた措置が必要であると思います。市長の見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 林下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、寡婦控除のみなし適用について御質問がありました。

まず、寡婦控除のみなし適用についての見解であります。ひとり親家庭に対する寡婦控除のあり方は、もともと税制上の取扱いとして規定されているものでありますので、全国的に同一の対応が図られることが望ましいことと認識しております。

婚外子にかかわる最高裁の決定も示されており、寡婦控除につきましても、背景は類似しているものと思われしますので、今後の国の動きなどを注視してまいりたいと考えております。

次に、保育料や市営住宅の家賃についてですが、御質問にありました事例の保育料につきましては、所得税はみなし適用により非課税となり、さらに市民税は非課税範囲の所得額に該当するため、保育料は無料となります。みなし適用がない本来の保育料は、月額2万3,500円となります。市営住宅の家賃につきましては、同じ条件であれば最低区分の家賃となるため、みなし適用を行っても変わりはありません。

次に、介護保険制度改革に対する本市の対応について御質問がありました。

社会保障制度改革国民会議の介護保険の提言につきましては、制度の持続性や世代間の公平という観点から改革の方向が示されたことは、一定の評価をするものであります。しかしながら、要支援のサービスを市町村に移行する場合の受皿の整備や財源確保など、改革を具体的に進める上で、さまざまな課題があるものと認識しております。

このため、本年11月、全国市長会を通じて、次期制度改革に伴う十分な財源確保や各保険者の意見を的確に反映することなど、社会保障制度の充実強化に関する決議をし、国に対し強く要請したところであり、今後も国の動向について注視していく考えであります。

次に、国の景気対策と小樽経済の現状と対策について御質問がありました。

まず、本市の経済状況に対する見解につきましては、小樽商工会議所の平成25年度第2四半期の小樽市経済動向調査によれば、全業種平均のDI値は売上高で大幅にプラスとなりました。一方、採算面ではマイナスを示したものの、全体的な業況判断としては、平成11年度の調査開始以来、初めてプラスとなったところであります。

このことは、公共事業をはじめとした建設関係の事業が多いことや、本市の観光入込客数が増加していることなどから、売上げの伸びに伴って業況感が改善したものであります。また、原材料等の価格上昇の影響により、採算面では厳しい状況を示したものと認識しております。

また、本市の経済対策につきましては、私が市長に就任以来、厳しい財政状況下においても、地域経済の活性化に向けて必要な事業を積極的に展開しており、今後も同様の考えで施策を進めていく所存であります。

次に、国の新たな経済対策につきましては、本年10月1日に、消費税率の引上げによる反動減を緩和し持続的な経済成長につなげるための経済政策パッケージを閣議決定し、さらにその一環として、12月5日には、国費ベースで5兆円を上回る規模で、消費税率の引上げの影響緩和と持続的な経済成長につなげることを目的に、さまざまな取組を閣議決定しております。これらの施策は地域経済への波及効果も見込まれるものであり、今後、国が予算化とともに具体的な事業内容を示す予定でありますので、それらの動向を注視してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 林下議員の御質問にお答えいたします。

携10運動とスマートフォンの普及に伴う依存症対策などについて御質問がありました。

まず、携10運動など現状の対策の効果についてでございますが、本市の子供たちの携帯電話やスマートフォンを所持する割合が全道、全国と比べて高くなっており、それに伴いトラブルが発生していることは、大きな課題であると受け止めております。

市教委では、これまで携帯電話などを夜10時以降は使用しない、自分の部屋に持ち込まないなどを合

い言葉に携10運動を展開し、家庭内でのルールづくりを呼びかけるなど、普及啓発を図ってまいりました。また、教職員や保護者を対象としたネットパトロール体験会を開催し、ツイッターや子供たちに人気のあるサイトなどのパトロールをすることで、日常の教育活動の中での指導や、家庭にあっては子供たちの指導に生かす取組を行ってきたところであります。

しかしながら、携帯電話などによるネット上のいじめや、SNSを使った不特定多数との交流サイトなどにおけるトラブルが依然として見受けられることから、これまでの取組では危険を回避することは難しいものと認識しております。

次に、子供への影響を少しでも少なくするための今後の対策についてですが、市教委としては、各学校の道徳や特別活動などにおける情報モラル教育の指導の充実はもとより、外部の専門家を講師とした情報モラル教室の開催やPTA研修会などでの啓発活動を行うなど、効果的な対策について検討を進めてまいります。

しかしながら、私としては、インターネットなどによる不適切な書き込みや不特定多数との交流などの未然防止については、学校現場における指導の限界を感じており、今後、都市教委連などを通じて、国や道に対し、企業等と連携したフィルタリングの対策などを講ずるよう、要請してまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

○16番(林下孤芳議員) 再質問をさせていただきます。

寡婦控除の適用につきましては、市長は国の動向を見守るという判断を示されたというふうに理解いたしましたけれども、国の動きは、先ほど申し上げましたとおり、非常に鈍いということで、やはり社会的に一番弱い立場の人あるいは貧困率も非常に高いと指摘されていることを考えれば、緊急性は大変高いと思います。

先ほどもモデルケースについて答弁をいただきましたように、仮に対象者が小樽市で10人程度としても、小樽市の財政にそれほど大きな負担をかけることはないのではないかと考えられます。

先ほどほかの会派からも質問がありましたように、小樽市で親子が孤立死するというような痛ましい事故が起きる前に、ぜひ市長の決断をお願いしたいというのが私の質問の趣旨でありますので、ぜひよろしく検討をお願いしたいと思います。

また、国の景気対策と小樽経済の現状の部分につきまして、市長の見解については、ほぼ財務局の景気判断と一致しているというふうに理解いたしております。政府は今、アベノミクスで景気が回復すれば税収も上がるということが基本戦略だというふうに理解しているわけなのですが、昨日までの代表質問に対し、市長は法人税を含めて税収は非常に減収になる見込みだと、こういうふうに変調強調されておりました。

しかし、景気が回復してきているという状況の中で、どうして税収が落ち込んでいくのかが、どうも私は、例えば観光業や建設業といったところでは税収が上がってしかるべきではないかと思うわけがあります。

また、給与水準についても、いろいろな見方があるのですが、例えば先日、北海道新聞に載りましたアンケートによりますと、賃金が上がったという人よりも、下がったという人が圧倒的に多いという状態になっております。

また、消費動向も改善しているというデータも示されていないということでありまして、やはり経済の専門家である市長としては、この辺の景気動向と、税収や賃金、消費動向にどうしてはね返ってこな

いのかというところが、若干私は矛盾があるのではないかと思いますので、その点についてどのような判断をされているのか伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 林下議員の再質問にお答えしたいと思います。

最初に、寡婦控除の問題でございます。

これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、税制上の問題であるということが一つ、それからこういった税制上の問題については、やはり全国的に同一の対応をしていくべきではないのかという考え方でございます。ですから、財政負担が小さいからいいなどということではなく、やはり公平の原則の中からこういったことを対応していくべきだろうと思っております。

それから、婚外子にかかわる最高裁の決定も既に御存じのとおり出たところでございます。そういったことを踏まえて、一時から見るとかなりスピード感を持っていろいろと国も対応してきているのではないかと思っておりますので、そういう状況で注視してまいりたいと答弁させていただいたところでございます。

それから、経済状況の問題でございます。

確かに商工会議所の動向調査によれば、景気が非常によくなってきていると、平成11年以降、初めてこういう数字が出たということですから、ぜひこれからも継続してこういう状況が続いてくれるとありがたいと思っております。

ただ、経済の問題というのは簡単に、一月、二月で少しよくなったからすぐに全体がよくなるというようなことではなく、やはり少し時間がかかるだろうと思うのです。ですから、私としては、もう少しこの経済の状況が、特にアベノミクスと言われている状況がどういうふうになっていくか、よく見極めたいと思っております。

ただ、先般も答弁させていただきましたけれども、入札問題でもなかなか応札がないなど、仕事いろいろと今、非常に多いということで、これはありがたい、いいことではないかと思っておりますので、こういった状況の中で、今後、平成26年度のスタートするときにどういう状況になっているのか、個人的にはそういうようなことで、この足元の景気、経済については見ていきたいなと思っておりますので、数値的にはよくなってきているわけですから、議員がおっしゃるように、ぜひ給料ももっと上がって税収も増えるという状況を、私としては期待しているところでありますけれども、もう少し景気、経済の問題については時間を見る必要があるのではないかと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

○16番（林下孤芳議員） あとは、予算特別委員会でやります。

○議長（横田久俊） 林下議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 4時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 一般質問を行います。

介護保険は、介護や支援の必要性が生じた場合に保険給付を受けられるという前提で、40歳以上の国民が保険料を支払うことで成り立っている制度です。しかし、現実には、保険料を年金から天引きされている高齢者の8割がサービスを利用していない状況にあります。また、利用したくとも利用料が払えないためにサービスを控えている高齢者もおります。

厚生労働省は、150万人が認定を受ける介護保険要支援者のサービスを廃止して、市町村の事業に全面的に移す方針を撤回すると、社会保障審議会介護保険部会に示し、介護給付の4割を占める訪問リハビリ、訪問入浴介護、ショートステイ、福祉用具貸与などについては、全国一律の保険給付として残さなければ支障を来すとして、引き続き介護保険によるサービスを継続しています。

一方では、予防給付の6割を占める訪問介護と利用者が施設に通う通所介護を、自治体の事業に移行する方針を明らかにしました。最も利用頻度の高いサービスだけを保険給付から外し、市町村に移行するのは約束違反であり、保険制度の崩壊につながるものです。

デイサービスは、高齢者の日中の重要な生活の場であり、常時見守りや介護が必要な高齢者が、日中一人にならずに済み、介護者の休息機能として、また家族が働き続ける助けになる事業です。お金がかかりすぎるからと全国一律基準の介護保険サービスから外し、内容、料金設定などが市町村の裁量で決められる市町村の事業に移行することは、利用者と家族の現実を無視したものとわざわざを得ません。

このような厚生労働省の事業移行方針をどう受け止めていますか、御意見をお聞かせください。

厚生労働省が要支援者の主要なサービスである訪問介護と通所介護を市町村に移行した場合、自治体の財政力によってサービスの違いが起き、財政難の自治体は事業メニューの絞り込み、担い手もボランティアなど専門職以外に代えて費用を削減することも当然考えられると思います。

小樽市としては、事業をどのように進めようと考えているのか、またその財源はどのようにするのか説明願います。

要支援者の通所介護と訪問介護を自治体業務にすることによって、要支援1、2と要介護1で受けるサービス内容が変わることになります。認定によって決まった区分が、要介護1から要支援2又はその逆の場合など、変更になったとき、どのように変わるのか、説明してください。

特別養護老人ホームは、要介護1から5の認定を受けた65歳以上の高齢者が中心に入所できる施設ですが、厚生労働省は入所者を要介護3以上に限定し、2015年度からは要介護2以下は新たな入所を認めない方針です。今後、どのような対処が見込まれるのか、お知らせください。

また、本市においても、特養へ入所希望する待機者は定数の倍に達すると言われていています。最近の入所者数と待機者数及び待機者に対する対応についてお知らせください。

24時間訪問サービスの事業はどうなっていますか。定期巡回・随時対応型サービスは、利用者に対して24時間、365日対応可能な窓口を設置し、利用者の心身の状況に応じて適切な回数、内容の訪問サービスを提供するというものです。ただし、これまで利用していた生活援助などの併用は認められないサービスです。

本市は、第5期介護保険事業計画の新規事業として、一月当たり利用者が平成24年度40名、25年度60名、26年度80名の事業計画を基に進めています。現在の利用状況と課題及び今後の見通しをお知らせください。

介護保険料は、制度創設の第1期の平成12年度から14年度まででは、全国が2,911円、全道が3,111

円で、小樽市は3,090円で、全国より高い状況にありました。現時点では、全国、全道より高く、5,460円に達し、被保険者の負担は限界に達しています。

介護保険料を引き上げないため政府は、保険給付の範囲や内容を大幅に縮小や削減を検討していますが、介護保険制度は介護対象者が今後も増加する見通しにあります。

我が党は、財源構成について国の負担割合を、現行の25パーセントを差し当たり10パーセント引き上げ、被保険者の負担を軽減する方針を掲げています。

介護保険制度改革の中では、保険料を引き下げるなど、国民負担の軽減のためにどのような対策を検討しているのでしょうか。

全国町村会は、11月20日の全国町村長大会で、介護保険の要支援外しについては、サービスに格差が生じないように国が責任を果たすこと、特別養護老人ホームから締め出される要介護2以下の利用者について、在宅介護が困難な人もいるため、受皿を確保することなどを主張しています。

また、施設入所者への補助の縮小については、要件とする預貯金などを一元的に把握する仕組みがないことを挙げて、慎重な検討を求めています。

市長は、全道市長会を通じて全国市長会にどのような働きかけをしているのでしょうか、お知らせください。

福祉灯油について伺います。

福祉灯油に取り組むに当たって、昨年9月14日の予算特別委員会及び12月21日の厚生常任委員会では、灯油価格の目安は90円、異常な高騰を見た場合については、国なり道の財政支援がたとえなくても、市として財政支援がないからやらないとはならないと答弁しています。

灯油の平均価格は、11月以降、積雪期になって本格的に消費します。昨年の11月が88円62銭でしたが、今年1月以降は93円39銭、2月から3月にかけて100円台に突入し、4月以降は90円台になったものの、限りなく100円に近い価格でした。そして、11月には再び100円台を超えています。

福祉灯油を実施した平成19年度、20年度の本格的に消費する11月から4月の灯油価格は、100円に達しておらず、平成20年度の12月には73円7銭、3月には59円8銭に低下しました。市は、今年11月の灯油の平均価格が100円91銭と高値が続いていることを認めながら、国の特別交付税等の財政支援措置や北海道の交付金の限度額拡大などの動きがないと言っています。

福祉灯油の対象は、母子世帯、75歳以上の独居高齢者など低所得者です。小樽市民の平成24年度国民年金給付状況は、平均受給額が年額61万5,000円で、月にすると5万1,000円です。1世帯当たりの灯油使用量は、平成18年度、日本エネルギー経済研究所調べによると、10月から3月の全道平均消費量は約1,230リットルと報告されています。一月当たり205リットルとなり、灯油価格100円で計算すると、約2万円になります。そして約39パーセントの負担率です。

国民には増税負担、福祉切捨てをする安倍自公政権の下で、市民を守るのが自治体の役割です。せめて福祉灯油に取り組み、低所得者への支援を行うべきです。市長の見解をお聞かせください。

次に、市道餅屋沢通線拡幅についてです。

市道餅屋沢通線は、国道5号に接続し、蘭島2丁目を通り、広域農道、通称フルーツ街道ですが、これを越えて山側に上る道路です。この市道はこの地域に居住する方々の生活道路であり、近郊の農業者の農産物を運ぶ重要な路線として交通量も多いところです。市道として舗装されておりますが、1車線で道路幅が狭く、交差するためには困難をきわめているところです。蘭島町会や地域の方々にとって、道路拡張の要望は相当以前から根強くありました。

北海道横断自動車道の小樽一余市間工事の進捗に伴い、工事中ダンプや重機類は国道5号からは道路

が狭いため、広域農道経由にて運搬することになりました。NEXC O東日本は市に道路占用許可申請を行い、市道餅屋沢通線の工事現場と広域農道の間に待避所3か所をつくっています。待避所を設置することによって、工事用ダンプをはじめ生活道路、農産物運搬路として活用できる道路となっています。NEXC O東日本は工事の関係から、平成29年3月末まで道路占用許可により待避所を設置しています。工事の継続中は、餅屋沢通線及び待避所の整備はNEXC O東日本が行い、工事終了後は待避所があり仮設工事としているため、元に戻して返却するとのことでした。地域の方からは、市道拡幅整備が根本的な要望ですが、工事を機会につくられた待避所を継続して活用するようにしてほしいとの要望が寄せられています。

地域住民の要望に沿って質問します。現在の待避所は市の占用許可を受けていると伺っていますが、そのうち本市が所有する土地にあるものは、何か所ありますか。

現在ある待避所が市道用地であれば、本市が工事終了後、現在の待避所を仮設工事のままで引き受けることにはならないのでしょうか。

その場合、市民の要望に応え、待避所を継続して活用するには何が問題となるのでしょうか。

工事による道路占用許可は平成29年3月までとなっており、先のある話ではありますが、工事終了に伴って待避所がなくなることは、地域の皆さんにとって不便な状況が再発し、生活を低下させることになります。市道拡幅をすることが最良の策ですが、せめて待避所を確保していくことが必要最小限の対策と思います。市民要望に沿った検討をお願いします。

以上、再質問を留保して、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 川畑議員の御質問にお答えします。

初めに、介護保険について御質問がありました。

まず、国の市町村への事業移行の方針につきましては、要支援者のサービス提供を効率的に行い、将来の給付費の伸びを抑制するため、通所介護等の市町村移行が示されましたが、制度の持続性の観点から、一定の評価をするものであります。しかしながら、要支援者のサービスを市町村に移行する場合の受皿の整備や財源確保など、改革を具体的に進める上でさまざまな課題があるものと認識しております。

次に、事業を市町村に移行した場合の進め方等につきましては、今後、国は市町村向けに事業の留意点や先行事例などを示したガイドラインを作成することとしておりますので、それらを参考に検討を進めることになると考えております。

また、財源につきましては、現在、社会保障審議会において、予防給付からの移行分を賄えるよう、地域支援事業の枠をさらに拡大することなどを議論しているところでありますが、まだ明確な方向性が示されておりません。

次に、要介護1から要支援2などに変更となったときのサービス利用につきましては、要介護1のサービスは介護給付から、要支援2のサービスは訪問介護と通所介護に限り市町村の地域支援事業からのサービス提供となり、それ以外の訪問看護などのサービスは引き続き予防給付からの提供となります。このため、要介護1から要支援2へ、又はその逆の場合でも、それぞれの要介護認定の区分により、サービスの提供を受けることになります。

次に、特別養護老人ホームの入所要件の見直しにつきましては、要介護2以下の方でも、認知症や虐

待などやむを得ない事情がある場合は、特例的に入所は可能とする方針であります。特養の入所については、平成23年の調査では、市内に800人ほど待機者がいますが、各施設の入所判定会議において緊急度の高い方から優先的に入所しており、既に要介護2以下の方はやむを得ない事情がないと入所できない状況にあるため、新たな方針が示されたとしても、市内の特養の入所の状況は変わらないものと考えております。

次に、特別養護老人ホームの入所者数等につきましては、平成25年9月の入所者数は496人、待機者数は平成23年の調査では832人となっております。

また、待機者に対する対応については、在宅の重度者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスなど、新たな地域密着型サービスに取り組んでおります。

次に、24時間訪問サービス事業の現在の利用状況と課題につきましては、平成24年度の利用者数の合計は86名、月平均約7名であり、平成25年度は4月から10月までの7か月間で63名、月平均9名と、いずれも計画値を下回っておりますので、計画値に近づくよう利用者数を増やしていくことが課題として挙げられます。

今後の見通しにつきましては、これまで利用してきた事業者を変更してまで本サービスの利用に踏み切れないことが、利用者が増えない理由として考えられますので、事業の浸透にはまだ時間を要しますが、引き続き事業の周知に取り組んでまいります。

次に、介護保険制度改革における介護保険料の引下げにつきましては、現在、世帯全員が非課税の場合、保険料基準額が0.5倍又は0.75倍に軽減されております。今回の見直し素案では、低所得者対策として、さらに保険料を引き下げる案が示されておりますが、詳細については、現在、社会保障審議会で審議中であります。

次に、全国市長会への働きかけにつきましては、本年10月に、北海道市長会を通じて、市町村地域支援事業の移行については、サービス提供体制や市町村負担の格差が生まれることがないように、人材や受皿の確保とこれに必要な運営費等の支援を図ることについて、全国市長会として国へ要望するよう提案したところであります。

次に、福祉灯油について御質問がありました。

福祉灯油を実施し、低所得者への支援を行うべきとのことですが、この事業の実施に当たりましては、灯油価格が急激に高騰した場合に、他都市の状況や国、北海道からの財政支援の動き、また本市の財政状況を総合的に勘案し、判断することとしております。

灯油価格は一昨年から高どまり傾向となっており、市民生活を圧迫していることは承知しておりますが、本市の財政状況を鑑みますと、国などからの財政支援がない中で、市が単独で実施することは困難であることを御理解願いたいと思います。

次に、市道餅屋沢通線について御質問がありました。

まず、NEXCO東日本が設置した待避所についてですが、3か所のうち2か所は本市が所有する土地に設置されており、残りの1か所につきましては、市有地と民有地にまたがって設置されております。

次に、待避所を仮設のまま引き受け、継続して活用する上での問題点としましては、この待避所が仮設であるため、耐久性に問題があることや、1か所の待避所は民有地を含んでいることなどが挙げられます。このため、民有地を含まない市道用地にある2か所の待避所につきましては、工事終了時点の状況を確認した上で、継続して活用できるかどうかを判断し、NEXCO東日本と協議していきたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

○8番（川畑正美議員） それでは、再質問させていただきます。

最初に、介護保険の問題ですけれども、先日の自民党の代表質問に対して、市町村移管する上でボランティア団体等の受皿の確保や提供されるサービスの質の担保のほか、財源の確保など、課題があると答えているわけですが、私が情報を得た中で、北海道社会保障協議会の方から話を聞いたのですけれども、要支援の地域支援事業に移行する計画に対して、道内67の自治体からアンケートをして、その67の自治体から回答を受けたそうです。その中で、地域支援事業に移行することが可能というのが13パーセント、そして不可能と不明又は未定というのが、おのおの43.3パーセントあったという報告を聞きました。

それで、小樽市にも確認したのですけれども、小樽市は回答されているとのことで、その中身を確認しましたら、可能と回答しているけれども、利用者も市町村も混乱するだけでメリットもないに等しいと、そのように伺ったわけです。

それで、小樽市はボランティアの受皿があるのかどうか、そして対応しきれるのかをまず一つお聞きしたいと思います。

それから二つ目に、市は既存の介護事業者を利用できるのかどうか、それからまた利用者はこれまでのようにサービスを使えるのかどうかも確認させてください。

それと、要支援者の訪問介護とそれから通所介護が市に移行するという事なのですが、利用する事業者が変更になるので不安ではないかという意見もあります。それで、安定したサービスが提供されることができるのかどうか心配なのだという意見もあるので、その辺について見解をお示しいただきたいと思います。

それから、特別養護老人ホームの関係ですけれども、今でも在宅の関係でいけば未整備なサービスだと思うのですけれども、その未整備なサービスで特別養護老人ホームに入れない人方に、どうそのサービスを対処できるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、福祉灯油の関係ですけれども、今の市長の答弁にあったのですけれども、私ども共産党が市民生活のアンケートをした中でこのような意見がありました。一市民が何を言っても結局はどうにもならないのだろうか、年金が月7万円に満たない中で仕事もなく体も悪く生活がどんどんつらくなる、生活できない者は死ぬということなのだろうか、そういう意見がありました。

要するに何を私が聞きたいかという、福祉灯油の対象となっている低所得者の生活実態を把握されているかどうか、それを聞きたいのです。

それと、今まで異常な高騰を見た場合に限りなく道の財政うんぬんということで、先ほど質問したわけですけれども、現在の灯油価格が異常な高騰ではないのかと私は思うのですけれども、その辺の見解をお示しください。

それから、餅屋沢通線の件ですけれども、NEXCO東日本と相談するというようなことで回答を得たのですが、要するにどういうことで相談していくのか、その中身が、方向性がわかれば示してほしいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

最初に、ボランティアの受皿があるのかということなのですが、現在のところは国で考えているよう

に、いろいろな介護サービスをやるという部分でのボランティアというのは、まだ残念ながら育ってはいないと思います。ただ、ここの受皿の部分も含めて、要支援の分離されるサービスについては、平成29年4月から完全移行、各保険者がやりなさいということでございますので、27、28年度は猶予期間みたいな形で設定されておりますので、来年の26年度も含めば3年間あるということで、これが長いのか短いのかということもありますけれども、そういう中でできるだけ取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

あと、既存の介護事業者を使えるのかということなのですが、その後段の既存のサービス、また安定したサービスの部分も含めて、国で考えているのは第6次の介護事業計画、いわゆる27年度からスタートした中で、いきなり27年度からスタートしなければならない部分と、今言ったように29年度まで猶予がありますので、26年度からいろいろな私どもも事業計画策定の準備に入りますので、その中で私どもとして、できるだけ利用者にそごがないというのですか、円滑にいく方法はないかということでも検討していきたいというふうには考えてございます。

それと、特養の件なのですが、今入っている方に出ていきなさいという話ではございませんので、新たにということでございますので、今の時点での利用者の方に御迷惑をかけるということはないと思います。

ただ、先ほどの市長からの答弁もありましたとおり、私どもの現実の状態では、国で、今、制限をかけようとしている部分と結果としては同じふうになっておりますので、その部分では特に問題は出てこないのかと思っております。しかも、認知症だとか、いろいろな問題で在宅での受入れが難しいという方に対しては、特養ということの選択肢しかないのであれば、特養に入れるということの国の方針も示されておりますし、そういう部分の、ガイドラインというふうに言うのかどうかわかりませんが、そういう指針みたいなものも追って出されるということも聞いておりますので、それらを参考にしながら検討してまいりたいというふうには考えてございます。

あと、入れない人の対処はできるのかという部分を含めて、先ほどとちょっと重複しますが、6期の事業計画、あとこれからの国の法案がどういうふうに着するのにかにもよりますが、いろいろな運営方針が次々と出てくると思っておりますので、それらを総合的に判断して、今後検討してまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（横田久俊） 訪問通所サービスが市に移行するというような答弁だったのですが、不安だという声があると。ちゃんと安定したサービスが受けられるのかという質問があったように思いますが。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） そのことについても、先ほどのその次期の介護事業計画の中で、できるだけ皆さんに御不便をかけないような形では国の制度を見ながら検討していきたいということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 福祉灯油にかかわる再質問でございますけれども、現在の価格につきましては、急激な高騰ではないにしても、非常に高どまりが続いているという意味では、非常に厳しい状況であるということは私どもも認識しております。これだけ灯油価格の高騰が続いておりますし、それからガソリンですとか、あるいは電気代も上がっているという中で、市民生活への影響もございまして、それから産業にかかわる部分についても大きな影響があるというふうには認識しております。実際に市民

生活の状況について、調査などはしていませんけれども、やはり相当厳しい状況であるというのは十分に想像ができるというふうに思っておりますし、こういった状況については、なるべくやはり灯油の価格、安い価格で安定するようになるように私どもも強く願っているところであるということで御理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(工藤裕司) NEXCO東日本との協議の内容についてでございますけれども、NEXCO東日本の工事が終了した時点で、先ほども答弁いたしましたけれども、利用可能かどうかを確認いたしまして、可能であれば、2か所の待避所につきまして、残してもらうということについて協議していきたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) 介護の問題については、予算特別委員会でもまた質問したいと思います。

ただ、私が思ったのは、今回のこの福祉灯油の関係ですけれども、あまりにも冷たい姿勢だなとつくづく感じました。要するにやらないということですよ。その辺をもう一度確認させてください。確認というよりも、それに対して抗議したいと思います。

それから、餅屋沢通については、仮設だということで、それを壊して本設工事をすることになるか、これは先の話ですから、まだこれから検討の余地はあると思うのですが、何としてもやはり今の交通の便を確保していく、そういう点で検討をしていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 実施をしないのかという再度の御要望ですけれども、基本的にはやはり市長が答弁申し上げましたように、小樽市として国や道の相応の支援がない中で、単独で実施するというのは事実上できないというようなことで、その点については御理解をいただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(工藤裕司) 検討してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 川畑議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○21番(新谷とし議員) 初めに、住宅問題について伺います。

市営桂岡住宅は、1969年から1971年竣工で、当時の管理戸数は118戸でしたが、今年11月1日現在の入居者は23戸で、入居率19.4パーセント、空き家が目立ちます。老朽化が進んでいる上、23棟のうち閉鎖されている住宅が多く、1棟に1世帯のみのところもあり、防犯上も不安な状況です。草も伸び放題で、ここの住宅の住環境について、住宅を出た方や住民からも心配の声が上がっています。

11月12日、銭函市民センターで開かれた小樽市議会と市民と語る会でも、草ぼうぼうの状態の改善を求める要望が出されました。入居されている方のお話では、殴り雨のときは雨漏りがするので、管理会社に言って見てもらうものの、雨がやんでから見に来るので、そのまま様子を見るということではな

なか直してもらえない、水道のメーターが家の中にあるので、検針時は一々家の中に上がってもらうので困ることもある、トイレが水洗でないなど、さまざまな苦情と要望があります。

以前に伺ったときは、雪の時期、見回りに来てもらえないなどの苦情もありました。

ここ5年間の草刈り、除雪の経費をお知らせください。

草刈り、除雪については、入居者の方から希望があれば管理者は対応するといいますが、小樽市と指定管理者との市営住宅の管理に関する基本協定、小樽市営住宅指定管理者業務仕様書では、指定管理者は団地巡視をすることになっています。市営桂岡住宅の2010年度から2012年度の巡視結果報告をどのように受けていますか。

草刈りは自治会が行事として行うことになっていますが、入居者の高齢化と入居世帯の状況から、自分の家の周りで精いっぱい聞いています。それ以上のことは無理ではないかと思われま。小樽市としてどう考えますか。

指定管理者業務仕様書の確認事項に、立ち木の枝払いがありますが、入居者又は付近住民からの要請があれば、現場の状況確認及び写真撮影を行い、市と協議することになっています。

私が10月にここを見たときも、立ち木の伸びだけではなく、草は伸び放題、荒れた環境という状況でした。団地巡視で決められた項目と入居者の要請だけで判断するのではなく、巡視の中で住宅の周りの環境がよくないことを把握したなら、市と協議をし、草を刈るくらいは行うべきではないでしょうか。

また、仕様書18の(4)では、指定管理者は適宜、入居者にアンケート調査等を実施し、自己評価書を作成して、市営住宅等の管理・運営の改善を行うことになっていますが、桂岡住宅での実施状況をお知らせください。

次に、桂岡住宅の用途廃止についてです。2010年3月作成の小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画による桂岡住宅の用途廃止は、2019年に59戸、2020年から2029年までに59戸ですが、この計画を策定した時点で既に31戸でした。この時点で用途廃止の時期を早めるべきではなかったのでしょうか。

また、長寿命化計画では、桂岡住宅の用途廃止について、現入居者は住宅全体に分散しており、冬期間の除雪等、生活に支障を来しているため集約化を検討しますと述べられていますが、その検討結果をお知らせください。

2006年に小樽市が用途廃止に向けた調査を行った結果、ここに住みたいという方が多かったということですが、現在入居している方に聞きますと、銭函地域にいたい市営銭函住宅には住み替えができませんと言っており、この住宅に住み続けたいということではありません。前回、アンケートを実施してから7年もち、状況も変わっていますから、またアンケートを実施すべきと考えますが、いかがですか。

桂岡住宅の簡二住宅の耐用年数が45年であることや入居世帯の減少と分散化から、用途廃止の期限を早め、住み替えを進めるべきではないでしょうか。

次に、銭函地域での市営住宅建設についてです。

銭函地域は公営住宅が足りません。銭函地域に企業が集まっているにもかかわらず、雇用促進住宅も廃止されました。市立銭函保育所横の道営住宅銭函団地も、用途廃止で希望があるのに入居できません。今後、市が銭函地域に企業誘致を進める上でも、この地域に市営住宅建設の必要があるのではありませんか。

次に、除排雪問題について伺います。

今年度の取組についてです。第3回定例会建設常任委員会で、今冬の実行目標の一つは、児童などの通行の安全を確保するため、主要交差点の早めの雪山処理や主要通学路における歩行路の確保に努めたい、通学路は1種路線として対応する、歩道除雪路線が5キロメートル増加するとの報告がありま

した。

交差点の雪山処理や通学路の歩道確保は、日本共産党市議団も要望してきたところです。改めて新たに追加される主要交差点の箇所、主要通学路の5キロ増加の主な場所についてお知らせください。

福祉除雪についてです。

福祉除雪は、2010年度から福祉除雪サービス事業と屋根雪下ろし助成事業の両方が利用可能になり、市民から喜ばれているところです。しかし、除雪は該当世帯でも、敷地内にロードヒーティングや融雪槽があれば対象外となってしまいます。

11月30日、夫が亡くなる前にロードヒーティングを設置し、今はひとり暮らしの高齢の女性の方が、屋根は1万円まで助成してもらえらるけれども、ロードヒーティングがあるから除雪はだめと言われた、でも電気代が上がっているの使っていない、心臓が悪くてやっとな雪をよけたと困っていました。

このように、融雪設備はあっても、電気代や灯油の値上がりで使用していない人は、福祉除雪の対象にすべきです。福祉除雪は社会福祉協議会の事業ですが、このことを社会福祉協議会と協議していただきたいと思いますが、いかがですか。

置き雪対策についてです。

置き雪対策事業は、本年度から所管が建設部から福祉部に移管され、福祉除雪の一環として実施されます。2011年度、2012年度の実施世帯数をお知らせください。

2012年度から、申請が郵送から民生・児童委員が受理することになりましたが、対象者全てに周知できたのでしょうか。置き雪対策は自己申請制度ですから、自分が対象となるかどうかかわからない市民もいます。知らなかったということがないように、一層の周知を図るように求めますが、新たに考えていることはありますか。

次に、防災問題で伺います。

今年9月と10月、蘭島から銭函まで6地区で、小樽市作成の津波ハザードマップに基づき、津波避難実施訓練を行いました。津波の最大遡上高は地区によって違いますが、ハザードマップに表れていない浸水予想をして、町会が市の支援を受けて津波避難訓練を実施したのは、意義があったと思います。

私も朝里町会の避難訓練に参加させていただきましたが、訓練での主な問題点を挙げると、第1は要援護者の問題です。今回の実施訓練参加は全地区で何人で、要援護者の参加数と要援護者避難対象の割合をお示しください。

車椅子の方など要援護者全てが参加したわけではなかったことや、住民がおぶって坂道を上がるのは無理だったことなど、実際の災害時にはなかなか大変ではないかという感想を持ちました。

訓練後、参加者の意見交換会が行われた中で、民生・児童委員や消防団の力をかりずに、近所の力で素早く、より早く避難することが必要ではないかという意見が出た一方、ほかの町会では車椅子での避難が難しいことなどが挙げられたと聞いています。

現在、小樽市地域防災計画第4章第4節に、災害時要援護者対策計画が掲載されており、災害時要援護者の実態把握が載せられています。要援護者と支援者数、避難方法など、どの程度決まっていますか。

第2に、避難路の問題です。私が参加した朝里1丁目1番地の坂道は急斜面で、上方の階段の段差がきつく、車椅子での避難は無理な道路です。訓練後の意見交換会でも、ここをなだらかな坂にしてほしいという要望が出されました。

この問題は、2011年の私の代表質問に、北海道が急傾斜地の指定を行っているところなので、状況を調査し、北海道と避難路に向けて協議をしていきたいとの答弁、さらに今年第3回定例会代表質問でも取り上げ、今後、地域ごとの避難路について、地域性を考慮しながら具体的な検討を行っていきたく

の答弁でした。その後の北海道との協議はどうなっていますか。この坂を利用する皆さんは高齢化で日常生活でも困っていますから、早急の改修を求めます。

他の地区でも、急勾配の坂道や車椅子での避難が大変など、道路に関しての意見要望が出されています。第3回定例会代表質問での答弁では、今後、津波避難計画を策定する際、地域ごとの避難路について、地域性を考慮しながら具体的検討を行ってまいりたいとのことでしたが、今回の各地区の避難訓練の結果を踏まえた避難路検討の進捗状況をお知らせください。

また、蘭島地区の浸水予想地域は、蘭島川の支流が避難の障害になっている上、避難所も遠すぎます。2011年の代表質問でお聞きした蘭島川に津波が遡上してきた場合の避難場所は、津波避難計画の中で最善の方法を考えていきたいとのことでしたが、どのように考えているのですか。

第3に、冬季の避難道路の除雪です。どの地区でも車椅子での避難は冬場は無理なことや、夏場は高台に避難できても、冬場、除雪がないから無理という意見が上がっています。全ての生活道路の除雪は困難でも、小樽市が避難路として指定し、そこを除雪するとしたら、住民も安心するのではないですか。

第4は、サイレンや広報車の声が聞こえないという問題です。外にいても声が小さいと感じたので、改善すべきですが、いかがですか。

第5に、訓練後の意見交換で出されたさまざまな意見を取り入れた津波避難計画は、いつできるのでしょうか。

第6に、ハザードマップについてです。北海道は2010年に作成した津波浸水予測図の見直し作業を行い、太平洋沿岸は昨年6月に予測図を改訂したが、日本海沿岸部でも過去に北海道南西沖地震による津波の高さ、最大30メートルを超える高い津波が起きた可能性を示すデータが見つかったため、本格的な見直しに入ったとの報道がありました。津波の高さ、浸水予想はもっと大きくなると考えられますが、新たな津波予測図作成はいつごろになる予定か、お聞きしていたらお知らせください。

最後に、津波避難訓練は始まったばかりですが、防災は市長公約でもあります。市長がおっしゃる地域力を大事に、それに応えるためにも、市民の命を守るための避難路整備など、しっかりしていただくよう要望いたします。お答えください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、住宅問題について御質問がありました。

まず、市営桂岡住宅についてですが、過去5年間の草刈り及び除雪経費につきましては、草刈り経費は、平成20年度、21年度がそれぞれ10万590円、24年度が8万7,780円であり、22年度及び23年度は実績がありませんでした。

また、除雪経費につきましては、平成21年度が31万1,183円、22年度が71万4,420円、23年度が31万3,761円、24年度が54万9,507円であり、平成20年度は実績がありませんでした。

次に、平成22年度から24年度までの巡視結果の報告につきましては、毎月、指定管理者から市へ提出される業務報告書により、巡視を行った住宅名の報告を受けております。

なお、桂岡住宅の巡視回数については、平成22年度が19回、23年度が14回、24年度が13回と聞いております。

また、入居者の高齢化に伴い、草刈りが困難になってきていることにつきましては、これまでも必要に応じ、市において対応してまいりましたが、政策空き家として募集を停止している状況もありますので、自治会と協議し、市としてどのような支援ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

また、巡視によって住環境がよくないことを把握した場合、草刈りをすべきではないかにつきましては、今後、指定管理者と連絡を密にし、状況の把握に努め、対応してまいりたいと考えております。

次に、桂岡住宅におけるアンケート調査につきましては、平成21年に市内全住宅の自治会長と管理人を対象に、修繕依頼や苦情相談などに対して指定管理者が適切に対応したかどうかを調査する目的でアンケート調査を実施いたしました。しかし、記載方法が無記名であったことから、桂岡住宅に特化した調査結果は把握しておりません。

次に、桂岡住宅の用途廃止の時期につきましては、公共賃貸住宅長寿命化計画を策定する際には、耐用年限を超えている住宅が多いオタモイや塩谷地域を優先したことから、桂岡住宅の用途廃止は後年次になったものです。

また、桂岡住宅の集約化の検討結果についてですが、入居者を集約するためには住み替え先の住宅を修繕する必要があり、その費用と分散している住宅の除雪費用との経済比較を踏まえ、集約は行わないこととしました。

次に、用途廃止に向けたアンケート調査につきましては、実施後、相当年数を経過していることから、改めて意向確認を行ってまいりたいと考えております。

また、用途廃止の実施時期についてであります。現在、塩谷地域の住み替えを進めており、住み替え先の住宅を確保する必要もあることから、長寿命化計画に位置づけされた計画年次で進めてまいりたいと考えております。

次に、銭函地域の市営住宅建設についてですが、応募倍率が高い市中心部に比べて、銭函地域は市内の平均的な倍率と差がなく、また現在の計画においても建設を位置づけていないことから、当面は市営住宅を建設する予定はありません。

次に、除排雪問題について御質問がありました。

まず、今年度の取組についてですが、新たに追加した主要交差点の箇所につきましては、3か所で、築港地区の築港海岸通線と接続する築港2号線、3号線、4号線との交差点となっております。

また、主要通学路の増加した主な場所につきましては、新光地区の東小樽線、幸地区の街路幸線、梅ヶ枝・赤岩地区の手宮川通線などがあります。

次に、福祉除雪についてですが、融雪施設があっても利用していない方をこの事業の対象とすべきとのことでありますが、社会福祉協議会に確認したところ、この事業は原則として融雪施設が敷地内になの方を対象としているが、施設を使用しないことが明らかな場合には、福祉除雪の対象としているとのことでありました。御質問にありましたケースは、このことについての民生・児童委員の対応が統一されていないことが原因であると思われるので、社会福祉協議会に対し対応の徹底について申し入れたいと思います。

次に、置き雪対策についてですが、まず平成23年度と24年度の実施世帯数につきましては、23年度は248世帯、24年度は227世帯となっております。

また、置き雪対策が広く周知されているのかとのことですが、この事業は申請方式をとっておりますので、対象となる方の把握はしておりませんが、広報、ホームページへの掲載や民生・児童委員の皆様への御協力により、事業の周知はされているものと考えております。

次に、置き雪対策の周知につきましては、ただいま申し上げましたとおり、これまでも広報やホーム

ページ等で行ってききましたが、今後はより早い段階で新聞等への掲載を依頼することなどにより、早期からの周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災問題について御質問がありました。

初めに、要援護者の問題についてですが、まず、津波避難訓練の参加者数などにつきましては、今年度の実施訓練の参加者は全体で932人、そのうち要援護者の方は27人で、これは避難訓練対象地区における災害時要援護者名簿登録者の約6パーセントとなります。

次に、災害時要援護者の実態把握などにつきまして、本市での災害時要援護者は、これまで登録を希望する高齢者や要介護認定を受けている方々を災害時要援護者名簿へ登録してきた結果、登録者数は本年8月30日現在で6,962人、支援者の数は1,883人となっております。

また、避難方法などについては、登録者ごとに個別書を作成し、避難先や車椅子の利用、緊急連絡先などを記載しております。

なお、災害対策基本法の一部改正に伴い、今後は要介護度や身体障害者手帳の等級などにより、希望者だけではなく、市が定めた登録要件に該当する方を新たに避難行動要支援者名簿に登録することとなり、名簿登録者も増加することから、改めて支援方法などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、避難路の問題についてですが、朝里1丁目1番地の急傾斜地の道路につきましては、その後、北海道と協議を行っており、現時点で具体的な進展はありませんが、具体化に向け、今後も引き続き協議してまいります。

次に、地域ごとの避難路につきましては、昨年来、8地区の町会等で避難訓練が実施され、地域の方々から避難路についてさまざまな意見や要望が出されましたので、これらについて今後作成する津波避難計画にどのように反映できるか、現在、検討を行っているところであります。

次に、蘭島川に津波が遡上した場合の避難場所につきましては、当該地区は平たんで近くに高い建物がないことから、人的被害をなくするために、住民みずからの迅速で的確な避難行動が最も有効であると考えております。このため、昨年より地域を熟知した住民があらかじめ一次避難場所を定め、積極的に訓練に取り組んでいるところであり、市としても地域の方々とともに避難経路や時間の確認など、地域の状況に応じた避難方法を研究してまいりたいと考えております。

次に、避難路の除雪についてですが、冬季における避難路は、現在、除雪されている道路を優先することを基本と考えております。

なお、国道、道道、市道以外の道路を避難路として指定し、除雪をすることについては、土地の権利関係や費用負担など、さまざまな問題が生じることから、難しいものと考えております。

次に、広報の問題についてですが、サイレンや広報車の声が聞こえないということにつきまして、各地域の避難訓練では、消防車両やパトカーなどにより災害情報の伝達や避難の呼びかけを行っているところでありますが、訓練の参加者からは、車両で移動しながらの広報では声が聞こえないなどの御指摘がありましたので、今後、車両による広報のあり方について検証し、改善に向け、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

災害情報の伝達については、サイレンや広報車による広報以外にも複数の手段が必要であると考えており、どのような方法が有効であるか、あわせて研究してまいりたいと考えております。

次に、津波避難計画の策定時期についてですが、現在、津波避難計画の作成作業に着手しており、地域防災計画の平成26年度の改定時に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、ハザードマップについてですが、北海道日本海沿岸部における新たな津波予測図の作成につき

まして、北海道防災会議の地震専門委員会に設置されたワーキンググループにおいて、日本海沿岸の津波浸水想定の見直し報告書が本年3月に発表され、見直しにつながる十分なデータが得られていないことから、津波浸水想定の見直しについては中長期の課題とし、今後、国で行う日本海側沿岸の検討結果など、新たな知見が充実した段階で、改めて検討を行うとしているところであります。北海道からは、現時点で、報道にあるような見直しは、未定であると聞いております。

次に、避難路整備などについてですが、避難路については、市有地だけではなく、国や北海道、民間の所有地などの場合もあり、整備については関係機関との協議のほか、民間の所有者の場合には土地の権利関係など、さまざまな問題が生じることとなりますので、基本的には実際に避難をする地域の方々のお話を伺いながら、課題などを整理していく必要があるものと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

○21番(新谷とし議員) 再質問を行います。

最初に、住宅問題についてです。

桂岡住宅における草刈りや除雪の5年間の経緯をお聞きしました。平成22年度、23年度は草刈りはゼロ、除雪も20年度はゼロだったということで、今後については、自治会とどのように対応するか協議をしていきたいということでしたけれども、指定管理の目的は、基本協定書の総則の第2条には、民間事業者の能力を活用しつつ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認するとうたわれております。ですから、この視点に立ってしっかりと協議していただき、ここの高齢化とか分散化だとか、いろいろな悪条件がありますから、皆さんの要望をしっかりと受け止めてやっていただきたいと思っております。

それから、桂岡住宅の用途廃止です。現在でも23戸しかない。もう用途廃止を決めた時点で31戸しかなかったわけです。予定どおりにしかできないと言いますが、それは銭函地域のほかに住み替えるところがないからかもしれませんけれども、予定どおり行うとしたって、一体何人が残るのかわかりません。もう既に出なくてはならないという方もいらっしゃいましたし、誰もいなくなるということもあり得るわけです。本当にそういう点では、この計画を見直していかなくてはならないと思っております。

それと、銭函地域での住宅建設はしないということでしたけれども、先ほども言いましたが、銭函地区は企業も集中しております。小樽市も企業誘致に力を入れておりますし、何より住まいの確保が必要です。そのためにも市営住宅の建設は考えなくてはいけないのではないのでしょうか。

2010年代後半のまちづくりを進める小樽市都市計画マスタープランでは、銭函地域の住環境について、ゆとりある良好な住環境を確保しつつ、多世代住宅の建設など、多様化する住要求への対応を検討すると書いてありますが、多世代住宅建設を検討したことがあるのでしょうか。なかったとしたら、定住人口対策からも検討すべきではないのでしょうか。

それから、除排雪問題です。

置き雪対策についてですが、2012年度は2011年度に比べて雪が多かったことや、高齢化が進んでおります。そういう中で、置き雪対策は増えるのかなと思いましたが、逆に減ってしまったということですが、事務執行状況説明書によれば、福祉サービス事業は、除雪サービスも屋根の雪おろし助成もそのサービスを受けた人は2011年度より2012年度のほうが増えているのに、置き雪対策が減ったということは、事実上の後退ではないかと思っておりますが、それはなぜでしょうか。

それから、防災の問題です。

要援護者の問題ですが、本当にこの要援護者支援というのが一番大変な問題ではないのかなと思って

おります。来年4月に災害対策基本法が施行されると聞いております。この対象者に対して、支援する方が4分の1ですか、もっと少ないですね。そうなりますと、来年4月施行に間に合うのかなと思うのです。ですから、そのためにもなかなか大変な事業だと思いますので、防災だけの問題ではありませんし、早急に進めなければなりませんから、そのための庁内体制の整備、体制を整えなければならないと思います。それは整っているのでしょうか。

それから、避難路についてですけれども、これから検討していきたいというお答えがほとんどでしたが、今年3月に、東日本大震災の教訓や法制度を反映して見直しをした津波対策推進マニュアル検討会報告書が、総務省消防庁から発表されております。避難路については、最も短時間で到達できる経路をして設定するが、安全性の高い経路を定めることが重要と述べられております。そして、避難路、避難経路の幅員はできるだけ広くとることや海岸沿いや、河川沿いの道路を指定、設定することはできるだけ避けるなどが挙げられております。その点で、朝里1丁目の坂道は大変きついですし、狭いです。だからこそ地域から要望が出ており、具体化に向けて北海道と協議をしていきたいということなのですが、なかなか進まないようですので、ぜひ力を入れて進めていっていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） 住宅の問題についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の自治会との協議につきましては、議員からの御指摘の点も十分踏まえまして対応していきたいと考えております。

それから、2点目の用途廃止の計画についてですけれども、これは繰り返しになってしまいますけれども、住み替えには移転先の確保が必要でありまして、現在、塩谷、オタモイ地区を実施中でありまして、全ての住宅で実施することは財政的にもかなり困難なことから、年次を決めて計画に沿って進めてまいりたいと考えております。

それから、3点目の世帯の検討につきましては、現在あります住宅マスタープランは平成26年度まででございますので、27年度からは次の計画というふうになっていきますので、その策定の際に検討させていただきますと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 私からは、置き雪除雪の件数が減っている理由についてでございます。

平成23年度が248世帯、24年度が227世帯ということで、数字的には21世帯の減少となっておりますけれども、これは中を見ますと、24年度で新規に申し込んだ方も86世帯、その中にいらっしゃいまして、それぞれの世帯の御事情で新規にお申込みになったり、あるいは除雪の必要がなくなって登録をおやめになった方もいらっしゃるといふことの結果であるということに捉えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 新谷議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、要援護者の問題と、避難路の2点についてお答えをさせていただきますが、やはり防災を考える場合に、小樽市の特性と申しますか、やはり高齢化あるいは積雪寒冷地、山坂が多い、そういった特性の中で考えていかなければいけないというふうを考えております。

1点目の要援護者の問題でございますけれども、御質問の中にもございましたとおり、来年の4月1日に災害対策基本法が施行されます。庁内の体制についてはまだ整っておりませんが、今後、早急に体制を整えていきたいというふうに思っております。これにつきましては、法制化される前には国からマニュアルが示されておりまして、任意ではございますけれども個別計画などもつくっておりますので、当面はその個別計画を使いながら、将来的には法律の改正に対応していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目の避難路の問題でございますけれども、朝里1丁目の問題だけに限らず、小樽の場合、避難路の確保というのは、これまでの避難訓練の中で、地域の皆様から大変、御意見なり御要望をいただいているということについては承知をいたしているところでございます。希望されます避難路といますか、通路が避難に際しての唯一無二のものであるのかどうか、あるいは迂回路があるのかどうか、あるいはそれは公道なのか私道なのかという問題もございまして、それぞれ個々の状況を見ながら、今後、判断をさせていただきながら避難路の整備に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

○21番(新谷とし議員) 再々質問を行います。

置き雪対策なのですけれども、確かに新規の方が86世帯増えたということはよかったですと思っております。

登録する方法が変わったということで、民生・児童委員の方も一生懸命説明されたとは思いますが、むしろ建設部が行ったように、置き雪対策だけで対象者に手紙を送って申請してもらったほうが、受け取るほうは簡潔でわかりやすいのではないかなと思うのです。一度にたくさんのお話をされると、わからない方も多いのではないかなと思ひまして、申請方法をもう一回検討し直したらいいのではないかなと思います。

それから、要支援者、これについては早急に整えていきたいということでした。

それから、避難路については、朝里1丁目だけではなく、各地区でいろいろな要望を受けているということですが、防災だけでは本当に大変な問題なので、その辺は建設部とどのように連携してやっていくとか、その辺の体制はどうなっているか、お知らせください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 置き雪除雪の申請方法についてでございますけれども、建設部が対応していたとき、個別に郵送案内をしていたのですけれども、もともとその郵送案内をする対象者の方というのは、事前に福祉除雪に登録した方、その中から市道に面した方に郵便で案内をしていたということでございます。

現在の取扱いは、やはり事前に福祉除雪に登録していた方に対して、今度は民生・児童委員に申し込んでいただくような形をとっておりますし、それで仮に昨年、登録をしていたけれども、今年登録がないという方がいらっしゃった場合には、民生・児童委員は必要に応じて声かけをする場合もあるというふうにも聞いております。したがって、こうした福祉除雪サービスについては、市民の方からすれば一つの取扱いになったということで、かえってわかりやすくなっているのではないかとこのように認識をしております。その部分については、さらに周知に向けては広報で載せる時期を少し早めるですと

か、あるいは報道機関に掲載依頼をしていく時期を検討するとかということで、より周知については徹底をしていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 防災にかかわる避難路の体制についてということでお尋ねがございましたけれども、避難路の関係でいきますと、防災担当だけでは十分知識が足りないものですから、当然建設部と連携を図っていかねばなりませんし、例えば急傾斜地区であれば、北海道などとも連携を図っていかねばならないというふうに考えております。

また、防災には、専門職として事務職のほかに土木職も配置しておりますので、そういった形で今後も体制は整備していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(横田久俊) 新谷議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

○6番(安斎哲也議員) 一般質問をいたします。

オープンデータは、行政がつくった公共データを機械判断可能な形にして、商用利用を含めた2次利用を制限せず、公開し、利用を促進することで、経済効果や新たな住民サービスを実現することであります。

オープンデータとして成立する要件は、1、営利・非営利問わず利用を可とする、2、人間が目で見られるのではなく、プログラムで処理を可能とする機械判読可能、3、単に公開するのではなく、検索できるなど一覧性があることとされています。

オープンデータの取組の流れは世界的な潮流であり、政府はG8により推進を合意し、規制・制度改革としてオープンデータの推進を閣議決定しました。

基本的には政府の取組ではありますが、地方公共団体としても有用な取組であると思っておりますし、全国、全道の自治体でも率先して取組が進められています。

オープンデータとして期待される効果は、1、行政の透明性、信頼性の向上、2、産官学連携による工夫を生かした住民ニーズへの対応、3、新たな知見、サービスによる経済効果の3点が挙げられています。

そこで質問させていただきます。

小樽市は公共データを全く公開していないわけではなく、一部のデータに関して公開を行っていますが、現時点に至るまでの経過と、現時点でのオープン化状況をお聞かせください。

行政のデータは統計データと地図データであります。統計データの事例としては人口データなどがあり、テキスト形式、いわゆるCSVで提供されています。これは機械判読可能データであり、オープンデータの理念に近いと思っておりますが、どのような理念の下、現在の一部オープン化に至っているのでしょうか。

市では、人口データや地図データなど幾つか公開してはいますが、一覧性がなく、オープンデータのためのポータルがありません。機械判読可能な形式で配信しているものは少数で、形式がばらばらという点で、利用者側が不便であるという問題があると思っておりますが、見解をお聞かせください。

地図データの事例としては、津波ハザードマップでは電子文書形式、いわゆるPDFとして公開されていますが、PDF形式は絵でありまして、人間が目で見えて判断することしかできないデータとして公

開されているため、オープンデータとは言えません。現在のハザードマップを例えば携帯でダウンロードすると、重すぎますし、見づらい状況であります。パソコンでも、ただPDFのデータを公開しているだけにすぎないと思います。

道内の先行都市では、もとなる図形情報と属性情報を持った地図データファイルの公開を行い、津波で浸水する深さの予測図や津波の避難の際に目指すべき目標地点、避難場所までの経路などをオープンデータにしています。

これらを基に民間によって防災教育地図教材がつけられた例もあります。ほかにも全国では先進的に取り組む自治体が増えてきており、民間が、行政がつくってきた公共データを活用し、経済利用や新たな住民サービスを提供しています。

小樽市においても、地図のオープンデータ化を検討すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、今後取り組む意思はあるのでしょうか、お聞かせください。

再質問を留保し、一般質問を終了します。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 安齋議員の御質問にお答えします。

ただいま公共データのオープン化について御質問がありました。

初めに、本市公開データの現時点に至るまでの経過についてですが、市の情報については、個人情報などを除き、公開できるものについては、これまでも市民や事業者に向けてホームページなどで積極的に公開してきておりますが、データの形式については、特にオープンデータの観点で取り組んできたものではなく、各部署で市民が閲覧しやすい形を考えて公開してきたものであります。

また、現時点でのオープンデータ化の状況についてですが、近年、国ではオープンデータの公開度を機械判読や加工のしやすさなどから5段階の基準で示しており、これに当てはめると、現在、本市で公開しているデータには、第1段階である電子文書形式のPDFの地図データのほか、第2段階、第3段階である統計関係の表形式やテキスト形式のエクセルデータ及びCSVデータが含まれておりますが、第4段階以上の基準となる形式でのデータは現時点では公開しておりません。

次に、現在の一部オープンデータ化の理念についてですが、本市が公開しているデータは、各部署でそれぞれ公開してきたものが結果としてオープンデータと言える形式になっているものもありますが、特に機械判読と2次利用のしやすさという視点での理念を持って進めてきたものではありません。

次に、現在の公開形式での利用者の利便性についてですが、ただいま申し上げましたように、これまでオープンデータとしての理念を持って整備してきたわけではありませんので、国が進めていこうとしているオープンデータの趣旨からすれば、御指摘のような不便さはあると認識しております。

次に、地図のオープンデータ化への取組についてですが、オープンデータ化そのものは、利用者の利便性を図るため、地図データに限らず、市として今後検討していく課題であると認識しておりますが、当面は導入の経済的効果や2次利用に当たっての課題なども見極めながら、先進都市の情報を収集するなどして研究してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、上程中の案件のうち、議案第1号、第2号、第6号ないし第9号、第11号ないし第16号

及び第18号ないし第22号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、中村岩雄議員、小貫元議員、松田優子議員、鈴木喜明議員、酒井隆行議員、山口保議員、中島麗子議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第3号ないし第5号、第17号及び第23号は総務常任委員会に、議案第10号は経済常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月12日から12月19日まで8日間、休会いたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時28分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 中 村 岩 雄

議 員 山 口 保

平成25年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成25年12月20日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	5番	成	田	祐	樹
6番	安	斎	哲	也	7番	小	貫		元
8番	川	畑	正	美	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	上	野	智	真	15番	濱	本		進
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々	木		秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々	木		茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（1名）

4番 吹 田 友三郎

出席説明員

市 長	中松	義治	監査委員	菊池	洋一
副市長	貞村	英之	教育長	上林	猛
病院局長	並木	昭義	水道局長	飯田	俊哉
総務部長	迫	俊哉	財政部長	堀江	雄二
産業港湾部長	佐藤	誠一	生活環境部長	前田	孝一
医療保険部長	藤井	秀喜	福祉部長	三浦	波人
保健所長	秋野	恵美子	建設部長	工藤	裕司
会計管理者	石崎	留子	消防長	青山	光司
病院局長	小山	秀昭	教育部長	山村	幹雄
経営管理部長			監査委員	小鷹	孝一
総務部長	中田	克浩	監査委員		
企画政策室長			局長		
総務部総務課長	佐藤	靖久	財政部財政課長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 高 野 瑠 璃 子
書 記 佐 々 木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開会 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第23号並びに平成25年第3回定例会議案第7号ないし第21号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第6号により市税条例が改正されると、市税を特別徴収されている年金所得者が賦課期日後に市外に転出した場合、これまで普通徴収へと切り替わっていたものが、特別徴収を継続されることとなる。国民健康保険料や後期高齢者医療制度の保険料については普通徴収も選択できることを鑑みれば、市民税についても同様に、特別徴収を強制せず、各人の希望で普通徴収に変更できるようにすべきではないか。

一方で、株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直しが行われ、損益通算の対象が公社債等の利子所得、譲渡所得にまで拡大されることになれば、多くの金融資産を保有する富裕層ほど条例改正の恩恵を受けることになるのではないか。

今定例会には、消費税率の引上げに伴う水道料金、下水道使用料の改定に関する条例案が提出されている。水道料金や下水道使用料の額についての条例を議会に提出するに当たって、市長は、「あらかじめ、その額について審議会の意見を聞くものとする」と小樽市水道料金等審議会条例第2条にはあるが、今回の改定については、消費税法の改正に伴う自動的な料金改定であり、審議を行うことはなじまないとして、審議会を開催しなかったという。しかし、条例で審議会の意見を聞くことと定めていることや、消費税率の改正に伴い審議会を開催している自治体もあることから、今回の改定についても審議会を開催し意見を聞くべきであったと思うがどうか。

同報系無線による情報伝達については、長い海岸線を有する本市にあつては、整備に係る事業規模が膨大となるなど、導入にはさまざまな課題があるというが、その有効性は非常に高いのではないか。

仮に本市で導入する場合、無線を受信する野外スピーカー1基につきどれほどの範囲をカバーできるか、また何基必要になるか、市は試算しているのか。

同報系無線は、より多くの市民にいち早く危険を知らせる上で大きな効果が期待できることから、これを受信できる野外スピーカーの整備を前向きに検討し、今後もさらに研究を重ねてほしいと思うがどうか。

小樽市統計書によると、平成17年から22年にかけて本市での就業者数が7,129名減少しているが、市内に居住する就業者の減少がその大部分を占める一方、札幌からの通勤者数には変動がほとんどない。市は、この間、雇用の確保による人口増加に取り組んでいるが、この統計からは、市内に就業していても、札幌に居住し、通勤する人が相対的に増えていることが推測され、たとえ雇用の場が増えたとしても、人口は増加しないことも考えられる。子育て環境や教育の質の面から、札幌へ転居する方も多く、人口増加のためには、企業誘致とともに、こういった部分を重点的に改善していく必要があると思うが

どうか。

また、そのためにも、財政難で削減され続けてきた子育て・教育関連の予算について、来年度はしっかりと措置してほしいと思うがどうか。

ふれあいパスについては、燃料高騰や利用者の減少など、バス事業者の置かれている環境が非常に厳しい現状を受け、事業者から事業者負担の減額について申入れがあったという。市は、その分を利用者負担とする方針というが、値上げをすればさらなる利用者減となり、不採算路線の拡大、ひいては路線の廃止などにつながることも懸念されるがどうか。

また、そのような場合を想定し、国の支援策を利用したデマンドバスなどの運行も視野に入れるべきと思うが、本市の公共交通機関は歴史的に恵まれてきたこともあり、市は検討していないのが現実である。しかし、現在の輸送体系が継続されていく保証はどこにもない以上、問題が顕在化しないうちに、将来の公共交通を確保するための検討を進めておくべきと思うがどうか。

現在、後志管内の市町村で国道393号の改良について国に要望をしていると聞く。この要望が実現した場合、倶知安町やニセコ町までの移動時間が短縮されることから、これらの町やキロロを含めた広域観光が活発化すると思われるがどうか。

また、これまで市内を抜け稲穂峠を經由していたルート of 代替路ともなり、市内への流入交通量の減少が見込まれる。これにより、臨港線の交通量が減少すれば、現在の片側3車線を2車線化し、あいた車線を緑地帯としたり、歩道の拡幅を行い、人力車や自転車を通れるようにして、北運河へのアクセスを容易にするなど、運河周辺の再整備も可能となることから、市は、将来を見据え、国道393号が早期に改良されるよう、具体的な案をもって国に要望していくべきと思うがどうか。

本市では、今年度初めて全国学力・学習状況調査の教科ごとの結果を数値で公表したが、学校別の平均正答率の公表は難しいという。しかし、学力向上には家庭教育の重要性は明らかであり、学校別の結果を公表することは、保護者に子供の学校の現状をしっかりと把握してもらい、家庭学習に真剣に取り組んでもらうための啓発につながるものと思うがどうか。

また、「学校改善プラン」は、自校の実情に応じて作成されるものであるにもかかわらず、紋切り型の表現が多く見受けられるが、課題点は学校により違うものであるから、それぞれの学校に見合った改善策をしっかりと盛り込んでほしいと思うがどうか。

新・市民プール建設の実現には、建設後、現在ある高島小学校温水プールも合わせたランニングコストをどのように捻出するかが一番の課題になると思われる。ランニングコストについては、民間委託や指定管理者制度を導入することにより、軽減が図れると思われるが、市教委では、このことについてどのように検討しているのか。

あわせて、複合施設になれば管理費が少なくなることから、老朽化に伴い後期実施計画の中に施設整備についての項目がある総合体育館や、同様に老朽化している市民会館などに併設してプールを建設することも検討してほしいと思うがどうか。

2020年の東京オリンピック開催が決定し、今後、全国で代表メンバーの合宿や練習を行う場所の誘致活動が活発になると思うが、本市においても、総合体育館や陸上競技場など、練習会場としての国際基準に見合う規模の施設があると聞く。老朽化や駐車場等の確保など、解決しなければならないさまざまな課題があるとしても、練習に参加する代表選手を間近で見るとは、子供たちがより高みを目指したいと感じたり、新たなスポーツへの興味や関心を持つきっかけになるなど、本市の競技力の向上や競技人口の拡大に寄与すると考えることから、本市のスポーツ振興のためにも、練習地としての誘致活動を前向きに検討してほしいと思うがどうか。

市は、カジノ誘致に名乗りを上げた理由として、雇用促進や宿泊者数の増加などのメリットばかりを挙げ、市民から不安の声がある安全性は、法整備などにより担保されるだろうという。しかし、カジノがある諸外国を見ると、その周辺には風俗店が建ち並び、犯罪組織がかかわってくる可能性は否めないことから、仮に小樽にカジノが開設された場合、先人が残した都市遺産である小樽運河を中心に長い年月をかけて積み上げてきたイメージや、ブランド力を守ることができなくなるのではないかと。

また、積極的に小樽を応援して下さる「まちづくり寄附条例に賛同して寄附をしていただいた方」「小樽案内人の資格を取りボランティア活動をしている方」「ふれあい観光大使に任命されている方」に対して、市はアンケート調査を行い、カジノ誘致にどのような考えを持っているか、しっかりと把握すべきと思うがどうか。

I Rの一部であるカジノについては、メリットだけでなくデメリットもあることから、誘致に当たってはしっかりと調査研究を行う必要があるが、現在、I Rを担当するのは観光振興室の3名のみと聞く。しかし、わずか3名では十分な情報収集もままならず、今後、必要となる市民やI Rに疑問を持つ人に対する説明をしっかりと行うためにも、体制の強化が必要と思うがどうか。

また、今後、I Rを含め観光に力を入れていく上で、さまざまな取組を進めていかなければならず、そのためには、職員の増員とともに観光振興室を今の時代に合った組織へと改編していくことも必要と思うが、市は、どのように考えているのか。

国内の観光客数は、少子高齢化などによる人口減少に伴い、相対的に減少傾向になるのではないかと声を聞く。こうした中、主要な観光地間では、誘致活動の競争激化が予想されることから、市は、近隣地域との連携を密にし、広域観光の確実な発展を目指すことが重要と思うが、現状と今後の取組はどうか。

また、国際観光は年を追うごとにその比重を増しており、よりインパクトのある小樽ならではの観光資源の見せ方や各種体験など、新たな魅力の提供が求められているが、市はどのように情報発信をしていく考えなのか。

介護保険制度について、国は要支援者向けサービスの一部を市町村事業に移管するとの方針であり、その受皿としては、既存の介護事業所に加え、NPOやボランティアの活用を想定しているという。しかし、本市には、そのようなサービスに対応できるようなNPOやボランティアの団体がほとんどないことから、平成29年の移管までに、市は、どのようにしてこうした団体を育成していくつもりなのか。

また、サービスを提供する団体を取りまとめるとともに、利用者と結びつけるための組織の設置など、課題はさまざまあると思うが、移管時に混乱することがないように、しっかりと準備を進めてほしいと思うがどうか。

福祉灯油の実施について、市は、灯油価格が急騰した場合に、他都市の状況や、国や道の財政支援の動き、本市の財政状況を総合的に勘案し判断するとしており、灯油価格が一昨年从高どまり傾向となっているものの、本市の財政状況を鑑みると、国などからの財政支援がない中、単独での実施は困難であるという。しかし、平成19年度、20年度は、現在より財政状況が悪かったにもかかわらず、国や道の補助金があったことから実施され、19年度は1世帯当たり市は約2,000円を負担していることから、今年度においても、せめて同額程度の福祉灯油を市単独で実施する考えはないのか。

高齢者等を対象とした「置き雪除雪」の申請については、平成24年度に所管が建設部から福祉部に移ったことに伴い受付方法が変更になったが、23年度に「置き雪除雪」を実施したものの、24年度は未申請の世帯が107世帯に上ったと聞く。このうち71世帯は未申請の理由がわからず、受付方法の変更による申請漏れと懸念されるが、市は、新規申請が86件あったことを理由に、その影響ではないと判断して

いるという。しかし、所管を変更したことによる影響などを客観的に判断するためには、申請しない理由などの状況を把握するための調査を行うべきではないか。

また、福祉除雪の条件の一つに、ロードヒーティング等の融雪設備がないこととあるが、設備があったとしても、使用していないことが明らかであれば申し込めるという。今後、広報等で周知する際には、その旨をわかりやすく記載してほしいと思うがどうか。

本市のひきこもりに係る状況については、児童・生徒の場合は、市教委及び各学校の不登校者への対応を通じ把握できているが、市内全体での調査が行われていないことを考えると、市としての取組は不十分であると感じざるを得ない。山形県の調査で県内の民生・児童委員の43パーセントが担当地域に対応が困難な中高年のひきこもりの人がいると回答していることから推測すると、本市でも、ひきこもりについての相談を受けている民生・児童委員がいると思われる。ひきこもりの人の状況を把握し支援につなげるためには、個々の部署での対応ではなく、横断的なネットワークが必要と思うが、まずは第一歩として、民生・児童委員協議会を通じ、民生・児童委員にアンケートを行い、市内のひきこもりの人数を調査してほしいと思うがどうか。

11月に発表された障害福祉サービス受給者証への特別地域加算の記載漏れについて、市は、本年7月、事業所からの指摘により誤りに気づいたというが、公表まで4か月を要したのは、どのような理由によるものなのか。

また、市は、事業所から、利用者の自己負担増額分については、来年1月からの請求とし、平成22年度からの3か年分については、さかのぼって徴収しないとの理解をいただいたという。しかし、事業所が利用者から徴収できなかったのは、市が受給者証に加算を記載しなかったためであり、事業者には非がないことを考えると、市が負担すべきであると思うがどうか。

特別地域加算の未支給については、事業所から最初に指摘があった平成24年12月と別の事業所から再度指摘があった本年7月において、担当者から上司への報告に違いはあったのか。

また、事業所には、利用者負担の増額分は来年1月以降徴収し、過去の分は徴収しないことで理解を得たというが、同様のミスが発覚した道内他都市の状況はどうなっているのか。

今回の件は、単に担当者の認識に起因するものではなく、市の体制上のミスと言わざるを得ないことから、事業所に対し、過去の分は市が責任を持つとの態度を示すべきだったのではないか。

現在、税法上の障害者控除の対象は、障害手帳や療育手帳の交付を受けている者などであり、難病者は対象となっていない。しかし、本年4月から障害者総合支援法が施行され、難病者も障害福祉サービス等の対象となったことから、障害者控除についても対象を拡大し、難病者も加えるべきと思うが、市はどのように考えているのか。

また、このことについては、厚生労働省が財務省に対し、難病者の税制優遇措置を求めていると聞くが、本市においても、この流れを受け、先行して控除対象とするなど、積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

昨年10月に障害者虐待防止法が施行され、障害者に対する虐待を発見した者は地方自治体への通報が義務づけられた。法施行後、道内では障害者施設入所者に対する虐待が相次いで明らかとなったが、障害者に対しサービスを提供する職につく者が、職務中に入所者に虐待を行っていることについては、厳しく糾弾されるべきと思うが、このことについて市はどのように考えているのか。

また、再発防止に向け、道が施設に対し実態調査を開始したと聞く。本市にも障害者の入所施設があることから、道と連携し、情報の共有などに努めてほしいと思うがどうか。

旭川市では町会長などの了承の下、市で去勢、避妊手術を行った野良猫を再び地域に戻すという地域

猫対策を道内の自治体では初めて実施したと聞く。地域猫対策については、本市でも個別に取組を行っている町会があると聞くが、市として旭川市と同様の施策を行うことや、取組を行っている方に対する補助などを行うことはできないのか。

保健所ではボランティア団体と協力しながら、市民に犬や猫の終生飼養について啓発活動を行っているとのことだが、動物愛護の観点から、市民に一層理解を深めてもらえるよう継続して取り組んでほしいと思うがどうか。

小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例に基づく寄附については、先日、報道のあった防災協力自動販売機の売上げに基づくものを含め、毎年多数が寄せられていると聞く。これらの寄附は、小樽への愛着や思いに基づいて寄せられるものと思うが、市は、寄附金の使途や次年度の企画について寄附していただいた方々にお知らせしているのか。

また、今後とも、本市の歴史的遺産の保全のため、市民や全国の方々に向け、呼びかけを続けてもらいたいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第6号、第8号、第9号、第11号ないし第16号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第11号ないし議案第16号は否決を主張して討論を行います。

また、賛成する議案第1号一般会計補正予算に計上されました障害福祉サービス費「特別地域加算」分の増額に関連しまして、一言意見を述べます。

この特別地域加算の支給により、市民税課税世帯の利用者は、15パーセント増しの利用料となります。小樽市が支給漏れとなっていた2010年度から昨年度分までの3か年の利用料についても、15パーセント増しで利用者の負担となります。

しかし、この追加分については、事業者が過去の方まで利用者に負担させるわけにはいかないということで、事業者が負担することになっているといいます。このような話を事業者から聞いたら、これは小樽市のミスが原因ですので小樽市が持ちますよ、このように提案することがなぜできないのでしょうか。この額の合計が約22万円です。小樽市がカジノサミットに補助金を出した20万円とほぼ同額です。ばくちにはお金を出すのが、みずからのミスについては責任を持たないという姿勢は問題であり、小樽市が負担をすべきです。

次に、議案第6号小樽市税条例の一部を改正する条例案についてです。

理由の第1は、年金所得者が賦課期日後に市外に転出した場合においても、特別徴収を継続することです。後期高齢者医療の保険料や国保料からの特別徴収は、国民からの批判を浴び、口座振替を選択できるようになりました。本来、年金についても、特別徴収の強制をやめさせ、各人の希望で普通徴収に変更できるようにすることが必要だからです。

理由の第2は、現行の上場株式等の配当・譲渡所得に対する損益通算特例を債券、公社債等の利子益、

譲渡所得にも拡大することは、多くの金融資産を保有する資産家ほど税制面での恩恵を受けるものです。資産家、富裕層への優遇策の拡大となるからです。

次に、議案第8号小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案、議案第9号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第11号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案、議案第12号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案、議案第13号小樽市入港料条例の一部を改正する条例案、議案第14号小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案、議案第15号小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案、議案第16号小樽市下水道条例の一部を改正する条例案についてです。

いずれの条例案も、消費税の税率引上げに伴い、料金や使用料を変更するものです。日本共産党は、市民生活に直結するこれらの料金や使用料については、生計費非課税という近代税制の原則、憲法の精神から消費税の転嫁を撤回するよう求めてきました。しかも、物価の上昇や年金の削減、年少扶養控除の廃止など、市民生活が苦しさを増す中、消費税の増税負担は厳しいものがあります。しかも、来年4月の消費税増税は、社会保障の解体と大型公共事業の復活などと一体であり、社会保障の拡充や財政再建の理由は成り立ちません。17日に閣議決定した中期防衛力整備計画では、2014年度から5年間で24兆6,700億円を予定し、オスプレイや無人偵察機など新型兵器の導入がめじろ押しとなっています。国民に増税をかぶせながら軍事費を増やすということは、税金の使い方が間違っています。

本来ならば、国において来年4月の消費税増税を撤回することが、日本経済にとっても必要なことですが、小樽市においては、市民生活を応援するためにも、せめて公共料金に来年度からの消費税増税分の転嫁を行わないように求めるものです。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第6号、第8号、第9号、第11号ないし第16号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○15番（濱本 進議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成24年度の移住決定数は、23年度と比較し、増加している。移住には不安がつきものであることから、その解消のため、お試し移住ツアーを実施したと聞かすが、その内容はどのようなもので、参加者からはどのような感想、反響があったのか。

また、昨年度の移住者8件11人について、小樽に来てからの住居や生活状況などは把握しているのか。

移住促進事業も開始から数年たったが、市は、その中で見えてきた課題や今後の方向性について、どのように考えているのか。

市では、人口減少対策として、おたる移住・交流推進事業研究会を立ち上げ、団塊の世代を対象として移住促進事業に取り組んできたが、今後は、誘致に当たりデメリットがなく、人口増に直接的な効果が期待できる現役世代にターゲットを移していくという。しかし、移住希望者が情報を得るためのホームページは団塊の世代向けであり、子育てや教育など、現役世代が必要とする項目がないことから、そういう部分を重点的に情報発信できる内容にすべきと思うがどうか。

また、研究会を解散し、そのホームページを市が管理しているとのことだが、市のホームページにも同様の内容が掲載されており、市が二つのホームページを持つことは、維持管理費用の面からも無駄であることから、市のホームページへの統合を行うべきと思うがどうか。

簡易水道事業については、地下水利用組合加入企業の利用切替えが進んでおらず、このままでは、今年度の同事業特別会計に約1億1,000万円の赤字が生じ、一般会計からの繰入れにより補填しなければならなくなるという。この負担は市財政にとって大きな打撃となることから、切替えを促すために、激変緩和措置など企業が利用しやすい条件を整備すべきと思うがどうか。

また、この地下水は道の指導により利用されてきた経緯があることから、切替えが進まないことにより赤字が生じた場合、道に責任をとって赤字分を負担するよう、市長みずから強く求めるべきと思うがどうか。

国際交流ボランティア登録制度について、ホームステイ登録家庭数は43家庭とのことだが、平成24年度実績では、何家庭で何人を受け入れたのか。

また、受入れの確認やその報告、ホストファミリーへの病気や災害の補償については、どのような状況になっているのか。

ホストファミリーは、ボランティアということだが、助成金など予算的な措置は全くないのか。

本市職員の定期健康診断は、毎年98パーセント前後という高い受診率で実施されているが、受診者に対する有所見者の割合が7割近くで推移しているという。これは、厚生労働省が調査した全国、北海道の割合と対比しても相当高く、有所見者の判定基準が全国で統一されていない点を考慮しても異常な状態だと思われるが、市はどのように認識しているのか。

職員が10人いれば、そのうちの7人が再検査あるいは治療が必要という状況は健全な職場環境とは言えず、健康管理について具体的な対策が必要になると思うが、市は、今後、どのような対策を考えているのか。

平成24年度決算によると、本市は、市税の収入状況が非常に厳しく、地方交付税に頼らざるを得ない財政状況にあるということが改めて浮き彫りになった。このような中、全国市長会などでは、国の三位一体の改革や公務員給与削減による地方交付税の削減に対して、その都度、緊急の反対アピールを出しているが、改めて地方交付税の配分を増額するよう、強く要望すべきと思うがどうか。

また、不用額については、以前は、財政状況が厳しい中、2パーセント台で推移していたが、ここ数年間は、3パーセント台で推移している。なるべく節約するのは当然だが、各課で3パーセントを目標に不用額を出す申合せになっているのではないか。

義務教育教材費は、小・中学校の教室などで使う備品や消耗品の購入費として各校に配分されているが、備品などの購入先は指名登録業者に限られているという。指名登録業者から購入すると値段が高いという話を聞くが、今後、市税収入の減少など市財政の悪化が見込まれることから、限りある教材費を有効活用し、教育の質を上げるための財源に充てられるよう、より安く購入できるのであれば、指名登

録を行っていない市内の業者からも購入できるようにしてほしいと思うがどうか。

市教委が作成した平成25年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書の中には、昨年度までは記載のなかったスキー学校の開催についての項目が新たに追加されている。長い歴史と伝統のあるスキー学校について、改めて記載したのはどのような理由によるものか。

本市においては、海水浴の授業のように、かつて当たり前に行われていたものの現在は行われていない授業もあるが、スキー学校については、スキーのメッカ小樽ならではの授業として長く継続できるよう努めてほしいと思うがどうか。

学校給食運営協議会の決算は単年度黒字となっており、平成24年度で約2,200万円の繰越金が発生している。このうち約1,000万円強については、年度当初に新1年生の給食費が納入されるまでの運転資金に必要なことだが、その分を除いてもかなりの金額が活用できることになると思われる。市教委はこの繰越金の活用について、給食会計全体のあり方の中で検討を行うというが、生活保護や就学援助の対象とまではならない低所得世帯に対する給食費の減免のために充てることはできないのか。

学校給食費の平成24年度決算における収入未済額は、24年度分が580万6,000円、23年度分が524万円、22年度分が563万6,000円であるという。私会計の運営であり、収納の主体が各学校長であることから、各学校で督促や催告などを行っているというが、日々の業務の傍ら直接対応に当たる職員の負担について、市教委はどのように考えているのか。

また、学校給食費の現状については保護者に対して報告されているというが、今後、透明性を高めていくためにも、予算・決算の収支状況を事務執行状況説明書に記載するといったことも検討してほしいと思うがどうか。

平成21年に文部科学省から「学校における米飯給食の推進について」の通知があり、「週3回以上を目標として推進するもの」とされているが、市教委は、この通知についてどのような見解を持っているのか。

また、現在、本市の米飯給食は月曜日と木曜日の週2回の実施であるが、全国平均の3回と比べて少ない理由は何か。

今後、児童・生徒数の減少が予想されることから、米飯食器の洗浄委託料と、学校給食センターで食器を洗浄する場合の費用をよく試算して、経費の軽減を図り、米飯給食の増加を検討してほしいと思うがどうか。

昨年度の病院事業会計について、損益収支は6年ぶりに純損失を計上する結果となったとのことだが、新市立病院建設事業に伴う除却費の影響について、監査委員はどのように考えているのか。

また、法適用の公営企業会計においては、平成26年度から新会計基準が適用されることに伴い、資金不足額の算定において影響が見込まれるとのことだが、新基準への移行に当たり注意しなければならない点は何か。

小樽港湾内の水難事故に消防が出動した件数は、ここ数年は年間十数件ということだが、水難事故が起こった場合には、全て消防本部に対して救助の出動依頼があったのか。

また、港内には、築港臨海公園や各埠頭など20か所に救命用具が設置されており、当然ながら港湾作業での事故対策として、その適切な整備及び管理は必要であるが、整備に関する予算計上が困難な中、今後、どのように対処する考えか。

若者が抱える悩みの相談について、本市では、相談の内容により、教育委員会や保健所など、担当する窓口が分かれているという。

しかし、これらの悩みは、就職や不登校など複数の問題が絡み合っていることも多く、一つの部署だ

けで解決に至らないため、相談者からは、一貫してさまざまな相談を受けられるような窓口を求める声が多い。こうした声に応えるためにも、市は、国が設置を進めている地域若者サポートステーションなど、ワンストップで対応できる施設の開設に努めてほしいと思うがどうか。

市は、「小樽の食品」海外販路開拓支援事業として、東アジア等への進出に意欲のある企業を募集し、昨年11月初めにシンガポールで行われた見本市「Oishii JAPAN 2012」に出展したとのことだが、参加企業は何社あったのか。

この見本市を通じて、契約を成立させた企業もあったと聞くことから、これを皮切りに、さらなる販路拡大につながるよう、市は鋭意、フォローアップに努めてほしいと思うがどうか。

また、この事業は市長の思いや政策の継続性という意味でも非常に重要な事業であると理解しているが、一方で、地域で消費されないものは販路の拡大にも至らないことから、市内企業を支援し、地場産品の市内や道央圏での消費拡大など、地産地消を進める取組をさらに進める必要もあると考えるがどうか。

おたる自然の村の使用料は、過去3年間、千五、六百万円で推移しているが、利用状況などを考えると、施設の設置目的など、条例も含めて見直す時期に来ているのではないかと感じる。施設自体は大変よいものであるから、ホームページなど広報活動を充実させるとともに、現在のように広範な事業を行うのではなく、民間の協力の下で農業振興や経営の向上に関する事業を行うなど、目的をはっきりさせるべきではないか。

これから、天狗山の開発も始まると聞くことから、その部分も踏まえ、来年度以降、自然の村のあり方について見直しをすべきと思うがどうか。

小樽市青少年問題協議会については、平成19年度まではほぼ毎年度開催されてきたが、それ以降、今日に至るまで開催されていない。市は、青少年に対する総合的な施策に変更を要するとき、又は青少年に係る大きな問題が起きたときに協議会を開催するというが、近年、全国的にいじめやインターネットに関連した事件が発生し、また青少年を取り巻く環境の悪化などが言われている。本市では、まだ大きな問題として表面化していないが、今後の市としての方針を決めていくためにも、一度、協議会を開催すべきと思うがどうか。

市では次期廃棄物最終処分場検討業務費を計上し、次期処分場候補地の調査を行っているが、さらなる調査が必要であり、検討は進んでいないという。一方、現処分場のかさ上げによる延命についても新たに検討を行っているとのことだが、これまで廃棄物を埋めてきたところを地盤とすることは、強度的に問題があるのではないか。

また、現処分場については、ごみの減量が想定以上に進んでいることで、計画より4年ほど延命できる見込みであるという。処分場については、厳しい財政状況の折、現処分場をできるだけ延命化することが望まれていると思うが、市は、そのために必要な今後のごみ減量化について、どのような対策を考えているのか。

平成24年度国民健康保険事業特別会計決算の保険給付費における不用額は、約5億3,771万円となっており、23年度と比較して約1億7,000万円も増加している。その要因について、市は、被保険者数と医療費が当初予算に比べ減少したためというが、実態は、予算計上における医療費の過大な見積りや、加入者の受診抑制が原因なのではないか。

また、国保加入世帯は、所得に占める保険料の割合が16パーセント以上と、大きな負担を強いられている現状である。24年度の保険料は、医療分が1万1,327円下がったにもかかわらず、後期高齢者支援分と介護納付費の増加により、トータルの減額分が5,000円余りに半減する結果となったことから、保

保険料を抑えるためには、増加傾向にある後期高齢者支援分と介護納付費の抜本的な見直しと、国庫支出金の増加を国に要望していくべきと思うがどうか。

本市の介護保険料は、所得が360万円以上の場合、いくら収入が多くても第8段階で頭打ちとなるため、低所得者ほど収入に占める割合が大きくなっている。高所得者により多くの負担を求め、低所得者へ配分することについて、市は、第8段階の該当者は全体の1.9パーセントしかいないため、低所得者への負担軽減効果は薄いというが、制度として可能であるのなら、所得に応じた段階をもう少し増やしてもよいのではないかと。

また、生活苦などにより保険料を滞納している市民の中には、減免に該当するにもかかわらず、制度を知らない方もいると聞くことから、保険料徴収の際に職員から、減免制度があるので担当課に相談してみてもどうかと、周知してほしいと思うがどうか。

認知症高齢者が増えていく中で、小樽・北しりべし成年後見センターの相談件数及び受任件数も増えていくように思うが、今後の見通しはどうか。

また、現在、49名の市民後見人が登録されているとのことだが、新たな市民後見人の養成講座はストップしている。その理由は何か。

9月の新聞報道では、全国的に弁護士、司法書士を含む後見人が被後見人の財産を不正流用して、その額が数十億円に上っているという記事があったが、センターでの金銭管理の体制はどうなっているか。

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助を行いたい提供会員と援助を受けたい依頼会員の相互援助組織であるが、8月現在での登録者数は、依頼会員が217人、提供会員が128人であるという。依頼会員より提供会員の方が少ない状況で、サービスを提供する機能がきちんと果たされているのか心配であるが、これまで支障などはなかったのか。

また、事業の対象となる小学校6年生までの子供が約9,300人いるというが、会員数に鑑みると、事業を知らない保護者が多数いることが容易に推測できる。その中には、本事業を必要としている方も多くいると思われることから、さらなる周知に努めてほしいと思うがどうか。

私道整備助成の申請件数は、ここ5年間では、平成20年度4件、21年度2件、22年度2件、23年度3件、24年度1件とのことであり少ない。これは制度の市民周知が不足していることに起因していると思うが、今後、市はどのように周知を行うつもりか。

また、市への申請手続については、市民にとって難解な点もあると思うが、私道整備助成を申請するに当たり、注意しなければならない点は何か。

多くの観光客が訪れる手宮公園や平磯公園など、重要眺望地点に指定されている地域や歴史景観区域などにある公園の維持・管理については、市民ボランティアによる草刈りなどが行われているものの、市の直接的な管理はほとんどなされておらず、観光都市小樽の顔として恥ずかしい状況にある。市の苦しい財政事情は理解できるが、機械を使った草刈りや樹木の剪定など、ボランティアでは対応できない部分については、しっかりと予算づけをし、人員を確保して最低限の管理は行うべきと思うがどうか。

公園に設置されている遊具の点検は、毎年、春先の設置とともに一斉に行い、その後は日常的なパトロールと公園愛護会からの通報により対応しているというが、ボルトが緩んでいるなど、整備が行き届いていない遊具を多く見かける。中でも、各地域にある子供たちが放課後に集うような公園の遊具については、安心して遊べるよう、しっかり整備してほしいと思うがどうか。

また、壊れた遊具に立入禁止のテープを巻き、長期間放置している公園があると聞かすが、改修や撤去に時間がかかるのであれば、破損した遊具を柵や板で囲うなど、子供に危険が及ぶことがないように措置を最優先に考えるべきと思うがどうか。

先日、長橋なえぼ公園の駐車場において、乗り捨てられた盗難車が燃やされるという事件が発生したが、市は、公園はできるだけ自由に使ってもらうのが基本であるとのことから、今後の対策として、駐車場への出入りを制限するような処置をとる考えはないという。しかし、地域住民からは心配する声も出ていることから、このような事件が頻発するようであれば、柵や防犯カメラの設置などの安全対策をとるよう、研究してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

平成25年第3回定例会議案第7号ないし第21号につきましては、採決の結果、賛成多数で、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、平成25年第3回定例会議案第7号ないし第21号の決算について、不認定の討論を行います。

議案第7号平成24年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

日本共産党は、平成24年度一般会計予算案に対し、新学校給食共同調理場建設事業の中止、石狩湾新港の北防波堤の延長工事負担金のうち、公債費と今年度分の港湾建設費相当分を削減、有価証券の売却、OBCの固定資産税滞納分回収の上積みなどで財源をつくり、未就職の高校生の市役所への臨時雇用での雇用支援、住宅リフォーム助成制度の拡大、ふれあいパスの利用負担の軽減、市営プールの早期建設を目指した調査の実施などを主張し、市民負担の軽減と市内経済の活性化を提案してきました。

2012年度決算は、21億8,000万円の不用額を生じながらも、市民生活を守る内容となっておりません。

我が党は、新学校給食共同調理場の建設について、現在の小樽市の財政状況に照らしても財源規模からいっても無理があること、食の安全性、食育の立場から反対してきました。

石狩湾新港管理組合の負担については、公共埠頭とはいえ、現状は王子エフテックス株式会社の事実上の専用となっただけで、岸壁使用料だけでは借金を返済できないために、母体である北海道、小樽市、石狩市の負担となっています。王子エフテックス株式会社にも使用料のほかに適切な額を負担させるべきです。

小樽市の切実な課題である雇用確保対策に力を注ぎ、地域経済の活性化につながるような予算執行を行うべきです。

次に、議案第11号小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

2012年度の保険給付費で5億3,771万円の不用額が出ています。平成23年度と24年度を対比すると、後期高齢者支援金は1億5,748万円増加し、介護納付金も6,190万円増加しています。療養諸費の過大な見積りで高い保険料としていることが問題です。

平成24年度の国保料は、医療分の引下げがありましたが、後期高齢者支援金、介護納付金が引き上げられ、引下げ幅が半減しました。今後も後期高齢者支援金、介護納付金の引上げが予想され、国保料は引き上げられることとなります。一般被保険者療養給付費が受診件数及び金額でも前年度比で減少し、国保加入者は、高い国保料と医療費のために受診を抑制している状況にあります。

次に、議案第12号小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定については、本来、公有地の円滑な取得、運用のための基金です。2012年度の決算説明書によると、利子の収入が16万5,000円、これは

一般会計に貸し出している5億1,000万円に対する利子です。現在は、土地が値下がりし、事前に土地を取得しておく必要性がなくなっています。本会計は、我が党が廃止を求めてきたものです。

次に、議案第13号小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

市営住宅の指定管理者に支払われている使用料収納率向上対策事業について、昨年の決算特別委員会では我が党の中島議員が指摘していますが、収納率向上に対して民間に補助を出すことを行政がすべきではありません。

また、内部改修等、修繕計画で決められた畳替え等の改修も行われていません。計画どおり進めるべきです。

住宅リフォーム助成制度は、助成額を2,000万円計上しながら、415万3,000円残しました。リフォーム工事費は、総額2億2,683万円になり、14倍以上の経済効果をつくりました。助成額を増やして、申込者を抽選せずに受け付けし、市民と市内建設業者を応援すべきです。

次に、議案第14号小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

協定に基づいて、小樽市の経営収支の不足分は石狩開発が負担することで事業を進めてきましたが、石狩開発が破綻し、小樽市にかぶせられてきました。北海道の強い要請に基づき進められてきた事業であり、北海道に負担させるべきです。

次に、議案第15号小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

本市の介護保険料は、全国平均を上回っています。特別養護老人ホームの待機者は解消するめどがありません。訪問介護サービスは、これまでの30分以上60分未満が45分未満に時間短縮され、生活支援などの必要なサービスができなくなっています。

介護保険制度は、介護サービスの拡充や基盤整備を進めれば、それが保険料値上げにはね返る仕組みです。

また、介護サービスを利用すればするほど、保険料が高くなり、経済的に苦しい生活の中で、多くの市民が利用していないというのが実態です。

次に、議案第17号小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、2012年度からの保険料の値上げで反対です。前年同期比でも4,742万円も増大しています。

次に、議案第18号小樽市病院事業決算認定については、入院医療費の新しい計算方式であるDPC請求の実施は、収益を最優先されることから、患者への負担が増えることもあり、導入に反対です。

また、治療の一環とされる給食については、本来、病院局が経営すべき事業であり、民間に委託していることは認められません。

次に、議案第19号小樽市水道事業決算認定については、連続黒字の中で、基本水量20トンを引き下げて、市民負担を軽くすることを行わないことは認められません。特に生活保護費の切下げで、生保世帯は生活が苦しくなっており、基本水量の見直しで、水道の使用実態に合った料金体系で負担軽減を図る必要があります。

次に、その他の議案については、日本共産党は、消費税については一貫して反対の立場をとってきています。公共性のある事業について消費税を課せられるというのは、認められません。

以上の理由により、それぞれの決算について不認定を主張し、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 一新小樽を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、平成25年第3回定例

会議案第7号及び第18号について、不認定を主張する討論をいたします。

まず、議案第18号小樽市病院事業決算認定についてですが、私たちの会派としては、従来の主張どおり、基準外繰入れを続けているという部分から、人件費の削減、経営形態のあり方の部分に関し、経営評価委員会からの指摘もあるように、まだまだ改善の余地があったという点です。

これまでさまざまな改善を行っていることも承知しておりますし、研修費の増額などを行っていたことは評価いたしておりますが、引き続き努力をしていただきたいと思っております。特に病院経営が失敗した場合には、今後の小樽市政に大きな影響を与えることは間違いなく、さらに今後は新市立病院建設費の償還についても負担が出てくるわけですから、何としましても基準外の繰入れをしない経営体制を確立していただきたいと思っております。

次に、議案第7号ですが、その基準外繰入れにかかわる部分から不認定とさせていただきます。

ただ、市長公約どおり他会計からの繰入れに頼らない財政運営のための皆様の努力は評価しているところで、以前から申し上げておりますが、これらの負債や借金という将来にわたるツケは、現役の皆様によるものではなく、バブルに踊った尻拭いをさせられている部分だと思っております。

来年度からは、消費税増税をはじめ、さまざまな税制改正があり、地方自治体にとって大きな影響を受けますが、厳しい財政状況の中でも、選択と集中の観点から、将来負担を少なくしつつも市民の役に立つための市役所運営をお願いし、討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成25年第3回定例会議案第7号及び第18号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成25年第3回定例会議案第8号ないし第17号及び第19号ないし第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○27番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第3号により職員給与条例等が改正されると、公的年金の支給開始年齢まで、来年4月から新たに再任用となる職員の給与が引き上げられ、これまでの再任用職員との間に格差が生じる。地方公務員法では「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされている以上、同じ職責を負う再任用職員の給与について、年金受給の有無により差をつけるべきではないと思うがどうか。

新・市民プールの建設に向けては、財政上の問題があるのならば、建設費やランニングコストの目標を立ててから、規模や建設地を決めて進めていくという視点が欠けているのではないかと。

市教育委員会は、水泳人口や利用者が何を求めているかなどについて調査しているというが、一体何年かけて調査するつもりなのか。

また、後期実施計画の中で建設したいとの意向を市長部局に伝えているのか。

行政評価の結果は市民に公表する予定と聞かすが、今後の方向性において「現状維持」となっていながら予算額が増額になっているものがあり、十分な説明がないままホームページに掲載しては誤解を招くことが危惧されるがどうか。

また、「要改善」との表現は何を伝えたいかがわかりにくく、「事業内容の変更」などとしたほうが一目瞭然であり、表現方法を検討してもらいたいがどうか。

行政評価における判定項目は、A・B・Cの3段階しかないが、Cは廃止と評価すべきものなのか。

本格実施に向けて市は、マイナスの評価だけではなく、例えば640日間火災による死亡者がいない火災予防の啓発事業はS評価とするなど、行政のプラス面について市民が判断しやすい表現方法を検討してもらいたいがどうか。

市は、総務省から示された新地方公会計制度に基づき財務4表を作成したと聞かすが、市民1人当たりの資産額と示されても、資産には道路や公共施設など、こういうものが含まれるとの例示など、コメントが記載されていなければ市民には実感が湧かないのではないか。

今後、同表の数値が市民に与える影響や数値がどう変化することが行政の努力の表れかを示せば、市民理解が進むものと思うがどうか。

全国学力・学習状況調査の調査結果については、これまで文部科学省から過度の競争をあおらないよう配慮が求められてきたが、来年度以降、市町村の教育委員会に判断が丸投げされる。学校だよりなどでソフトに伝えられてきた内容が先鋭化すると、特定の子供が地域や学校から孤立する心配があるのではないか。

市教育委員会は、子供の能力を萎縮させるのではなく伸ばすための環境整備を行うことが重要であり、その意味から今後の公表の進め方を考えてもらいたいがどうか。

消防団員数については、高齢化に伴い、他都市においては確保に苦慮する中、本市では500人前後で推移しているという。消防本部においては、今後とも団員募集に向け、消防フェアのPRなど、鋭意努力を続けてもらいたいがどうか。

また、消防団員の研修については、多くの団員が受けやすい環境を整えてほしいがどうか。などあります。

なお、閉会中の10月17日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港管理組合の協議案件について報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第23号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第5号並びに陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号及び第325号ないし第534号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきまして、陳情第324号及び第325号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第5号は否決、第23号は可決、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号及び第325号ないし第534号は、採択を主張して討論を行います。

最初に、今述べました議案、陳情に対する討論の前に、議案第3号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について意見を述べます。

この議案は、再任用職員の無年金期間の給与を保障するものであり、反対するものではありません。

意見の一つ目は、現在の再任用職員は、道内他都市と比べても低い給与で働いているため、新しい再任用職員との給与格差が生まれます。同一の労働には同一の賃金という点で問題が残ります。

二つ目は、週35時間労働を短時間労働とみなしている問題です。国家公務員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とされ、小樽市の一般職もこれに準じています。一方、国家公務員の再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までとなっています。週35時間労働を短時間勤務とする法的根拠が乏しく、一方では国家公務員には準じていながら、他方では準じることをしていないという矛盾があります。

以上、議案と関連する2点について、何らかの是正を求めるものです。

それでは、議案第5号小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてです。

恩給年額を引き下げたものであり、しかもその額がわずかに年額約2万7,000円ですから、引き下げるべきではありません。

次に、議案第23号小樽市非核港湾条例案についてです。

小樽市が加盟する平和首長会議で扱う核兵器禁止条約の交渉開始等を求める市民署名は、12月現在で86万筆を超えています。

国連総会は、12月5日、核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議を圧倒的な賛成多数で採択しました。9月には、初めてとなる核軍縮に関するハイレベル会合も開催し、核兵器禁止条約の国際交渉の速やかな開始を求める声が世界の流れになっていることを示しました。

また、イランの核兵器開発疑惑の解決を目指して、アメリカなど国連安保理理事国やEUによる交渉が合意を見ました。イランの核開発が明らかになってから10年余、平和解決に向けた画期的合意だと歓迎の声が上がっています。

このような核廃絶への国際世論の広がりがありますが、核保有国にみずから核兵器の放棄を約束させるには、さらなる世論の広がりが必要です。

現在、アメリカは、みずからの艦船に核兵器を搭載しているかどうかは明らかにしていません。来年2月になると、雪まつりの時期になります。すると、同時にやってくるのではないかと心配されることがアメリカの艦船です。核密約の存在が明らかになり、核兵器を持ち込む場合の事前協議は必要ないことが明らかになりました。

条例案は、小樽港に入港する外国艦船に核兵器が積んでいるかどうかを確認してから入港を許可するという内容であり、入港を許可するかどうか、港湾管理者の権限を条例上はっきりさせるものです。

次に、新しい陳情第325号ないし第534号「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での

「市民水泳プール」の建設方について、継続審査中の陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第293号ないし第308号についてです。

駅前ビルの室内水泳プールを反対の声があるにもかかわらず壊し、その補償金を駅前開発に流用しました。その後、市民の声に押し寄せ、小樽市は第6次総合計画に位置づけて、当時、財政状況が厳しい中でも早い段階での建設を目指し、前期実施計画に基本設計と実施設計の事業を明記しました。にもかかわらず、今年度予算で予算計上をせず、前期計画内での事業開始を見送り、加えて今定例会で報告のあった後期実施計画2013年12月案では、前期に記載していた基本設計と実施設計すら記載しないという後退した表現を示しました。

陳情は、市民に約束した事業を実施してほしいと建設を位置づけるよう求めるものであり、陳情者の願意は妥当であります。

次に、陳情第319号所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方についてです。

12月現在で、道内48の自治体が意見書を可決しています。来月から白色申告にも記帳義務が拡大するので、青と白で区別をつける必要はありません。願意は妥当、採択を求めます。

議員各位の賛同をお願いしまして、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対、議案第23号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をします。

私たちは、これまでのこの条例案討論の中では、主に米艦入港時の核兵器持込み疑惑や、その核兵器の危険性など、直接的な市民への脅威について指摘をしてきました。今回は、さらに核搭載可能性のある米艦入港による新たな間接的な脅威や不安を指摘しなければなりません。

それは、先日の特定秘密保護法の成立とその影響によるものです。これにより、アメリカ政府の公文書で明るみに出た核兵器を積んだ米艦船や航空機の領空、領海の一時通過や寄港などの場合、事前協議は不要とする日米核密約は一層秘密の闇に沈み、これからも米艦船核搭載情報が明らかにされることは、さらになくなるでしょう。このことは、逆に核搭載の可能性を一層否定できなくなることであります。

その特定秘密の塊のような米艦が毎年のように小樽港に寄港します。私たちが危惧する点は、米艦寄港時には、市職員、港湾関係者が米軍事機密という特定秘密を扱う者としてふさわしいかどうかの適性評価と呼ばれる適格審査が行われる可能性があるということです。適性評価制度では、本人だけでなく、親族、知人まで調べられ、把握されます。評価項目も思想・信条、恋人の有無、借金額や酒ぐせまでも含む広範囲なものとなっています。また、この適性評価は、公務員だけでなく、業務委託を受けた民間業者や従業員も対象となります。市民の思想・信条の自由など、個人の人権が脅かされる危険性があります。

また、友好親善を名目にやってきた米兵とのまちなかでの交流時の会話が本人の知らないうちに秘密に触れ、何げなくネットに書き込むと家宅搜索、事情聴取、最悪は起訴、有罪、懲役10年、これではおっかなくて友好親善どころではありません。

大げさなとも思いますが、前例があります。1957年、横須賀市で、米艦入港日程を乗組員から聞き出した出入りのクリーニング業者が米軍の機密を犯す罪で逮捕され、有罪になっています。ただ、仕事熱心さの余り、ほかの業者より先にクリーニングの注文をとろうとしただけでもかかわらずです。

さらに心配するのは、私たち市議会議員が米艦入港問題を議会で質問しても、理事者の皆さんがそれに答弁をしても、法に触れることになるのではという可能性が生まれたことです。結果、それぞれが自己規制し、議論が萎縮してしまうのが怖いところです。

このように、小樽市民の安心・安全がこれまでの核搭載の疑いにより脅かされる心配に加え、特定秘密保護法制定によって、個人の知る権利や人権、自由、これらが脅かされる不安が米艦入港によって身近にやってくることになります。

ぜひ、このたびは本条例案を可決し、多くの市民が疑念と不安を持っているこの特定秘密保護法の影響を少しでも減らすために、核搭載可能性のある米艦入港にノーと言えるこの小樽市非核港湾条例案に御賛同をよろしくお願いいたしまして、討論を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第23号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第5号並びに陳情第293号、第319号及び第325号ないし第534号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○3番（中村岩雄議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

札幌入国管理局では、旭川出張所の新設に伴い、札幌本局に最も近い小樽港出張所の廃止を予定していると聞く。入管の説明では出張所の適正配置によるものとのことだが、小樽港のこれまでの実績を考

えると、旭川出張所の新設と小樽港出張所の廃止は違う問題であると思うが、市はどのように認識しているのか。

また、小樽港の出入国者数等は、来年度以降予定されているクルーズ客船の寄港数増加などにより、旭川空港と遜色のない人数になると見込まれ、さらなる寄港誘致に向けた取組も行っているなど、出入国審査業務の拡大が想定される中で、出張所を廃止するという国の理に合わない判断は絶対に認めてはならないと思うがどうか。

現在、市は、第3号ふ頭及び周辺再開発計画の作成を進めており、その中ではクルーズ客船誘致に係る施設整備などが計画されている。しかし、市民からは、夏に時々入港するだけのクルーズ客船のために多額の整備費用を投ずる価値があるのかといった疑問の声も聞かれることから、市は、クルーズ客船がもたらす経済波及効果について、しっかりと説明していくべきと思うがどうか。

また、整備に当たっては、乗船客のためだけではなく、市民が親しめる港にしていく必要がある。計画にあるイベント広場などは、市民が日常的に子供連れで遊べるスペースにもなり得ることから、そういったことも想定し、安全性に配慮した素材での舗装で整備をしてほしいと思うがどうか。

「小樽の森」構想については、これまで、運河を中心としていた本市観光において、天狗山を中心とした山側の魅力発信や施設整備を進め、さらなる観光振興につながるものと期待する。しかし、多額の事業費を要することから、一度に全ての事業に着手することは難しいと思うが、市では、まずどの事業から優先して取り組むべきと考えているのか。

また、事業実現化検討報告書には、アウトドアに係るさまざまな資格を取得できる専門学校を自然の村に設置する記載があるが、今の日本でこういった資格のニーズはあるのか。

一方、このような専門学校ができた場合、現在、市内の小・中学校が自然の村で行っているさまざまな体験学習を、これまでどおり実施することは可能なのか。

北小樽観光の中心である祝津地区は、ニシン漁繁栄の歴史や文化、おたる水族館のほか、豊かな自然を有しており、これらの資源を活用して、にしん群来祭りや花火大会などのイベントを実施し、多くの観光客を呼び込んでいる。北小樽観光の発展は、本市観光の課題である時間消費型観光の推進にもつながるものと思うが、小樽観光において、祝津地区はどのように位置づけられているのか。

また、祝津からオタモイにかけて、勇壮な海岸美を堪能できる赤岩遊歩道は、時間消費型観光に欠かせない観光資源であるが、より多くの観光客に足を運んでもらうためにも、来年度、小樽観光振興公社が新たに就航させる観光船内で放映されるプロモーション映像の中で、紹介してほしいと思うがどうか。

今年の小樽しゃこ祭は、開催時期を早めたことや天候にも恵まれたことから、昨年を大きく上回る4万1,000人の入場者が訪れたと聞く。関係者の苦労が実り、祭りの目的である小樽産シャコのブランド化については、ある程度熟成してきたものと思うが、今後さらに進めていくに当たり、市はどのような課題があると認識しているのか。

また、祭りには荒波しゃこ次郎という公式キャラクターがいるが、キャラクターの利用はブランド化の取組に効果的であると思われることから、ゆるキャラ化など荒波しゃこ次郎を前面に出した取組も必要と思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第290号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） ただいまの委員長報告に反対し、陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方については、採択を求め、討論を行います。

オタモイ海岸の観光開発に小樽市が責任を持たなければならない理由については、2011年第4回定例会の陳情第290号の採択を求める討論で、歴史的経過を含めて述べていますので、改めてここでは詳しく述べません。

志村和雄市長の時代、オタモイ観光開発のためには、小樽市がオタモイの土地所有者になる必要があるとの立場から、関係者に協力をお願いして、ようやく小樽市が所有者になることができました。2007年のオタモイ海岸急傾斜地調査業務での崖の危険な事態を理由に、現在、小樽市は、オタモイ観光開発を本格的に進めようとはしていません。しかし、小樽市史にも書かれていますが、土地を購入することになった昭和53年第4回定例会で当時の志村和雄市長が、問題はあそこの崖崩れであると述べているように、崖の危険な状態は、今に始まったことでなく、危険を承知で開発するために購入したはずであります。

オタモイ観光開発がなぜ後景に追いやられたか。1970年代初頭、小樽運河を守れの運動が起こり、10年にわたる論争とその後の市民の努力で、小樽市という名前が世界のブランドとなりました。これでオタモイに頼らなくても小樽観光は売り出せると小樽市の認識が後退し、後景に追いやられる結果となりました。

しかし、これで、オタモイ観光開発の小樽市の責任が免罪されたわけではありません。加えて、2005年以降、遊歩道への岩盤の崩れや落石が発生したため、同地域を立入禁止にし、山田前市長時代の2006年から2007年にかけて、オタモイ海岸急傾斜地調査業務が行われました。この中で、景観を犠牲にした恒久的な安全対策には莫大な費用がかかるとの見解に飛びついて、これを理由にオタモイ観光開発を見捨ててしまいました。

新谷昌明市長の時代の12年間、マイカル誘致にうつつを抜かし、また山田勝麿市長の前半の7年間も有効な手だてをとらず、オタモイ観光開発に手をつけなかったことが、現在の困難をもたらしていると言って過言ではありません。

急傾斜地調査業務の報告をもってオタモイ観光開発はできないとする見解には、同意できません。

陳情の説明の中でも、市内業者の協力での現地調査では、昭和52年当時の復旧には1億7,000万円程度で、落石ネット補修、落石処理、落下防止手すり、お堂の修理・修復、沢整備・排水処理、のり面整備、モルタル吹きつけ、落石防止鉄製ガード等の整備をすれば十分に安全利用可能であると工事専門家は見ていますと述べられています。このように、陳情は安全対策にも言及しています。

陳情第290号を採択し、オタモイ海岸を早期に整備することを求め、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時10分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

○20番(中島麗子議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第322号は、共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担を市に求めるものである。同保育所は、少子化等により入所児童数が激減したことから、平成25年度末で閉所することを決断し、今日まで、家屋の解体費用等を捻出するための寄附金を募ってきたが、いまだに不足している状況であるという。開所した1971年からの21年間、小樽市で唯一の産休明け保育を実施するなど、本市の保育事業の補完的役割を果たしてきたことから、経費負担を求めるものであるが、同保育所の土地や建物の所有権はどのようになっているのか。

同保育所が本市に貢献してきたことは理解するが、市が費用を支出でき得るような法的根拠や公金を支出すべき政策的な理由はあるのか。

市が解体費用を負担することについては、公益性の観点等から難しいというが、閉所後の残務整理は職員がボランティアで行くと聞くことから、同保育所が本市の保育行政に貢献してきたことに鑑み、解体及び清算費用を含め、市として可能な援助がないものか、改めて検討するべきではないか。

陳情第323号は、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方についてである。現在の法律では、分別収集と保管を自治体が行うことになるため、ごみを減らそうと努力している市民の税負担に対する不公平感が高まっているという。平成20年度には市町村に支払われる資金拠出制度が創設されたものの、24年度には原資となる再商品化の費用が見直され、拠出金額が大幅に削減されるなど、自治体ガリサイクルの推進に取り組むほど負担が増す状況であることから、このような仕組みを見直すよう国に要望すべきと思うがどうか。

桃内の廃棄物最終処分場については、いずれその容量が超過することが予想されることから、延命化対策として、新たな処分場を建設するよりはるかに安い費用で済む既存の処分場のかさ上げについて検討しているという。現在、市は、北海道とかさ上げに係るさまざまな協議を行っているとのことであるが、財政状況が厳しい中、費用負担が少なく、また効率的に長期間使用できる施設の構築を望むがどうか。

ふれあいパス事業の目的は、高齢者の社会への積極的な参加であり、本市にとって大変重要な福祉サービスの一つであるにもかかわらず、試験的に行った平成24年度事業評価の対象とし、さらには見直しを要する事業とすること自体、なじまないものと思うがどうか。

また、バス事業者からの負担割合の見直し要望により、新年度からバス1回乗車につき新たに20円の負担が発生することについて、これを全額利用者負担とする方針とのことである。ふれあいパスの配付対象者数は年々増加しているにもかかわらず、実際の交付者が減少しているということは、パスが必要なのは自身でバスに乗車して行動できる高齢者であることから、事業の趣旨に近づいてきているものと考えられる。そのような中で、利用者の負担を増大させることは、その趣旨に反するのではないかと。

本事業は、高齢化の進む本市にとって極めて必要性が高く、本市が独自に行っている看板事業であるから、受益者負担増や経費削減を求めるものではなく、サービスの充実や維持を根本として考えるべきと思うがどうか。

また、バス事業者が今の負担に耐えられないというのであれば、事業者の負担軽減分である10円分について、利用者負担とするのではなく、市が負担するよう検討すべきと思うがどうか。

事業者からの要求に何の対応もせず、利用者にそのまま負担させる市の考え方は、重大な問題である。仮に市が20円分を負担した場合、財政負担は約4,400万円の増額になるというが、現在の事業費に増額分を加えても、過去の事業費を超えるものではないことから、増額分を市が負担すべきではないかと。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第322号につきましては、意見が分かれ、賛成少数により継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号、第320号、第321号及び第323号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第322号及び第323号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたこと、また11月に実施した第2回市民と語る会で参加者から要望があった勤労女性センターへのエレベーターの設置を検討し、それが困難であれば4階の軽運動室を1階に移設してほしいとの件について、委員会を代表して斎藤博行委員が市長部局へ質問し、エレベーターの設置については、過去に検討したものの、スペースや財政面等から困難であること、また軽運動室の1階への移設については、センターの基本的機能を維持する観点から困難であるとの答弁があったことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、新たに提出された陳情第322号共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方について、陳情第323号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方について、また、継続審査中の請願第2号JRN小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、陳情第310号銭函駅へのエレベーター設置方について、陳情第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について、陳情第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について、陳情第320号朝里におけるまちづくりセンター建設方について、陳情第321号受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸政策の強化方について、いずれも採択を求めて討論を行い

ます。

陳情第322号共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方についてです。

陳情趣旨説明で、みずからの体験として、土日・祝日関係なく24時間体制の勤務のため、対応してもらえない保育所を探しましたが、小樽市にはそのような保育所はありませんとの答えて、小樽市では、まるで小さい子供を持つ母親はフルタイムで働くなと言われていたような気がして途方に暮れたとき、ポッポの家に入所することになり、ポッポの家がなければ、10年間、助産師として、正職員として仕事を続けることはできませんでしたと語っています。同保育所が42年間、無認可の下でも「産休明け保育」「保育時間の延長」「市外在住の子供を受け入れる広域保育」「緊急一時保育」など、小樽市の公的保育所や認可保育所に先駆けて取組を行い、保育行政に貢献してきたことは、本市の担当部局をはじめ各会派の皆さんも認めているところです。

しかし、ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担について、自民党は、ポッポの家は民間の事業所であり、みずからの運営に責任を担うもの、この件に限って特別に認めることはできないとして、また公明党は、本市の公金をもって閉所の経費負担をすることは法律上の根拠もなく、政策的な判断としても公益性がないことなどから、特定の民間財産の処分には支出すべきでないとして不採択を主張しています。

財政の基本原則には、公金支出の禁止がうたわれています。しかし、その趣旨は、私的な事業への不当な公権力の支配が及ぶことを防止するための規定であって、既に強い支配が及んでいるところには、そのような心配がないので、公金の支出も許されるという見解があります。このことからいえば、ポッポの家のように既に補助金を支出してきている中で、今回閉所することで、引き続き運営に強い支配が及ぶ心配がありません。

これまで、国においても、リーマン・ショックでの保有株式の価格暴落などで金融機関に公的資金を投入しています。東日本大震災にかかわり、住宅の新築、改築などをする場合において、これまでの住宅資金の借入れに加えてさらに住宅資金を借り入れるときに、これまでの借入れについては資金援助をしてきた例もあります。また、これまで本市においても、福祉灯油事業や住宅リフォーム助成事業で私的なことに公金を支出してきた経過があります。

このように、国、自治体を問わず、政策的な必要性から私的なことに支出してきた経過があります。民間事業者に対して市が支出する法的根拠がないなどとの主張は当たらないものと思います。ポッポの家がこれまで保育行政に積極的に貢献してきたことに鑑み、閉所に当たっての経費負担については、政策的にも支援していくことは妥当だと思います。

陳情第323号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方についてです。

廃棄物・リサイクル問題の解決のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から脱却し、環境への負担が少ない循環型社会を推進することが必要です。

現状においては、収集は市町村、再商品化は事業所、分別は消費者の役割となっていますが、プラスチック容器の処理作業や経費は自治体に肩がわりさせられ、事業者はリサイクルの費用の一部を負担するだけというのが実態です。

このように自治体のリサイクルを積極的に進めることで一層自治体の負担が増える仕組み自体が法律の問題だとして、容器包装のリサイクルについて拡大生産者責任を強化するなど、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を国会及び関係行政庁に提出することを求めた陳情であり、妥当であります。

継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第310号銭函駅へのエレベーター設置方についてです。

市議会での市民と語る会においても、銭函の方から、「銭函駅の上り下りは年寄りには大変なことだ」「バスは国道まで出ていかなければならず、JRが頼りだ」「急いでバリアフリー化とあわせてエレベーターを設置してほしい」「JRと責任のなすり合いをするのではなく、市が積極的な姿勢を進めてほしい」などと、強い要望がありました。

市議会としても、いつまでも継続審査とすることなく、今この時期に採択し、市に積極的な推進を求める必要があります。

そのほかの継続審査中の陳情第1号、第314号、第316号、第320号及び第321号も願意妥当であり、採択を求め、各党派、各議員の皆さんの御賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、上野智真議員。

（14番 上野智真議員登壇）（拍手）

○14番（上野智真議員） 自由民主党を代表して、陳情第322号共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方について、不採択の立場で討論いたします。

共同保育所ポッポの家は、昭和46年、小樽市で初めて産休明け保育を開始し、その後も無農薬野菜を使った手づくりの給食や外遊びの充実によって丈夫な体をつくる取組、また延長保育や緊急一時保育、広域保育など、認可保育所では対応が難しい特色のある保育を推進し、長きにわたり地域の要望に応えるべく先駆的な取組を行い、小樽市の子育てにおいて補完的な役割を担われてきた御功績には深く敬意を表するとともに、これまでの取組は今後も小樽市において必要なものと考え、党派としても行政に対し、強く要望していくものであると考えます。

しかし、これまでの保育への取組については、市も保育内容や園児数に見合った補助金を支出し、支援をしておりますが、本陳情に関しては、保育に対する補助ではなく、事業所の解体及び清算経費であること、またポッポの家は、民間の事業所であり、一般的な認識として、保育所に限らず、どの業種においても、民間事業所の運営責任は民間事業者みずからが担うものであることから、陳情内容については、一定の理解はいたしますが、この件を他の民間事業者と分けて特別に扱うことは、我が党派としては賛同しかねます。

よって、本陳情に関しては、不採択を求め、討論いたします。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○19番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第322号共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方について、継続審査を求める立場から討論します。

共同保育所ポッポの家は、1971年の開設以来、市内における多様な市民ニーズに柔軟に対応し、当時の認可保育所がカバーできない部分を補完する役割を果たしてきました。特に、認可保育所が産休明け保育を開始するまでの間、文字どおり、市内で唯一の産休明けの子供を受けてくれる保育所として大きな役割を果たしてきました。そうした役割については、先日開かれた厚生常任委員会においても、各党派より高く評価する発言が相次ぎました。

しかし、認可外保育所の経営は大変厳しいものがあり、利用している保護者や地域の支援に支えられ

てきた面が多々あります。このたびの閉所に当たっての費用についても、保護者、また以前にお世話になった保護者の皆さんのカンパが主要な財源と聞いています。40年以上の歴史はありますが、その間に余裕が生じたことはなかったのではないかと思います。

今、その役割を終えようとしているとき、この間の地域における子育て支援に果たしてきた経過を踏まえ、陳情者の思いを受け止め、全庁的に検討するためには時間が必要と考え、継続審査を主張するものであります。

なお、継続審査が否決された場合には、自席にて棄権の態度をとらせてもらうことを申し述べ、討論とさせていただきます。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○5番（成田祐樹議員） 一新小樽を代表しまして、委員長報告に反対、陳情第322号共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方について、継続審査を主張する討論を行います。

一新小樽としましては、このポッポの家の今までの活動を高く評価しておりますが、その一方で、解体にかかわる費用、また万が一残金が発生した場合の取扱いなど、まだまだ議論しなければならないことはたくさんあります。

よって、一新小樽は、継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第322号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第321号及び第323号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第314号及び第316号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号、第310号及び第320号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 10番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

○10番(高橋克幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成20年7月にスタートした中心市街地活性化基本計画は、本年3月末に計画期間が終了したため、内閣府に最終フォローアップ報告書を提出した。計画に位置づけられた55事業には建設部所管のものだけでなく、総務部がかかわった事業や産業港湾部所管の事業もあるという。他部局にかかわる計画や報告がある場合は、担当理事者間で連携を図り、各常任委員会へも情報提供を行う必要があると思うがどうか。

次に計画を作成する際には、高齢化が進む本市の状況を考慮し、行政は高齢者がまちなか居住をするような仕組みをつくり、中心商店街はその方々をターゲットとした商品を販売するなど、官民協働により中心市街地活性化に取り組んでほしいと思うがどうか。

災害に強い国土・地域の構築に向けた建築物の耐震化を推進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、昭和56年5月31日以前に着工された建築物のうち不特定多数の人が利用する大規模建築物は、耐震診断を実施し、平成27年12月31日までにその結果を国に報告することが義務づけられたという。国は補助制度がない市町村に所在する民間事業者に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助しているが、本市が補助制度を創設すれば、道の支援も見込まれ、結果的に事業者負担を大幅に軽減させることができる。本市において耐震診断を行わなければならない民間建築物は12件であり、その中には市の計画によりビルに入居した店舗もあることから、早急に補助制度を創設し、事業者負担の軽減に努めてほしいと思うがどうか。

建設常任委員会では、環境負荷の低減や省エネルギー化の促進、良好な住環境の整備、地域経済の活性化を図ることを目的とした住宅リフォーム助成条例案の提案を全会一致で決定し、委員会提案として上程、可決したものである。市民が市内建設業者に依頼して、みずから住んでいる住宅のリフォームを行う場合に工事費の一部を助成するものであるが、本事業に係る予算は2,000万円程度のため、申請者が多数の場合、抽選により決定しているのが現状である。本事業は市内経済を活性化し、経済波及効果が見込まれることから、本市財政が厳しい状況にあることは承知するが、予算の増額や国の補助制度を活用するなど、申請者全員が利用できるようにすべきと思うがどうか。

市営住宅指定管理者業務仕様書などによると、指定管理者は、適宜、アンケート調査等を実施し、管理・運営を行うこと、また、入居者からの意見、苦情等について把握に努め、その結果及び業務改善の

反映状況については、市に報告することとなっているが、桂岡住宅におけるアンケート調査は、平成22年度から24年度の指定期間内は実施されていなかったという。アンケートによらずとも、通常業務を通して入居者の意向は把握しているというが、先般開催された小樽市議会市民と語る会では、桂岡住宅の敷地内で、背丈ほどに繁茂している雑草の刈取りを願う要望が上げられた。市は指定管理者任せにはせず、入居者の意見・要望が反映されるように、指定管理者と連絡を密にして状況を把握し、対応してほしいと思うがどうか。

今冬は、政府と北海道電力による平成22年度比6パーセント以上の節電要請があり、市道のロードヒーティングは、節電のために、降雪が見込めず日中の気温が高く推移するという時間帯を見ながら、小まめに電源を切っているという。急坂路線が多い本市では、ロードヒーティングは安全に欠かせないものとなっていることから、電源を切る際は、中央監視システムのみで判断せず、地域を巡回している除雪パトロール車からの情報も考慮し、交通事故が起これないよう、安全が保たれる運用をしてほしいと思うがどうか。

積雪による倒壊などが問題化している空き家が、過疎化が進み人口が減少している地方だけではなく、都市部でも増えていると聞く。札幌市では、市民の相談や通報を受けた際、空き家の所有者を特定するため、納税者情報から所有者を割り出す手法を全国に先駆けて導入し、問題解消に当たっているという。

税情報の利用が個人情報の目的外使用に該当するおそれがあるため、使用の可否を第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問するなど慎重な対応が必要ではあるが、空き家対策としては有効な手法であることから、本市においても、ただ国の動向を探るだけではなく、このような事例を参考に積極的な対応を検討すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第309号及び第312号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上で、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、陳情第309号及び第312号は採択を求める討論を行います。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額を求めるものです。

今年度の住宅リフォームの申込件数は、1件の辞退者を除き251件でした。12月16日現在の補助申請件数は104件、補助申請金額の総額は1,867万3,000円と、昨年度予算を大きく残した反省から、昨年度の総額1,584万7,000円を上回っています。工事費総額は3億354万円と、これも昨年度の2億2,683万7,000円を上回り、経済効果は16.3倍と、昨年度の14.3倍を上回っています。

今年度の工事登録業者は122社で昨年度を上回っており、工事請負業者も61社と、昨年度の53社を上回っているものの、仕事が回っているのは半分にしかなりません。12月16日現在の1件当たりの補助申請金額は18万円、これを基準に取りやめを除く申込者全員に充てると、あと2,718万円が市民への助成と工事請負業者の仕事拡大を応援することができます。

日本共産党は、第1回定例会で、昨年度の申込者全員と1件当たりの工事費を積算して、市長提案の

住宅リフォーム助成制度へ3,000万円上乗せをする予算修正案を提案しましたが、これが市内経済活性化につながるの、住宅リフォーム助成制度を実施している他の自治体を見ても明らかです。

隣の余市町では、今年度から住宅リフォーム助成制度がスタートしましたが、当初1,000万円の予算だったところ、1か月で申込者が殺到し、予算がほぼいっぱいになったため、また1,000万円の補正予算を組んで対応しています。人口約2万人の自治体で2,000万円の補助制度ですから、それに比べ、小樽市の助成制度の総額は低すぎるのではないのでしょうか。

住宅リフォーム助成事業利用者アンケートでの補助制度に対する意見・要望では、助かりましたという感謝と、事業の継続と補助金の増額の希望が意見・要望の92パーセントを占めています。施工業者アンケートでは、回答した26件中、ほとんどが事業の継続、増額、件数増をしてほしいという要望です。

全国商工新聞は、2004年12月から2012年7月まで、7回にわたり全国の住宅リフォーム助成制度の実施状況を調査しています。2004年の第1回の調査では87自治体、第7回の2012年には6倍以上の533自治体と、実施する自治体が飛躍的に広がっています。そのうち北海道は45自治体で、その後も先ほど紹介した余市町などで実施され、この制度が地域活性化策として広がっていることを示しています。

来年度は、今回の住宅リフォーム助成制度の最終年度を迎えます。建設業者は、現在の建設関係の好況は、来年の消費税率の8パーセントへの引上げ前の駆け込み需要によるもので、来年度以降はどうかかわらないと、増税による景気の落ち込みを心配しています。住宅リフォーム助成制度の助成の対象者数を拡大して、申請した市民全員に当たるようにすべきです。

小樽市の地域経済活性化のためにも、予算増額の願意は妥当であり、採択を主張します。

陳情第312号は、市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定を求めるものです。

火災を起こした住人とはその後もまだ連絡をとれないということで、解決に向けて困難さはありますが、焼けた柱が隣の家の壁にかかっている状態になっていることから、住民の安全を守るための市の支援は必要です。空き家対策については、小樽市が条例制定に向けて検討を進めていることから、陳情者の願意は妥当です。

以上、議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

○22番(北野義紀議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

中央・山手地区と南小樽地区の中学校の統合については、小学校の統合を先に行うとのことだが、現在、1学年1学級と生徒数の少ない向陽中学校からは、統合を早く進めてほしいとの意見が出ている。両地区の小学校再編については、現時点で一定程度のめどがついていると思われるが、向陽中学校の対応について、市教委はどのように考えているのか。

また、松ヶ枝中学校について市教委は、校舎の老朽化が著しいことから、統廃合とは別に、平成30年に統合された後の最上小学校の校舎を改修し、移転、暫定的に利用するというが、このことは松ヶ枝中学校の保護者や地域住民の理解を得た上で決定したことなのか。

天神小学校で行った2回目の保護者・地域との懇談会では、前回と何ら変わらないとの意見が寄せられていた。これまで市教委は、若竹小学校の懇談会であった200件を超える要望に対し、担当者が現地確認を行った上で、次回に返答しながら進めてきたことからすれば、1回目に出された要望に対しては、調査し、問題点を解決していくという姿勢を示すことが必要だったのではないかと。

また、指定校変更や地域の人口減少などの要因から適正な学級規模が見込めない状況が生じ得る場合は、計画の見直しをしなければならないと思うがどうか。

手宮地区では、4小学校が統合され新築の統合校ができるが、市教委が説明するように、統合は単に校区を一つにするのではなく、統合を機に特色ある学校づくりをするということは、非常に大事なことであると思う。特に校舎を新築する場合については、学級数や教員の指導方法、学習の形態などを総合的に捉えた上で、必要な場所や設備を検討し導入することで、初めてその学校の特色が生まれると考えられる。他の自治体で取り入れているからという理由で、ただオープン教室を取り入れた学校をつくり、あとは教員に任せるということでは、特色のかけらもなく本末転倒であることから、今後も適正配置を行う際には、統合校のコンセプトをはっきりさせた上で、ほかとは違う学校づくりに臨んでほしいと思うがどうか。

手宮地区小学校統合協議会では、企画会議におけるランドデザイン案作成に向けた議論を深めるため、児童、保護者、地域に向け、アンケートを実施した。児童アンケートでは、統合校で頑張ることとして、いじめをしない、統合校の希望像として、いじめがない学校との回答が多かったというが、この背景には、今の学校でいじめがあり、統合校ではなくなってほしいとの児童の思いがあるのではないかと。

また、アンケート結果からは、児童と保護者で学校に求めているものが異なることなどがうかがえるが、市教委はこうした結果をまとめ、統合校でどのように生かしていく考えなのか。

山手地区の統合小学校については、小樽公園の隣接地に建設する方向性が示されていることから、統合後は、公園を活用したさまざまな教育活動を行うことができるものと期待している。

しかし、公園側に校舎を建てるのか、グラウンドを置くのか、また玄関と公園の位置関係によって教育活動に影響を与えるという研究もあり、漫然とした設計ではせっかくの公園を有効活用するには至らないことから、市教委には、公園をどのように教育に生かすのかという明確な意思を持って設計に当たってほしいと思うがどうか。

また、手宮地区統合小学校の建設の際には、設計に教員などの意見を反映できなかったことから、今回は、実際に現場で働く教員の意見などをしっかりと取り入れて、設計を進めてほしいと思うがどうか。

平成30年4月に予定される小学校の統廃合における児童のケアについて、ケアに係る教員の加配は現行制度ではできないとのことだが、通学の環境が大きく変化し、さまざまな問題が起きて混乱することも考えられることから、児童に対しては、きめ細かい配慮をしてほしいと思うがどうか。

また、統合により新たな学校へ通学する場合、前の学校よりも古い校舎で、環境が劣悪になることもあるという。現在、桜小学校では大規模な耐震改修工事を行っているが、統合校については同様に改修工事を行い、新たに通学する児童にも過ごしやすい環境づくりをしてほしいと思うがどうか。

また、通学路についても、なれない道を通ることになり不安であると思うことから、順次、地域内を調査し、安全点検に努めてほしいと思うがどうか。

保護者・地域との懇談会において保護者からは、学校が遠くなることによって通学距離が長くなるとの不安の声が多く寄せられている。この不安に対し市教委は、バス運賃補助の説明や安全マップの作成、ボランティアによる見守りなどによって子供の安全を確保したいと回答しているとのことだが、その中でもボランティアの役割は、地域で児童の成長を見守るためには特に重要であり、統合に際しては、見守りボランティアの充実を図ってほしいと思うがどうか。

また、通学のほかにさまざまな不安や疑問があると思われるが、統合を迎える保護者の不安を和らげる方法として、意見交換会などの形で、既に統合が終わった学校の保護者から体験談等を聞く機会を設けるべきと考えるがどうか。

旧若竹小学校は売却の方針ということで、今後、地域住民への説明や売却に向けた手続を進めていくことになると思うが、跡利用は地域住民にとって非常に大きな問題であることから、周知等について丁寧な対応をしてほしいと思うがどうか。

また、旧祝津小学校については、その活用方法について模索中とのことだが、先日、総務常任委員会で視察した東京都豊島区では、空き校舎を演劇・ダンスの稽古場やカフェなど地域住民が集うことができる施設として活用している事例もあった。本市においても、地域の要望や特性などを生かし、地域の活性化につながるような校舎の活用方法を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第282号及び第291号は採択を主張して討論を行います。

最初に、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

委員会の質問でも明らかなように、西陵中学校の校区内の予測生徒数は、今年度と比べて2019年度まで増加傾向にあり、これは市内中心部でのマンション建設に起因していると思います。

西陵中学校は市内中心部にあり、中心部の活性化と一体に学校の存続を考えていかなければなりません。校舎も比較的新しく、グラウンド面積は菁園中学校の倍の広さがあり、設備の面でも、しばらくは耐震化などの補強にかかる経費も抑えられることが想像できます。学校を残す必要性は十分にあります。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

塩谷中学校から長橋中学校への指定校変更により、来年度以降に入学する生徒の一定数が長橋中学校に入学することが考えられます。教育委員会は子供たちを二分することをするべきではありません。

小学校については、他地域の懇談会でも必ず出される要望が、通学路の安全対策です。塩谷から長橋への長い道のりは、児童にとって大きな負担となることが予想されます。安全対策は、通学の時間帯だけ行えばいいわけではありません。校区が広くなれば、友達の範囲も広がります。そうなれば、児童が日常的に長橋と塩谷を行き来することになります。このことへの安全対策も必要です。通学に対する負担は、児童の教育にも影響を及ぼします。学校の統廃合は、地域の住民との合意を前提にしなければなりません。

いずれの陳情も願意は妥当であり、採択を主張します。議員各位に採択を呼びかけまして、討論いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第282号及び第291号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第24号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第24号人権擁護委員候補者の推薦につきましても、泉幸子氏、加納萬壽美氏、長門享二氏の任期が平成26年3月31日をもって満了となりますので、引き続き泉幸子氏、加納萬壽美氏、長門享二氏を委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第24号については同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第2号ないし第14号」を一括議題といたします。

意見書案第6号ないし第14号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第2号ないし第5号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第2号及び第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 提出者を代表して、意見書案第2号及び第5号の提案趣旨を説明いたします。

意見書案第2号来年4月からの消費税増税見送りを求める意見書（案）についてです。

政府が発表した7月ないし9月期の国内総生産の改定値は、年率1.1パーセントの伸びと、速報値より大幅に悪化しました。国民の暮らしを立て直し、経済を再建していくことが急務です。

消費税は、消費者が品物を買ったり、サービスを利用したりするたびに課税される税金で、1パーセント増税するだけで約2兆5,000億円もの税収増となり、その分国民から購買力が奪われることになる、まさに消費破壊税です。

国民の所得が減り続けている中、消費税が増税されれば、国民生活が一層悪化し、日本経済が落ち込むことは避けられません。東日本大震災の復興財源になる復興特別法人税は、来年3月末、1年前倒しで廃止され、民間活力の活用などの口実で、大企業の交際費を経費扱いできるようにし、設備投資に対する減税も実施され、財界が強く要求した法人実効税率の引下げも引き続き検討する一方で、消費税増税分は社会保障の財源に回すとした社会保障と税の一体改革は、年金の引下げ、介護保険制度からの要支援者外し、生活保護基準の引下げ、さらに70歳以上高齢者の医療費自己負担の引上げなど、改悪のオンパレードです。家計から吸い上げ、大企業にばらまくだけでは、消費税増税による経済への打撃を打ち消すことはできません。消費税増税を強行し、国民に負担を押しつけ、消費税をほとんど負担しない財界、大企業に大盤振る舞いするのは、消費をさらに冷え込ませるばかりです。このようなときに消費税増税は中止すべきです。

意見書案第5号秘密保護法の「廃止」を求める意見書（案）についてです。

安倍晋三政権とその与党の自民・公明両党は、主権者である国民の過半数が法案に反対し、7割から8割の国民が慎重審議を求めているのに、衆議院に続き、参議院でも強行採決を繰り返しました。とりわけ福島市の公聴会では、自民党推薦の公述人を含め7人全員が反対か慎重審議を求めたにもかかわらず、公聴会翌日に衆議院で強行採決し、国民の怒りが急速に広がりました。議会制民主主義を踏みとじるやり方で押し通した秘密保護法は、廃案にすべきです。

秘密保護法は、行政機関の長が安全保障の妨げになると判断すれば、どのような行政情報でも特定秘密と指定し、国民に隠すことができます。故意であれ、過失であれ、漏らした公務員も情報を求めた国民も重罪で、主権者である国民から知る権利を奪い、国民を重罰で脅かす基本的人権の侵害の点でも、国家安全保障会議の設置と一体で戦争する国を目指すという平和主義に反する点でも、憲法の諸原則を破壊する違憲立法です。憲法違反の秘密保護法を廃止することこそ、国民が主人公である政治のあるべき姿ではないでしょうか。

以上、各会派、各議員の賛同を訴えて、提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、意見書案第3号及び第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○19番（斎藤博行議員） 提出者を代表し、意見書案第3号 2014年度地方財政の確立を求める意見書（案）、意見書案第4号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（案）の提案説明を行います。

最初に、意見書案第3号 2014年度地方財政の確立を求める意見書（案）についてです。

政府は、8月8日に中期財政計画を閣議で了解しました。その中では、地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画と実質的には同水準を確保するとされていますが、同時に歳出特別枠の見直しに言及しており、2014年度予算編成に向け、地方交付税総額が削減されるおそれがあります。

地方分権の時代にあつては、国の財政の果たすべき役割は、資源の配分、所得再分配、経済安定化の3機能であります。決して中央集権化ではありません。

地方は、長年にわたり、国を大きく上回る歳出削減努力を続けてきています。また、人口減少、少子高齢化、そして地域振興などの課題について、地域に密着した施策を講じてきています。

政府は、地域の財政需要を的確に見積もり地方財政計画を決定し、地方交付税総額を確保する義務があります。特に、地方交付税法の趣旨に反した給与削減を条件とするような政策的強制を伴う制裁措置は、2014年度では絶対にやめていただく必要があります。意見書案第3号は、そうした主張を地方から発信しようとするものであります。

次に、意見書案第4号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（案）についてです。

本年8月6日、社会保障制度改革国民会議は、確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋をサブタイトルとした提言を政府に提出しました。これを受け政府は、持続可能な社会保障制度確立を図るための改革の推進に関する法律案を国会に提出しております。政府は、介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を、市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担割合を引き上げることなどを含む介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出する方針です。

そうした中で、社会保障の機能強化に向けた財源確保やサービス提供体制の確立が一層重要となっております。また、あわせて介護労働者が安心して働き続ける環境整備も必要となっております。意見書案第4号は、そのために必要な施策を政府に求める意見書案であります。

以上、それぞれ意見書案の趣旨を述べさせていただきました。議員各位の賛同を訴えて、私の提案説明を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○24番（山田雅敏議員） 自由民主党を代表して、意見書案第5号秘密保護法の「廃止」を求める意見書（案）に否決の討論を行います。

12月4日の意見書案第1号についての討論では、特定秘密保護法案の概要を説明いたしました。

国民の安全確保のため、また防衛、外交など他国とのさらなる信頼関係の構築を目的に、外交など4分野23項目を特定秘密に指定し、一定期間は開示しないことと、公務員などの漏えいに対し、これまで以上の罰則を規定するものです。例えば、自衛隊の保有する武器や性能、重大テロが発生した場合の対応要綱といった国と国民の安全にかかわる重大な情報がこの法案の対象に当たります。

現在、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保にかかわる情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、その漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを的確に保護する体制を確立した上で、収集、整理及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定める必要がある、これがこの法律案を提出する理由であると述べられております。

以前より、日本では他国のスパイ活動が盛んに行われ、やりたい放題と言われてまいりました。防衛上の機密や企業のテクノロジーを狙った犯罪がこれまで多数発生していることは、議員皆さんも御承知

のことと思います。

自民党、公明党、みんなの党、日本維新の会の4党が共同でまとめた特定秘密保護法案の修正案が衆議院特別委員会に提出され、11月26日に賛成多数で可決となり、参議院に送られ審議され、安倍首相は、三つの新しいチェック組織に言及し、さらに国民に丁寧な説明をしていくと述べ、今月6日深夜に可決され、13日公布されました。

(発言する者あり)

この間、経済3団体の首脳は、そろって必要性を認め、おおむね賛成の立場をとっています。

(発言する者あり)

経済同友会の長谷川代表幹事は、12月5日の会見で、これまで日本になかったことは、他の先進国に比べて出遅れていたと述べました。安全保障の秘密を保護し、漏えいした人を罰する法律はどの先進国にもあるし、法整備自体は必要だとの考えを示したものです。

(発言する者あり)

また、経団連の米倉弘昌会長は、12月4日の会見で、安全保障の観点から秘密保持の義務を課すのは当然だと話し、日本商工会議所の三村明夫会頭も、国が秘密を保護するのは当たり前のことと語っています。

公布されたこの日、内閣官房では準備室を立ち上げ、保全監視委員会の秘密指定の運用に関する検討、独立公文書管理監の設置、秘密指定の基準の妥当性をチェックする情報保全諮問会議の有識者の人選を進め、さらに第三者機関のチェック体制強化として、情報保全監察室の設置も加えました。

施行日を、公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日として、施行後に効力を持つこととなりますが、今後、十分国民に理解していただき、丁寧な対話を心がけながら、真摯に国政運営に当たっていくことを誓いますと、1年前に首相に返り咲いた安倍首相は、初めての国会演説で述べています。

安全保障の観点からも、この法律は必要と認め、議員各位には意見書案第5号は否決をお願いし、討論を終わります。(拍手)

(発言する者あり)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

(8番 川畑正美議員登壇)(拍手)

○8番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、意見書案第2号ないし第5号は、いずれも可決の討論を行います。

最初に、意見書案第2号来年4月からの消費税増税見送りを求める意見書(案)についてです。

安倍政権は、4月から消費税の税率が5パーセントから8パーセントに増税され、増収分は全額社会保障の財源に回すとともに、増税によって日本経済や国民の暮らしが痛めつけられないよう配慮してきましたが、大枠が固まった来年度予算の姿は、こうした消費税増税の口実が自滅してしまうことを浮き彫りにしています。先ほど中島議員の提案説明にあったように、消費税は1パーセント増税するだけで約2兆5,000億円もの税収増となるわけですが、その分国民から購買力が奪われることになる、まさに消費破壊税です。

国民の所得が減り続ける中、消費税が増税されれば、国民生活が一層悪化し、日本経済が落ち込むことは確実です。生活必需品の物価は上がり、年金の受給額は減り、医療費は増えることから、4月からの消費税増税に国民の7割が反対しています。

1997年に税率が3パーセントから5パーセントになったとき、国民の所得は増え続けていました。しかし、増税によって家計の底が抜け、大不況の引き金になりました。今回のように、所得が減り続けている下では、暮らしも経済も破壊されてしまうことは火を見るより明らかなです。

今、長期にわたって国民の所得が減少し、消費が落ち込み、そのために景気が悪化する深刻なデフレ不況が続いています。このようなときに、消費税増税をすれば、消費をさらに冷え込ませ、日本経済を一段と危機に陥れてしまうことになります。

5パーセントへの増税前の1996年度と1999年度の税収を比較すると、消費税は増税によって7兆6,000億円から12兆9,000億円に増えていますが、所得税、住民税、法人税、その他の税収の合計は82兆8,000億円から71兆3,000億円に減少し、全体として6兆2,000億円も税収が減少しています。また、5パーセントへの増税後、3年間で国と地方の長期債務残高は、499兆円から600兆円に拡大しています。

政府が決めた来年度予算編成の基本方針や与党自民・公明両党が決めた来年度税制改正大綱で盛りだくさんなのは大企業への減税です。東日本大震災の復興財源になる復興特別法人税は来年3月末で廃止され、民間活力の活用などの口実で大企業の交際費を経費扱いできるようにし、設備投資に対する減税も実施され、財界が強く要求した法人実効税率の引下げについても引き続き検討すると明記しています。

家計から吸い上げ、大企業にばらまくだけの安倍政権の予算編成では、消費税による経済への打撃を帳消しにはできません。減税などで大企業のもうけを増やせば、水がしたたり落ちるように回り回って、賃金や下請単価が引き上げられるというのが政府の言い分です。しかし、巨額の内部留保に回るだけで、何の実行の保証もないことは、政府の税制調査会のメンバーからも指摘されています。経済再生と両立できなければ、消費税の口実は自滅してしまいます。消費税増税の増税分を社会保障の財源に回すとした社会保障と税の一体改革の口実は既に破綻しています。生活保護や介護保険などの改悪が持ち出されている一方、大企業や不要不急の大型開発事業へは大盤振る舞いです。

消費税増税は、まさに百害あって一利なしです。社会保障のあり方、財政危機打開の行方で意見の違いがあっても、国民の暮らしと経済を守るために、来年4月からの消費税増税は見送るべきです。我が党は、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

次に、意見書案第3号2014年地方財政の確立を求める意見書（案）についてです。

国家公務員給与の臨時特例に合わせて削減された地方公務員給与費の約8,500億円については、2013年度に限った特例です。この特例に対し、一般財源で補充されたのは、地域の元気づくり推進費の3,000億円で、復元されれば地方財源は約5,500億円の増額となります。しかし、これは増えるのではなく、あくまで復元であり、当然もとに戻すというのが筋です。

一般財源で補充した約3,000億円のほかに、国は、地方公務員給与費削減の対策として、全国防災対策費の地方分担分の973億円、緊急防災・減災事業費4,550億円を盛り込みました。地方公務員給与の削減分を完全に復元するなら、この防災対策予算を削減しようとする動きがありますが、本来これらの防災・減災の事業は、地方債で賄うものであって、地方公務員給与などとてんびんにかけるような性質のものではありません。

次に、意見書案第4号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（案）についてです。

厚生労働省は、150万人が認定を受ける介護保険の要支援者向けのサービスについて、予防給付の6

割を占める訪問介護と利用者が施設に通う通所介護を、自治体の事業に移行する方針を明らかにしています。

最も利用頻度の高いサービスだけを保険給付から外すことは、保険制度の崩壊につながるものです。デイサービスは高齢者の日中の重要な生活の場であり、介護者の休息機能として、また家族が働き続ける助けになる事業です。介護保険サービスの給付事業は、その質を担保するため、人員、職員の資格、施設、運営など、厚生労働省が定めた全国一律の基準に基づいて実施されているものです。全国一律基準の介護保険サービスから外し、市町村の事業に移行することは、自治体の財政力によってサービスの違いが起き、財政難の自治体は事業メニューの絞り込み、担い手もボランティアなど専門職以外にかえて費用を削減することも当然考えられ、地域格差が生じることになっていきます。

また、制度創設以来1割に据え置かれてきた利用者負担についても、一定以上の所得がある高齢者については2割に引き上げるとしています。基準に該当するかは、個人単位で判断され、所得が基準を超える者が2割負担となります。介護保険利用者のうち、40万から50万の人が2割負担になるとも見られています。

介護保険料を引き上げないため、政府は保険給付の範囲や内容の大幅な縮小、削減を検討しています。介護保険制度は、介護対象者が今後も増加する見通しにあります。我が党の政策は、財源構成について、国の負担割合を現行の25パーセントから、差し当たり10パーセント引き上げ、利用者負担を軽減する方針です。高齢者の尊厳が守られる社会保障制度を確立し、利用者本位の持続可能な介護保険制度を求めます。

次に、意見書案第5号秘密保護法の「廃止」を求める意見書（案）についてです。

12月6日の深夜、1万5,000人以上の人々が国会前に駆けつけ、廃案にせよ、強行採決するなという声を無視して、自民党と公明党の政権は、特定秘密保護法案を参議院で強行採決しました。

特定秘密保護法は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロの防止に関する情報を対象にしています。

防衛については、自衛隊の運用、装備、設備など、あらゆる事項が対象となります。特定有害活動の防止については、核兵器、化学兵器や細菌兵器、ロケットやミサイルなどの輸出入活動までが秘密の範囲にされます。現在でも政府が保有する特別管理秘密は42万件もあるといます。安倍首相は、新たに生まれる特定秘密の件数について、現時点で確たることは申し上げることは困難であると言うだけです。

テロの防止については、原発情報は特定秘密の対象となり、福島第一原発事故での汚染水漏れも隠されるおそれがあります。実際に、福島第一原発事故のとき、政府はSPEEDIのデータを、米国にはすぐに提供したにもかかわらず、周辺住民にはすぐに知らせなかったため、放射線量の高い地域に避難し、被曝した被災者もいました。

11月25日に福島で開かれた地方公聴会では、7人の公述人のうち4人がSPEEDIの情報を開示しなかったことを批判し、自民党、公明党推薦の公述人も法案には慎重審議を求め、賛成は一人もいませんでした。にもかかわらず、翌日、数の力によって衆議院で強行採決したわけです。

秘密を指定するのが行政機関の長であり、外務大臣、防衛大臣、警察庁長官の勝手な判断で秘密の範囲が広がられます。秘密の指定期間は、みんなの党、維新の会との修正協議で30年とされていたものが60年にされました。しかも、例外項目は対象外で、半永久的に延長されることとなります。政府にとって都合の悪い情報は、永久に国民の目から隠されてしまいます。

かつて日本はさまざまな情報を隠して太平洋戦争に突入し、60年たってもその責任がとられていません。このような秘密の下で、内外に多大な損害を与えても、誰がどのようにその責任をとるのでしょうか

か。

適性評価では、指定された情報を取り扱う公務員などは、情報を漏えいするおそれがないか、住所や生年月日だけでなく、外国への渡航歴、精神疾患、飲酒、信用状態や経済状況など徹底的に調査されます。もちろん本人だけでなく、配偶者や子、父母、兄弟なども対象です。

情報を漏えいした場合、10年以下の懲役、又は情状により10年以下の懲役と合わせて1,000万円以下の罰金も科されます。また、裁判にかかったとしても、肝心なことが秘密ですから、弁護士も裁判官も十分な審議もできないことになります。

公明党は、法案に国民の知る権利、報道の自由を盛り込んだといいますが、報道・取材の自由は、保障ではなく、あくまで配慮にすぎません。知る権利は、報道・取材の自由さえ確保されれば保障されるというものではなく、必要な情報に自由にアクセスできる、国民一人一人が持つ権利です。秘密保護法は、この知る権利の行使自体を犯罪扱いし、国民を監視させる仕組みをつくるものです。

このように、何が秘密かも秘密で、厳罰化されては、国民は物を言えなくなってしまいます。どの世論調査を見ても、この秘密保護法に反対すると意思表示する声が5割を超えて広がり、8割もの国民が慎重審議を求めています。全道の世論調査においても、この法案への反対が65パーセントに達し、「今国会にこだわらず慎重に議論すべきだ」という声が70パーセント、「廃案にすべきだ」という声が18パーセントあったと、北海道新聞が報道しています。

秘密保護法が成立した後も、各分野から反対の声が沸き起こっています。日本弁護士連合会、ペンクラブなどの団体とともに、ジャーナリストの鳥越俊太郎氏、田原総一朗氏、作家の澤地久枝さん、雨宮処凛さん、映画監督の山田洋次氏、女優の吉永小百合さん、大竹しのぶさんなど幅広い方々が反対の声を上げていました。特定秘密保護法案に反対する映画人の会の反対声明には、264人もの賛同者が集まりました。ノーベル賞を受賞した白川英樹氏、益川敏英氏などが呼びかけた特定秘密保護法に反対する学者の会の反対声明は、わずか数日間で4,720人もの賛同者が集まりました。こうした国民多数の声を踏みつけた秘密保護法の強行は絶対に許すわけにはいきません。

与党自民・公明両党は、国会では確かに多数を持っています。しかし多数であれば、何をやっても許されるというものではありません。

秘密保護法は、あらゆる点で憲法に違反する憲法違反の法律であることが、今回の臨時国会の審議を通じて明らかになっています。

一つに、この法律は、憲法の国民主権の原理に真っ向から反します。特定秘密の指定には、歯止めがなく、秘密が際限なく広がる危険性が明らかになりました。国民の知る権利が踏みにじられれば、国民主権は成り立たなくなります。

また、この法律は、憲法に保障された基本的人権を踏みにじる国民弾圧法です。何が秘密かも秘密です。秘密を漏らした人や秘密を知ろうとした人だけでなく、相談し合ったら共謀罪、記者に取材を指示したら、そそのかしたとして教唆罪、集会やデモで真実を訴えたら扇動罪として処罰の対象にされます。裁判になっても、先ほど言ったように特定秘密は開示されません。

そして、この法律は、憲法の平和主義に真っ向から反する戦時立法です。特定秘密保護法の国民威嚇の仕組みは、日本が太平洋戦争に突入した1941年に施行された国防保安法に酷似しています。共通点は、秘密の範囲が曖昧で、何が秘密かも秘密なことです。内容について指定するのが行政機関の長であるのも同様です。知らぬ間に犯罪者とされ処罰される仕組みも同様です。開戦前夜、国民を統制し、戦争に導いた国防保安法とうり二つの特定秘密保護法を認めるわけにはいきません。

安倍政権と自民党、公明党は、秘密保護法をつくる理由を、米軍と情報を共有するためとその本質を

語っています。国民の目と耳と口をふさいで侵略戦争への道を突き進んでいった、あの暗い時代の再現を許してはなりません。日本国憲法の国民主権、基本的人権、平和主義を真っ向から踏みにじる憲法違反の秘密保護法は廃止するしかありません。

以上、議員の皆さんの賛同を呼びかけまして、討論を終わらせていただきます。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、意見書案第3号 2014年度地方財政の確立を求める意見書（案）及び意見書案第4号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（案）について、否決を求めて討論いたします。

まず、意見書案第3号 2014年度地方財政の確立を求める意見書（案）についてです。

地方公務員給与費は、2013年度地方財政計画において、国の臨時特例措置に準じて削減されました。この点については、地方自治体の独自削減など、努力してきた経緯なども含めて、2014年度予算編成に向けて、国と地方自治体との協議は必要であり、その合意に基づいた算定が望ましいとは思いますが、2013年度減額分、全額完全復元を求めることは現実的ではなく、賛成できません。

次に、意見書案第4号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（案）についてです。

このたび政府が提出した、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案は、一定以上の所得のある利用者の介護保険利用料を2割負担とすることや、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業である新たな総合事業の形に移行するなど、逼迫する介護保険財政を立て直し、介護保険制度を含めた社会保障を持続可能で、さらにはこれからの社会的ニーズに対応したサービスを提供することを目指すものです。

本意見書案は、自治体の財政力による給付水準の格差拡大や介護サービスの安定供給への懸念などから、これらの改革を行うことなく、現行の予防給付を維持することを求めるものであります。

しかし、要支援者に対する地域支援事業の財源は、これまでどおり介護保険財政から支出され、事業内容についても市町村の裁量が広く認められており、新たな地域包括推進事業として受皿を確保しながら、段階的に移行されることにより、より地域に密着した介護サービスが提供できる可能性があることから、賛成できません。

（発言する者あり）

以上の理由により、否決の態度を表明し、討論といたします。（拍手）

（発言する者あり）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 民主党・市民連合を代表して、意見書案第3号及び第4号の可決を求める討論を行います。

まず、意見書案第3号 2014年度地方財政の確立を求める意見書（案）ですが、政府が閣議了解した中期財政計画によると、平成25年度の地方財政計画の水準を確保とする一方で、地方自治体の行革努力を反映した交付税算定の導入や、地方交付税法に反する制裁措置の導入も検討していることが示されています。

小樽市に限らず、地方自治体は、長年にわたり財政健全化の努力を続けてきましたが、今年度予算では、政府が国家公務員に準じた給与の削減を強要し、制裁として交付税の削減をすることを地方自治体に求めました。これは、地方交付税法や人事院勧告制度も否定し、地方自治法にも抵触するものとして、第1回定例会と第2回定例会でも訴え、皆様の御理解をいただき、同趣旨の意見書案も全会一致で可決されて、関係機関に送付されております。

地方自治体では、引き続き歳出削減の努力が続けられる中で、政府は経済対策に膨大な国債を増発して、国家財政は硬直化を一層深めております。そうした中で、来年度の地方財政だけを縮減させるような政策は、国の赤字財政のツケを地方に押しつけるものであり、到底理解されるものではありません。特に、減額した企業関係経費に関する財源を復活させることは市民の理解が得られないとする主張は、今、安倍総理大臣が再び各経済団体に賃金の引上げを要請していることとも矛盾し、これまで経験してきた、公務員も賃金が下がっているのだからといった理由で賃金が引き下げられる悪循環が続き、景気が回復しても、中小企業や地方に経済効果が現れない結果を招いています。

こうしたことは、賃金、税収、地方経済の格差を固定させ、民間賃金のさらなる引下げにもつながりかねず、こうした政策を続ける限り、若者が地方に定着することは不可能だと思います。

次に、意見書案第4号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（案）ですが、介護保険をはじめとする社会保障費は毎年増え続け、財政負担をどのようにすべきかは、与野党間を問わず重要な課題として議論が続けられてきました。

民主党政権時代には、自民党・公明党との協議を重ねた上で、社会保障制度を維持する財源として、消費税率の引上げが合意されました。しかし、政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受ける形で、介護サービス利用時の負担アップや介護予防給付の市町村による実施などを検討しております。これによって介護保険制度の目的や維持に大きな問題が生じる懸念があります。私たちも、そうした問題の重要性から、全国的な自治体アンケートを実施したところ、圧倒的多くの自治体が介護予防給付の問題や新たな財政負担に対する懸念を示しております。

そうしたことから、今定例会の一般質問でも取り上げ、市長からも全国市長会を通じて、社会保障制度の充実強化に関する決議をし、国に対して強く要請したとの答弁をいただいたところであります。

野田前総理大臣は、税と社会保障に関する代表質問で、だました安倍総理大臣が悪いのか、だまされた私が悪いのかと演説して話題となりましたが、私もだまされてから泣き言を言う前に、政府としっかりと協議して、自治体や国民の負担の問題を解消するべきだと思います。高齢化が進む小樽市の現状を考えると、自治体にとっても大変重要な課題であります。

この二つの意見書案については、ぜひ各議員の御理解をいただき、御賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号及び第5号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年も残すところわずかとなりましたが、この1年を振り返ってみますと、国際政治においては、アメリカではオバマ大統領が2期目を正式にスタートし、中国では全国人民代表大会において習国家主席が選出され、韓国では初の女性大統領に朴槿恵氏が就任しました。しかし、依然として領土、外交問題に緊張が続いている状況であります。

我が国においては、インターネットを使った選挙運動が夏の参議院選挙から解禁され、参院選の結果、国会のねじれ状態は解消されることとなりました。長い経済の低迷状態から抜け出す政策とともに、地域の活性化に向けた政策を的確かつスピーディーに実施されることを期待するものであります。

国内の主な出来事といたしましては、6月に富士山が世界文化遺産に登録され、9月に2020年のオリンピック開催都市に東京が選出されるなど観光立国につながる話題や、東北楽天ゴールデンイーグルスの日本一と田中将大投手の開幕24連勝などの明るい話題がありました。

一方、8月に高知県四万十市で41度の国内史上最高気温が記録され、10月に台風26号の記録的大雨により、伊豆大島が大きな被害を受けるなど、異常気象の発生が目立ちました。

本市におきましては、2月に長年の懸案でありました稲一再開発跡地の問題について事業化が決まり、市民の安全・安心を守る施設等として、3月に高機能消防指令センターが、7月に新夜間急病センターが、8月には学校給食センターが、それぞれ供用を開始いたしました。

また、6月には、過去最大のクルーズ客船であるサン・プリンセスが初寄港し、11月には旧国鉄手宮線北側の一部が開通するなど、今後の観光振興につながる出来事がありました。

さらに市議会におきましては、この1年を通じて、主に生活保護、介護保険などの福祉問題、いじめ、学力向上などの教育問題、その他市内の経済活性化など、広範囲に議論してまいりました。

特に本市におけるまちづくりの基本的な考え方や市政運営の基本的なルールを定めるという新たな取組である小樽市自治基本条例については、集中審議等で議論を深めました。条例の施行に当たっては、本条例の重要性に鑑み、条例の趣旨、内容について市民の十分な理解を得て共有できるよう、周知徹底に努めていただきたいと思いますところであります。

次に、市民に開かれた議会の取組の一環としては、昨年に引き続き1月に議事堂でヴィオラマスタークラスコンサートを開催、8月にはふるさと創造樽っ子サミットの議事堂での開催の後援をいたしました。

5月と11月には、それぞれ市内2か所で、小樽市議会市民と語る会を開催し、議会報告を行うとともに

に、広く市民との意見交換を行いました。

また、第2回定例会から、代表質問において、従来の一括質問、一括答弁にかえ、大項目に分割して質問・答弁を行う、いわゆる一問一答制を試行するとともに、新たな質問席及び質問時間表示タイマーを設置いたしました。

さらに、今定例会から本会議初日の午前開催を試行するなど、一步一步ではありますが、議会活性化の取組を進めているところであります。

平成24年度一般会計決算では、3年連続で実質収支の黒字を確保いたしました。他会計などからの借入残高もあり、依然として厳しい財政状況にあります。今後とも、真の財政再建に向け、財政の健全化を図るとともに、制度改正の情報共有やコンプライアンスにも留意し、気を引き締めて市政運営に取り組んでいただきたいと思います。

市長並びに議員各位におかれましては、改選期まで残り1年余りとなりましたが、市政には解決すべき課題が山積しておりますので、今後とも市民の代表、代弁者として、なお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、この1年、私にお寄せいただきました御厚情に対しまして、心から感謝を申し上げます次第であります。

結びになりますが、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、健康に御留意をされ、御家族ともども御多幸な新年をお迎えになられますよう御祈念を申し上げます。本年最後の議会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時03分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 秋 元 智 憲

議 員 濱 本 進

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成25年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成２５年８月～１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

「特定秘密の保護に関する法律案」の慎重審議を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 祐 樹
同 川 畑 正 美
同 林 下 孤 芳

安倍政権は、国政の重要問題である「秘密保護法案」を12月6日までの臨時国会会期中に成立させようとしています。

「秘密保護法案」は、外交、防衛など日本の「安全保障に関する情報」を保護するため、「行政機関の長」が「特定秘密」を指定し、それを漏らした国家公務員などに最高10年という重刑を科すということを柱としているものです。

国会審議などを通じて、この「秘密保護法案」が国民の「知る権利」や「取材・報道の自由」を侵害するだけでなく、日本国憲法における国民主権の原則や平和主義を侵害することも明らかになっています。行政の長だけの判断で保護の対象が広がり、国民にとって何が「秘密」なのかも知られない、「特定秘密」を扱えるのは、「適性検査」で秘密を漏らすおそれがないと認められた公務員に限られており、事実上全ての公務員が「適性検査」の対象となっています。「秘密保護法案」の内容を知らされるにつれて国民の中に反対や慎重審議を求める声が大きくなり、多数となってきました。

9月3日から17日までという僅かな期間で行った意見公募（パブリックコメント）でも寄せられた9万件のうち約8割が反対で、賛成は1割強にすぎませんでした。最近の世論調査などを見ても、国民の多数が「秘密保護法案」に反対しており、11月25日福島市内で行われた地方公聴会では、7人の公述人全員から、同法案に対して反対の表明や、更なる公聴会の開催など慎重審議を求める意見が相次ぎました。

事は日本国民の暮らしと人権、平和、民主主義、国民主権にとって極めて重大なもので、小樽市議会は「特定秘密に関する法律案」については慎重な審議を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月4日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月4日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------	------	-----	-------------

来年4月からの消費税増税見送りを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成田祐樹
同 中島麗子
同 北野義紀

安倍政権の経済政策により、株価の値上がり、急激な円安が進行し、景気指数向上へ効果が出ていると報道されていますが、世界的な自動車メーカーなど大企業が巨大利益をあげる一方で、食料品や灯油・ガソリンといった生活必需品は値上げとなり国民の暮らしを直撃し、「これ以上、どこを切り詰めて暮らせというのか」とかつてない切実な声が高まっています。

このまま来年4月に消費税増税を強行するならば、国民の消費は更に落ちこみ、地域経済は大打撃を受けます。価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税倒産や廃業が増えることは必至です。

また、地域で働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃となります。財政再建という点でも、1997年に消費税を増税したときの経験から、国全体の税収が減少することは明らかです。

将来の社会保障のあり方、財政危機打開の方途で意見の違いがあっても、国民の暮らしと経済を守るために、来年4月からの増税は見送るべきです。

よって住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を見送ることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

2014年度地方財政の確立を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 貫 元
同 佐々木 秩
同 斎 藤 博 行

政府は、8月8日に閣議了解された中期財政計画において、「地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する」とされているものの、歳出特別枠の見直しなども言及しており、2014年度予算編成に向けて地方交付税総額が削減される懸念があります。さらに、地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入など、地方交付税法の本旨に反する財政的な制裁措置の導入についても検討が進められています。

地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、子育て、医療、介護などの社会保障、限界集落・過疎化対策、環境対策、雇用対策やセーフティネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けてきました。政府は、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、次の事項について強く要望します。

記

- 1 社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保を図ること。
- 2 地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取組を実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。併せて、歳出特別枠は、実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換を図ること。
- 3 2014年度の地方財政においても巨額の財源不足が見込まれることから、別枠の加算について拡充するとともに、法定率の引上げなど抜本的な対策を行うこと。
- 4 合併特例法による市町村合併の算定特例の段階的終了を踏まえ、新たな財政需要の把握について必要な対策を講ずること。また、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化を図ること。
- 5 2013年度地方財政計画において、地方公務員給与費が国の臨時特例措置に準ずるとして削減されましたが、2014年度予算においては、減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意の下で算定の在り方を検討すること。
- 6 地方交付税の算定について「行革努力」、「地域経済活性化の成果」に応じた算定方式の導入や2013年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入などについては、厳に慎むこと。
- 7 地方法人特別税・地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 安 齋 哲 也
同 齋 藤 博 行
同 中 島 麗 子

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（プログラム法案）」を国会に提出しました。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引上げなどを盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出を目指すとしています。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっています。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組み作りと介護労働者が安心して働き続けられるよう以下の点について強く要望します。

記

- 1 要支援者を「新しい総合事業」に移行することは、社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力などによって今まで以上に拡大する恐れがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。
- 2 予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。
- 3 一定所得以上の者の介護保険利用料2割負担は、引上げによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的・継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。
- 4 特別養護老人ホームにおける補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の現実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。
- 5 介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた施策を講じること。
- 6 地域包括ケアシステムの推進に当たって、24時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

秘密保護法の「廃止」を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	佐々木 秩
	同	中 島 麗 子

安倍政権は、広範な国民各層、法曹界、ジャーナリストや労働組合、文化人、芸術家、演劇人などが反対・廃案、もしくは慎重な審議を求め、直近のどの世論調査でも反対が50パーセントを上回り、70パーセントを超える国民が慎重審議を求めているにもかかわらず強行採決という無法な手段で法案の「成立」を図りました。

秘密保護法は、「行政機関の長」が「安全保障」に関わると判断すれば、どんな行政情報も「特定秘密」と指定し、半ば永久的に国民に隠し続けることができる法律です。

安倍政権は国会審議の最終盤になって「特定秘密」の指定や解除の基準等を検証、観察する第三者機関を首相官邸や内閣府に置くと表明しましたが、これは法案の根幹を変えないただの口約束です。

「特定秘密」の範囲は不明確で、故意であれ、過失であれ、漏らした公務員が罰せられるだけでなく、「秘密」を知ろうとした国民も処罰される可能性があります。未遂でも、共謀、教唆、扇動しただけでも同様です。基本的人権の侵害は明らかです。国会での問題の解明も全く不十分で解明は尽くされていません。

国民の知る権利を奪い、国民主権を踏みにじる秘密保護法は憲法に違反し、民主主義と相いれません。

よって、小樽市議会は、秘密保護法の廃止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉	美幸
	同	中村	岩雄
	同	上野	智真
	同	山口	保
	同	北野	義紀

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところです。

しかしながら、北海道における森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されています。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・木材産業の振興を図り、山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置づけて、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要です。

また、東日本大震災の被災地における本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要です。

よって、国においては、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5パーセントの確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。
- 2 森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 3 環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。
- 4 安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。
- 5 復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興を始めとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないよう、必要な予算措置を講じること。
- 6 地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。
- 7 国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取組の推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	松 田 優 子
	同	濱 本 進
	同	佐々木 秩
	同	新 谷 と し

南海トラフの巨大地震や首都直下型地震の被害想定においては、死傷者や建物被害がこれまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっています。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する、防災・減災対策を早急に進めていく必要があります。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、今国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用するホテル・旅館等の建築物で、床面積5,000平方メートル以上の大規模なもの及び地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物などについては、建築物の耐震診断の実施及びその結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務付けられました。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつありますが、温泉地の観光産業、特にその中核を担っているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要です。

地方自治体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っているところですが、耐震化の一層の向上を図るためには、その財源確保が不可欠です。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建築物の所有者はもとより、広く国民に対して当該法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要です。

よって、国は、温泉所在都市に対するホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の充実を図るとともに、当該法の施行に当たっては、地方公共団体や当該建築物の所有者の実情等を十分踏まえ、必要な財政支援措置などが確立されるまでは、特段の配慮がなされるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

平成 2 5 年

第 4 回定例会

意見書案第 8 号

小樽市議会

司法試験合格者数を年間1,000人程度まで段階的に減少させ、裁判官・検察官の適正な増員を図ることを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	成 田 祐 樹
	同	小 貫 元
	同	鈴 木 喜 明
	同	林 下 孤 芳

平成14年3月、政府は、今後も法的需要が増加し続けることを見込んで、当時年間1,000人程度であった司法試験合格者数を平成22年頃までには年間3,000人程度とすることなどの目標を掲げた「司法制度改革推進計画」を閣議決定しました。

その後、司法試験合格者数は、平成19年以降、2,000人超で推移していますが、法的需要は想定されたほど増加せず、また、本計画において必要な増員を行うとされていた裁判官及び検察官の採用はむしろ減員されました。そのため、平成13年に約1万8,000人だった弁護士数は、平成25年5月には3万3,000人超となり、裁判官及び検察官数と弁護士数との不均衡が顕著となっています。

また、司法修習期間が半減したことや、弁護士数の急増に伴う弁護士志望者の就職難により、司法修習修了後、法曹として自立するために一定期間、法律事務所に就職して積んでいた研さんの機会が失われるなど、弁護士の質の低下も危惧されます。その上、司法修習生に対する「給費制」が廃止され「貸与制」に移行した結果、新規弁護士登録の時に、法科大学院卒業までの奨学金なども加えると極めて高額な負債を抱えている弁護士が多数生じています。こうした状況を背景に、司法試験受験者数や法科大学院志願者数は減少しており、法曹界に有為な人材が集まらなくなるという事態が生じています。

また、弁護士人口の激増による競争激化に伴い需要と供給のバランスが崩れると、無用な訴訟に誘導されたり、行き過ぎた訴訟社会を招来するなど、法的サービスの受益者である国民にとって重大な問題につながり兼ねず、とりわけ諸紛争の適正・妥当な解決による自由かつ公正な社会の実現という観点からは看過できません。

他方で、北海道では、裁判官や検察官が常駐しない裁判所、検察庁の支部が存在しており、そのために地域住民の権利の実現、擁護のための司法基盤が整っていません。

よって、国は、法的需要に見合った弁護士数とするために司法試験合格者数を年間1,000人程度に段階的に減少させていくとともに、適正な司法基盤を整備するという観点から、裁判官及び検察官の適正な増員を図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	松 田 優 子
	同	濱 本 進
	同	山 口 保
	同	新 谷 と し

地域経済の活性化を目的にした「住宅リフォーム助成制度」は、全国の自治体の約 3 割に上り、道内でも 45 自治体を実施するなど、急速な伸びをみせています。

制度は、住宅をリフォームしたい住民に自治体が一定額の助成をするものです。工事を地元の中小建築業者に発注するのが条件のため、不況による仕事減で困っている業者から歓迎されています。

導入した自治体では、助成枠を超える応募が殺到し、追加補正を組むところも少なくありません。

小樽市は議員提案が実現して 2012 年度から実施していますが、補助額 1,585 万円に対し、総工事費（決算）が約 2 億 2,700 万円となり、経済効果は 15～16 倍となっています。

リフォームに対する助成制度は、耐震、省エネ、バリアフリーといった住環境の向上・整備という側面だけでなく、地域経済の活性化や雇用安定にも大きく貢献するものです。

全国に先駆けて県レベルで実施した秋田県は、自然災害の住宅被害の復旧工事も対象とするなど制度を拡充しています。

よって、北海道においても、地元中小業者への発注を要件とした住宅リフォーム助成制度を創設し、地域経済の活性化を図ることを求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 20 日
小樽市議会

議決年月日	平成 25 年 12 月 20 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------------	------	-----	---------

2014年度及び2015年度の北海道後期高齢者医療保険料の負担軽減に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	安	斎	哲	也
	同	上	野	智	真
	同	斎	藤	博	行
	同	新	谷	と	し

北海道後期高齢者医療広域連合は、11月に開かれた北海道後期高齢者医療広域連合議会において、「これからまだまだ数字は変わる」と前置きしたうえではありますが、来期の保険料試算として現行一人当たり保険料（67,242円）を11.05パーセント上回る74,675円となることを明らかにしました。

現在の保険料設定に当たって同広域連合は、被保険者の保険料抑制・負担軽減のために余剰金約30億円と2011年度の財政安定化基金の活用、2012年度及び2013年度の財政安定化基金積立予定額84億円のうち81億3,000万円を振り向けました。このような措置を講じて被保険者の負担を軽減することは喫緊の課題です。

北海道民の所得は年々減り続け、2010年の平均所得は244万円（一人当たり）で全国36位となっています。厚生労働省の発表による2012年9月30日のデータによれば北海道の被保険者のうち実に約60パーセントが所得なし層（例：公的年金等の収入が120万円以下）となっています。北海道民のこうした所得減の反映として2013年度の滞納被保険者数は7,000人を超え、差押件数は241件、人数で209人、差押額で前年比2.8倍の2,300万円を超えるまでになっており、この上、保険料が値上げになれば高齢者の暮らしに耐え難い打撃となり、安心して医療を受けることはできなくなります。

よって、小樽市議会は、下記について実現するように強く求めるものです。

記

- 1 国は財政安定化基金を積み増し、2014年度及び2015年度の後期高齢者医療保険料値上げを抑制すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

法務省札幌入国管理局小樽港出張所存続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	佐々木 秩
	同	北野義紀
	同	山田雅敏

過日、法務省札幌入国管理局から本市に対して、同局小樽港出張所の廃止の申入れがありました。

言うまでもなく同出張所は、これまで港湾関係者のみならず、小樽市及びその周辺地域に在留する外国人の方々の入国管理業務に対して大きな役割を担っており、今後もその業務の必要性和利便性の確保を求められております。

また、小樽港には、税関、入国管理局、検疫所が全てそろっており、これまでの本港の発展に大きく寄与したことは言うまでもありません。そのうちの一機関を失うことは、C I Q 機関一体となっていたことで利便性を担保されていた本港にとって、今後の対外国へのポートセールス等にとって非常に負の影響を与えるものです。

加えて、官民一体となって誘致活動を行ってきたクルーズ客船の寄港が、大型船を中心に来年以降大幅に増加する見込みであり、それに伴う出入国審査業務の拡大も必至と思われる中で、港湾管理者である小樽市や船舶代理店等との詳細な打合せなど、同出張所の存在意義は、今後ますます大きくなるものと考えます。

もとより同出張所の廃止は、船舶代理店等の港湾関係者や在留外国人の方々の利便性の低下につながることも明らかであり、まちのイメージダウンさえ懸念される重大な案件です。

よって国においては、行政改革の一環として進められようとしているとは認識しますが、このような本市の実情を何とぞ御理解の上、小樽港出張所の存続について、再検討することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	小	貫		元
	同	山	口		保
	同	前	田	清	貴

公共工事の入札が成立しない「入札不調」が増加しています。報道によれば、国が今年度の4～6月に北海道で入札した公共工事では、入札不調が昨年同時期の2倍に上っています。入札不調の増加は、東日本大震災被災地の復興事業や景気回復に伴う建設工事の増加による資材の高騰、工事を担う人材不足が全国的に広がりつつある影響と見られています。

建設業就業者数を見ると、平成23年推計（国土交通省資料）で約497万人となっており、平成4年の619万人から約20パーセント減少しています。また、就業者のうち55歳以上が約33パーセント、29歳以下が約12パーセントと高齢化が進行しています。

その背景には、労働環境の悪化やダンピング受注の増加があります。これまでの建設投資の大幅な減少により受注競争が激化し、ダンピング受注や下請へのしわ寄せ等で、現場で働く労働者の処遇が悪化するなど、深刻な人材不足への影響が生じています。重労働の割に低賃金なため、中堅・若年層の離職が相次ぎ、就職後3年以内の離職率も製造業の2倍近くに上っています。

震災復興事業は加速させなければならず、また、首都直下地震、南海トラフ巨大地震に備え、老朽化が進む国内全域の公共インフラの防災・減災対策も待ったなしです。そのためにも、必要な公共工事の円滑な入札に対する取組は急務と言えます。

よって、政府におかれては、入札不調を解消するため、以下の環境整備を早急に進めるよう強く求めます。

記

- 1 地元に精通した施工力のある建設業者が各地域のインフラを安定的・継続的に維持・管理できるようにするため、地元貢献や技術力に対する加点評価など、多様な入札契約方式を導入すること。
- 2 事業の発注者が元請業者に支払った代金が、下請業者や現場で働く職人へ着実に届く流れを作るため、ダンピング対策を徹底すること。
- 3 公共工事設計労務単価の大幅引上げに伴う賃上げ状況の調査とフォローアップ、適正労務単価の確保、職人の人材確保と働く環境の改善に向けた社会保険の加入促進や、公共工事の入札において若年者らの確保・育成に取り組む建設業者への加点評価を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	松 田 優 子
	同	濱 本 進
	同	山 口 保
	同	新 谷 と し

積雪寒冷地域は、豊かな土地、水源地、良好な自然環境等に恵まれており、食料やエネルギーの供給地として、我が国を支える重要な役割を担っています。現在、世界的な規模で食糧問題、エネルギー問題に関する議論が巻き起こっているところですが、今後、更にこうした問題が深刻化することが確実視される中において、積雪寒冷地域の重要性は、ますます高まっています。

しかし、近年、過疎化、高齢化の更なる進行により地域の克雪力の低下が顕著となっているほか、地域の除雪体制を担っていた地元建設業者の経営体力低下に伴う大幅な減少、持続可能な除雪体制の確保が困難となるなど、現状のレベルの克雪力すら維持することが容易ではない状況になりつつあります。

先般改定された国の豪雪地帯対策基本計画により、雪処理の担い手確保に向けた除排雪の体制の整備、空き家に係る除排雪等の管理の確保や雪冷熱エネルギー等の活用促進等が求められていることから、国においては以下の項目について強く推進することを求めます。

記

- 1 地方自治体が安心して、万全の道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出総額の確保を図ること。
- 2 新たに創設された道路除雪補助や豪雪時における臨時特例措置等を確実に実施するとともに、積雪寒冷地域の道路除雪に関する財政需要に配慮した特別交付税を配分すること。
- 3 雪処理の担い手の確保・育成のために、建設業団体やNPO団体との連携協力体制の整備促進に向けた支援とともに、空き家の除排雪等が適切に行われるようにするための総合的な法制度の整備や財政支援を図ること。
- 4 雪冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備促進に向けた財政支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	成 田 祐 樹
	同	小 貫 元
	同	酒 井 隆 行
	同	斎 藤 博 行

平成24年6月21日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原子力事故子ども・被災者支援法」という。）が、議員立法により全会一致で可決・成立しました。

この法律は、原子力事故の被災者への幅広い支援策として、被災者の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還を選択する権利の尊重、特に胎児を含む子供への健康被害の未然防止、放射線の影響を調査する健康診断、原子力事故の放射線による被ばくに係る医療費減免などが盛り込まれ、それらを国の責務において推進することを定めた画期的なものです。

一方、「原子力事故子ども・被災者支援法」は、理念・枠組みのみを規定しており、支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などの具体化はこれからの課題となっています。本市においても原子力事故から避難してきた方々が、避難生活に関わる様々な困難を抱えて生活していますが、公的な支援は限られています。

よって、国においては、次の事項について早急に実施されるよう強く要請します。

記

- 1 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づき閣議決定された基本方針を早期に実現するため必要な予算措置を講ずること。特に、安定した住宅の確保、子供の定期的健康診断と医療費の減免、二重生活における移動費の支援は緊急の課題として具体化すること。
- 2 地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うこと。
- 3 基本方針の策定と施策の具体化に当たっては、被災者の意見を十分に反映する措置を採ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成25年12月20日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

平成25年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 平成25年12月4日～平成25年12月20日（17日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成25年度小樽市一般会計補正予算	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
2	平成25年度小樽市水道事業会計補正予算	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
3	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	総務	H25.12.17	可決	H25.12.20	可決
4	小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	総務	H25.12.17	可決	H25.12.20	可決
5	小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	総務	H25.12.17	可決	H25.12.20	可決
6	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
7	小樽市税外収入徴収条例等の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
8	小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
9	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
10	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	経済	H25.12.17	可決	H25.12.20	可決
11	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
12	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
13	小樽市入港料条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
14	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
15	小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
16	小樽市下水道条例の一部を改正する条例案	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
17	工事請負変更契約について〔桜小学校校舎及び屋内運動場耐震補強ほか改修工事〕	H25.12.4	市長	H25.12.11	総務	H25.12.17	可決	H25.12.20	可決
18	不動産の処分について	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
19	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市いなきたコミュニティセンター〕	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
20	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場〕	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
21	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市若竹住宅集会所〕	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
22	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市事業内職業訓練センター〕	H25.12.4	市長	H25.12.11	予算	H25.12.16	可決	H25.12.20	可決
23	小樽市非核港湾条例案	H25.12.4	議員	H25.12.11	総務	H25.12.17	否決	H25.12.20	否決
24	人権擁護委員候補者の推薦について	H25.12.20	市長	—	—	—	—	H25.12.20	同意
25年3定 第7号	平成24年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H25.9.4	市長	H25.9.11	決算	H25.10.3	認定	H25.12.20	認定
25年3定 第8号	平成24年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25.9.4	市長	H25.9.11	決算	H25.10.3	認定	H25.12.20	認定
25年3定 第9号	平成24年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25.9.4	市長	H25.9.11	決算	H25.10.3	認定	H25.12.20	認定
25年3定 第10号	平成24年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25.9.4	市長	H25.9.11	決算	H25.10.3	認定	H25.12.20	認定
25年3定 第11号	平成24年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25.9.4	市長	H25.9.11	決算	H25.10.3	認定	H25.12.20	認定
25年3定 第12号	平成24年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25.9.4	市長	H25.9.11	決算	H25.10.3	認定	H25.12.20	認定
25年3定 第13号	平成24年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25.9.4	市長	H25.9.11	決算	H25.10.3	認定	H25.12.20	認定
25年3定 第14号	平成24年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25.9.4	市長	H25.9.11	決算	H25.10.3	認定	H25.12.20	認定
25年3定 第15号	平成24年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25.9.4	市長	H25.9.11	決算	H25.10.3	認定	H25.12.20	認定
25年3定 第16号	平成24年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25.9.4	市長	H25.9.11	決算	H25.10.3	認定	H25.12.20	認定

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結果	議 決 年 月 日	議 決 結果
25年3定 第17号	平成24年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	決 算	H25. 10. 3	認 定	H25. 12. 20	認 定
25年3定 第18号	平成24年度小樽市病院事業決算認定について	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	決 算	H25. 10. 3	認 定	H25. 12. 20	認 定
25年3定 第19号	平成24年度小樽市水道事業決算認定について	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	決 算	H25. 10. 3	認 定	H25. 12. 20	認 定
25年3定 第20号	平成24年度小樽市下水道事業決算認定について	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	決 算	H25. 10. 3	認 定	H25. 12. 20	認 定
25年3定 第21号	平成24年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	決 算	H25. 10. 3	認 定	H25. 12. 20	認 定
25年3定 第22号	小樽市自治基本条例案	H25. 9. 4	市長	H25. 9. 11	予 算	H25. 11. 22	可 決	H25. 12. 4	可 決
意見書案 第 1 号	「特定秘密の保護に関する法律案」の慎重審議を求める意見書(案)	H25. 12. 4	議員	—	—	—	—	H25. 12. 4	否 決
意見書案 第 2 号	来年 4 月からの消費税増税見送りを求める意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	否 決
意見書案 第 3 号	2014年度地方財政の確立を求める意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	否 決
意見書案 第 4 号	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	否 決
意見書案 第 5 号	秘密保護法の「廃止」を求める意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	否 決
意見書案 第 6 号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	可 決
意見書案 第 7 号	ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	可 決
意見書案 第 8 号	司法試験合格者数を年間1,000人程度まで段階的に減少させ、裁判官・検察官の適正な増員を図ることを求める意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	可 決
意見書案 第 9 号	北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	可 決
意見書案 第 1 0 号	2014年度及び2015年度の北海道後期高齢者医療保険料の負担軽減に関する意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	可 決
意見書案 第 1 1 号	法務省札幌入国管理局小樽港出張所存続を求める意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	可 決
意見書案 第 1 2 号	公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	可 決
意見書案 第 1 3 号	積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	可 決
意見書案 第 1 4 号	「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書(案)	H25. 12. 20	議員	—	—	—	—	H25. 12. 20	可 決
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総 務	H25. 12. 17	継 続 審 査	H25. 12. 20	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経 済	H25. 12. 17	継 続 審 査	H25. 12. 20	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚 生	H25. 12. 17	継 続 審 査	H25. 12. 20	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建 設	H25. 12. 17	継 続 審 査	H25. 12. 20	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2～145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 7. 4	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
151～280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 9. 13	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
283～289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 11. 28	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について	H24. 2. 27	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
294～308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H24. 2. 27	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
319	所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方について	H25. 9. 3	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
324	「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書の提出方について	H25. 12. 9	H25. 12. 17	採択	H25. 12. 20	採択
325～534	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H25. 12. 9	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について	H23. 11. 29	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	J R南小樽駅のバリアフリー化の要請方について	H24. 6. 19	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23. 7. 4	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
310	銭函駅へのエレベーター設置方について	H24. 6. 13	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
314	小樽市女性国内研修事業の再開方について	H24. 9. 4	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
316	北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について	H24. 11. 21	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
320	朝里におけるまちづくりセンター建設方について	H25. 9. 4	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
321	受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方について	H25. 9. 6	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
322	共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方について	H25. 11. 29	H25. 12. 17	不採択	H25. 12. 20	不採択

323	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方について	H25. 12. 4	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
-----	-----------------------------------------------------	------------	-------------	------	-------------	------

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方について	H24. 6. 13	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
312	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について	H24. 8. 28	H25. 12. 17	継続審査	H25. 12. 20	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23. 11. 21	H25. 12. 18	継続審査	H25. 12. 20	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について	H24. 2. 20	H25. 12. 18	継続審査	H25. 12. 20	継続審査